第百六十四回国会　衆議院　行政改革に関する特別委員会議録　第二号

平成十八年三月二十九日（水曜日）

午前十一時開議

出席委員

委員長　伊吹　文明君

理事　今津　寛君　理事　園田　博之君

理事　谷　公一君　理事　谷川　弥一君

理事　山本　有二君　理事　大島　敦君

理事　北橋　健治君　理事　桝屋　敬悟君

安次富　修君　秋葉　賢也君

井上　喜一君　宇野　治君

衛藤征士郎君　太田　誠一君

加藤　勝信君　河井　克行君

北川　知克君　小杉　隆君

佐藤　錬君　菅原　一秀君

鈴木　淳司君　薗浦健太郎君

並木　正芳君　葉梨　康弘君

松本　洋平君　三ッ矢憲生君

水野　賢一君　大串　博志君

近藤　洋介君　園田　康博君

武正　公一君　鉢呂　吉雄君

馬淵　澄夫君　渡辺　周君

石井　啓一君　谷口　和史君

吉井　英勝君　菅野　哲雄君

滝　実君

国務大臣（行政改革担当）（規制改革担当）　中馬　弘毅君

内閣府副大臣　山口　泰明君

内閣府大臣政務官　山谷えり子君

衆議院調査局行政改革に関する特別調査室長　大竹　顕一君

委員の異動

三月二十九日

辞任　補欠選任

大野　功統君　河井　克行君

岡本　芳郎君　宇野　治君

村上誠一郎君　北川　知克君

前田　雄吉君　園田　康博君

塩川　鉄也君　吉井　英勝君

同日

辞任　補欠選任

宇野　治君　岡本　芳郎君

河井　克行君　大野　功統君

北川　知克君　村上誠一郎君

園田　康博君　前田　雄吉君

吉井　英勝君　塩川　鉄也君

三月二十三日

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（内閣提出第三四号）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（内閣提出第七一号）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（内閣提出第七二号）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第七三号）

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（内閣提出第七四号）

は本委員会に付託された。

三月二十三日

非営利法人の健全な発展等に関する請願（照屋寛徳君紹介）（第二二八号）

同（奥村展三君紹介）（第二五八号）

は去る二月九日及び二月二十一日内閣委員会に付託されたが、これを本委員会に付託替えされた。

三月二十七日

沖縄振興開発金融公庫の存続に関する意見書（那覇市議会）（第二六四〇号）

沖縄振興開発金融公庫の存続に関する意見書（沖縄県浦添市議会）（第二六四一号）

沖縄振興開発金融公庫の存続に関する意見書（沖縄県豊見城市議会）（第二六四二号）

沖縄振興開発公庫の存続及び各種機能の継続に関する意見書（沖縄県宮古島市議会）（第二六四三号）

公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書（岩手県山田町議会）（第二六四四号）

「事業仕分け・見直し」による「小さくて効率的な政府」の実現を求める意見書（北海道議会）（第二六四五号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（北海道函館市議会）（第二六四六号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（北海道別海町議会）（第二六四七号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（宮城県名取市議会）（第二六四八号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（水戸市議会）（第二六四九号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（前橋市議会）（第二六五〇号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（埼玉県春日部市議会）（第二六五一号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（石川県議会）（第二六五二号）

「事業仕分け」による行財政の効率化についての意見書（愛知県議会）（第二六五三号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（大津市議会）（第二六五四号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（京都市議会）（第二六五五号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（大阪府貝塚市議会）（第二六五六号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（大阪府泉佐野市議会）（第二六五七号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（大阪府大東市議会）（第二六五八号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（大阪府和泉市議会）（第二六五九号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（大阪府泉南市議会）（第二六六〇号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（大阪府阪南市議会）（第二六六一号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（奈良県大和高田市議会）（第二六六二号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（奈良県葛城市議会）（第二六六三号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（広島県府中町議会）（第二六六四号）

事業仕分けによる行財政の効率化を求める意見書（福岡県大牟田市議会）（第二六六五号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（佐賀県議会）（第二六六六号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（佐賀県多久市議会）（第二六六七号）

事業仕分けによる行財政の効率化を求める意見書（熊本県議会）（第二六六八号）

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（宮崎県延岡市議会）（第二六六九号）

政府系金融機関は縮小・廃止でなく、機能の拡充を求める意見書（北海道芦別市議会）（第二六七〇号）

政府系金融機関の機能の充実を求める意見書（北海道伊達市議会）（第二六七一号）

政府系中小企業金融機関の統廃合問題に関する意見書（宮城県気仙沼市議会）（第二六七二号）

政府系金融機関の統廃合に関する意見書（新潟県議会）（第二六七三号）

政府系金融機関の見直しに対する意見書（熊本県議会）（第二六七四号）
中小企業向け融資を行う政府系金融機関の機能の存続・強化を求める意見書（大分県議会）（第二六七五号）
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（内閣提出第七四号）
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（内閣提出第七一号）
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（内閣提出第七二号）
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第七三号）
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（内閣提出第七四号）

○伊吹委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。中馬国務大臣。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中馬国務大臣　おはようございます。

いよいよこれから審議をいたしますので、ひとつよろしくお願いいたします。

まず、提案理由から御説明させていただきます。

このたび、政府から提出いたしました簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び公益社団法人及び公益財団法人及び公法人の認定等に関する法律案、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案及び公益社団法人及び公益財団法人及び公法人の整備等に関する法律案、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案の五法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を順次御説明申し上げます。

初めに、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、我が国の国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠となっております。

このため、政府は、簡素で効率的な政府の実現を喫緊かつ最重要課題の一つとして位置づけ、昨年十二月二十四日に行政改革の重要方針を閣議決定するとともに、これを着実に実施するため、ここに本法律案を提出する次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、基本理念として、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体のあり方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国民生活の安全に配慮しつつ、政府または地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること、並びに行政機構の整理及び合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として行われなければならないこととするほか、国及び地方公共団体は簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有することとしております。

第二に、政策金融改革については、平成二十年度において現行政策金融機関を再編成して新たに一の機関を設立することとし、その機能は、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を支援する機能等に限定することとしております。ただし、国際協力銀行の政府開発援助に係る機能は国際協力機構に担わせることとしております。また、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は完全民営化し、公営企業金融公庫は廃止することとしております。

第三に、独立行政法人の見直しについては、国の歳出縮減を図る見地から、組織及び業務やこれに影響を及ぼす国の施策のあり方の検討を行うことや、融資等業務の見直しを行うこととしております。

第四に、特別会計改革については、平成十八年度から平成二十二年度までの間を目途に計画的に推進すること、財政の健全化に総額二十兆円程度を寄与することを目標とすること及び本法律の施行後一年以内を目途として特別会計の廃止及び統合等を盛り込んだ法制上の措置を行うこととしております。さらに、各特別会計の廃止、統合、事務及び事業の合理化等を行うとともに、特定財源についても見直しを行うこととしております。

第五に、総人件費改革については、国家公務員の年度末総数を今後五年間で五％以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずることとしております。給与制度の見直しについては、職務と責任に応じた給与の体系、民間における賃金との比較方法のあり方についての人事院における検討の状況を踏まえ、必要な措置を平成十八年度から順次講ずることとしております。さらに、地方公共団体に対して職員数の厳格な管理を要請するとともに、独立行政法人等における人件費の削減に向けた取り組みを行うこととしております。

第六に、国の資産及び債務に関する改革については、将来の国民負担を極力抑制するなどの財政運営原則を盛り込むとともに、国の資産の圧縮や資産及び債務の管理のあり方の見直しを行うこととしております。

第七に、公務員制度改革、規制改革、競争の導入による公共サービスの改革、公益法人制度改革、政策評価の推進との連携を図ることとしております。

第八に、行政改革推進本部を設置し、これらの改革を総合的に推進することとしております。

次に、公益法人制度改革に関する三法案、すなわち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の公益法人制度については、主務官庁の許可主義のもと、法人格の取得と公益性の判断や税制上の優遇措置が一体となっているため、法人設立が簡便でなく、また公益性の判断基準が不明確であるなど、さまざまな批判、指摘がされてまいりました。一方で、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現することが重要となっております。さらに、官から民への流れの中で、こうした民間の団体の発展を推進することは、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の実現にも不可欠なものであります。

そこで、現行の公益法人制度を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、これら三法案を提出するものであります。

それぞれの法律案の概要について、順次御説明申し上げます。

まず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案は、剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により簡便に法人格を取得することができる一般的な法人制度を設けようとするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。

第一に、現行の民法典には社団法人と財団法人の二つの種類が設けられていることにかんがみ、法人の種類として、これらに対応する一般社団法人と一般財団法人の二つの類型を設けることとしております。

第二に、一般社団法人及び一般財団法人においては、営利法人との区別を明確にするため、社員または設立者に剰余金または残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めはその効力を有しないものとしております。

第三に、一般社団法人については、二名以上の社員によって設立できることとし、設立時の財産保有規制は設けないこととするほか、社員総会及び理事を必置とし、定款の定めによって理事会、監事または会計監査人を設置できることとしております。

第四に、一般財団法人については、設立者が三百万円以上の財産を拠出することによって設立できることとし、理事の業務執行を監督し法人の重要な意思決定に関与する機関として評議員及び評議員会を法定するとともに、理事、理事会及び監事を必置とし、定款の定めによって会計監査人を設置できることとしております。

このほか、計算、定款の変更、解散・清算、合併等について、所要の規定を設けることとしております。

次に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案は、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた現行の制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与のもとで内閣総理大臣または都道府県知事が行う制度を設けようとするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。

第一に、公益目的事業を行う一般社団法人または一般財団法人は、内閣総理大臣または都道府県知事の公益認定を受けることができることとし、公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであることその他の公益認定の基準等について定めることとしております。

第二に、公益認定を受けた公益社団法人または公益財団法人について、公益目的事業費率が百分の五十以上となることその他の公益目的事業の実施等に関して守るべき事項等を定めることとしております。

第三に、公益社団法人または公益財団法人に対する立入検査、勧告及び命令、公益認定の取り消し等の監督上の措置について定めることとしております。

第四に、内閣府に七人の有識者をもって組織される公益認定等委員会を置くこととし、内閣総理大臣が公益認定をしようとするとき等にはこの委員会に諮問しなければならないこと、都道府県についても合議制の機関を置くこと等を定めることとしております。

このほか、国民への情報提供や公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置について定めるとともに、罰則等について所要の規定を設けることとしております。

最後に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、中間法人法を廃止し、民法ほか二百九十九の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

最後に、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日の厳しい財政事情の中、政府が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し、簡素で効率的な政府を実現することは、国及び地方を通じた我が国全体にとって喫緊かつ最重要課題の一つとなっております。今後、簡素で効率的な政府への道筋を確かなものとするためには、国や地方公共団体が行っている業務について、限られた財源の中で公共サービスの受け手である国民に対しより質の高いサービスを提供していく観点から、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、必要な措置を講ずることが重要となっております。

政府といたしましては、以上の認識のもと、国の行政機関等または地方公共団体がみずから実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点からこれを見直し官民競争入札または民間競争入札に付することにより公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、本法律案を提出する次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨とするとともに、国の行政機関等または地方公共団体の事務または事業として行う必要のないものは廃止することを基本理念としております。

第二に、競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針や、官民競争入札の具体的な対象業務等を主な内容とする公共サービス改革基本方針を定めることとしております。

内閣総理大臣は、公共サービスに関する情報を公表し、民間事業者及び地方公共団体からの意見を聴取するとともに、国の行政機関等の長等と協議し、官民競争入札等監理委員会の議を経た上で、官民競争入札等の対象として選定した公共サービスに関する事項等を内容とする公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めることとしております。

第三に、公共サービスの経費の削減だけでなくその質の維持向上を実現する観点から、官民競争入札等の対象として選定された個々の公共サービスごとに作成する官民競争入札等の実施要項や落

札者の決定等に関する手続を定めております。

第四に、民間事業者が落札者となった場合の公共サービスの実施に関する契約の締結、変更及び解除を規定するとともに、落札した民間事業者への守秘義務及びみなし公務員規定の適用や、国の行政機関等の長等による落札した民間事業者に対する報告徴収または必要な指示に関する規定など、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための各般の措置を定めております。

第五に、官民競争入札等により落札した民間事業者が実施する公共サービスに適用する財政法、国家公務員退職手当法、職業安定法、国民年金法等及び戸籍法等の特例の内容について定めております。

第六に、国の行政機関等が、官民競争入札の結果、みずから実施することとなった場合における公共サービスの実施に関する規定を定めております。

第七に、官民競争入札等の実施の過程における透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に官民競争入札等監理委員会を設置することとしております。

第八に、地方公共団体が本法案に基づき実施する官民競争入札等について、国の規定に準じた手続を定めております。

以上が、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをよろしくお願いいたします。

○伊吹委員長　これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る四月三日月曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十八分散会

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等
第一節　政策金融改革（第四条―第十四条）
第二節　独立行政法人の見直し（第十五条・第十六条）
第三節　特別会計改革（第十七条―第四十一条）
第四節　総人件費改革（第四十二条―第五十七条）
第五節　国の資産及び債務に関する改革（第五十八条―第六十二条）
第六節　関連諸制度の改革との連携（第六十三条―第六十七条）
第三章　行政改革推進本部（第六十八条―第七十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、我が国の国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠であることにかんがみ、政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国民生活の安全に配慮しつつ、政府又は地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること並びに行政機構の整理及び合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、次章に定める重点分野について、前条の基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。

第二章　重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等

第一節　政策金融改革

（趣旨及び基本方針）

第四条　政策金融改革は、次に掲げる基本方針に基づき、平成二十年度において、現行政策金融機関（商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行をいう。以下同じ。）の組織及び機能を再編成し、その政策金融の機能を、新たに設立する一の政策金融機関（以下「新政策金融機関」という。）に担わせることにより行われるものとする。ただし、国際協力銀行の政府開発援助に係る機能については、現行政策金融機関の政策金融の機能から分離して独立行政法人国際協力機構に担わせるものとし、沖縄振興開発金融公庫については、第十一条の定めるところによる。

一　新政策金融機関の政策金融の機能は、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図る機能に限定するものとする。

二　政策金融に係る貸付金については、平成二十年度末における新政策金融機関の貸付金の残高及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金の残高の合計額の同年度の国内総生産（国際連合の定める基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系における国内総生産をいう。以下同じ。）の額に占める割合が、平成十六年度末における現行政策金融機関の貸付金の残高の同年度の国内総生産の額に占める割合の二分の一以下となるようにするものとする。

三　現行政策金融機関の負債の総額が資産の総額を超える場合におけるその超過額又は新政策金融機関に生じた損失であって、これらの経営責任に帰すべきものを補てんするための補助金（交付金、補給金その他の給付金を含む。）の交付その他の国の負担となる財政上の措置は、行わないものとする。

四　内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融について、新政策金融機関及び第六条第一項に規定するその

他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする体制を整備するものとする。

（新政策金融機関の在り方）

第五条　新政策金融機関は、次に掲げる組織及び業務の在り方を踏まえて、設立されるものとする。

一　特別の法律により特別の設立行為をもって設立される株式会社又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくはこれに類する法人とするものとする。

二　明確な経営責任の下で運営され、経営内容に関する情報の公開を徹底するものとする。

三　新政策金融機関の経営責任者は、これを適正かつ効率的に運営するため、設立の目的及びその担う金融業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者のうちから選任されるものとし、特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮するものとする。

四　組織については、簡素かつ効率的なものとすることを基本とし、国内金融の業務を行う部門と国際金融の業務を行う部門とに大別して、当該部門ごとに専門的能力を有する職員の配置及び育成を可能とするものとする。この場合において、国内金融の業務を行う部門にあっては、当該業務の態様に応じた区分を明確にしてその内部組織を編成するものとし、国際金融の業務を行う部門にあっては、当該業務を行ってきた現行政策金融機関の外国における信用が維持され、当該業務を主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

五　業務については、現行政策金融機関から承継する業務（統合する現行政策金融機関から承継する債権の管理及び回収を含む。）及び前条第四号に規定する金融に係る業務とするものとし、債務の一部の保証、貸付債権の譲受けその他の業務の推進を図ることにより、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨として行われるものとする。

六　業務の実施状況について的確な評価及び監視を行う体制を整備し、業務の必要性の有無及びこれを民間にゆだねることの適否についての見直し並びに貸付金の残高の継続的な縮小を行うことを可能とするものとする。

（商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方）

第六条　商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化するものとし、平成二十年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとする。

2　商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

3　政府は、第一項の完全民営化に当たっては、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（公営企業金融公庫の在り方）

第七条　公営企業金融公庫は、平成二十年度において、廃止するものとし、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させるものとする。

2　政府は、前項の移行の後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるものとする。

（国民生活金融公庫の在り方）

第八条　国民生活金融公庫は、平成二十年度において、新政策金融機関に統合するものとする。

2　国民生活金融公庫の業務（小規模事業者の経営の改善発達を支援するための資金及び生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを含む。）は、新政策金融機関に承継させる。ただし、教育資金の貸付けについては、低所得者の資金需要に配慮しつつ、貸付けの対象の範囲を縮小するものとする。

（農林漁業金融公庫の在り方）

第九条　農林漁業金融公庫は、平成二十年度において、新政策金融機関に統合するものとする。

2　農林漁業金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の貸付けは、資本市場からの調達が困難な資金の貸付けに限定するものとし、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条の二第一項第四号に規定する食品の製造等の事業を営む者に対する貸付けは、中小企業者に対する償還期間が十年を超える資金の貸付けに限定するものとする。

（中小企業金融公庫の在り方）

第十条　中小企業金融公庫は、平成二十年度において、新政策金融機関に統合するものとする。

2　中小企業金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百二十八号）第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務については、中小企業者一般を対象とするものは廃止するものとし、それ以外のものは、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定するとともに、その承継後においても定期的に見直しを行い、必要性が低下したと認められる部分は廃止するものとする。

（沖縄振興開発金融公庫の在り方）

第十一条　沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四条第一項に規定する沖縄振興計画に係る同条第三項に規定する平成十四年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。

2　沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成二十年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第八条第二項ただし書、第九条第二項ただし書及び前条第二項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。

3　第一項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

（国際協力銀行の在り方）

第十二条　国際協力銀行は、平成二十年度において、新政策金融機関に統合するものとする。

2　国際協力銀行の業務のうち、国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第二十三条第一項に規定する国際金融等業務は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限定して新政策金融機関に承継させるものとし、同条第二項に規定する海外経済協力業務は、独立行政法人国際協

力機構法（平成十四年法律第百三十六号）を改正するための措置を講じて、独立行政法人国際協力機構に承継させるものとする。

（留意事項）

第十三条　政府は、第五条から前条までの規定による措置を講ずるに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

一　現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価し、新政策金融機関その他現行政策金融機関の業務を承継する機関が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産で政府の出資に係るものについては、これを国庫に帰属させること。

二　現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。

（独立行政法人等の融資等業務の見直し）

第十四条　政府は、平成十八年度において、次に掲げる融資等業務（資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下同じ。）の在り方について見直しを行うものとする。

一　独立行政法人のうち、平成十八年度から平成二十年度までの間に初めて中期目標の期間（独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。第五十二条において同じ。）が終了するものが、その目的を達成するために行う融資等業務

二　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、現行政策金融機関、住宅金融公庫及び株式会社であるもの以外のものが、その目的を達成するために行う融資等業務

三　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人のうち、法令に基づく融資等業務を行うもの又は国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて融資等業務を行うものが行う当該融資等業務

第二節　独立行政法人の見直し

（国の歳出の縮減を図る見地からの見直し）

第十五条　平成十八年度以降に初めて中期目標の期間（独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する中期目標の期間をいう。次条において同じ。）が終了する独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団を含む。以下この節において同じ。）を所管する大臣は、独立行政法人通則法第三十五条第一項（日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（融資等業務を行う独立行政法人の組織の見直し）

第十六条　平成十八年度から平成二十年度までの間に中期目標の期間が終了する独立行政法人のうち融資等業務を行うものを所管する大臣は、第十四条の規定による融資等業務の見直しの結果に応じ、当該独立行政法人の組織の在り方についても見直しを行うものとする。

第三節　特別会計改革

（趣旨）

第十七条　特別会計の改革は、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図ることにより行われるものとし、平成十八年度から平成二十二年度までの間を目途に計画的に推進されるものとする。

2　前項の改革に当たっては、平成十八年度から平成二十二年度までの間において、特別会計における資産及び負債並びに剰余金及び積立金の縮減その他の措置により、財政の健全化に総額二十兆円程度の寄与をすることを目標とするものとする。

（特別会計の取扱いの原則）

第十八条　特別会計の新設は、事務及び事業の合理化若しくは効率化又は財政の健全化に資する場合を除き、行わないものとする。

2　政府は、平成二十三年四月一日において設置されている特別会計について、その存続の必要性を検討するものとし、その後においても、おおむね五年ごとに同様の検討を行うものとする。

（法制上の措置等）

第十九条　政府は、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後一年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　前項に規定するもののほか、政府は、国全体の財政状況の一覧性を確保するため、特別会計歳入歳出予算の総計及び純計について所管及び主要な経費の別に区分した書類を参考資料として予算に添付する措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3　政府は、特別会計において経理されている事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うものとする。

（道路整備特別会計等の見直し）

第二十条　道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計は、平成二十年度までに統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

2　空港整備特別会計において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。

3　特定の税の収入額（これに相当する額を含む。以下この項において同じ。）の全部又は一部を道路に関する費用の財源に充てる制度（以下この項において「特定財源制度」という。）については、国の財政状況の悪化をもたらさないよう十分に配慮しつつ、特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解を得られるよう、次の基本方針により、見直しを行うものとする。

一　道路の整備は、これに対する需要を踏まえ、その必要性を見極めつつ、計画的に進めるものとする。この場合において、道路の整備に係る歳出については、一層の重点化及び効率化を図るものとする。

二　特定財源制度に係る税については、厳しい財政状況にかんがみ、及び環境への影響に配慮し、平成十七年十二月における税率の水準を維持するものとする。

三　特定財源制度に係る税の収入額については、一般財源化を図ることを前提とし、平成十九年度以降の歳出及び歳入の在り方に関する検討と併せて、納税者の理解を得つつ、具

体的な改正の案を作成するものとする。

4　空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）附則第十一項の規定による措置については、第一項の統合の後においても、空港の整備に係る歳出及び借入金を抑制するよう努めつつ、これを実施するものとし、将来において、空港の整備の進捗状況を踏まえ、その廃止について検討するものとする。

（厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の見直し）

第二十一条　厚生保険特別会計及び国民年金特別会計は、平成十九年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

（船員保険特別会計の見直し）

第二十二条　船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成十八年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。次条第一項において「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七条の二第一項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成二十二年度までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。

（労働保険特別会計に係る見直し）

第二十三条　労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2　雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。

（地震再保険特別会計に係る見直し）

第二十四条　地震再保険特別会計において経理されている再保険の機能に係る事務及び事業については、その在り方を平成二十年度末までに検討するものとする。

（貿易再保険特別会計に係る見直し）

第二十五条　貿易再保険特別会計については、経済協力開発機構の加盟国への輸出に係る短期の貿易保険その他の貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図り、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることを通じて、同特別会計において経理される事務及び事業の見直しを行うものとし、関連する制度の改正について平成二十年度末までを目途に検討するものとする。

（農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計に係る見直し）

第二十六条　農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計においては、同特別会計において経理されている再保険の機能に係る事務及び事業については、積立金の管理の透明性の向上を図った上でこれらの特別会計を統合した特別会計において経理することを含め、その在り方を平成二十年度末までに検討するものとする。

（森林保険特別会計の見直し）

第二十七条　森林保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業を独立行政法人に移管し、同特別会計を廃止することについて、平成二十年度末までに検討するものとする。

（国有林野事業特別会計の見直し）

第二十八条　国有林野事業特別会計については、同特別会計の設置の目的及び国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第百三十四号）に基づく改革の実施状況を踏まえ、同特別会計の負担に属する借入金に係る債務の着実な処理その他国有林野の適切な管理運営のため必要な措置を講じつつ、同特別会計において経理されている事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成二十二年度末までに検討するものとする。

（国営土地改良事業特別会計の見直し）

第二十九条　国営土地改良事業特別会計は、平成二十年度までに一般会計に統合するものとする。

2　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業については、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十五条第二項第三号の施策の推進の状況を踏まえ、国と地方公共団体との適切な役割分担について、平成十八年度末までに検討するものとする。

（食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計の見直し）

第三十条　食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計は、平成十九年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

2　前項前段の統合の後の特別会計において経理される事務及び事業については、当該統合の後において、その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は独立行政法人への移管について検討するものとする。

（自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計の見直し）

第三十一条　自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計は、平成二十年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

2　前項前段の統合の後の特別会計において経理される事務及び事業については、当該統合の後において、その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は独立行政法人への移管について検討するものとする。

（特許特別会計に係る見直し）

第三十二条　特許特別会計において経理される特許出願の審査（以下この条において単に「審査」という。）に係る事務及び事業については、一層迅速かつ的確な審査を実現することの必要性にかんがみ、審査の件数、審査に要する経費及び先行技術の調査の民間への委託の件数について中期的かつ定量的な目標を定め、業務の効率の向上及び委託の拡大を図るものとする。

（国立高度専門医療センター特別会計の見直し）

第三十三条　国立高度専門医療センター特別会計は、平成二十二年度において廃止するものとする。

2　国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは、国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理その他これらの機関の事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、独立行政法人に移行させるものとする。

（登記特別会計の見直し）

第三十四条　登記特別会計は、同特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図るとともに、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図を

整備するために必要な措置を講じつつ、平成二十二年度末において一般会計に統合するものとする。

（特定国有財産整備特別会計の見直し）

第三十五条　特定国有財産整備特別会計は、同特別会計において経理される事務及び事業を必要な範囲に限定するものとし、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号。以下「庁舎法」という。）第五条に基づく特定国有財産整備計画の策定の見通しを踏まえ、平成二十二年度を目途に、一般会計に統合するものとする。

（電源開発促進対策特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の見直し）

第三十六条　電源開発促進対策特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計は、平成十九年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、合理化及び効率化を図るとともに、勘定を区分して経理することによりその運営の透明性を確保するものとする。

2　前項前段の統合に当たっては、電源開発促進税の収入は、一般会計の歳入に組み入れた上で、電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第一条に規定する措置（以下この項において「電源開発促進対策」という。）に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、必要な金額を統合された特別会計に繰り入れるものとし、当該収入の一部について、電源開発促進税の課税の目的を踏まえ、電源開発促進対策に係る財政需要に照らして一般会計から当該特別会計に繰り入れることが必要となるまでの間、効果的な活用を図ることを可能とするものとする。

（産業投資特別会計の見直し）

第三十七条　産業投資特別会計の産業投資勘定は、同勘定において経理される投資の対象を必要な範囲に限定した上で、平成二十年度までに、財政融資資金特別会計に移管するものとする。

2　前項の移管の後の勘定の在り方については、将来において、民間投資その他の状況を勘案し、その廃止を含めて検討するものとする。

3　産業投資特別会計の社会資本整備勘定は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項、第二条の二第一項、第三条第一項若しくは第二項又は附則第三条第一項の規定による貸付けに係る業務の終了に伴い、廃止するものとする。

（財政融資資金特別会計に係る見直し）

第三十八条　財政融資資金特別会計においてその運用に関する歳入歳出を経理される財政融資資金については、その規模を将来において適切に縮減されたものとするため、同特別会計の負担において発行される公債の発行額を着実に縮減するとともに、その償還の計画を作成するものとする。

2　財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けについては、第七条第一項の移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減するものとする。

（外国為替資金特別会計に係る見直し）

第三十九条　外国為替資金特別会計において経理される事務については、その執行に要する費用の節減その他の合理化及び効率化を図るものとする。

2　外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）第十三条の規定による一般会計の歳入への繰入れについては、同条に規定する残余のうち相当と認められる金額を繰り入れる措置を講ずるものとする。

（国債整理基金特別会計に係る見直し）

第四十条　国債整理基金特別会計において経理される事務については、その執行に要する費用の節減その他の合理化及び効率化を図るほか、日本銀行に取り扱わせる国債に関する事務の範囲について、平成十九年度末までに検討するものとする。

（交付税及び譲与税配付金特別会計に係る見直し）

第四十一条　交付税及び譲与税配付金特別会計については、交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）附則第五条第一項に基づく借入金に係る中期的な返済計画を公表するものとする。

第四節　総人件費改革

（趣旨）

第四十二条　総人件費改革は、国家公務員及び地方公務員について、その総数の純減及び給与制度の見直しを行うとともに、独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）、特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員についても、これに準じた措置を講ずることにより、これらの者に係る人件費の総額の削減を図ることにより行われるものとする。

2　前項の総人件費改革を推進するに当たっては、平成二十七年度以降の各年度における国家公務員の人件費の総額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成十七年度における当該割合の二分の一にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意するものとする。

（国家公務員の純減）

第四十三条　政府は、平成二十二年度の国家公務員の年度末総数を、平成十七年度の国家公務員の年度末総数と比較して、同年度の国家公務員の年度末総数の百分の五に相当する数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずるものとする。

2　前項に規定する「国家公務員の年度末総数」とは、次に掲げる数の合計数をいう。

一　行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条に規定する定員の当該年度末における数

二　特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の常時勤務に服することを要する役員及び同法第六十条第一項に規定する常勤職員の当該年度の一月一日における数

三　前二号に掲げる国家公務員以外の常時勤務に服することを要する国家公務員（国際平和協力隊の隊員並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社の役員及び職員で常時勤務に服することを要するものを除く。）の法律に定められた数又は法律の規定に基づき定められた数の当該年度末における数

（行政機関等の職員の純減）

第四十四条　政府は、行政機関の職員の定員に関する法律第二条及び第三条に規定する定員並びに警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第一項に規定する地方警務官の定員について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度末におけるこれらの総数から、その百分の五に相当する数以上の純減をさせるものとし、その結果を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律第一条に規定する定員の総数の最高限度について法制上の措置を講ずるものとする。

2　平成十八年度の国の一般会計の歳出予算の基礎とされた平成十七年度末の自衛官の人員数については、自衛隊の隊員に対する教育及び食事の支給並びに防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第五条第十三号に規定する装備品等の整備に係る業務その他の業務の民間への

委託その他の方法により、前項の規定の例に準じて純減をさせるものとする。

（国の事務及び事業の見直し）

第四十五条　政府は、前条第一項の純減を実現するため、国の事務及び事業に関し、次条から第五十条までの規定による措置その他の合理化及び効率化のための措置を講ずるものとする。この場合において、事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うとともに、事務及び事業における国家公務員の身分を有しない者の活用を拡大する方策について検討を行うものとする。

2　前項の国の事務及び事業の合理化及び効率化に伴う定員の改廃に当たっては、その対象となる事務及び事業に従事する職員の異動を円滑に行うため、府省横断的な配置の転換及び職員の研修を行う仕組みの構築並びに職員の採用の抑制その他の人事管理上の措置を講ずるものとする。

第四十六条　農林水産省の地方支分部局が所掌する統計及び食糧の管理に関する事務並びに北海道開発局が所掌する事務その他国の行政に対する需要の変化が認められる事務及び事業については、その減量に向けた検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第四十七条　国の行政機関の地方支分部局（これ以外の国の行政機関で、一定の管轄区域に係る事務を分掌するものを含む。）については、これらの事務及び事業を見直し、次に掲げる措置その他の事務及び事業の減量を図るための措置を講ずるほか、地方支分部局の統合、廃止及び合理化を推進するものとする。

一　地方公共団体への補助金の交付又は地域の振興に関する事務その他これに類する事務について、減量を行い、又は地方公共団体に権限を委譲すること。

二　民間事業者の指導及び監督に関する事務について、必要に応じ、地方公共団体に権限を委譲すること。

三　公共事業を担当する部局の事務の全体について、公共事業に係る事業量又は費用の減少に応じた減量を行うこと。

四　調査及び統計に関する事務について、民間への委託その他の方法による減量を行うこと。

第四十八条　公共職業安定所の職業紹介及び職業指導並びにこれらに付随する業務、政府が行う厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険料の収納及び相談並びにこれらに付随する業務、刑事施設の運営に関する業務（法律の規定に基づき刑事施設の長若しくはその指定する職員又は刑務官の行う公権力の行使に当たるものを除く。）並びに給与の計算その他これに類する定型的な業務は、その実施を民間にゆだねる方策を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2　登記に関する事務、特許権その他の工業所有権に関する事務、自動車の登録に関する事務、庁舎その他の国有の施設の管理に関する事務、雇用保険に関する事務その他一層の効率化が求められる事務は、その実施を民間にゆだねることの適否を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第四十九条　国の事務及び事業については、情報通信技術の活用及びそのために必要な制度の見直しを推進して、簡素化及び効率化を図るものとする。この場合において、人事管理、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による短期給付及び物品の調達に関する事務その他の各行政機関に共通する事務については、当該事務に係る情報システムの統一を進めるとともに、民間への委託による減量を行うものとする。

第五十条　国有林野事業の実施主体及び国立高度専門医療センターについては、第二十八条及び第三十三条第二項に規定するもののほか、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2　主として政策の実施に係る国の事務及び事業のうち、自律的及び効率的な運営が可能と認められるものの実施主体については、特定独立行政法人以外の独立行政法人その他その職員が国家公務員の身分を有しない法人に移行させることを検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（国家公務員の給与制度の見直し）

第五十一条　政府は、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員に限る。以下この条において同じ。）の給与制度について、職務と責任に応じた給与の体系、国家公務員の給与と民間における賃金との比較方法の在り方その他の事項についての人事院における検討の状況を踏まえ、必要な措置を平成十八年度から順次講ずるものとする。特別職の職員及び同法が適用されない一般職の職員の給与制度についても、同様とする。

（特定独立行政法人の見直し）

第五十二条　平成十八年度以降に中期目標の期間が終了する特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させるものとする。

（独立行政法人等における人件費の削減）

第五十三条　独立行政法人等（独立行政法人（政令で定める法人を除く。）及び国立大学法人等をいう。次項において同じ。）は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度における額からその百分の五に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組まなければならない。

2　独立行政法人等を所管する大臣は、独立行政法人等による前項の規定による人件費の削減の取組の状況について、独立行政法人通則法（国立大学法人等にあっては、国立大学法人法）の定めるところにより、的確な把握を行うものとする。

第五十四条　特殊法人及び認可法人のうち政令で定めるもの（次項において「対象法人」という。）は、その役員及び職員の数又はこれらに係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度におけるこれらの数又は額からその百分の五に相当する数又は額以上を減少させることを基本として、役員及び職員の数又は人件費の削減に取り組まなければならない。

2　対象法人を所管する大臣は、前項の規定による削減の取組について、必要な指導を行うものとする。

（地方公務員の職員数の純減）

第五十五条　政府は、平成二十二年四月一日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成十七年四月一日における当該数からその千分の四十六に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言その他の協力を行うものとする。

2　政府は、前項の規定の趣旨に照らして、地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直すほか、地方公共団体の事務及び事業に係る施策については、地方公務員の増員をもたらすことのないよう努めるものとする。

3　政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公

立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。）その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。

4　地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うとともに、職員数を厳格に管理するものとする。

5　地方公共団体は、公立の大学及び地方公営企業について、組織形態の在り方を見直し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）又は一般地方独立行政法人（同法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。）その他の法人への移行を推進するものとする。

（地方公務員の給与制度の見直し）

第五十六条　地方公共団体は、地方公務員の給与について、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置、人事委員会の機能の強化その他の措置を通じ、民間給与の水準を的確に反映させるよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとする。

3　政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成十八年度中に結論を得て、平成二十年四月を目途に必要な措置を講ずるものとする。

（地方独立行政法人等に対する要請）

第五十七条　地方公共団体は、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人に対し、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請するものとする。

第五節　国の資産及び債務に関する改革

（趣旨及び基本指針）

第五十八条　国の資産及び債務に関する改革は、財政融資資金の貸付金の残高の縮減を維持し、歳出の削減を徹底するほか、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。以下同じ。）の売却、剰余金等（決算上の剰余金及び特別会計における積立金をいう。以下同じ。）の見直しその他の措置を講ずることにより、国の資産（外国為替資金特別会計法第一条に規定する外国為替等、年金積立金管理運用独立行政法人に対する寄託金及び国有財産法第三条第二項第二号の公共用財産その他これらに類する資産を除く。次条において同じ。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用して国の資産及び債務の管理の在り方を見直すことにより行われるものとする。

2　政府は、前項の改革の推進に資するため、次に掲げる原則により財政運営に当たるとともに、国民の理解を深めるため、これらの原則に関連する情報を積極的に公表するものとする。

一　将来の国民負担を極力抑制すること。

二　市場金利の変動その他の要因が財政運営に与える影響を極力抑制すること。

三　国の債務の残高を抑制すること。

四　剰余金等が過大とならないようにすること。

（国の資産の圧縮）

第五十九条　政府は、平成二十七年度以降の各年度末における国の資産の額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成十七年度末における当該割合の二分の一にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　国の資産の保有の必要性を厳格に判断すること。

二　売却が可能と認められる国有財産の売却を促進すること。

三　過大と認められる剰余金等については、国債総額の抑制その他国民負担の軽減に資するため、その活用を図ること。

（国の資産及び債務の管理の在り方の見直し）

第六十条　政府は、国の資産及び債務の管理に関し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　国有財産については、時価により売却した場合に見込まれる収入その他の当該国有財産の保有を継続することにより得られないこととなる利益を考慮し、その売却の可能性を検討すること。

二　国有財産の性質に応じ、その証券化（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する資産の流動化その他これに類する手法を用いて資産を譲渡し、又は信託する方法をいう。以下この号において同じ。）について、危険の分散を行うための手法の有無及び国民負担の軽減に資するか否かを見極めつつ検討するほか、国の貸付金については、幅広い観点からその証券化の適否を検討すること。

三　国有財産の管理（国有財産法第一条に規定する管理をいう。）について、民間の知見を活用するための仕組みを整備するとともに、国債に関する施策について、当該知見を活用して関係職員の専門的能力を向上させ、その充実を図ること。

四　国有財産について、次に掲げるところにより、その効率的な活用の促進を図ること。

イ　庁舎等（庁舎法第二条第二項に規定する庁舎等をいう。以下この号において同じ。）の設置に当たっては、取得及び賃借のうち有利な方法によるものとし、既存の庁舎等については、使用の状況の実地監査及び庁舎法に基づく使用調整を徹底して使用の効率化を図るとともに、余裕が生じた部分を国以外の者に貸し付けること。

ロ　国が利用していない国有の宅地（宅地となる見込みのあるものを含む。）について、不整形な土地の区画の変更等により売却の容易化を図るとともに、売却までの間、国以外の者に対する貸付け又は管理の委託を行うよう努めること。

2　政府は、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備を促進するため、当該書類を作成する基準について必要な見直しを行い、その他必要な取組を行うものとする。

（具体的内容及び手順等）

第六十一条　財務大臣は、平成十八年度中に、前二条の規定により講ずる措置について、その具体的内容、手順及び実施時期を定め、公表するものとする。

（地方公共団体における取組）

第六十二条　地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

一　当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。

二　当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。

2　政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

第六節　関連諸制度の改革との連携

（公務員制度改革）

第六十三条　政府は、総人件費改革その他の重点分野における改革において実施される行政の組織及び運営の見直しと併せて、これらを担う公務員に係る制度の改革を推進することの重要性にかんがみ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　能力及び実績に基づく人事管理、退職管理の適正化並びにこれらに関連する事項について、できるだけ早期にその具体化のため必要な措置を講ずること。

二　公務員の労働基本権及び人事院制度、給与制度、職員の能力及び実績に応じた処遇並びに幹部職員の選抜及び育成に係る制度その他の公務員に係る制度の在り方について、第五十一条に規定する措置の進捗状況その他の状況を踏まえつつ、国民の意見に十分配慮して、幅広く検討を行うこと。

三　国と民間企業との間の人事交流を促進するため必要な措置を講ずるとともに、国と大学その他の研究機関との間の人事交流を促進するための措置について検討を行うこと。

（規制改革）

第六十四条　政府は、この法律に基づく簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の実現には、民間活動に係る規制の撤廃又は緩和が欠くことのできないものであることにかんがみ、金融、情報通信技術、出入国の管理、社会福祉、社会保障、労働、土地の測量その他の分野における規制の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（競争の導入による公共サービスの改革）

第六十五条　政府は、この法律に基づく簡素で効率的な政府を実現するための行政改革が競争の導入による公共サービスの改革と密接に関連するものであることにかんがみ、この章に定める重点分野その他の分野について、事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方に関する事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討に資するものとなるよう、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第　　号）に基づく改革を推進するものとする。

（公益法人制度改革）

第六十六条　政府は、この法律に基づく簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の実現には、営利を目的としない民間の団体による公益的活動の発展を推進することが重要であることにかんがみ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第　　号）の適切な運用を確保するとともに、政府及び地方公共団体の事務及び事業をこれらの法律による法人にゆだねる方策を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（政策評価の推進）

第六十七条　政府は、この法律に基づく簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の実現には、政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第三条第二項に規定する政策評価をいう。以下この条において同じ。）の効果的な実施が欠くことのできないものであることにかんがみ、内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施を推進するものとする。

第三章　行政改革推進本部

（行政改革推進本部の設置）

第六十八条　簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第六十九条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する総合調整に関すること。

二　簡素で効率的な政府を実現するための行政改革に関する施策の実施の推進に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

（組織）

第七十条　本部は、行政改革推進本部長、行政改革推進副本部長及び行政改革推進本部員をもって組織する。

（行政改革推進本部長）

第七十一条　本部の長は、行政改革推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（行政改革推進副本部長）

第七十二条　本部に、行政改革推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（行政改革推進本部員）

第七十三条　本部に、行政改革推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2　本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第七十四条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人等の長並びに特殊法人及び認可法人の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務局）

第七十五条　本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3　事務局長は、関係のある他の職員を占める者をもって充てられるものとする。

4　事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

（設置期限）

第七十六条　本部は、その設置の日から起算して五年を経過する日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第七十七条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第七十八条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（調整規定）

2　この法律の施行の日から健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）第四条の規定の施行の日の前日までの間における第二十二条の規定の適用については、同条中「健康保険法」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）第四条の規定による改正後の健康保険法」とする。

理　由

簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案

目次

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
第一章　総則
第一節　通則（第一条―第四条）
第二節　法人の名称（第五条―第八条）
第三節　商法の規定の不適用（第九条）
第二章　一般社団法人
第一節　設立
第一款　定款の作成（第十条―第十四条）
第二款　設立時役員等の選任及び解任（第十五条―第十九条）
第三款　設立時理事等による調査（第二十条）
第四款　設立時代表理事の選定等（第二十一条）
第五款　一般社団法人の成立（第二十二条）
第六款　設立時社員等の責任（第二十三条―第二十六条）
第二節　社員
第一款　総則（第二十七条―第三十条）
第二款　社員名簿等（第三十一条―第三十四条）
第三節　機関
第一款　社員総会（第三十五条―第五十九条）
第二款　社員総会以外の機関の設置（第六十条―第六十二条）
第三款　役員等の選任及び解任（第六十三条―第七十五条）
第四款　理事（第七十六条―第八十九条）
第五款　理事会（第九十条―第九十八条）
第六款　監事（第九十九条―第百六条）
第七款　会計監査人（第百七条―第百十条）
第八款　役員等の損害賠償責任（第百十一条―第百十八条）
第四節　計算
第一款　会計の原則（第百十九条）
第二款　会計帳簿（第百二十条―第百二十二条）
第三款　計算書類等（第百二十三条―第百三十条）
第五節　基金
第一款　基金を引き受ける者の募集（第百三十一条―第百四十条）
第二款　基金の返還（第百四十一条―第百四十五条）
第六節　定款の変更（第百四十六条）
第七節　事業の譲渡（第百四十七条）
第八節　解散（第百四十八条―第百五十一条）
第三章　一般財団法人
第一節　設立
第一款　定款の作成（第百五十二条―第百五十六条）
第二款　財産の拠出（第百五十七条・第百五十八条）
第三款　設立時評議員等の選任（第百五十九条・第百六十条）
第四款　設立時理事等による調査（第百六十一条）
第五款　設立時代表理事の選定等（第百六十二条）
第六款　一般財団法人の成立（第百六十三条―第百六十五条）
第七款　設立者等の責任（第百六十六条―第百六十九条）
第二節　機関
第一款　機関の設置（第百七十条・第百七十一条）
第二款　評議員等の選任及び解任（第百七十二条―第百七十七条）
第三款　評議員及び評議員会（第百七十八条―第百九十六条）
第四款　理事、理事会、監事及び会計監査人（第百九十七条）
第五款　役員等の損害賠償責任（第百九十八条）
第四章　清算
第一節　清算の開始（第二百六条・第二百七条）
第二節　清算法人の機関
第一款　清算法人における機関の設置（第二百八条）
第二款　清算人の就任及び解任並びに監事の退任等（第二百九条―第二百十一条）
第三款　清算人の職務等（第二百十二条―第二百十九条）
第四款　清算人会（第二百二十条―第二百二十三条）
第五款　理事等に関する規定の適用（第二百二十四条）
第三節　財産目録等（第二百二十五条―第二百三十二条）
第四節　債務の弁済等（第二百三十三条―第二百三十八条）
第五節　残余財産の帰属（第二百三十九条）
第六節　清算事務の終了等（第二百四十条・第二百四十一条）
第五章　合併
第一節　通則（第二百四十二条・第二百四十三条）
第二節　吸収合併
第一款　吸収合併契約等（第二百四十四条・第二百四十五条）
第二款　吸収合併消滅法人の手続（第二百四十六条―第二百四十九条）
第三款　吸収合併存続法人の手続（第二百五十条―第二百五十三条）
第三節　新設合併
第一款　新設合併契約等（第二百五十四条・第二百五十五条）
第二款　新設合併消滅法人の手続（第二百五十六条―第二百五十八条）
第三款　新設合併設立法人の手続（第二百五十九条・第二百六十条）
第六章　雑則
第一節　解散命令（第二百六十一条―第二百六十三条）
第二節　訴訟
第一款　一般社団法人等の組織に関する訴え（第二百六十四条―第二百七十七条）
第二款　一般社団法人における責任追及の訴え（第二百七十八条―第二百八十三条）
第三款　一般社団法人等の役員等の解任の訴え（第二百八十四条―第二百八十六条）
第三節　非訟
第一款　総則（第二百八十七条―第二百九十五条）
第二款　解散命令の手続に関する特則（第二百九十六条―第二百九十八条）
第四節　登記
第一款　総則（第二百九十九条・第三百条）
第二款　主たる事務所の所在地における登記（第三百一条―第三百十一条）
第三款　従たる事務所の所在地における登記（第三百十二条―第三百十四条）
第四款　登記の嘱託（第三百十五条）
第五款　登記の手続等（第三百十六条―第三百三十条）
第五節　公告（第三百三十一条―第三百三十三条）
第七章　罰則（第三百三十四条―第三百四十四条）

附則

第一章　総則

第一節　通則

（趣旨）

第一条　一般社団法人及び一般財団法人の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　一般社団法人等　一般社団法人又は一般財団法人をいう。

二　大規模一般社団法人　最終事業年度（各事業年度に係る第百二十三条第二項に規定する計算書類につき第百二十六条第二項の承認（第百二十七条前段に規定する場合にあっては、第百二十四条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。）に係る貸借対照表（第百二十七条前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時社員総会に報告された貸借対照表をいい、一般社団法人の成立後最初の定時社員総会までの間においては、第百二十三条第一項の貸借対照表をいう。）の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上である一般社団法人をいう。

三　大規模一般財団法人　最終事業年度（各事業年度に係る第百九十九条において準用する第百二十三条第二項に規定する計算書類につき第百九十九条において準用する第百二十六条第二項の承認（第百九十九条において準用する第百二十七条前段に規定する場合にあっては、第百九十九条において準用する第百二十四条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。）に係る貸借対照表（第百九十九条において準用する第百二十七条前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表をいい、一般財団法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、第百九十九条において準用する第百二十三条第一項の貸借対照表をいう。）の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上である一般財団法人をいう。

四　子法人　一般社団法人又は一般財団法人がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

五　吸収合併　一般社団法人又は一般財団法人が他の一般社団法人又は一般財団法人とする合併であって、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併後存続する法人に承継させるものをいう。

六　新設合併　二以上の一般社団法人又は一般財団法人がする合併であって、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併により設立する法人に承継させるものをいう。

七　公告方法　一般社団法人又は一般財団法人が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。

（法人格）

第三条　一般社団法人及び一般財団法人は、法人とする。

（住所）

第四条　一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第二節　法人の名称

（名称）

第五条　一般社団法人又は一般財団法人は、その種類に従い、その名称中に一般社団法人又は一般財団法人という文字を用いなければならない。

2　一般社団法人は、その名称中に、一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3　一般財団法人は、その名称中に、一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（一般社団法人又は一般財団法人と誤認させる名称等の使用の禁止）

第六条　一般社団法人又は一般財団法人でない者は、その名称又は商号中に、一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第七条　何人も、不正の目的をもって、他の一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2　前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財団法人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

（自己の名称の使用を他人に許諾した一般社団法人又は一般財団法人の責任）

第八条　自己の名称を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した一般社団法人又は一般財団法人は、当該一般社団法人又は一般財団法人が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

第三節　商法の規定の不適用

第九条　商法（明治三十二年法律第四十八号）第十一条から第十五条まで及び第十九条から第二十四条までの規定は、一般社団法人及び一般財団法人については、適用しない。

第二章　一般社団法人

第一節　設立

第一款　定款の作成

（定款の作成）

第十条　一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者（以下「設立時社員」という。）が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2　前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

（定款の記載又は記録事項）

第十一条　一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　目的

二　名称

三　主たる事務所の所在地

四　設立時社員の氏名又は名称及び住所

五　社員の資格の得喪に関する規定

六　公告方法

七　事業年度

2　社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。

第十二条　前条第一項各号に掲げる事項のほか、一般社団法人の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（定款の認証）

第十三条　第十条第一項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

（定款の備置き及び閲覧等）

第十四条　設立時社員（一般社団法人の成立後にあっては、当該一般社団法人）は、定款を設立時社員が定めた場所（一般社団法人の成立後にあっては、その主たる事務所及び従たる事務所）に備え置かなければならない。

2　設立時社員（一般社団法人の成立後にあっては、その社員及び債権者）は、設立時社員が定めた時間（一般社団法人の成立後にあっては、その業務時間）内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、設立時社員（一般社団法人の成立後にあっては、当該一般社団法人）の定めた費用を支払わなければならない。

一　定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）であって設立時社員（一般社団法人の成立後にあっては、当該一般社団法人）の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　定款が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっている一般社団法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第二款　設立時役員等の選任及び解任

（設立時役員等の選任）

第十五条　定款で設立時理事（一般社団法人の設立に際して理事となる者をいう。以下この章、第二百七十八条及び第三百十八条第二項において同じ。）を定めなかったときは、設立時社員は、第十三条の公証人の認証の後遅滞なく、設立時理事を選任しなければならない。

2　設立しようとする一般社団法人が次の各号に掲げるものである場合において、定款で当該各号に定める者を定めなかったときは、設立時社員は、第十三条の公証人の認証の後遅滞なく、これらの者を選任しなければならない。

一　監事設置一般社団法人（監事を置く一般社団法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない一般社団法人をいう。以下同じ。）　設立時監事（一般社団法人の設立に際して監事となる者をいう。以下この章、第二百五十四条第六号及び第三百十八条第二項第三号において同じ。）

二　会計監査人設置一般社団法人（会計監査人を置く一般社団法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない一般社団法人をいう。以下同じ。）　設立時会計監査人（一般社団法人の設立に際して会計監査人となる者をいう。次条第二項及び第三百十八条第二項第四号において同じ。）

第十六条　設立しようとする一般社団法人が理事会設置一般社団法人（理事会を置く一般社団法人をいう。以下同じ。）である場合には、設立時理事は、三人以上でなければならない。

2　第六十五条第一項又は第六十八条第一項若しくは第三項の規定により成立後の一般社団法人の理事、監事又は会計監査人となることができない者は、それぞれ設立時理事、設立時監事又は設立時会計監査人（以下この款において「設立時役員等」という。）となることができない。

（設立時役員等の選任の方法）

第十七条　設立時役員等の選任は、設立時社員の議決権の過半数をもって決定する。

2　前項の場合には、設立時社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

（設立時役員等の解任）

第十八条　設立時社員は、一般社団法人の成立の時までの間、設立時役員等を解任することができる。

（設立時役員等の解任の方法）

第十九条　設立時役員等の解任は、設立時社員の議決権の過半数（設立時監事を解任する場合にあっては、三分の二以上に当たる多数）をもって決定する。

2　第十七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第三款　設立時理事等による調査

第二十条　設立時理事（設立しようとする一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合にあっては、設立時理事及び設立時監事。次項において同じ。）は、その選任後遅滞なく、一般社団法人の設立の手続が法令又は定款に違反していないことを調査しなければならない。

2　設立時理事は、前項の規定による調査により、一般社団法人の設立の手続が法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、設立時社員にその旨を通知しなければならない。

第四款　設立時代表理事の選定等

第二十一条　設立時理事は、設立しようとする一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合には、設立時理事の中から一般社団法人の設立に際して代表理事（一般社団法人を代表する理事をいう。以下この章及び第三百一条第二項第六号において同じ。）となる者（以下この条及び第三百十八条第二項において「設立時代表理事」という。）を選定しなければならない。

2　設立時理事は、一般社団法人の成立の時までの間、設立時代表理事を解職することができる。

3　前二項の規定による設立時代表理事の選定及び解職は、設立時理事の過半数をもって決定する。

第五款　一般社団法人の成立

第二十二条　一般社団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

第六款　設立時社員等の責任

（設立時社員等の損害賠償責任）

第二十三条　設立時社員、設立時理事又は設立時監事は、一般社団法人の設立についてその任務を怠ったときは、当該一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2　設立時社員、設立時理事又は設立時監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該設立時社員、設立時理事又は設立時監事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

（設立時社員等の連帯責任）

第二十四条　設立時社員、設立時理事又は設立時監事が一般社団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の設立時社員、設立時理事又は設立時監事も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（責任の免除）

第二十五条　第二十三条第一項の規定により設立時社員、設立時理事又は設立時監事の負う責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

（一般社団法人不成立の場合の責任）

第二十六条　一般社団法人が成立しなかったときは、設立時社員は、連帯して、一般社団法人の設立に関してした行為についてその責任を負い、一般社団法人の設立に関して支出した費用を負担する。

第二節　社員

第一款　総則

（経費の負担）

第二十七条　社員は、定款で定めるところにより、一般社団法人に対し、経費を支払う義務を負う。

（任意退社）

第二十八条　社員は、いつでも退社することができる。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

2　前項ただし書の規定による定款の定めがある場合であっても、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができる。

（法定退社）

第二十九条　前条の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって退社する。

一　定款で定めた事由の発生

二　総社員の同意

三　死亡又は解散

四　除名

（除名）

第三十条　社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合において、一般社団法人は、当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

2　除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもって当該社員に対抗することができない。

第二款　社員名簿等

（社員名簿）

第三十一条　一般社団法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿（以下「社員名簿」という。）を作成しなければならない。

（社員名簿の備置き及び閲覧等）

第三十二条　一般社団法人は、社員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2　社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一　社員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　社員名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が当該一般社団法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四　請求者が社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

五　請求者が、過去二年以内において、社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（社員に対する通知等）

第三十三条　一般社団法人が社員に対してする通知又は催告は、社員名簿に記載し、又は記録した当該社員の住所（当該社員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該一般社団法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3　前二項の規定は、第三十九条第一項の通知に際して社員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があったもの」と読み替えるものとする。

（社員に対する通知の省略）

第三十四条　一般社団法人が社員に対してする通知又は催告が五年以上継続して到達しない場合には、一般社団法人は、当該社員に対する通知又は催告をすることを要しない。

2　前項の場合には、同項の社員に対する一般社団法人の義務の履行を行う場所は、一般社団法人の住所地とする。

第三節　機関

第一款　社員総会

（社員総会の権限）

第三十五条　社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができる。

2　前項の規定にかかわらず、理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3　前二項の規定にかかわらず、社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない。

4　この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

（社員総会の招集）

第三十六条　定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2　社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

3　社員総会は、次条第二項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

（社員による招集の請求）

第三十七条　総社員の議決権の十分の一（五分の一以下の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

2　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

一　前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二　前項の規定による請求があった日から六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合

（社員総会の招集の決定）

第三十八条　理事（前条第二項の規定により社員が社員総会を招集する場合にあっては、当該社員。次条から第四十二条までにおいて同じ。）は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　社員総会の日時及び場所

二　社員総会の目的である事項があるときは、当該事項

三　社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四　社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

五　前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2　理事会設置一般社団法人においては、前条第二項の規定により社員が社員総会を招集するときを除き、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。

（社員総会の招集の通知）

第三十九条　社員総会を招集するには、理事は、社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日の二週間前までにその通知を発しなければならない。

2　次に掲げる場合には、前項の通知は、書面でしなければならない。

一　前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合

二　一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合

3　理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4　前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（招集手続の省略）

第四十条　前条の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第三十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

（社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第四十一条　理事は、第三十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第三十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「社員総会参考書類」という。）及び社員が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2　理事は、第三十九条第三項の承諾をした社員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があったときは、これらの書類を当該社員に交付しなければならない。

第四十二条　理事は、第三十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、第三十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、社員総会参考書類を交付しなければならない。

2　理事は、第三十九条第三項の承諾をした社員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による社員総会参考書類の交付に代えて、当該社員総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があったときは、社員総会参考書類を当該社員に交付しなければならない。

3　理事は、第一項に規定する場合には、第三十九条第三項の承諾をした社員に対する同項の電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4　理事は、第一項に規定する場合において、第三十九条第三項の承諾をしていない社員から社員総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該社員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

（社員提案権）

第四十三条　社員は、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。

2　前項の規定にかかわらず、理事会設置一般社団法人においては、総社員の議決権の三十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員に限り、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、社員総会の日の六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までにしなければならない。

第四十四条　社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

第四十五条　社員は、理事に対し、社員総会の日の六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、社員総会の目的である事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を社員に通知すること（第三十九条第二項又は第三項の通知をする場合にあっては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、理事会設置一般社団法人においては、総社員の議決権の三十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員に限り、当該請求をすることができる。

2　前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

（社員総会の招集手続等に関する検査役の選任）

第四十六条　一般社団法人又は総社員の議決権の三十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員は、社員総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2　前項の規定による検査役の選任の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3　裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、一般社団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4　第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5　裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭（りょう）にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6　第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、一般社団法人（検査役の選任の申立てをした者が当該一般社団法人でない場合にあっては、当該一般社団法人及びその者）に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

（裁判所による社員総会招集等の決定）

第四十七条　裁判所は、前条第四項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一　一定の期間内に社員総会を招集すること。

二　前条第四項の調査の結果を社員に通知すること。

2　裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第四項の報告の内容を同号の社員総会において開示しなければならない。

3　前項に規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあっては、理事及び監事）は、前条第四項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の社員総会に報告しなければならない。

（議決権の数）

第四十八条　社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

2　前項ただし書の規定にかかわらず、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しない。

（社員総会の決議）

第四十九条　社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一　第三十条第一項の社員総会

二　第七十条第一項の社員総会（監事を解任する場合に限る。）

三　第百十三条第一項の社員総会

四　第百四十六条の社員総会

五　第百四十七条の社員総会

六　第百四十八条第三号及び第百五十条の社員総会

七　第二百四十七条、第二百五十一条第一項及び第二百五十七条の社員総会

3　理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、第三十八条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第百九条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

（議決権の代理行使）

第五十条　社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を一般社団法人に提出しなければならない。

2　前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

3　第一項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4　社員が第三十九条第三項の承諾をした者である場合には、一般社団法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

5　一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

6　社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（書面による議決権の行使）

第五十一条　書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を一般社団法人に提出して行う。

2　前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

3　一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、第一項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4　社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

（電磁的方法による議決権の行使）

第五十二条　電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該一般社団法人に提供して行う。

2　社員が第三十九条第三項の承諾をした者である場合には、一般社団法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3　第一項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

4　一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

5　社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

（理事等の説明義務）

第五十三条　理事（監事設置一般社団法人にあっては、理事及び監事）は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

（議長の権限）

第五十四条　社員総会の議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2　社員総会の議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

（社員総会に提出された資料等の調査）

第五十五条　社員総会においては、その決議によって、理事、監事及び会計監査人が当該社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

2　第三十七条の規定により招集された社員総会においては、その決議によって、一般社団法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

（延期又は続行の決議）

第五十六条　社員総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第三十八条及び第三十九条の規定は、適用しない。

（議事録）

第五十七条　社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2　一般社団法人は、社員総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3　一般社団法人は、社員総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

4　社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二　第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（社員総会の決議の省略）

第五十八条　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2　一般社団法人は、前項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3　社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4　第一項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終結したものとみなす。

（社員総会への報告の省略）

第五十九条　理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第二款　社員総会以外の機関の設置

（社員総会以外の機関の設置）

第六十条　一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2　一般社団法人は、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる。

（監事の設置義務）

第六十一条　理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならない。

（会計監査人の設置義務）

第六十二条　大規模一般社団法人は、会計監査人を置かなければならない。

第三款　役員等の選任及び解任

（選任）

第六十三条　役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2　前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くことになるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

（一般社団法人と役員等との関係）

第六十四条　一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員の資格等）

第六十五条　次に掲げる者は、役員となることができない。

一　法人

二　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三　この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2　監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

3　理事会設置一般社団法人においては、理事は、三人以上でなければならない。

（理事の任期）

第六十六条　理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

（監事の任期）

第六十七条　監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

2　前項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

3　前二項の規定にかかわらず、監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

（会計監査人の資格等）

第六十八条　会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。

2　会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを一般社団法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3　次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一　公認会計士法の規定により、第百二十三条第二項に規定する計算書類について監査をすることができない者

二　一般社団法人の子法人若しくはその理事若しくは監事から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三　監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（会計監査人の任期）

第六十九条　会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2　会計監査人は、前項の定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時社員総会において再任されたものとみなす。

3　前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

（解任）

第七十条　役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2　前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、一般社団法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

（監事による会計監査人の解任）

第七十一条　監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二　会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

三　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2　前項の規定による解任は、監事が二人以上ある場合には、監事の全員の同意によって行わなければならない。

3　第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、監事の互選によって定めた監事）は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

（監事の選任に関する監事の同意等）

第七十二条　理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

2　監事は、理事に対し、監事の選任を社員総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を社員総会に提出することを請求することができる。

（会計監査人の選任に関する監事の同意等）

第七十三条　監事設置一般社団法人においては、理事は、次に掲げる行為をするには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

一　会計監査人の選任に関する議案を社員総会に提出すること。

二　会計監査人の解任を社員総会の目的とすること。

三　会計監査人を再任しないことを社員総会の目的とすること。

（監事等の選任等についての意見の陳述）

第七十四条　監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される社員総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3　理事は、前項の者に対し、同項の社員総会を招集する旨及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

4　第一項の規定は会計監査人について、前二項の規定は会計監査人を辞任した者及び第七十一条第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、社員総会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。

（役員等に欠員を生じた場合の措置）

第七十五条　役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2　前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。

3　裁判所は、前項の一時役員の職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4　会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

5　第六十八条及び第七十一条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

第四款　理事

（業務の執行）

第七十六条　理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2　理事が二人以上ある場合には、一般社団法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定する。

3　前項の場合には、理事は、次に掲げる事項についての決定を各理事に委任することができない。

一　従たる事務所の設置、移転及び廃止

二　第三十八条第一項各号に掲げる事項

三　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

四　第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第百十一条第一項の責任の免除

4　大規模一般社団法人においては、理事は、前項第三号に掲げる事項を決定しなければならない。

（一般社団法人の代表）

第七十七条　理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2　前項本文の理事が二人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表する。

3　一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。

4　代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5　前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第七十八条　一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（代表理事に欠員を生じた場合の措置）

第七十九条　代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

2　前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

3　裁判所は、前項の一時代表理事の職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がそ

の者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（理事の職務を代行する者の権限）

第八十条　民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2　前項の規定に違反して行った理事又は代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、一般社団法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表）

第八十一条　第七十七条第四項の規定にかかわらず、一般社団法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、社員総会は、当該訴えについて一般社団法人を代表する者を定めることができる。

（表見代表理事）

第八十二条　一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（忠実義務）

第八十三条　理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条　理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一　理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二　理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三　一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）

第八十五条　理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）に報告しなければならない。

（業務の執行に関する検査役の選任）

第八十六条　一般社団法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員は、当該一般社団法人の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2　前項の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3　裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、一般社団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4　第二項の検査役は、その職務を行うため必要があるときは、一般社団法人の子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

5　第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

6　裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

7　第二項の検査役は、第五項の報告をしたときは、一般社団法人及び検査役の選任の申立てをした社員に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

（裁判所による社員総会招集等の決定）

第八十七条　裁判所は、前条第五項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一　一定の期間内に社員総会を招集すること。

二　前条第五項の調査の結果を社員に通知すること。

2　裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第五項の報告の内容を同号の社員総会において開示しなければならない。

3　前項に規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあっては、理事及び監事）は、前条第五項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の社員総会に報告しなければならない。

（社員による理事の行為の差止め）

第八十八条　社員は、理事が一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2　監事設置一般社団法人における前項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする。

（理事の報酬等）

第八十九条　理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

第五款　理事会

（理事会の権限等）

第九十条　理事会は、次に掲げる職務を行う。

一　理事会設置一般社団法人の業務執行の決定

二　理事の職務の執行の監督

三　代表理事の選定及び解職

3　理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

4　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一　重要な財産の処分及び譲受け

二　多額の借財

三　重要な使用人の選任及び解任

四　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

六　第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第百十一条第一項の責任の免除

5　大規模一般社団法人である理事会設置一般社団法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

（理事会設置一般社団法人の理事の権限）

第九十一条　次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

一　代表理事

二　代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

2　前項各号に掲げる理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）

第九十二条　理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

2　理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（招集権者）

第九十三条　理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2　前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項及び第百一条第二項において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3　前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（招集手続）

第九十四条　理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（理事会の決議）

第九十五条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

2　前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3　理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4　前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5　理事会の決議に参加した理事であって第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

（理事会の決議の省略）

第九十六条　理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

（議事録等）

第九十七条　理事会設置一般社団法人は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から十年間、第九十五条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2　社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一　前項の議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3　債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4　裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該理事会設置一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

（理事会への報告の省略）

第九十八条　理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2　前項の規定は、第九十一条第二項の規定による報告については、適用しない。

第六款　監事

（監事の権限）

第九十九条　監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3　監事は、その職務を行うため必要があるときは、監事設置一般社団法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4　前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

（理事への報告義務）

第百条　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）に報告しなければならない。

（理事会への出席義務等）

第百一条　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2　監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

3　前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（社員総会に対する報告義務）

第百二条　監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）

第百三条　監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする

おそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2　前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

（監事設置一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表）

第百四条　第七十七条第四項及び第八十一条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

2　第七十七条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

一　監事設置一般社団法人が第二百七十八条第一項の訴えの提起の請求（理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合

二　監事設置一般社団法人が第二百八十条第三項の訴訟告知（理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第二百八十一条第二項の規定による通知及び催告（理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合

（監事の報酬等）

第百五条　監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

2　監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。

3　監事は、社員総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

（費用等の請求）

第百六条　監事がその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一　費用の前払の請求

二　支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三　負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

第七款　会計監査人

（会計監査人の権限等）

第百七条　会計監査人は、次節の定めるところにより、一般社団法人の計算書類（第百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。第百十七条第二項第一号イにおいて同じ。）及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

3　会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置一般社団法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置一般社団法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4　前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5　会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一　第六十八条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二　会計監査人設置一般社団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人である者

三　会計監査人設置一般社団法人又はその子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

（監事に対する報告）

第百八条　会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2　監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（定時社員総会における会計監査人の意見の陳述）

第百九条　第百七条第一項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。）は、定時社員総会に出席して意見を述べることができる。

2　定時社員総会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時社員総会に出席して意見を述べなければならない。

（会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与）

第百十条　理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

第八款　役員等の損害賠償責任

（役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任）

第百十一条　理事、監事又は会計監査人（以下この款及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2　理事が第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3　第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によって一般社団法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。

一　第八十四条第一項の理事

二　一般社団法人が当該取引をすることを決定した理事

三　当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

（一般社団法人に対する損害賠償責任の免除）

第百十二条　前条第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

（責任の一部免除）

第百十三条　前条の規定にかかわらず、役員等の第百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。

一　賠償の責任を負う額

二　当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ　代表理事　六
ロ　代表理事以外の理事であって外部理事（一般社団法人の理事であって、当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。以下この章において同じ。）又は使用人でなく、かつ、過去に当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人となったことがないものをいう。以下この款及び第三百一条第二項第十三号において同じ。）でないもの　四
ハ　外部理事、監事又は会計監査人　二

2　前項の場合には、理事は、同項の社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
一　責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
二　前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
三　責任を免除すべき理由及び免除額

3　監事設置一般社団法人においては、理事は、第百十一条第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。

4　第一項の決議があった場合において、一般社団法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の法務省令で定める財産上の利益を与えるときは、社員総会の承認を受けなければならない。

（理事等による免除に関する定款の定め）

第百十四条　第百十二条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、第百十一条第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）によって免除することができる旨を定款で定めることができる。

2　前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3　第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を社員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4　総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、一般社団法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

5　前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

第百十五条　第百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、外部役員等（外部理事、外部監事（一般社団法人の監事であって、過去に当該一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人となったことがないものをいう。第三百一条第二項第十四号において同じ。）又は会計監査人をいう。以下この条及び同項第十二号において同じ。）の第百十一条第一項の責任について、当該外部役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2　前項の契約を締結した外部役員等が当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

3　第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（外部理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。

4　第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である外部役員等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
一　第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
二　当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

三　第百十一条第一項の損害のうち、当該外部役員等が賠償する責任を負わないとされた額

5　第百十三条第四項の規定は、外部役員等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

（理事が自己のためにした取引に関する特則）

第百十六条　第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第百十一条第一項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

2　前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

（役員等の第三者に対する損害賠償責任）

第百十七条　役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2　次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。
一　理事　次に掲げる行為
イ　計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
ロ　基金（第百三十一条に規定する基金をいう。）を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該一般社団法人の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録
ハ　虚偽の登記
ニ　虚偽の公告（第百二十八条第三項に規定する措置を含む。）
二　監事　監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
三　会計監査人　会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員等の連帯責任）

第百十八条　役員等が一般社団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第四節　計算

第一款　会計の原則

第百十九条　一般社団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第二款　会計帳簿

（会計帳簿の作成及び保存）

第百二十条　一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2　一般社団法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

（会計帳簿の閲覧等の請求）

第百二十一条　総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2　第三十二条第三項の規定は、前項の請求について準用する。

（会計帳簿の提出命令）

第百二十二条　裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第三款　計算書類等

（計算書類等の作成及び保存）

第百二十三条　一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2　一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3　計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

4　一般社団法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

（計算書類等の監査等）

第百二十四条　監事設置一般社団法人においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一　前条第二項の計算書類及びその附属明細書　監事及び会計監査人

二　前条第二項の事業報告及びその附属明細書　監事

3　理事会設置一般社団法人においては、第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

（計算書類等の社員への提供）

第百二十五条　理事会設置一般社団法人においては、理事は、定時社員総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第二項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第百二十六条　次の各号に掲げる一般社団法人においては、理事は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

一　監事設置一般社団法人（理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人を除く。）　第百二十四条第一項の監査を受けた計算書類及び事業報告

二　会計監査人設置一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）　第百二十四条第二項の監査を受けた計算書類及び事業報告

三　理事会設置一般社団法人　第百二十四条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告

四　前三号に掲げるもの以外の一般社団法人　第百二十三条第二項の計算書類及び事業報告

2　前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3　理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（会計監査人設置一般社団法人の特則）

第百二十七条　会計監査人設置一般社団法人については、第百二十四条第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い一般社団法人の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（貸借対照表等の公告）

第百二十八条　一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大規模一般社団法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、その公告方法が第三百三十一条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である一般社団法人は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3　前項の一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

（計算書類等の備置き及び閲覧等）

第百二十九条　一般社団法人は、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第百二十四条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人にあっては、二週間）前の日（第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2　一般社団法人は、計算書類等の写しを、定時社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人にあっては、二週間）前の日（第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であって、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

3　社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該一般社団法人の定めた費用を支払わなければならない。

一　計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三　計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって一般社団法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
（計算書類等の提出命令）
第百三十条　裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第五節　基金

第一款　基金を引き受ける者の募集

（基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め）
第百三十一条　一般社団法人（一般社団法人の成立前にあっては、設立時社員。次条から第百三十四条まで（第百三十三条第一項第一号を除く。）及び第百三十六条第一号において同じ。）は、基金（この款の規定により一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該一般社団法人が拠出者に対してこの法律及び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。
一　基金の拠出者の権利に関する規定
二　基金の返還の手続
（募集事項の決定）
第百三十二条　一般社団法人は、前条の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項（以下この款において「募集事項」という。）を定めなければならない。
一　募集に係る基金の総額
二　金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及びその価額
三　基金の拠出に係る金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間
2　設立時社員は、募集事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。
（基金の申込み）
第百三十三条　一般社団法人は、第百三十一条の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一　一般社団法人の名称
二　募集事項
三　金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
四　前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
2　第百三十一条の募集に応じて基金の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を一般社団法人に交付しなければならない。
一　申込みをする者の氏名又は名称及び住所
二　引き受けようとする基金の額
3　前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
4　一般社団法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。
5　一般社団法人が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該一般社団法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
6　前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
（基金の割当て）
第百三十四条　一般社団法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定めなければならない。この場合において、一般社団法人は、当該申込者に割り当てる基金の額を、前条第二項第二号の額よりも減額することができる。
2　一般社団法人は、第百三十二条第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる基金の額を通知しなければならない。
（基金の申込み及び割当てに関する特則）
第百三十五条　前二条の規定は、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。
（基金の引受け）
第百三十六条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める基金の額について基金の引受人となる。
一　申込者　一般社団法人の割り当てた基金の額
二　前条の契約により基金の総額を引き受けた者　その者が引き受けた基金の額
（金銭以外の財産の拠出）
第百三十七条　一般社団法人（一般社団法人の成立前にあっては、設立時社員。第六項において同じ。）は、第百三十二条第一項第二号に掲げる事項を定めたときは、募集事項の決定の後遅滞なく、同号の財産（以下「現物拠出財産」という。）の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。
2　前項の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。
3　裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、一般社団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。
4　第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。
5　裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。
6　第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、一般社団法人に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。
7　裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、現物拠出財産について定められた第百三十二条第一項第二号の価額（第二項の検査役の調査を経ていないものを除く。）を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない。
8　基金の引受人（現物拠出財産を給付する者に限る。第十項第二号において同じ。）は、前項の決定により現物拠出財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その基金の引受けの申込み又は第百三十五条の契約に係る意思表示を取り消すことができる。
9　前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。
一　現物拠出財産について定められた第百三十二条第一項第二号の価額の総額が五百万円を超えない場合　当該現物拠出財産の価額
二　現物拠出財産のうち、市場価格のある有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二

十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）について定められた第百三十二条第一項第二号の価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合　当該有価証券についての現物拠出財産の価額

三　現物拠出財産について定められた第百三十二条第一項第二号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合　当該証明を受けた現物拠出財産の価額

四　現物拠出財産が一般社団法人に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた第百三十二条第一項第二号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合　当該金銭債権についての現物拠出財産の価額

10　次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一　理事、監事又は使用人（一般社団法人の成立前にあっては、設立時社員、設立時理事又は設立時監事）

二　基金の引受人

三　業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四　弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

（基金の拠出の履行）

第百三十八条　基金の引受人（現物拠出財産を給付する者を除く。）は、第百三十二条第一項第三号の期日又は同号の期間内に、一般社団法人（一般社団法人の成立前にあっては、設立時社員）が定めた銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。第二百四十八条第五項において同じ。）その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。第百五十七条第二項において同じ。）の払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2　基金の引受人（現物拠出財産を給付する者に限る。）は、第百三十二条第一項第三号の期日又は同号の期間内に、それぞれの基金の払込金額に相当する現物拠出財産を給付しなければならない。ただし、一般社団法人の成立前に給付すべき場合において、設立時社員全員の同意があるときは、登記、登録その他の権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、一般社団法人の成立後にすることを妨げない。

3　基金の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この款において「拠出の履行」という。）をする債務と一般社団法人に対する債権とを相殺することができない。

4　基金の引受人が拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

（基金の拠出者となる時期）

第百三十九条　基金の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、拠出の履行をした基金の拠出者となる。

一　第百三十二条第一項第三号の期日を定めた場合　当該期日

二　第百三十二条第一項第三号の期間を定めた場合　拠出の履行をした日

2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人の成立前に基金を引き受ける者の募集をした場合には、一般社団法人の成立の時に、拠出の履行をした基金の拠出者となる。

（引受けの無効又は取消しの制限）

第百四十条　民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、基金の引受けの申込み及び割当て並びに第百三十五条の契約に係る意思表示については、適用しない。

2　基金の引受人は、前条の規定により基金の拠出者となった日から一年を経過した後は、錯誤を理由として基金の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として基金の引受けの取消しをすることができない。

第二款　基金の返還

（基金の返還）

第百四十一条　基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

2　一般社団法人は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

一　基金（第百四十四条第一項の代替基金を含む。）の総額

二　法務省令で定めるところにより資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3　前項の規定に違反して一般社団法人が基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者（業務執行理事その他当該業務執行理事の行う業務の執行に職務上関与した者をいう。次項及び第五項において同じ。）は、当該一般社団法人に対し、連帯して、違法に返還された額を弁済する責任を負う。

4　前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5　第三項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第二項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6　第二項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、一般社団法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当該一般社団法人に対して返還することを請求することができる。

（基金の返還に係る債権の取得の禁止）

第百四十二条　一般社団法人は、次に掲げる場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができる。

一　合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合

二　一般社団法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

三　無償で取得する場合

2　一般社団法人が前項第一号又は第二号に掲げる場合に同項の債権を取得したときは、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。この場合においては、一般社団法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならない。

（基金利息の禁止）

第百四十三条　基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

（代替基金）

第百四十四条　基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2　前項の代替基金は、取り崩すことができない。

3　合併により消滅する一般社団法人が代替基金を計上している場合において、合併後存続する一般社団法人又は合併により設立する一般社団法人が当該合併に際して代替基金として計上すべき額については、法務省令で定める。

（破産法の適用の特例）

第百四十五条　一般社団法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る

債権は、破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定劣後破産債権に後れる。

第六節　定款の変更

第百四十六条　一般社団法人は、その成立後、社員総会の決議によって、定款を変更することができる。

第七節　事業の譲渡

第百四十七条　一般社団法人が事業の全部の譲渡をするには、社員総会の決議によらなければならない。

第八節　解散

（解散の事由）

第百四十八条　一般社団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一　定款で定めた存続期間の満了

二　定款で定めた解散の事由の発生

三　社員総会の決議

四　社員が欠けたこと。

五　合併（合併により当該一般社団法人が消滅する場合に限る。）

六　破産手続開始の決定

七　第二百六十一条第一項又は第二百六十八条の規定による解散を命ずる裁判

（休眠一般社団法人のみなし解散）

第百四十九条　休眠一般社団法人（一般社団法人であって、当該一般社団法人に関する登記が最後にあった日から五年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、法務大臣が休眠一般社団法人に対し二箇月以内に法務省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠一般社団法人に関する登記がされたときは、この限りでない。

2　登記所は、前項の規定による公告があったときは、休眠一般社団法人に対し、その旨の通知を発しなければならない。

（一般社団法人の継続）

第百五十条　一般社団法人は、第百四十八条第一号から第三号までに掲げる事由によって解散した場合（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合を含む。）には、第四章の規定による清算が結了するまで（同項の規定により解散したものとみなされた場合にあっては、解散したものとみなされた後三年以内に限る。）、社員総会の決議によって、一般社団法人を継続することができる。

（解散した一般社団法人の合併の制限）

第百五十一条　一般社団法人が解散した場合には、当該一般社団法人は、当該一般社団法人が合併後存続する一般社団法人となる合併をすることができない。

第三章　一般財団法人

第一節　設立

（定款の作成）

第百五十二条　一般財団法人を設立するには、設立者（設立者が二人以上あるときは、その全員）が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2　設立者は、遺言で、次条第一項各号に掲げる事項及び第百五十四条に規定する事項を定めて一般財団法人を設立する意思を表示することができる。この場合においては、遺言執行者は、当該遺言の効力が生じた後、遅滞なく、当該遺言で定めた事項を記載した定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3　第十条第二項の規定は、前二項の定款について準用する。

（定款の記載又は記録事項）

第百五十三条　一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　目的

二　名称

三　主たる事務所の所在地

四　設立者の氏名又は名称及び住所

五　設立に際して設立者（設立者が二人以上あるときは、各設立者）が拠出をする財産及びその価額

六　設立時評議員（一般財団法人の設立に際して評議員となる者をいう。以下同じ。）、設立時理事（一般財団法人の設立に際して理事となる者をいう。以下この節及び第三百十九条第二項において同じ。）及び設立時監事（一般財団法人の設立に際して監事となる者をいう。以下この節、第二百五十四条第七号及び同項において同じ。）の選任に関する事項

七　設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人（会計監査人を置く一般財団法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない一般財団法人をいう。以下同じ。）であるときは、設立時会計監査人（一般財団法人の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下この節及び第三百十九条第二項第六号において同じ。）の選任に関する事項

八　評議員の選任及び解任の方法

九　公告方法

十　事業年度

2　前項第五号の財産の価額の合計額は、三百万円を下回ってはならない。

3　次に掲げる定款の定めは、その効力を有しない。

一　第一項第八号の方法として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定め

二　設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定め

第百五十四条　前条第一項各号に掲げる事項のほか、一般財団法人の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（定款の認証）

第百五十五条　第百五十二条第一項及び第二項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

（定款の備置き及び閲覧等）

第百五十六条　設立者（一般財団法人の成立後にあっては、当該一般財団法人）は、定款を設立者が定めた場所（一般財団法人の成立後にあっては、その主たる事務所及び従たる事務所）に備え置かなければならない。

2　設立者（一般財団法人の成立後にあっては、その評議員及び債権者）は、設立者が定めた時間（一般財団法人の成立後にあっては、その業務時間）内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、設立者（一般財団法人の成立後にあっては、当該一般財団法人）の定めた費用を支払わなければならない。

一　定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって設立者（一般財団法人の成立後にあっては、当該一般財団法人）の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　定款が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっている一般財団法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第二款　財産の拠出

（財産の拠出の履行）

第百五十七条　設立者（第百五十二条第二項の場合にあっては、遺言執行者。以下この条、第百六十一条第二項、第百六十六条から第百六十八条まで、第二百条第二項、第三百十九条第三項及び第七章において同じ。）は、第百五十五条の公証人の認証の後遅滞なく、第百五十三条第一項第五号に規定する拠出に係る金銭の全額を払い込み、又は同号に規定する拠出に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、設立者が定めたとき（設立者が二人以上あるときは、その全員の同意があるとき）は、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、一般財団法人の成立後にすることを妨げない。

2　前項の規定による払込みは、設立者が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

（贈与又は遺贈に関する規定の準用）

第百五十八条　生前の処分で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。

2　遺言で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に関する規定を準用する。

第三款　設立時評議員等の選任

第百五十九条　定款で設立時評議員、設立時理事又は設立時監事を定めなかったときは、第百五十七条第一項の規定による払込み又は給付（以下「財産の拠出の履行」という。）が完了した後、遅滞なく、定款で定めるところにより、これらの者を選任しなければならない。

2　設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人である場合において、定款で設立時会計監査人を定めなかったときは、財産の拠出の履行が完了した後、遅滞なく、定款で定めるところにより、設立時会計監査人を選任しなければならない。

第百六十条　設立時評議員及び設立時理事は、それぞれ三人以上でなければならない。

2　第百七十三条第一項において準用する第六十五条第一項の規定又は第百七十七条において準用する第六十五条第一項若しくは第六十八条第一項若しくは第三項の規定により成立後の一般財団法人の評議員、理事、監事又は会計監査人となることができない者は、それぞれ設立時評議員、設立時理事、設立時監事又は設立時会計監査人となることができない。

第四款　設立時理事等による調査

第百六十一条　設立時理事及び設立時監事は、その選任後遅滞なく、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一　財産の拠出の履行が完了していること。

二　前号に掲げる事項のほか、一般財団法人の設立の手続が法令又は定款に違反していないこと。

2　設立時理事及び設立時監事は、前項の規定による調査により、同項各号に掲げる事項について法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、設立者にその旨を通知しなければならない。

第五款　設立時代表理事の選定等

第百六十二条　設立時理事は、設立時理事の中から一般財団法人の設立に際して代表理事（一般財団法人を代表する理事をいう。第三百二条第二項第六号において同じ。）となる者（以下この条及び第三百十九条第二項において「設立時代表理事」という。）を選定しなければならない。

2　設立時理事は、一般財団法人の成立の時までの間、設立時代表理事を解職することができる。

3　前二項の規定による設立時代表理事の選定及び解職は、設立時理事の過半数をもって決定する。

第六款　一般財団法人の成立

（一般財団法人の成立）

第百六十三条　一般財団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（財産の帰属時期）

第百六十四条　生前の処分で財産の拠出をしたときは、当該財産は、一般財団法人の成立の時から当該一般財団法人に帰属する。

2　遺言で財産の拠出をしたときは、当該財産は、遺言が効力を生じた時から一般財団法人に帰属したものとみなす。

（財産の拠出の無効又は取消しの制限）

第百六十五条　設立者（第百五十二条第二項の場合にあっては、その相続人）は、一般財団法人の成立後は、錯誤を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として財産の拠出の取消しをすることができない。

第七款　設立者等の責任

（設立者等の損害賠償責任）

第百六十六条　設立者、設立時理事又は設立時監事は、一般財団法人の設立についてその任務を怠ったときは、当該一般財団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2　設立者、設立時理事又は設立時監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該設立者、設立時理事又は設立時監事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

（設立者等の連帯責任）

第百六十七条　設立者、設立時理事又は設立時監事が一般財団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の設立者、設立時理事又は設立時監事も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（責任の免除）

第百六十八条　第百六十六条第一項の規定により設立者、設立時理事又は設立時監事の負う責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

（一般財団法人不成立の場合の責任）

第百六十九条　一般財団法人が成立しなかったときは、第百五十二条第一項の設立者は、連帯して、一般財団法人の設立に関してした行為についてその責任を負い、一般財団法人の設立に関して支出した費用を負担する。

第二節　機関

第一款　機関の設置

（機関の設置）

第百七十条　一般財団法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

2　一般財団法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる。

（会計監査人の設置義務）

第百七十一条　大規模一般財団法人は、会計監査人を置かなければならない。

第二款　評議員等の選任及び解任

（一般財団法人と評議員等との関係）

第百七十二条　一般財団法人と評議員、理事、監事及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

2　理事は、一般財団法人の財産のうち一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならず、かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない。

（評議員の資格等）

第百七十三条　第六十五条第一項の規定は、評議員について準用する。

2　評議員は、一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3　評議員は、三人以上でなければならない。

（評議員の任期）

第百七十四条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後六年以内に終

了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

2　前項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

（評議員に欠員を生じた場合の措置）

第百七十五条　この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

2　前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。

3　裁判所は、前項の一時評議員の職務を行うべき者を選任した場合には、一般財団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（理事、監事又は会計監査人の解任）

第百七十六条　理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2　会計監査人が第七十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その会計監査人を解任することができる。

（一般社団法人に関する規定の準用）

第百七十七条　前章第三節第三款（第六十四条、第六十七条第三項及び第七十条を除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人の選任及び解任について準用する。この場合において、これらの規定（第六十六条ただし書を除く。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第六十六条ただし書中「定款又は社員総会の決議によって」とあるのは「定款によって」と、第六十八条第三項第一号中「第百二十三条第二項」とあるのは「第百九十九条において準用する第百二十三条第二項」と、第七十四条第三項中「第三十八条第一項第一号」とあるのは「第百八十一条第一項第一号」と読み替えるものとする。

第三款　評議員及び評議員会

（評議員会の権限等）

第百七十八条　評議員会は、すべての評議員で組織する。

2　評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3　この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

（評議員会の招集）

第百七十九条　定時評議員会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2　評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

3　評議員会は、次条第二項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

（評議員による招集の請求）

第百八十条　評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

2　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

一　前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二　前項の規定による請求があった日から六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

（評議員会の招集の決定）

第百八十一条　評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　評議員会の日時及び場所

二　評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三　前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2　前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（評議員会の招集の通知）

第百八十二条　評議員会を招集するには、理事（第百八十条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2　理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3　前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（招集手続の省略）

第百八十三条　前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（評議員提案権）

第百八十四条　評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までにしなければならない。

第百八十五条　評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

第百八十六条　評議員は、理事に対し、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を第百八十二条第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

2　前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

（評議員会の招集手続等に関する検査役の選任）

第百八十七条　一般財団法人又は評議員は、評議員会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2　前項の規定による検査役の選任の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3　裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、一般財団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4　第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該

調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5　裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6　第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、一般財団法人（検査役の選任の申立てをした者が当該一般財団法人でない場合にあっては、当該一般財団法人及びその者）に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

（裁判所による評議員会招集等の決定）

第百八十八条　裁判所は、前条第四項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一　一定の期間内に評議員会を招集すること。

二　前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

2　裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第四項の報告の内容を同号の評議員会において開示しなければならない。

3　前項に規定する場合には、理事及び監事は、前条第四項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の評議員会に報告しなければならない。

（評議員会の決議）

第百八十九条　評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一　第百七十六条第一項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）

二　第百九十八条において準用する第百十三条第一項の評議員会

三　第二百条の評議員会

四　第二百一条の評議員会

五　第二百四条の評議員会

六　第二百四十七条、第二百五十一条第一項及び第二百五十七条の評議員会

3　前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

4　評議員会は、第百八十一条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第百九十一条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第百九十七条において準用する第百九条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

（理事等の説明義務）

第百九十条　理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

（評議員会に提出された資料等の調査）

第百九十一条　評議員会においては、その決議によって、理事、監事及び会計監査人が当該評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

2　第百八十条の規定により招集された評議員会においては、その決議によって、一般財団法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

（延期又は続行の決議）

第百九十二条　評議員会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第百八十一条及び第百八十二条の規定は、適用しない。

（議事録）

第百九十三条　評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2　一般財団法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3　一般財団法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

4　評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二　第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（評議員会の決議の省略）

第百九十四条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2　一般財団法人は、前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3　評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4　第一項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

（評議員会への報告の省略）

第百九十五条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（評議員の報酬等）

第百九十六条　評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。

第四款　理事、理事会、監事及び会計監査人

第百九十七条　前章第三節第四款（第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。）、第五款（第九十二条第一項を除く。）、第六款（第百四条第二項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。この場合において、これらの規定（第八十三条及び第八十四条第一項を除く。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、第八十五条中「社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）」とあるのは

「監事」と、第八十六条第一項中「総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員」とあり、並びに同条第七項、第八十七条第一項第二号及び第八十八条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、第九十条第四項第六号中「第百十四条第一項」とあるのは「第百九十八条において準用する第百十四条第一項」と、「第百十一条第一項」とあるのは「第百九十八条において準用する第百十一条第一項」と、第九十七条第二項中「社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て」とあるのは「評議員は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも」と、同条第四項中「前二項の請求」とあるのは「前項の請求」と、「前二項の許可」とあるのは「同項の許可」と、第百四条第一項中「第七十七条第四項及び第八十一条」とあるのは「第七十七条第四項」と、第百七条第一項中「第百二十三条第二項」とあるのは「第百九十九条において準用する第百二十三条第二項」と、「第百十七条第二項第一号イ」とあるのは「第百九十八条において準用する第百十七条第二項第一号イ」と、同条第五項第一号中「第六十八条第三項第一号」とあるのは「第百七十七条において準用する第六十八条第三項第一号」と読み替えるものとする。

第五款　役員等の損害賠償責任

第百九十八条　前章第三節第八款（第百十七条第二項第一号ロを除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第百十一条第一項中「理事、監事又は会計監査人（以下この款及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）」とあるのは「理事、監事若しくは会計監査人（以下この款及び第三百二条第二項第九号において「役員等」という。）又は評議員」と、同条第二項中「第八十四条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、同条第三項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項」と、第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、第百十三条第一項第二号ロ中「第三百一条第二項第十三号」とあるのは「第三百二条第二項第十一号」と、第百十四条第二項中「についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の評議員が前項」と、第百十五条第一項中「第三百一条第二項第十四号」とあるのは「第三百二条第二項第十二号」と、「同項第十二号」とあるのは「同項第十号」と、第百十六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、第百十七条第一項及び第百十八条中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員」と、第百十七条第二項第一号二中「第百二十八条第三項」とあるのは「第百九十九条において準用する第百二十八条第三項」と読み替えるものとする。

第三節　計算

第百九十九条　前章第四節（第百二十一条第一項後段及び第二項並びに第百二十六条第一項第一号、第二号及び第四号を除く。）の規定は、一般財団法人の計算について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第百二十一条第一項中「総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員」とあり、及び第百二十九条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、第百二十五条中「社員に」とあるのは「評議員に」と、第百二十九条第一項及び第二項中「第五十八条第一項」とあるのは「第百九十四条第一項」と、同条第三項ただし書中「第二号」とあるのは「債権者が第二号」と読み替えるものとする。

第四節　定款の変更

第二百条　一般財団法人は、その成立後、評議員会の決議によって、定款を変更することができる。ただし、第百五十三条第一項第一号及び第八号に掲げる事項に係る定款の定めについては、この限りでない。

2　前項ただし書の規定にかかわらず、設立者が同項ただし書に規定する定款の定めを評議員会の決議によって変更することができる旨を第百五十二条第一項又は第二項の定款で定めたときは、評議員会の決議によって、前項ただし書に規定する定款の定めを変更することができる。

3　一般財団法人は、その設立の当時予見することのできなかった特別の事情により、第一項ただし書に規定する定款の定めを変更しなければその運営の継続が不可能又は著しく困難となるに至ったときは、裁判所の許可を得て、評議員会の決議によって、同項ただし書に規定する定款の定めを変更することができる。

第五節　事業の譲渡

第二百一条　一般財団法人が事業の全部の譲渡をするには、評議員会の決議によらなければならない。

第六節　解散

（解散の事由）

第二百二条　一般財団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一　定款で定めた存続期間の満了

二　定款で定めた解散の事由の発生

三　基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能

四　合併（合併により当該一般財団法人が消滅する場合に限る。）

五　破産手続開始の決定

六　第二百六十一条第一項又は第二百六十八条の規定による解散を命ずる裁判

2　一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも三百万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。

（休眠一般財団法人のみなし解散）

第二百三条　休眠一般財団法人（一般財団法人であって、当該一般財団法人に関する登記が最後にあった日から五年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、法務大臣が休眠一般財団法人に対し二箇月以内に法務省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠一般財団法人に関する登記がされたときは、この限りでない。

2　登記所は、前項の規定による公告があったときは、休眠一般財団法人に対し、その旨の通知を発しなければならない。

（一般財団法人の継続）

第二百四条　一般財団法人は、次に掲げる場合には、次章の規定による清算が結了するまで（第二号に掲げる場合にあっては、解散したものとみなされた後三年以内に限る。）、評議員会の決

議によって、一般財団法人を継続することができる。

一　第二百二条第二項又は第三項の規定による解散後、清算事務年度（第二百二十七条第一項に規定する清算事務年度をいう。）に係る貸借対照表上の純資産額が三百万円以上となった場合

二　前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合

（解散した一般財団法人の合併の制限）

第二百五条　一般財団法人が解散した場合には、当該一般財団法人は、当該一般財団法人が合併後存続する一般財団法人となる合併をすることができない。

第四章　清算

第一節　清算の開始

（清算の開始原因）

第二百六条　一般社団法人又は一般財団法人は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

一　解散した場合（第百四十八条第五号又は第二百二条第一項第四号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）

二　設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

三　設立の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

（清算法人の能力）

第二百七条　前条の規定により清算をする一般社団法人又は一般財団法人（以下「清算法人」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

第二節　清算法人の機関

第一款　清算法人における機関の設置

第二百八条　清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

2　清算法人は、定款の定めによって、清算人会又は監事を置くことができる。

3　第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなった時において大規模一般社団法人又は大規模一般財団法人であった清算法人は、監事を置かなければならない。

4　第二章第三節第二款及び前章第二節第一款（評議員及び評議員会に係る部分を除く。）の規定は、清算法人については、適用しない。

第二款　清算人の就任及び解任並びに監事の退任等

（清算人の就任）

第二百九条　次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。

一　理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

二　定款で定める者

三　社員総会又は評議員会の決議によって選任された者

2　前項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

3　前二項の規定にかかわらず、第百四十八条第七号又は第二百二条第一項第六号に掲げる事由によって解散した清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、第二百六条第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなった清算法人については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

5　第六十四条及び第六十五条第一項の規定は清算人について、同条第三項の規定は清算人会設置法人（清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「理事は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。

（清算人の解任）

第二百十条　清算人（一般社団法人又はある清算法人をいう。以下同じ。）の清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2　清算人（一般財団法人である清算法人をいう。以下同じ。）の清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その清算人を解任することができる。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

4　第七十五条第一項から第三項までの規定は、清算人について準用する。

（監事の退任等）

第二百十一条　清算法人の監事は、当該清算法人が監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任する。

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める清算法人については、適用しない。

一　第六十七条（第百七十七条において準用する場合を含む。）　清算法人

二　第百七十四条　清算一般財団法人

第三款　清算人の職務等

（清算人の職務）

第二百十二条　清算人は、次に掲げる職務を行う。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

（業務の執行）

第二百十三条　清算人は、清算法人（清算人会設置法人を除く。次項において同じ。）の業務を執行する。

2　清算人が二人以上ある場合には、清算法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。

3　前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができない。

一　従たる事務所の設置、移転及び廃止

二　第三十八条第一項各号に掲げる事項

三　第百八十一条第一項各号に掲げる事項

四　清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

4　第八十一条から第八十五条まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、清算人（同条の規定については、第二百九条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）について準用する。この場合において、第八十一条中「第七十七条第四項」とあるのは「第二百十四条第七項において準用する第七十七条第四項」と、同条、第八十四条第一項及び第八十九条中「社員総会」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、第八十二条中「代表理事」とあるのは「代表清算人（第二百十四条第一項に規定する代表清算人をいう。）」と、第八十三条中「並びに社員総会の決議」とあるのは「（清算一般社団法人にあっては、法令及び定款並びに社員総会の決議）」と、第八十五条及び第八十八条第一項中「社員」とあるのは「社員又は評議員」と、第八十五条及び第八十八条第二項中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人（第二百十四条第六項に規定する監事設置清算法人をいう。）」と読み替えるものとする。

（清算法人の代表）

第二百十四条　清算人は、清算法人を代表する。ただし、他に代表清算人（清算法人を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2　前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算法人を代表する。

3　清算法人（清算人会設置法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく清算人（第二百九条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。以下この項において同じ。）の互選又は社員総会若しくは評議員会の決議によって、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4　第二百九条第一項第一号の規定により理事が清算人となる場合において、代表理事（一般社団法人等を代表する理事をいう。以下この項、第二百六十一条第一項第三号、第二百八十九条第二号、第二百九十三条第一号、第三百五条、第三百十五条第一項第二号イ及び第三百二十条第一項において同じ。）を定めていたときは、当該代表理事が代表清算人となる。

5　裁判所は、第二百九条第二項から第四項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。

6　前条第四項において準用する第八十一条の規定、次項において準用する第七十七条第四項の規定及び第二百二十条第八項の規定にかかわらず、監事設置清算法人（監事を置く清算法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない清算法人をいう。以下同じ。）が清算人（清算人であった者を含む。以下この項において同じ。）に対し、又は清算人が監事設置清算法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置清算法人を代表する。

7　第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人について、第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

（清算法人についての破産手続の開始）

第二百十五条　清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

2　清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第二百十六条　裁判所は、第二百九条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（清算人の清算法人に対する損害賠償責任）

第二百十七条　清算人は、その任務を怠ったときは、清算法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2　清算人が第二百十三条第四項において準用する第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3　第二百十三条第四項において準用する第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によって清算法人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠ったものと推定する。

一　第二百十三条第四項において準用する第八十四条第一項の清算人

二　清算法人が当該取引をすることを決定した清算人

三　当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人

4　第百十二条及び第百十六条第一項の規定は、清算人の第一項の責任について準用する。この場合において、第百十二条中「総社員」とあるのは「総社員又は総評議員」と、第百十六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第二百十三条第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（清算人の第三者に対する損害賠償責任）

第二百十八条　清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該清算人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2　清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一　第二百二十五条第一項に規定する財産目録等並びに第二百二十七条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

二　虚偽の登記

三　虚偽の公告

四　基金を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該清算一般社団法人の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

（清算人等の連帯責任）

第二百十九条　清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2　前項の場合には、第百十八条（第百九十八条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第四款　清算人会

（清算人会の権限等）

第二百二十条　清算人会は、すべての清算人で組織する。

2　清算人会は、次に掲げる職務を行う。

一　清算人会設置法人の業務執行の決定

二　清算人の職務の執行の監督

三　代表清算人の選定及び解職

3　清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

4　清算人会は、その選定した代表清算人及び第二百十四条第四項の規定により代表清算人となった者を解職することができる。

5　第二百十四条第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができない。

6　清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができない。

一　重要な財産の処分及び譲受け

二　多額の借財

三　重要な使用人の選任及び解任

四　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五　清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

7　次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する。

一　代表清算人

二　代表清算人以外の清算人であって、清算人会の決議によって清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの

8　第二百十三条第四項において読み替えて準用する第八十一条に規定する場合には、清算人会は、同条の規定による社員総会又は評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることができる。

9　第七項各号に掲げる清算人は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業

年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

10　第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十四条」とあるのは「第二百十三条第四項において読み替えて準用する第八十四条」と、「社員総会」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、「理事会」とあるのは「清算人会」と、同条第二項中「第八十四条第一項各号」とあるのは「第二百十三条第四項において準用する第八十四条第一項各号」と、「理事は」とあるのは「清算人は」と、「理事会に」とあるのは「清算人会に」と読み替えるものとする。

（清算人会の運営）

第二百二十一条　清算人会は、各清算人が招集する。ただし、清算人会を招集する清算人を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。

2　前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人（以下この項及び次条第二項において「招集権者」という。）以外の清算人は、招集権者に対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会の招集を請求することができる。

3　前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。

4　第九十四条の規定は、清算人会設置法人における清算人会の招集について準用する。この場合において、同条第一項中「各理事及び各監事」とあるのは「各清算人（監事設置清算法人（第二百十四条第六項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。）にあっては、各清算人及び各監事）」と、同条第二項中「理事及び監事」とあるのは「清算人（監事設置清算法人にあっては、清算人及び監事）」と読み替えるものとする。

5　第九十五条及び第九十六条の規定は、清算人会設置法人における清算人会の決議について準用する。この場合において、第九十五条第一項中「理事の」とあるのは「清算人の」と、同条第二項中「理事」とあるのは「清算人」と、同条第三項中「理事（」とあるのは「清算人（」と、「代表理事」とあるのは「代表清算人」と、同条第五項中「理事であって」とあるのは「清算人であって」と、第九十六条中「理事が」とあるのは「清算人が」と、「理事（」とあるのは「清算人（」と読み替えるものとする。

6　第九十八条の規定は、清算人会設置法人における清算人会への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人又は監事」と、「理事及び監事」とあるのは「清算人（監事設置清算法人（第二百十四条第六項に規定する監事設置清算法人をいう。）にあっては、清算人及び監事）」と、同条第二項中「第九十一条第二項」とあるのは「第二百二十条第九項」と読み替えるものとする。

（社員又は評議員による招集の請求）

第二百二十二条　清算人会設置法人（監事設置清算法人を除く。）の社員又は評議員は、清算人が清算人会設置法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、清算人会の招集を請求することができる。

2　前項の規定による請求は、清算人（前条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、清算人会の目的である事項を示して行わなければならない。

3　前条第三項の規定は、第一項の規定による請求があった場合について準用する。

4　第一項の規定による請求を行った社員又は評議員は、当該請求に基づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定により招集した清算人会に出席し、意見を述べることができる。

（議事録等）

第二百二十三条　清算人会設置法人は、清算人会の日（第二百二十一条第五項において準用する第九十六条の規定により清算人会の決議があったものとみなされた日を含む。）から十年間、同項において準用する第九十五条第三項の議事録又は第二百二十一条第五項において準用する第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2　社員又は評議員は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員については、その権利を行使するため必要があるときに限る。

一　前項の議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3　監事設置清算法人である清算一般社団法人における前項の規定の適用については、同項中「清算法人の業務時間内は、いつでも」とあるのは、「裁判所の許可を得て」とする。

4　債権者は、清算人又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録等について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

5　裁判所は、第三項の規定により読み替えて適用する第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該清算人会設置法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の規定により読み替えて適用する第二項の許可又は前項の許可をすることができない。

第五款　理事等に関する規定の適用

第二百二十四条　清算法人については、第六十五条第二項、第七十二条及び第七十四条第三項（これらの規定を第百七十七条において準用する場合を含む。）並びに第八十七条及び第二章第三節第六款（第百四条第一項を除き、これらの規定を第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定中理事、理事会又は理事会設置一般社団法人に関する規定は、それぞれ清算人、清算人会又は清算人会設置法人に関する規定として清算人、清算人会又は清算人会設置法人に適用があるものとする。

2　清算一般社団法人については、第二章第三節第一款及び第百三十七条第十項の規定中理事、理事会又は理事会設置一般社団法人に関する規定は、それぞれ清算人、清算人会又は清算人会を置く清算一般社団法人に関する規定として清算人、清算人会又は清算人会を置く清算一般社団法人に適用があるものとする。

3　清算一般財団法人については、第百五十三条第三項第一号、第百七十三条第二項及び前章第二節第三款の規定中理事又は理事会に関する規定は、それぞれ清算人又は清算人会に関する規定として清算人又は清算人会に適用があるものとする。この場合において、第百八十一条第一項中「理事会の決議によって」とあるのは「清算人は」と、「定めなければならない」とあるのは「定めなければならない。ただし、清算人会を置く清算一般財団法人（第二百十条第二項に規定する清算一般財団法人をいう。）においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならない」とする。

第三節　財産目録等

（財産目録等の作成等）

第二百二十五条　清算人（清算人会設置法人にあっては、第二百二十条第七項各号に掲げる清算人）は、その就任後遅滞なく、清算法人の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなった日における財産目録及び貸借対照

表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2　清算人会設置法人においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならない。

3　清算人は、財産目録等（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の承認を受けたもの）を社員総会又は評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4　清算法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

（財産目録等の提出命令）

第二百二十六条　裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（貸借対照表等の作成及び保存）

第二百二十七条　清算法人は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度（第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなった日の翌日又はその後毎年その日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その前日）から始まる各一年の期間をいう。）に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2　前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

3　清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。

（貸借対照表等の監査等）

第二百二十八条　監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2　清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の監査を受けたもの）は、清算人会の承認を受けなければならない。

（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）

第二百二十九条　次の各号に掲げる清算法人は、第二百二十七条第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書（前条第一項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。）を、当該各号に定める日からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

一　清算一般社団法人　定時社員総会の日の一週間前の日（第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

二　清算一般財団法人　定時評議員会の日の一週間前の日（第百九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

2　社員、評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算法人の定めた費用を支払わなければならない。

一　貸借対照表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　貸借対照表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって清算法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（貸借対照表等の提出等）

第二百三十条　次の各号に掲げる清算法人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定時社員総会又は定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

一　監事設置清算法人（清算人会設置法人を除く。）　第二百二十八条第一項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告

二　清算人会設置法人　第二百二十八条第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告

三　前二号に掲げるもの以外の清算法人　第二百二十七条第一項の貸借対照表及び事務報告

2　前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定時社員総会又は定時評議員会の承認を受けなければならない。

3　清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定時社員総会又は定時評議員会に報告しなければならない。

（貸借対照表等の提出命令）

第二百三十一条　裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第二百二十七条第一項の貸借対照表及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（適用除外）

第二百三十二条　第二章第四節第三款（第百二十三条第四項、第百二十八条第三項、第百二十九条及び第百三十条を除き、第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定は、清算法人については、適用しない。

第四節　債務の弁済等

（債権者に対する公告等）

第二百三十三条　清算法人は、第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなった後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

（債務の弁済の制限）

第二百三十四条　清算法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算法人は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

2　前項の規定にかかわらず、清算法人は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産につき存する担保権によって担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない。

（条件付債権等に係る債務の弁済）

第二百三十五条　清算法人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2　前項の場合には、清算法人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3　第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

（基金の返還の制限）

第二百三十六条　基金の返還に係る債務の弁済は、その余の清算一般社団法人の債務の弁済がされた後でなければ、することができない。

（債務の弁済前における残余財産の引渡しの制限）

第二百三十七条　清算法人は、当該清算法人の債務を弁済した後でなければ、その財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

（清算からの除斥）

第二百三十八条　清算法人の債権者（知れている債権者を除く。）であって第二百三十三条第一項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除斥される。

2　前項の規定により清算から除斥された債権者は、引渡しがされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

第五節　残余財産の帰属

第二百三十九条　残余財産の帰属は、定款で定めるところによる。

2　前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって定める。

3　前二項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

第六節　清算事務の終了等

（清算事務の終了等）

第二百四十条　清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

2　清算人会設置法人においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。

3　清算人は、決算報告（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の承認を受けたもの）を社員総会又は評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4　前項の承認があったときは、任務を怠ったことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に関し不正の行為があったときは、この限りでない。

（帳簿資料の保存）

第二百四十一条　清算人（清算人会設置法人にあっては、第二百二十条第七項各号に掲げる清算人）は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

2　裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

3　前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

4　第二項の規定による選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。

第五章　合併

第一節　通則

（合併契約の締結）

第二百四十二条　一般社団法人又は一般財団法人は、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併をすることができる。この場合においては、合併をする法人は、合併契約を締結しなければならない。

（合併の制限）

第二百四十三条　次の各号に掲げる場合には、合併後存続する一般社団法人若しくは一般財団法人又は合併により設立する一般社団法人若しくは一般財団法人は、それぞれ当該各号に定める種類の法人でなければならない。

一　合併をする法人が一般社団法人のみである場合　一般社団法人

二　合併をする法人が一般財団法人のみである場合　一般財団法人

2　前項各号に掲げる場合以外の場合において、合併をする一般社団法人が合併契約の締結の日までに基金の全額を返還していないときは、合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、一般社団法人でなければならない。

第二節　吸収合併

第一款　吸収合併契約等

（吸収合併契約）

第二百四十四条　一般社団法人又は一般財団法人が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　吸収合併後存続する一般社団法人又は一般財団法人（以下「吸収合併存続法人」という。）及び吸収合併により消滅する一般社団法人又は一般財団法人（以下「吸収合併消滅法人」という。）の名称及び住所

二　吸収合併がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）

（吸収合併の効力の発生等）

第二百四十五条　吸収合併存続法人は、効力発生日に、吸収合併消滅法人の権利義務を承継する。

2　吸収合併消滅法人の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3　前二項の規定は、第二百四十八条若しくは第二百五十二条の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第二款　吸収合併消滅法人の手続

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二百四十六条　吸収合併消滅法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2　前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一　一般社団法人である吸収合併消滅法人にあっては、次条の社員総会の日の二週間前の日（第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

二　一般財団法人である吸収合併消滅法人にあっては、次条の評議員会の日の二週間前の日（第百九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

三　第二百四十八条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3　吸収合併消滅法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併消滅法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならない。

一　第一項の書面の閲覧の請求

二　第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併消滅法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（吸収合併契約の承認）

第二百四十七条　吸収合併消滅法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

（債権者の異議）

第二百四十八条　吸収合併消滅法人の債権者は、吸収合併消滅法人に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2　吸収合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一　吸収合併をする旨

二　吸収合併存続法人の名称及び住所

三　吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の計算書類（第百二十三条第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類をいう。以下同じ。）に関する事項として法務省令で定めるもの

四　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3　前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第三百三十一条第一項の規定による定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4　債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5　債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6　前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

（吸収合併の効力発生日の変更）

第二百四十九条　吸収合併消滅法人は、吸収合併存続法人との合意により、効力発生日を変更することができる。

2　前項の場合には、吸収合併消滅法人は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3　第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、第二百四十五条及びこの款の規定を適用する。

第三款　吸収合併存続法人の手続

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二百五十条　吸収合併存続法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日後六箇月を経過するまでの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2　前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一　一般社団法人である吸収合併存続法人にあっては、次条第一項の社員総会の日の二週間前の日（第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

二　一般財団法人である吸収合併存続法人にあっては、次条第一項の評議員会の日の二週間前の日（第百九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

三　第二百五十二条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3　吸収合併存続法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併存続法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続法人の定めた費用を支払わなければならない。

一　第一項の書面の閲覧の請求

二　第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（吸収合併契約の承認）

第二百五十一条　吸収合併存続法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2　吸収合併存続法人が承継する吸収合併消滅法人の債務の額として法務省令で定める額が吸収合併存続法人が承継する吸収合併消滅法人の資産の額として法務省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の社員総会又は評議員会において、その旨を説明しなければならない。

（債権者の異議）

第二百五十二条　吸収合併存続法人の債権者は、吸収合併存続法人に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2　吸収合併存続法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一　吸収合併をする旨

二　吸収合併消滅法人の名称及び住所

三　吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの

四　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3　前項の規定にかかわらず、吸収合併存続法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第三百三十一条第一項の規定による定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4　債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5　債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6　前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

（吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二百五十三条　吸収合併存続法人は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続法人が承継した吸収合併消滅法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2　吸収合併存続法人は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3　吸収合併存続法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併存続法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続法人の定めた費用を支払わなければならない。

一　第一項の書面の閲覧の請求

二　第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第三節　新設合併

第一款　新設合併契約等

（新設合併契約）

第二百五十四条　二以上の一般社団法人又は一般財団法人が新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　新設合併により消滅する一般社団法人又は一般財団法人（以下「新設合併消滅法人」という。）の名称及び住所

二　新設合併により設立する一般社団法人又は

一般財団法人（以下「新設合併設立法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地
三　前号に掲げるもののほか、新設合併設立法人の定款で定める事項
四　新設合併設立法人の設立に際して理事となる者の氏名
五　新設合併設立法人が会計監査人設置一般社団法人又は会計監査人設置一般財団法人であるときは、その設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称
六　新設合併設立法人が監事設置一般社団法人であるときは、設立時監事の氏名
七　新設合併設立法人が一般財団法人であるときは、設立時評議員及び設立時監事の氏名

（新設合併の効力の発生）

第二百五十五条　新設合併設立法人は、その成立の日に、新設合併消滅法人の権利義務を承継する。

第二款　新設合併消滅法人の手続

（新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二百五十六条　新設合併消滅法人は、新設合併契約備置開始日から新設合併設立法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2　前項に規定する「新設合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。
一　一般社団法人である新設合併消滅法人にあっては、次条の社員総会の日の二週間前の日（第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）
二　一般財団法人である新設合併消滅法人にあっては、次条の評議員会の日の二週間前の日（第百九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）
三　第二百五十八条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3　新設合併消滅法人の社員、評議員及び債権者は、新設合併消滅法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならない。
一　第一項の書面の閲覧の請求
二　第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三　第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四　第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって新設合併消滅法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（新設合併契約の承認）

第二百五十七条　新設合併消滅法人は、社員総会又は評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない。

（債権者の異議）

第二百五十八条　新設合併消滅法人の債権者は、新設合併消滅法人に対し、新設合併について異議を述べることができる。

2　新設合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。
一　新設合併をする旨
二　他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の名称及び住所
三　新設合併消滅法人の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
四　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3　前項の規定にかかわらず、新設合併消滅法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第三百三十一条第一項の規定による定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4　債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

5　債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6　前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

第三款　新設合併設立法人の手続

（設立の特則）

第二百五十九条　第二章第一節（第十一条（第一項第四号を除く。）、第十二条、第十四条、第十六条、第四款及び第五款を除く。）の規定は、一般社団法人である新設合併設立法人の設立については、適用しない。

2　第三章第一節（第百五十三条第一項第一号から第三号まで及び第八号から第十号まで並びに第三項、第百五十四条、第百五十六条、第百六十条、第五款並びに第百六十三条を除く。）の規定は、一般財団法人である新設合併設立法人の設立については、適用しない。

3　新設合併設立法人の定款は、新設合併消滅法人が作成する。

（新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二百六十条　新設合併設立法人は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立法人が承継した新設合併消滅法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2　新設合併設立法人は、その成立の日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3　新設合併設立法人の社員、評議員及び債権者は、新設合併設立法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立法人の定めた費用を支払わなければならない。
一　前項の書面の閲覧の請求
二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって新設合併設立法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第六章　雑則

第一節　解散命令

（解散命令）

第二百六十一条　裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため一般社団法人等の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、一般社団法人等の解散を命ずることができる。
一　一般社団法人等の設立が不法な目的に基づいてされたとき。
二　一般社団法人等が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
三　業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人等の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人等の業務を執行

したその他の理事をいう。）が、法令若しくは定款で定める一般社団法人等の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたとき。

2　社員、評議員、債権者その他の利害関係人が前項の申立てをしたときは、裁判所は、一般社団法人等の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

3　一般社団法人等は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。

4　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第二項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

（一般社団法人等の財産に関する保全処分）

第二百六十二条　裁判所は、前条第一項の申立てがあった場合には、法務大臣若しくは社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、一般社団法人等の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分（次項において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。

3　裁判所は、法務大臣若しくは社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、前項の管理人を解任することができる。

4　裁判所は、第二項の管理人を選任した場合には、一般社団法人等が当該管理人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

5　第二項の管理人は、裁判所が監督する。

6　裁判所は、第二項の管理人に対し、一般社団法人等の財産の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

7　民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第二項の管理人について準用する。この場合において、同法第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条中「委任者」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替えるものとする。

（官庁等の法務大臣に対する通知義務）

第二百六十三条　裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上第二百六十一条第一項の申立て又は同項第三号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。

第二節　訴訟

第一款　一般社団法人等の組織に関する訴え

（一般社団法人等の組織に関する行為の無効の訴え）

第二百六十四条　次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

一　一般社団法人等の設立　一般社団法人等の成立の日から二年以内

二　一般社団法人等の吸収合併　吸収合併の効力が生じた日から六箇月以内

三　一般社団法人等の新設合併　新設合併の効力が生じた日から六箇月以内

2　次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一　前項第一号に掲げる行為　設立する一般社団法人等の社員等（社員、評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下この款において同じ。）

二　前項第二号に掲げる行為　当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする一般社団法人等の社員等であった者又は吸収合併存続法人の社員等、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしなかった債権者

三　前項第三号に掲げる行為　当該行為の効力が生じた日において新設合併をする一般社団法人等の社員等であった者又は新設合併設立法人の社員等、破産管財人若しくは新設合併について承認をしなかった債権者

（社員総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）

第二百六十五条　社員総会又は評議員会（以下この款及び第三百十五条第一項第一号ロにおいて「社員総会等」という。）の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

2　社員総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。

（社員総会等の決議の取消しの訴え）

第二百六十六条　次に掲げる場合には、社員等は、社員総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより理事、監事、清算人又は評議員（第七十五条第一項（第百七十七条及び第二百十条第四項において準用する場合を含む。）又は第百七十五条第一項の規定により理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。）となる者も、同様とする。

一　社員総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。

二　社員総会等の決議の内容が定款に違反するとき。

三　社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき。

2　前項の訴えの提起があった場合において、社員総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

（一般社団法人等の設立の取消しの訴え）

第二百六十七条　次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、一般社団法人等の成立の日から二年以内に、訴えをもって一般社団法人等の設立の取消しを請求することができる。

一　社員又は設立者が民法その他の法律の規定により設立に係る意思表示を取り消すことができるとき　当該社員又は設立者

二　設立者がその債権者を害することを知って一般財団法人を設立したとき　当該債権者

（一般社団法人等の解散の訴え）

第二百六十八条　次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員又は評議員は、訴えをもって一般社団法人等の解散を請求することができる。

一　一般社団法人等が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該一般社団法人等に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二　一般社団法人等の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該一般社団法人等の存立を危うくするとき。

（被告）

第二百六十九条　次の各号に掲げる訴え（以下この節において「一般社団法人等の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

一　一般社団法人等の設立の無効の訴え　設立する一般社団法人等

二　一般社団法人等の吸収合併の無効の訴え　吸収合併存続法人

三　一般社団法人等の新設合併の無効の訴え　新設合併設立法人

四　社員総会等の決議が存在しないこと又は社員総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え　当該一般社団法人等

五　社員総会等の決議の取消しの訴え　当該一般社団法人等

六　第二百六十七条第一号の規定による一般社団法人等の設立の取消しの訴え　当該一般社団法人等

七　第二百六十七条第二号の規定による一般財団法人の設立の取消しの訴え　当該一般財団法人及び同号の設立者

八　一般社団法人等の解散の訴え　当該一般社団法人等

（訴えの管轄）

第二百七十条　一般社団法人等の組織に関する訴えは、被告となる一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（担保提供命令）

第二百七十一条　一般社団法人等の組織に関する訴えであって、社員が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該一般社団法人等の組織に関する訴えを提起した社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該社員が理事、監事又は清算人であるときは、この限りでない。

2　前項の規定は、一般社団法人等の組織に関する訴えであって、債権者が提起することができるものについて準用する。

3　被告は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（弁論等の必要的併合）

第二百七十二条　同一の請求を目的とする一般社団法人等の組織に関する訴えに係る二以上の訴訟が同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）

第二百七十三条　一般社団法人等の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

（無効又は取消しの判決の効力）

第二百七十四条　一般社団法人等の組織に関する訴え（第二百六十九条第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって一般社団法人等が設立された場合にあっては、当該設立を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。

（合併の無効判決の効力）

第二百七十五条　次の各号に掲げる行為の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該行為をした一般社団法人等は、当該行為の効力が生じた日後に当該各号に定める一般社団法人等が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

一　一般社団法人等の吸収合併　吸収合併存続法人

二　一般社団法人等の新設合併　新設合併設立法人

2　前項に規定する場合には、同項各号に掲げる行為の効力が生じた日後に当該各号に定める一般社団法人等が取得した財産は、当該行為をした一般社団法人等の共有に属する。

3　前二項に規定する場合には、各一般社団法人等の第一項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各一般社団法人等の協議によって定める。

4　各一般社団法人等の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分について、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各一般社団法人等の申立てにより、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各一般社団法人等の財産の額その他一切の事情を考慮して、これを定める。

（設立の無効又は取消しの判決の効力）

第二百七十六条　一般社団法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、その無効又は取消しの原因が一部の社員のみにあるときは、他の社員の全員の同意によって、当該一般社団法人を継続することができる。この場合においては、当該原因がある社員は、退社したものとみなす。

2　前項前段の規定は、一般財団法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同項中「社員」とあるのは、「設立者」と読み替えるものとする。

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）

第二百七十七条　一般社団法人等の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

第二款　一般社団法人における責任追及の訴え

（責任追及の訴え）

第二百七十八条　社員は、一般社団法人に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、設立時社員、設立時理事、役員等（第百十一条第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。）又は清算人の責任を追及する訴え（以下この款において「責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該一般社団法人に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2　一般社団法人が前項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、一般社団法人のために、責任追及の訴えを提起することができる。

3　一般社団法人は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした社員又は同項の設立時社員、設立時理事、役員等若しくは清算人から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により一般社団法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項の社員は、一般社団法人のために、直ちに責任追及の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

5　第二項又は前項の責任追及の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

6　社員が責任追及の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

7　被告が前項の申立てをするには、責任追及の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（訴えの管轄）

第二百七十九条　責任追及の訴えは、一般社団法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（訴訟参加）

第二百八十条　社員又は一般社団法人は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

2　監事設置一般社団法人が、理事及び清算人並

びにこれらの者であった者を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。

3　社員は、責任追及の訴えを提起したときは、遅滞なく、一般社団法人に対し、訴訟告知をしなければならない。

4　一般社団法人は、責任追及の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を社員に通知しなければならない。

（和解）

第二百八十一条　民事訴訟法第二百六十七条の規定は、一般社団法人が責任追及の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない。ただし、当該一般社団法人の承認がある場合は、この限りでない。

2　前項に規定する場合において、裁判所は、一般社団法人に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは二週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない。

3　一般社団法人が前項の期間内に書面により異議を述べなかったときは、同項の規定による通知の内容で社員が和解をすることを承認したものとみなす。

4　第二十五条、第百十二条（第二百十七条第四項において準用する場合を含む。）及び第百四十一条第五項（同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。）の規定は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。

（費用等の請求）

第二百八十二条　責任追及の訴えを提起した社員が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該一般社団法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

2　責任追及の訴えを提起した社員が敗訴した場合であっても、悪意があったときを除き、当該社員は、当該一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。

3　前二項の規定は、第二百八十条第一項の規定により同項の訴訟に参加した社員について準用する。

（再審の訴え）

第二百八十三条　責任追及の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及の訴えに係る訴訟の目的である一般社団法人の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、一般社団法人又は社員は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。

2　前条の規定は、前項の再審の訴えについて準用する。

第三款　一般社団法人等の役員等の解任の訴え

（一般社団法人等の役員等の解任の訴え）

第二百八十四条　理事、監事又は評議員（以下この款において「役員等」という。）の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員等を解任する旨の議案が社員総会又は評議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該社員総会又は評議員会の日から三十日以内に、訴えをもって当該役員等の解任を請求することができる。

一　総社員（当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員（当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。）

二　評議員

（被告）

第二百八十五条　前条の訴え（次条及び第三百十五条第一項第一号ニにおいて「一般社団法人等の役員等の解任の訴え」という。）については、当該一般社団法人等及び前条の役員等を被告とする。

（訴えの管轄）

第二百八十六条　一般社団法人等の役員等の解任の訴えは、当該一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

第三節　非訟

第一款　総則

（非訟事件の管轄）

第二百八十七条　この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　第二百七十五条第四項の申立てに係る事件は、同条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えの第一審の受訴裁判所の管轄に属する。

（疎明）

第二百八十八条　この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

（陳述の聴取）

第二百八十九条　裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。

一　この法律の規定により一般社団法人等が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判　当該一般社団法人等

二　第七十五条第二項（第百七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第百九十七条において準用する場合を含む。）若しくは第七十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人、第二百十条第四項において準用する第七十五条第二項若しくは第二百十四条第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第二百六十二条第二項の管理人の報酬の額の決定　当該一般社団法人等（報酬を受ける者が監事を置く一般社団法人等を代表する者である場合において、他に当該一般社団法人等を代表する者が存しないときは、監事）及び報酬を受ける者

三　第百三十七条第七項の規定による裁判　当該一般社団法人（一般社団法人の成立前にあっては、設立時社員）及び現物拠出財産を給付する者

四　清算人の解任についての裁判　当該清算人

五　第二百六十一条第一項の規定による裁判　当該一般社団法人等

六　第二百七十五条第四項の申立てについての裁判　同項に規定する行為をした一般社団法人等

（理由の付記）

第二百九十条　この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一　前条第二号に掲げる裁判

二　第二百九十三条各号に掲げる裁判

（即時抗告）

第二百九十一条　次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一　第二百六十二条第一項の規定による保全処分についての裁判　利害関係人

二　第二百八十九条各号に掲げる裁判　申立人及び当該各号に定める者（同条第二号及び第三号に掲げる裁判にあっては、当該各号に定める者）

（原裁判の執行停止）

第二百九十二条　前条の即時抗告は、執行停止の

効力を有する。ただし、第二百八十九条第二号から第四号までに掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

（不服申立ての制限）

第二百九十三条　次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一　第二百八十九条第二号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第二百三十五条第一項の鑑定人又は第二百四十一条第二項の帳簿資料の保存をする者の選任又は選定の裁判

二　第二百六十二条第二項の管理人の選任又は解任についての裁判

三　第二百六十二条第六項の規定による裁判

四　この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第二百八十九条第一号に掲げる裁判を除く。）

（非訟事件手続法の規定の適用除外）

第二百九十四条　この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第十五条の規定は、適用しない。

（最高裁判所規則）

第二百九十五条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二款　解散命令の手続に関する特則

（法務大臣の関与）

第二百九十六条　裁判所は、第二百六十一条第一項の申立てについての裁判をする場合には、法務大臣に対し、意見を求めなければならない。

2　法務大臣は、裁判所が前項の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会うことができる。

3　裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したこと及び前項の審問の期日を通知しなければならない。

4　第一項の申立てを却下する裁判に対しては、法務大臣は、即時抗告をすることができる。

（一般社団法人等の財産に関する保全処分についての特則）

第二百九十七条　裁判所が第二百六十二条第一項の保全処分をした場合には、非訟事件手続法第二十六条本文の費用は、一般社団法人等の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2　前項の保全処分又は第二百六十二条第一項の規定による申立てを却下する裁判に対して即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手続に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手続に要する裁判費用は、一般社団法人等の負担とする。

第二百九十八条　利害関係人は、裁判所書記官に対し、第二百六十二条第六項の報告又は計算に関する資料の閲覧を請求することができる。

2　利害関係人は、裁判所書記官に対し、前項の資料の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

3　前項の規定は、第一項の資料のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4　法務大臣は、裁判所書記官に対し、第一項の資料の閲覧を請求することができる。

5　民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項の資料について準用する。

第四節　登記

第一款　総則

（登記の効力）

第二百九十九条　この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

2　故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

（登記の期間）

第三百条　この法律の規定により登記すべき事項のうち官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書の到達した日から起算する。

第二款　主たる事務所の所在地における登記

（一般社団法人の設立の登記）

第三百一条　一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一　第二十条第一項の規定による調査が終了した日

二　設立時社員が定めた日

2　前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一　目的

二　名称

三　主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

四　一般社団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五　理事の氏名

六　代表理事の氏名及び住所

七　理事会設置一般社団法人であるときは、その旨

八　監事設置一般社団法人であるときは、その旨及び監事の氏名

九　会計監査人設置一般社団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

十　第七十五条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

十一　第百十四条第一項の規定による役員等の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

十二　第百十五条第一項の規定による外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十三　前号の定款の定めが外部理事に関するものであるときは、理事のうち外部理事であるものについて、外部理事である旨

十四　第十二号の定款の定めが外部監事に関するものであるときは、監事のうち外部監事であるものについて、外部監事である旨

十五　第百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの

十六　公告方法

十七　前号の公告方法が電子公告（第三百三十一条第一項第三号に規定する電子公告をいう。以下この号及び次条第二項第十五号において同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ　電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの

ロ　第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

（一般財団法人の設立の登記）

第三百二条　一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一　第百六十一条第一項の規定による調査が終了した日

二　設立者が定めた日

2　前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一　目的

二　名称
三　主たる事務所及び従たる事務所の所在場所
四　一般財団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
五　評議員、理事及び監事の氏名
六　代表理事の氏名及び住所
七　会計監査人設置一般財団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
八　第百七十七条において準用する第七十五条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
九　第百九十八条において準用する第百十四条第一項の規定による役員等の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
十　第百九十八条において準用する第百十五条第一項の規定による外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
十一　前号の定款の定めが外部理事に関するものであるときは、理事のうち外部理事であるものについて、外部理事である旨
十二　第十号の定款の定めが外部監事に関するものであるときは、監事のうち外部監事であるものについて、外部監事である旨
十三　第百九十九条において準用する第百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの
十四　公告方法
十五　前号の公告方法が電子公告であるときは、次に掲げる事項
イ　電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの
ロ　第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

（変更の登記）
第三百三条　一般社団法人等において第三百一条第二項各号又は前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。
（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）
第三百四条　一般社団法人等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める事項を登記しなければならない。
一　一般社団法人　第三百一条第二項各号に掲げる事項
二　一般財団法人　第三百二条第二項各号に掲げる事項
2　新所在地における登記においては、一般社団法人等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。
（職務執行停止の仮処分等の登記）
第三百五条　一般社団法人等の理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。
（吸収合併の登記）
第三百六条　一般社団法人等が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅法人については解散の登記をし、吸収合併存続法人については変更の登記をしなければならない。
2　吸収合併による変更の登記においては、吸収合併をした旨並びに吸収合併消滅法人の名称及び主たる事務所をも登記しなければならない。
（新設合併の登記）
第三百七条　二以上の一般社団法人等が新設合併をするときは、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅法人については解散の登記をし、新設合併設立法人については設立の登記をしなければならない。
一　第二百五十七条の社員総会又は評議員会の決議の日
二　第二百五十八条の規定による手続が終了した日
三　新設合併消滅法人が合意により定めた日
2　新設合併による設立の登記においては、新設合併をした旨並びに新設合併消滅法人の名称及び主たる事務所をも登記しなければならない。
（解散の登記）
第三百八条　第百四十八条第一号から第四号まで又は第二百二条第一項第一号から第三号まで、第二項若しくは第三項の規定により一般社団法人等が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。
2　解散の登記においては、解散の旨並びにその事由及び年月日を登記しなければならない。
（継続の登記）
第三百九条　第百五十条、第二百四条又は第二百七十六条の規定により一般社団法人等が継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。
（清算人等の登記）
第三百十条　第二百九条第一項第一号に掲げる者が清算人となったときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。
一　清算人の氏名
二　代表清算人の氏名及び住所
三　清算法人が清算人会を置くときは、その旨
四　清算一般財団法人が監事を置くときは、その旨
2　清算人が選任されたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
3　第三百三条の規定は前二項の規定による登記について、第三百五条の規定は清算人又は代表清算人について、それぞれ準用する。
（清算結了の登記）
第三百十一条　清算が結了したときは、清算法人は、第二百四十条第三項の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

第三款　従たる事務所の所在地における登記
（従たる事務所の所在地における登記）
第三百十二条　次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。
一　一般社団法人等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。）　主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
二　新設合併設立法人が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合　第三百七条第一項各号に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内
三　一般社団法人等の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内
2　従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設

けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3　従たる事務所の所在地において前二項の規定により前項各号に掲げる事項を登記する場合には、一般社団法人等の成立の年月日並びに従たる事務所を設置した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

4　第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第三百十三条　一般社団法人等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この項において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

2　従たる事務所の所在地において前項の規定により前条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、一般社団法人等の成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

（従たる事務所における変更の登記等）

第三百十四条　第三百六条第一項、第三百七条第一項及び第三百十一条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第三百六条第一項に規定する変更の登記は、第三百十二条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第四款　登記の嘱託

第三百十五条　次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、一般社団法人等の主たる事務所（第一号ロに規定する場合であって当該決議によって第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一　次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。

イ　一般社団法人等の設立の無効又は取消しの訴え

ロ　社員総会等の決議した事項についての登記があった場合における次に掲げる訴え

(1)　社員総会等の決議が存在しないこと又は社員総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え

(2)　社員総会等の決議の取消しの訴え

ハ　一般社団法人等の解散の訴え

ニ　一般社団法人等の役員等の解任の訴え

二　次に掲げる裁判があったとき。

イ　第七十五条第二項（第百七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第百九十七条において準用する場合を含む。）又は第百七十五条第二項の規定による一時理事、監事、代表理事又は評議員の職務を行うべき者の選任の裁判

ロ　第二百十条第四項において準用する第七十五条第二項又は第二百十四条第七項において準用する第七十九条第二項の規定による一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者の選任の裁判

ハ　イ又はロに掲げる裁判を取り消す裁判

二　清算人又は代表清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判

ホ　清算人の解任の裁判

三　次に掲げる裁判が確定したとき。

イ　前号ホに掲げる裁判を取り消す裁判

ロ　第二百六十一条第一項の規定による一般社団法人等の解散を命ずる裁判

2　次の各号に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

一　一般社団法人等の吸収合併の無効の訴え

吸収合併存続法人についての変更の登記及び吸収合併消滅法人についての回復の登記

二　一般社団法人等の新設合併の無効の訴え

新設合併設立法人についての解散の登記及び新設合併消滅法人についての回復の登記

3　前項に規定する場合において、同項各号に掲げる訴えに係る請求の目的に係る合併により第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各一般社団法人等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項各号に定める登記を嘱託しなければならない。

第五款　登記の手続等

（登記簿）

第三百十六条　登記所に、一般社団法人登記簿及び一般財団法人登記簿を備える。

（添付書面の通則）

第三百十七条　登記すべき事項につき社員全員の同意又はある理事若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

2　登記すべき事項につき社員総会、評議員会、理事会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

3　登記すべき事項につき第五十八条第一項、第九十六条（第百九十七条及び第二百二十一条第五項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第一項の規定により社員総会、理事会、清算人会又は評議員会の決議があったものとみなされる場合には、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

（一般社団法人の設立の登記の申請）

第三百十八条　一般社団法人の設立の登記は、当該一般社団法人を代表すべき者の申請によってする。

2　一般社団法人の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　定款

二　設立時理事が設立時代表理事を選定したときは、これに関する書面

三　設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面

四　設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ　就任を承諾したことを証する書面

ロ　設立時会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ　設立時会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

3　登記すべき事項につき設立時社員全員の同意又はある設立時社員の一致を要するときは、前項の登記の申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

（一般財団法人の設立の登記の申請）

第三百十九条　一般財団法人の設立の登記は、当該一般財団法人を代表すべき者の申請によってする。

2　一般財団法人の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　定款
二　財産の拠出の履行があったことを証する書面
三　設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する書面
四　設立時代表理事の選定に関する書面
五　設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面
六　設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面
イ　設立時会計監査人の選任に関する書面
ロ　就任を承諾したことを証する書面
ハ　設立時会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。
ニ　設立時会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面
3　登記すべき事項につき設立者全員の同意又はある設立者の一致を要するときは、前項の登記の申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。
（理事等の変更の登記の申請）
第三百二十条　理事、監事又は代表理事の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。
2　評議員の就任による変更の登記の申請書には、その選任に関する書面及び就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。
3　会計監査人の就任による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　就任を承諾したことを証する書面
二　会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。
三　会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面
4　会計監査人が法人であるときは、その名称の変更の登記の申請書には、前項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号ただし書に規定する場合は、この限りでない。
5　第一項から第三項までに規定する者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。
（一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記の申請）
第三百二十一条　第七十五条第四項（第百七十七条において準用する場合を含む。）の一時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　その選任に関する書面
二　就任を承諾したことを証する書面
三　その者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、前条第三項第二号ただし書に規定する場合を除く。
四　その者が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面
2　前条第四項及び第五項の規定は、一時会計監査人の職務を行うべき者の登記について準用する。
（吸収合併による変更の登記の申請）
第三百二十二条　吸収合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　吸収合併契約書
二　第二百五十二条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十一条第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
三　吸収合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅法人の主たる事務所がある場合を除く。
四　第二百四十七条の規定による吸収合併契約の承認があったことを証する書面
五　吸収合併消滅法人において第二百四十八条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十一条第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
（新設合併による設立の登記の申請）
第三百二十三条　新設合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　新設合併契約書
二　定款
三　第三百十八条第二項第二号から第四号まで又は第三百十九条第二項第四号、第五号及び第六号（イを除く。）に掲げる書面
四　新設合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅法人の主たる事務所がある場合を除く。
五　第二百五十七条の規定による新設合併契約の承認があったことを証する書面
六　新設合併消滅法人において第二百五十八条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十一条第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
（解散の登記の申請）
第三百二十四条　定款で定めた解散の事由又は第二百二条第一項第三号、第二項若しくは第三項に規定する事由の発生による解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。
2　代表清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添付しなければならない。ただし、当該代表清算人が第二百九条第一項第一号の規定により清算人となったもの（第二百十四条第四項に規定する場合にあっては、同項の規定により代表清算人となったもの）であるときは、この限りでない。
（継続の登記の申請）
第三百二十五条　一般社団法人等の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、第二百七十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により一般社団法人等を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本及び第二百七十六条第一項の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。
（清算人の登記の申請）
第三百二十六条　清算人の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。
2　第二百九条第一項第二号又は第三号に掲げる者が清算人となった場合の清算人の登記の申請

書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3　裁判所が選任した者が清算人となった場合の清算人の登記の申請書には、その選任及び第三百十条第一項第二号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。

（清算人に関する変更の登記の申請）

第三百二十七条　裁判所が選任した清算人に関する第三百十条第一項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、変更の事由を証する書面を添付しなければならない。

2　清算人の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

（清算結了の登記の申請）

第三百二十八条　清算結了の登記の申請書には、第二百四十条第三項の規定による決算報告の承認があったことを証する書面を添付しなければならない。

（従たる事務所の所在地における登記の申請）

第三百二十九条　主たる事務所及び従たる事務所の所在地において登記すべき事項について従たる事務所の所在地においてする登記の申請書には、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他の書面の添付を要しない。

（商業登記法の準用）

第三百三十条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十七条まで、第三十三条、第四十九条から第五十二条まで、第七十二条、第八十二条、第八十三条及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、一般社団法人等に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十七条及び第三十三条第一項中「本店」とある部分を除く。）中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条及び第三十三条第一項中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の」とあり、並びに同法第二十七条並びに第三十三条第一項第四号及び第二項中「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同条第一項第四号中「営業所を」とあるのは「主たる事務所を」と、同法第七十二条中「会社法第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第百四十九条第一項本文又は第二百三条第一項本文」と読み替えるものとする。

第五節　公告

（公告方法）

第三百三十一条　一般社団法人等は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

一　官報に掲載する方法

二　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三　電子公告（公告方法のうち、電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって法務省令で定めるものをとる方法をいう。以下同じ。）

四　前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として法務省令で定める方法

2　一般社団法人等が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

（電子公告の公告期間）

第三百三十二条　一般社団法人等が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一　第百二十八条第一項の規定による公告　同項の定時社員総会の終結の日後五年を経過する日

二　第百九十九条において準用する第百二十八条第一項の規定による公告　同項の定時評議員会の終結の日後五年を経過する日

三　公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告　当該期間を経過する日

四　第二百四十九条第二項の規定による公告　同項の変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）

（電子公告の中断及び電子公告調査機関に関する会社法の規定の準用）

第三百三十三条　一般社団法人等が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第三百三十二条の規定にかかわらず、同条の」と、同法第九百四十一条中「この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律又は他の法律の規定による公告（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二十八条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

第七章　罰則

（理事等の特別背任罪）

第三百三十四条　次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は一般社団法人等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該一般社団法人等に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　設立時社員

二　設立者

三　設立時理事（一般社団法人等の設立に際して理事となる者をいう。第三百四十二条において同じ。）又は設立時監事（一般社団法人等の設立に際して監事となる者をいう。同条において同じ。）

四　理事、監事又は評議員

五　民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事又は評議員の職務を代行する者

六　第七十五条第二項（第百七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第百九十七条において準用する場合を含む。）又は第百七十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事又は評議員の職務を行うべき者

七　事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人

八　検査役

2　次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一　清算人

二　民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

三　第二百十条第四項において準用する第七十五条第二項又は第二百十四条第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任

された一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

（法人財産の処分に関する罪）

第三百二十五条　前条第一項第四号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合には、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　法令又は定款の規定に違反して、基金の返還をしたとき。

二　一般社団法人等の目的の範囲外において、投機取引のために一般社団法人等の財産を処分したとき。

（虚偽文書行使等の罪）

第三百二十六条　次に掲げる者が、基金を引き受ける者の募集をするに当たり、一般社団法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であって重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三百三十四条第一項第一号又は第三号から第七号までに掲げる者

二　基金を引き受ける者の募集の委託を受けた者

（理事等の贈収賄罪）

第三百二十七条　次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一　第三百三十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二　会計監査人又は第七十五条第四項（第百七十七条において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2　前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3　第一項の場合において、犯人の収受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（国外犯）

第三百二十八条　第三百三十四条、第三百三十五条及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2　前条第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

（法人における罰則の適用）

第三百二十九条　第三百三十四条第一項、第三百三十六条又は第三百三十七条第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定及び第三百三十四条第三項の規定は、その行為をした理事その他業務を執行する者に対してそれぞれ適用する。

（虚偽記載等の罪）

第三百四十条　第三百三十三条において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第三百四十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

（過料に処すべき行為）

第三百四十二条　設立時社員、設立者、設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を代行する者、第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は検査役は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一　この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。

二　この法律の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三　この法律の規定による開示をすることを怠ったとき。

四　この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五　この法律の規定による調査を妨げたとき。

六　官庁又は社員総会若しくは評議員会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

七　定款、社員名簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第百二十三条第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十七条第一項の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第二百四十六条第一項、第二百五十条第一項、第二百五十三条第一項、第二百五十六条第一項若しくは第二百六十条第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録をしたとき。

八　第十四条第一項、第三十二条第一項、第五十条第五項、第五十一条第三項、第五十二条第四項、第五十七条第二項若しくは第三項、第五十八条第二項、第九十七条第一項（第百九十七条において準用する場合を含む。）、第百二十九条第一項若しくは第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）、第百五十六条第一項、第百九十三条第二項若しくは第三項、第百九十四条第二項、第二百二十三条第一項、第二百二十九条第一項、第二百四十六条第一項、第二百五十条第一項、第二百五十三条第二項、第二百五十六条第一項又は第二百六十条第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき。

九　第三十六条第一項若しくは第百七十九条第一項の規定又は第四十七条第一項第一号、第八十七条第一項第一号（第百九十七条において準用する場合を含む。）若しくは第百八十八条第一項第一号の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会又は評議員会を招集しなかったとき。

十　第四十三条又は第百八十四条の規定による請求があった場合において、その請求に係る事項を社員総会又は評議員会の目的としなかったとき。

十一　正当な理由がないのに、社員総会又は評議員会において、社員又は評議員の求めた事項について説明をしなかったとき。

十二　第七十二条第二項又は第七十三条第二項（これらの規定を第百七十七条において準用する場合を含む。）の規定による請求があった場合において、その請求に係る事項を社員総

会若しくは評議員会の目的とせず、又はその請求に係る議案を社員総会若しくは評議員会に提出しなかったとき。

十三　理事、監事、評議員又は会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなった場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠ったとき。

十四　第九十二条第二項（第百九十七条及び第二百二十条第十項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十五　第百四十二条第一項の規定に違反して自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得したとき、又は同条第二項の規定に違反して当該債権を相当の時期に他に譲渡することを怠ったとき。

十六　第百四十四条第一項の規定に違反して代替基金を計上せず、又は同条第二項の規定に違反して代替基金を取り崩したとき。

十七　第二百十五条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠ったとき。

十八　清算の結了を遅延させる目的で、第二百三十三条第一項の期間を不当に定めたとき。

十九　第二百三十四条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十　第二百三十七条の規定に違反して、清算法人の財産を引き渡したとき。

二十一　第二百四十八条第二項若しくは第五項、第二百五十二条第二項若しくは第五項又は第二百五十八条第二項若しくは第五項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき。

二十二　第三百三十三条において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の規定による調査を求めなかったとき。

第三百四十三条　次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　第三百三十三条において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　正当な理由がないのに、第三百三十三条において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第三百四十四条　次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第五条第二項の規定に違反して、一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者

二　第五条第三項の規定に違反して、一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者

三　第六条の規定に違反して、一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

四　第七条第一項の規定に違反して、他の一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置の原則）

2　この法律の規定（罰則を除く。）は、他の法律に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

（検討）

3　政府は、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理　由

剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、設立の登記をすることにより法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人の制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　公益法人の認定等
　第一節　公益法人の認定（第四条―第十三条）
　第二節　公益法人の事業活動等
　　第一款　公益目的事業の実施等（第十四条―第十七条）
　　第二款　公益目的事業財産（第十八条）
　　第三款　公益法人の計算等の特則（第十九条―第二十三条）
　　第四款　合併等（第二十四条―第二十六条）
　第三節　公益法人の監督（第二十七条―第三十一条）
第三章　公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関
　第一節　公益認定等委員会
　　第一款　設置及び組織（第三十二条―第四十二条）
　　第二款　諮問等（第四十三条―第四十六条）
　　第三款　雑則（第四十七条―第四十九条）
　第二節　都道府県に置かれる合議制の機関（第五十条―第五十五条）
第四章　雑則（第五十六条―第六十一条）
第五章　罰則（第六十二条―第六十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　公益社団法人　第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。

二　公益財団法人　第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。

三　公益法人　公益社団法人又は公益財団法人をいう。

四　公益目的事業　学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

（行政庁）

第三条　この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

一　次に掲げる公益法人　内閣総理大臣

イ　二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの

ロ　公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの

ハ　国の事務又は事業と密接な関連を有する公益目的事業であって政令で定めるものを行うもの

二　前号に掲げる公益法人以外の公益法人　その事務所が所在する都道府県の知事

第二章　公益法人の認定等

第一節　公益法人の認定

（公益認定）

第四条　公益目的事業を行う一般社団法人又は一

般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

（公益認定の基準）

第五条　行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一　公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。

二　公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三　その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

四　その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

五　投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

六　その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

七　公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八　その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。

九　その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

十　各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十一　他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十二　会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

十三　その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

十四　一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ　社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

ロ　社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。

(1)　社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

(2)　社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。

ハ　理事会を置いているものであること。

十五　他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

十六　公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七　第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト　その他イからヘまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八　清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

（欠格事由）

第六条　前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一　その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ　公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ　この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法

（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

二　第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三　その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの

四　その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの

五　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

六　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（公益認定の申請）

第七条　公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

一　名称及び代表者の氏名

二　公益目的事業を行う都道府県の区域（定款に定めがある場合に限る。）並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

三　その行う公益目的事業の種類及び内容

四　その行う収益事業等の内容

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　事業計画書及び収支予算書

三　事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合においては、当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類

四　当該公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする財産目録、貸借対照表その他の内閣府令で定める書類

五　第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

六　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

（公益認定に関する意見聴取）

第八条　行政庁は、公益認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くものとする。

一　第五条第一号、第二号及び第五号並びに第六条第三号及び第四号に規定する事由（事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。）　当該行政機関（以下「許認可等行政機関」という。）

二　第六条第一号二及び第六号に規定する事由　行政庁が内閣総理大臣である場合にあっては警察庁長官、都道府県知事である場合にあっては警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察庁長官等」という。）

三　第六条第五号に規定する事由　国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

（名称等）

第九条　公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財団法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

2　前項の規定による名称の変更の登記の申請書には、公益認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

3　公益社団法人又は公益財団法人は、その種類に従い、その名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いなければならない。

4　公益社団法人又は公益財団法人でない者は、その名称又は商号中に、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

5　何人も、不正の目的をもって、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

6　公益法人については、一般社団・財団法人法第五条第一項の規定は、適用しない。

（公益認定の公示）

第十条　行政庁は、公益認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（変更の認定）

第十一条　公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

一　公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）

二　公益目的事業の種類又は内容の変更

三　収益事業等の内容の変更

2　前項の変更の認定を受けようとする公益法人は、内閣府令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4　第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定は第一項各号に掲げる変更の認定について、第八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあっては、同条各号）の規定は同項第二号及び第三号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。

第十二条　行政庁の変更を伴う変更の認定に係る前条第二項の申請書は、変更前の行政庁を経由して変更後の行政庁に提出しなければならない。

2　前項の場合において、当該変更の認定をしたときは、変更後の行政庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（変更の届出）

第十三条　公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一　名称又は代表者の氏名の変更

二　第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更

三　定款の変更（第十一条第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変更に係るものを除く。）

四　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

2　行政庁は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二節　公益法人の事業活動等

第一款　公益目的事業の実施等

（公益目的事業の収入）

第十四条　公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

（公益目的事業比率）

第十五条　公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

一　公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

二　収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

三　当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

（遊休財産額の保有の制限）

第十六条　公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

2　前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

（寄附の募集に関する禁止行為）

第十七条　公益法人の理事若しくは監事又は代理人、使用人その他の従業者は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一　寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。

二　粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。

三　寄附をする財産の使途について誤認させるおそれのある行為をすること。

四　前三号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

第二款　公益目的事業財産

第十八条　公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

一　公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）

二　公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）

三　公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業に係る活動の対価として得た財産

四　公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産

五　前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産

六　第五条第十六号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）

七　公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産

八　前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

第三款　公益法人の計算等の特則

（収益事業等の区分経理）

第十九条　収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

（報酬等）

第二十条　公益法人は、第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

2　公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第二十一条　公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

2　公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一　財産目録

二　役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）

三　第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3　第一項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。

4　何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも、第一項に規定する書類、第二項各号に掲げる書類、定款、社員名簿及び一般社団・財団法人法第百二十九条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一　財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二　財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

5　前項の規定にかかわらず、公益法人は、役員等名簿又は社員名簿について当該公益法人の社員又は評議員以外の者から同項の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

6　財産目録等が電磁的記録をもって作成されている場合であって、その従たる事務所における第四項第二号に掲げる請求に応じることを可能

とするための措置として内閣府令で定めるものをとっている公益法人についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「その主たる事務所に、その写しをその従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」とする。

（財産目録等の提出及び公開）

第二十二条　公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内（前条第一項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等（定款を除く。）を行政庁に提出しなければならない。

2　行政庁は、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、行政庁は、役員等名簿又は社員名簿について同項の請求があった場合には、これらに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、その閲覧又は謄写をさせるものとする。

（会計監査人の権限等）

第二十三条　公益法人の会計監査人は、一般社団・財団法人法第百七条第一項（一般社団・財団法人法第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定によるもののほか、財産目録その他の内閣府令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

第四款　合併等

（合併等の届出）

第二十四条　公益法人は、次に掲げる行為をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一　合併（当該合併に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合又は次条第一項の認可の申請をする場合を除く。）

二　事業の全部又は一部の譲渡（当該事業の譲渡に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合を除く。）

三　公益目的事業の全部の廃止

2　行政庁は、前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（合併による地位の承継の認可）

第二十五条　公益法人が合併により消滅する法人となる新設合併契約を締結したときは、当該公益法人（当該公益法人が二以上ある場合にあっては、その一）は、当該新設合併により設立する法人（以下この条において「新設法人」という。）が当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができる。

2　行政庁は、新設法人が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、前項の認可をするものとする。

一　第五条各号に掲げる基準に適合するものであること。

二　第六条各号のいずれかに該当するものでないこと。

3　第一項の認可があった場合には、新設法人は、その成立の日に、当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継する。

4　第七条、第八条、第十条及び第十二条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第一号に掲げる事項については新設合併により消滅する公益法人及び新設合併により設立する法人（以下この条において「新設法人」という。）に係るもの、第二号から第四号までに掲げる事項については新設法人に係るもの）」と、同項第二号中「定款」とあるのは「定款の案」と、同条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（第一号の定款の案及び第二号から第五号までに掲げる書類については、新設法人に係るもの）」と、同項第一号中「定款」とあるのは「新設合併契約書及び定款の案」と、第十二条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十五条第四項において準用する第七条第一項」と読み替えるものとする。

5　第一項の認可を受けて合併により消滅する公益法人の地位を承継する新設法人についての第十八条及び第三十条第二項の規定の適用については、第十八条第一号から第四号までの規定中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同条第五号中「前各号」とあるのは「前各号及び第七号」と、同条第七号中「公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産」とあるのは「その成立の際に合併により消滅する公益法人から承継した財産であって、当該消滅する公益法人の公益目的事業財産であったもの」と、第三十条第二項第一号中「が取得した」とあるのは「が合併により承継し、又は取得した」と、「第十八条第六号に掲げる財産にあっては、」とあるのは「第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する第十八条第七号に掲げる財産にあっては、合併により消滅する公益法人が」と、「もの」とあるのは「もの（当該公益法人が同日以後に第十八条第七号の内閣府令で定めるところにより公益目的事業の用に供するものである旨を表示したものを除く。）」と、同項第二号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同項第三号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、「定めるもの」とあるのは「定めるもの並びに合併により消滅する公益法人が公益認定を受けた日以後にその公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産以外の財産及び同日以後に当該公益法人がその公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるもの」とする。

（解散の届出等）

第二十六条　公益法人が合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

2　清算人は、一般社団・財団法人法第二百三十三条第一項の期間が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならない。当該見込みに変更があったときも、同様とする。

3　清算人は、清算が結了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

4　行政庁は、第一項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第三節　公益法人の監督

（報告及び検査）

第二十七条　行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告、命令等）

第二十八条　行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に

対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2　行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3　行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5　行政庁は、第一項の勧告及び第三項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一　第五条第一号、第二号若しくは第五号、第六条第三号若しくは第四号又は次条第二項第三号に規定する事由（事業を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。）　許認可等行政機関

二　第六条第一号ニ又は第六号に規定する事由　警察庁長官等

三　第六条第五号に規定する事由　国税庁長官等

（公益認定の取消し）

第二十九条　行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一　第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二　偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三　正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四　公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2　行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一　第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二　前節の規定を遵守していないとき。

三　前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3　前条第五項の規定は、前二項の規定による公益認定の取消しをしようとする場合について準用する。

4　行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5　第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

6　行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。

7　前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第三十条　行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第五条第十七号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第四項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

2　前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。

一　当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）

二　当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産

三　公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額

3　前項に規定する額の算定の細目その他公益目的取得財産残額の算定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

4　行政庁は、第一項の場合には、認定取消法人等に対し、前二項の規定により算定した公益目的取得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人等と国又は都道府県との間に当該公益目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。

5　公益法人は、第五条第十七号に規定する定款の定めを変更することができない。

（行政庁への意見）

第三十一条　次の各号に掲げる者は、公益法人についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が公益法人に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、行政庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一　許認可等行政機関　第五条第一号、第二号若しくは第五号に掲げる基準に適合しない事由又は第六条第三号若しくは第四号若しくは第二十九条第二項第三号に該当する事由（事業を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。）

二　警察庁長官等　第六条第一号ニ又は第六号に該当する事由

三　国税庁長官等　第六条第五号に該当する事由

第三章　公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関

第一節　公益認定等委員会

第一款　設置及び組織

（設置及び権限）

第三十二条　内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。

（職権の行使）

第三十三条　委員会の委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第三十四条　委員会は、委員七人をもって組織する。

2　委員は、非常勤とする。ただし、そのうちの四人以内は、常勤とすることができる。

（委員の任命）

第三十五条　委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

（委員の任期）

第三十六条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員の身分保障）

第三十七条　委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

（委員の罷免）

第三十八条　内閣総理大臣は、委員が前条に規定する場合に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

（委員の服務）

第三十九条　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3　常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（委員の給与）

第四十条　委員の給与は、別に法律で定める。

（委員長）

第四十一条　委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（事務局）

第四十二条　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3　事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

第二款　諮問等

（委員会への諮問）

第四十三条　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一　公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認定を拒否する場合を除く。）

二　第二十八条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し（以下「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ　監督処分等を受ける公益法人が第二十九条第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するものである場合

ロ　第十三条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による届出又は第二十二条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかったことを理由として監督処分等をしようとする場合

ハ　第四十六条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合

2　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一　第五条第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十二号ただし書、第十五号ただし書及び第十七号ト、第五十一条において読み替えて準用する第四十三条第一項ただし書及び第三項ただし書並びに別表第二十三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第五条第十三号及び第十五号、第七条第一項並びに第二項第四号及び第六号、第十一条第二項及び第三項、第十三条第一項（第二号を除く。）、第十五条各号、第十六条、第十八条ただし書並びに第四号、第七号及び第八号、第二十一条第一項及び第二項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条第一項、第三十条第二項第三号（第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項、次条第一項並びに第四十六条第二項の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

二　第六十条の規定による指示を行おうとする場合

3　内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処分、第二十八条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の規定による公益認定の取消しについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一　異議申立てが不適法であるとして却下する場合

二　異議申立てをした一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合

三　第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての異議申立てである場合

（答申の公表等）

第四十四条　委員会は、諮問に対する答申をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2　委員会は、前項の答申をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該答申に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（内閣総理大臣による送付等）

第四十五条　内閣総理大臣は、第十三条第一項、第二十四条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの規定による届出に係る書類の写し及び第二十二条第一項の規定により提出を受けた財産目録等の写しを委員会に送付しなければならない。

2　内閣総理大臣は、第三十一条の規定により許認可等行政機関が述べた意見（公益法人が第六条第三号又は第四号に該当する事由に係る意見を除く。）を委員会に通知しなければならない。

3　内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に

掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一　公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分（行政手続法第七条の規定に基づく拒否を除く。）

二　監督処分等（次条第一項の勧告に基づく監督処分等を除く。）

三　第四十三条第二項第一号の政令の制定又は改廃の立案及び同号の内閣府令の制定又は改廃

四　第四十三条第三項に規定する異議申立てに対する決定（異議申立てが不適法であることによる却下の決定を除く。）

五　第六十条の規定による指示

（委員会による勧告等）

第四十六条　委員会は、前条第一項若しくは第二項の場合又は第五十九条第一項の規定に基づき第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。

2　委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第三款　雑則

（資料提出その他の協力）

第四十七条　委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（事務の処理状況の公表）

第四十八条　委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

（政令への委任）

第四十九条　この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　都道府県に置かれる合議制の機関

（設置及び権限）

第五十条　都道府県に、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置く。

2　合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

（合議制の機関への諮問）

第五十一条　第四十三条（第二項を除く。）の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第一項中「付して、委員会」とあるのは「付して、第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同項第二号ハ中「第四十六条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第四十六条第一項」と、同条第三項中「委員会に」とあるのは「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と読み替えるものとする。

（答申の公表等）

第五十二条　第四十四条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（都道府県知事による通知等）

第五十三条　都道府県知事は、第六十条の規定による指示が当該都道府県知事に対して行われた場合には、その旨を合議制の機関に通知しなければならない。

2　第四十五条（第三項第三号及び第五号を除く。）の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第一項中「委員会」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）」と、同条第二項及び第三項中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、同項第二号中「次条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する次条第一項」と、同項第四号中「第四十三条第三項」とあるのは「第五十一条において準用する第四十三条第三項」と読み替えるものとする。

（合議制の機関による勧告等）

第五十四条　第四十六条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十三条第二項において準用する前条第一項若しくは第二項」と、「第五十九条第一項」とあるのは「第五十九条第二項」と、同項及び同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（資料提出その他の協力）

第五十五条　第四十七条の規定は、合議制の機関について準用する。

第四章　雑則

（協力依頼）

第五十六条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（情報の提供）

第五十七条　内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（税制上の措置）

第五十八条　公益法人が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性にかんがみ、当該活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るため、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に関し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。

（権限の委任等）

第五十九条　内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。

2　行政庁が都道府県知事である場合には、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

（都道府県知事への指示）

第六十条　内閣総理大臣は、この法律及びこれに基づく命令の規定による事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置を行うべきことを指示することができる。

（政令への委任）

第六十一条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第六十二条　次のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けた者

二　第十一条第一項の変更の認定を受けないで同項第一号又は第二号に掲げる変更（行政庁の変更を伴うこととなるものに限る。）をした者

三　第十一条第一項の変更の認定を受けないで同項第二号又は第三号に掲げる変更（第二十九条第二項第一号に該当することとなるものに限る。）をした者

第六十三条　次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第九条第四項の規定に違反して、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

二　第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

第六十四条　次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第七条第一項（第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の申請書又は第七条第二項各号（第二十五条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二　第十一条第二項の申請書又は同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者

三　第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者

第六十五条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十六条　次のいずれかに該当する場合においては、公益法人の理事、監事又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。

一　第十三条第一項、第二十四条第一項又は第二十六条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第二十二条第一項の規定に違反して、財産目録等を提出せず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

三　第二十七条第一項（第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十五条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分　公布の日

二　第三章（第三十五条第一項（両議院の同意を得ることに関する部分に限る。）、第四十三条第一項、第二項第二号及び第三項、第四十五条第一項、第二項並びに第三項第一号、第二号、第四号及び第五号、第四十六条、第四十八条並びに第五十一条から第五十四条までを除く。）及び次項の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（最初の委員の任命）

2　前項第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

（検討）

3　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

一　学術及び科学技術の振興を目的とする事業

二　文化及び芸術の振興を目的とする事業

三　障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業

四　高齢者の福祉の増進を目的とする事業

五　勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業

六　公衆衛生の向上を目的とする事業

七　児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

八　勤労者の福祉の向上を目的とする事業

九　教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業

十　犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業

十一　事故又は災害の防止を目的とする事業

十二　人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業

十三　思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業

十四　男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業

十五　国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業

十六　地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業

十七　国土の利用、整備又は保全を目的とする事業

十八　国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業

十九　地域社会の健全な発展を目的とする事業

二十　公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業

二十一　国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業

二十二　一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業

二十三　前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

理　由

民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

目次

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
第一章　中間法人法の廃止、民法の一部改正等
第一節　中間法人法の廃止（第一条）
第二節　中間法人法の廃止に伴う経過措置
第一款　有限責任中間法人に関する経過措置（第二条―第二十三条）
第二款　無限責任中間法人に関する経過措置（第二十四条―第三十七条）
第三節　民法及び民法施行法の一部改正（第三十八条・第三十九条）
第四節　民法及び民法施行法の一部改正に伴う経過措置
第一款　社団法人、財団法人等の存続等（第四十条―第四十七条）
第二款　経過措置及び一般社団・財団法人法の特則
第一目　特例民法法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則（第四十八条―第七十九条）
第二目　特例社団法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則（第八十条―第八十八条）
第三目　特例財団法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則（第八十九条―第九十四条）
第三款　特例民法法人の業務の監督（第九十五条―第九十七条）
第四款　公益社団法人又は公益財団法人への移行（第九十八条―第百十四条）
第五款　通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行（第百十五条―第百三十二条）
第六款　雑則（第百三十三条―第百四十三条）
第七款　罰則（第百四十四条―第百五十二条）
第五節　非訟事件手続法の一部改正（第百五十三条）
第六節　法人の登記に関する経過措置（第百五十四条―第百六十条）
第二章　内閣府関係
第一節　本府関係（第百六十一条―第百六十九条）
第二節　国家公安委員会関係（第百七十条―第百七十三条）
第三節　金融庁関係（第百七十四条―第百九十八条）
第三章　総務省関係（第百九十九条―第二百十七条）
第四章　法務省関係（第二百二十八条―第二百四十六条）
第五章　外務省関係（第二百四十七条）
第六章　財務省関係（第二百四十八条―第二百六十一条）
第七章　文部科学省関係（第二百六十二条―第二百七十七条）
第八章　厚生労働省関係（第二百七十八条―第三百十八条）
第九章　農林水産省関係（第三百十九条―第三百五十八条）
第十章　経済産業省関係（第三百五十九条―第三百九十六条）
第十一章　国土交通省関係（第三百九十七条―第四百四十八条）
第十二章　環境省関係（第四百四十九条―第四百五十六条）
第十三章　罰則に関する経過措置及び政令への委任（第四百五十七条・第四百五十八条）
附則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第一章　中間法人法の廃止、民法の一部改正等

第一節　中間法人法の廃止

（中間法人法の廃止）

第一条　中間法人法（平成十三年法律第四十九号）は、廃止する。

第二節　中間法人法の廃止に伴う経過措置

第一款　有限責任中間法人に関する経過措置

（旧有限責任中間法人の存続）

第二条　前条の規定による廃止前の中間法人法（以下「旧中間法人法」という。）の規定による有限責任中間法人であってこの法律の施行の際現に存するもの（以下「旧有限責任中間法人」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、この款の定めるところにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号。以下「一般社団・財団法人法」という。）の規定による一般社団法人として存続するものとする。

2　前項の場合においては、旧有限責任中間法人の定款を同項の規定により存続する一般社団法人の定款とみなす。

（名称に関する特則）

第三条　前条第一項の規定により存続する一般社団法人については、一般社団・財団法人法第五条第一項の規定は、施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結の時までは、適用しない。ただし、施行日以後に名称の変更をする定款の変更をした場合は、この限りでない。

2　前条第一項の規定により存続する一般社団法人が一般社団・財団法人法第五条第一項の規定に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

（旧有限責任中間法人の設立手続等の効力）

第四条　旧有限責任中間法人の設立、基金増加又は合併について施行日前に行った社員総会の決議その他の手続は、施行日前にこれらの行為の効力が生じない場合には、その効力を失う。

（定款の記載等に関する経過措置）

第五条　旧有限責任中間法人の定款における旧中間法人法第十条第三項各号に掲げる事項（基金（代替基金を含む。以下この項において同じ。）の総額を除く。）の記載又は記録はこれに相当する第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の定款における一般社団・財団法人法第十一条第一項各号及び第百三十一条各号に掲げる事項の記載又は記録とみなし、旧有限責任中間法人の定款における基金の総額の記載又は記録は第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の定款に記載又は記録がないものとみなす。

2　第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の定款には、監事を置く旨及び一般社団・財団法人法第百三十一条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる旨の定めがあるものとみなす。

3　旧有限責任中間法人の定款における理事会を置く旨の定めは、一般社団・財団法人法に規定する理事会を置く旨の定めとしての効力を有しない。

（定款の備置き及び閲覧等に関する特則）

第六条　第二条第一項の規定により存続する一般社団法人は、一般社団・財団法人法第十四条第二項各号に掲げる請求に応じる場合には、当該請求をした者に対し、定款に記載又は記録がないものであっても、前条第二項の規定により定款に定めがあるものとみなされる事項を示さなければならない。

（社員名簿に関する経過措置）

第七条　旧有限責任中間法人の社員名簿は、一般社団・財団法人法第三十一条に規定する社員名簿とみなす。

（社員総会の権限及び手続に関する経過措置）

第八条　施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会に相当する第二条第一項の規定により存続する一般社団法人

の社員総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

（社員総会の決議に関する経過措置）

第九条　施行日前に旧有限責任中間法人の社員総会が旧中間法人法の規定に基づいてした理事又は監事の選任その他の事項に関する決議は、当該決議があった日に、第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の社員総会が一般社団・財団法人法の相当規定に基づいてした決議とみなす。

（会計監査人の設置義務に関する規定の適用除外）

第十条　第二条第一項の規定により存続する一般社団法人については、一般社団・財団法人法第六十二条の規定は、施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結の時までは、適用しない。

（理事及び理事会の権限等に関する規定の適用除外）

第十一条　第二条第一項の規定により存続する一般社団法人については、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日までは、適用しない。

一　一般社団・財団法人法第七十六条第四項　前条の定時社員総会の終結の日から三箇月を経過する日

二　一般社団・財団法人法第九十条第五項　前条の定時社員総会の終結後最初に開催される理事会の終結の日

（理事等の資格等に関する経過措置）

第十二条　一般社団・財団法人法第六十五条第一項（一般社団・財団法人法第二百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（この款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

2　一般社団・財団法人法第六十五条第一項第三号（一般社団・財団法人法第二百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に旧有限責任中間法人の理事、監事又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は破産法（平成十六年法律第七十五号）の罪により刑に処せられた場合におけるその者の第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の理事、監事又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

（理事等の任期に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行の際現に旧有限責任中間法人の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

（役員等の行為に関する経過措置）

第十四条　ある者が旧有限責任中間法人の理事、監事又は清算人として施行日前にした又はすべきであった旧中間法人法又は旧中間法人法において準用する第二百四十四条の規定による改正前の会社法（平成十七年法律第八十六号。第二十一条において「旧会社法」という。）に規定する行為については、当該行為をした又はすべきであった日に、それぞれその者が第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の理事、監事又は清算人としてした又はすべきであった一般社団・財団法人法の相当規定に規定する行為とみなす。

（業務の執行に関する検査役の選任に関する経過措置）

第十五条　一般社団・財団法人法第八十六条の規定の適用については、施行日前に旧有限責任中間法人がした業務の執行は、当該業務の執行の日に、第二条第一項の規定により存続する一般社団法人がしたものとみなす。

（理事等の損害賠償責任に関する経過措置）

第十六条　旧有限責任中間法人の理事、監事又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

（計算書類の作成等に関する経過措置）

第十七条　旧有限責任中間法人が旧中間法人法の規定に基づいて施行日前に作成した会計帳簿、計算書類その他の会計又は経理に関する書類は、その作成の日に、第二条第一項の規定により存続する一般社団法人が一般社団・財団法人法の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

2　施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る旧中間法人法第五十九条第二項各号に掲げる書類及びこれらの附属明細書の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

3　第一項の規定は、前項の規定により作成した旧中間法人法第五十九条第二項各号に掲げる書類及びこれらの附属明細書について準用する。

4　一般社団・財団法人法第百二十八条第一項の規定は、第二条第一項の規定により存続する一般社団法人が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により一般社団・財団法人法の相当規定に基づいて作成したものとみなされた貸借対照表（第二条第一項の規定により存続する一般社団法人が一般社団・財団法人法第二条第二号の大規模一般社団法人である場合にあっては、貸借対照表及び損益計算書）については、適用しない。

（基金に関する経過措置）

第十八条　この法律の施行の際現に存する基金又は代替基金は、それぞれ一般社団・財団法人法第百三十一条に規定する基金又は一般社団・財団法人法第百四十四条第一項の代替基金とみなす。

2　前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧中間法人法第五十九条第三項の承認に基づく基金の返還については、なお従前の例による。

（旧有限責任中間法人が解散した場合における法人の継続及び清算に関する経過措置）

第十九条　施行日前に生じた旧中間法人法第八十一条第一項各号に掲げる事由により旧有限責任中間法人が解散した場合における第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の継続及び清算については、なお従前の例による。ただし、継続及び清算に関する登記の登記事項（施行日前に清算人の登記をした場合にあっては、主たる事務所の所在地における登記事項のうち清算人及び代表清算人の氏名及び住所を除く。）については、一般社団・財団法人法の定めるところによる。

（有限責任中間法人の組織に関する訴え等に関する経過措置）

第二十条　施行日前に提起された、旧有限責任中間法人の設立の無効若しくは取消しの訴え、社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認の訴え、社員総会の決議の取消しの訴え、理事若しくは監事の解任の訴え、基金増加の無効の訴え、旧有限責任中間法人の解散を求める訴え又は合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。

2　施行日前に社員が旧中間法人法第四十九条第一項前段（旧中間法人法第五十八条第二項及び第九十一条第三項において準用する場合を含む。）の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

3　施行日前に提起された旧有限責任中間法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、一般社団・財団法人法の定めるところによる。

（非訟事件に関する経過措置）

第二十一条　施行日前に申立て又は裁判があった旧中間法人法又は旧中間法人法において準用する旧会社法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。）の手続については、なお従前の例による。

（登記に関する経過措置）

第二十二条　旧中間法人法の規定による旧有限責任中間法人の登記は、一般社団・財団法人法の相当規定による第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の登記とみなす。

2　第二条第一項の規定により存続する一般社団法人については、施行日に、その主たる事務所の所在地において、監事設置一般社団法人である旨の登記がされたものとみなす。

3　主たる事務所の所在地における理事、代表理事及び監事の登記の登記事項については、第三条第一項ただし書の定款の変更に基づく名称の変更の登記をするまでの間は、なお従前の例による。

4　旧有限責任中間法人は、前項の名称の変更の登記をするときは、当該登記と同時に、当該旧有限責任中間法人の理事、代表理事及び監事の全員について一般社団・財団法人法第三百一条第二項第五号、第六号及び第八号（監事の氏名に限る。）に掲げる事項の登記をしなければならない。

5　旧有限責任中間法人の理事又は清算人は、前項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

（登記の手続に関する経過措置）

第二十三条　一般社団・財団法人法附則第二項の規定は、旧中間法人法において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の規定によって生じた効力を妨げない。

2　施行日前にした旧中間法人法において準用する商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、一般社団・財団法人法の相当規定又は一般社団・財団法人法第三百三十条において準用する商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。

3　施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

4　施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

5　この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧中間法人法第百五十条の中間法人登記簿（旧有限責任中間法人に関するものに限る。）は、一般社団・財団法人法第三百十六条の一般社団法人登記簿とみなす。

6　この法律の施行の際現に存する旧中間法人法第百五十一条第一項において準用する商業登記法第四十九条第一項の規定による指定は、一般社団・財団法人法第三百三十条において準用する商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

7　登記官は、第二条第一項の規定により存続する一般社団法人について、職権で、その主たる事務所の所在地において、監事設置一般社団法人である旨の登記をしなければならない。

8　第十九条及び第二十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限責任中間法人の継続及び清算に関する登記その他の登記の申請その他の登記に関する手続については、なお従前の例による。

9　前各項に定めるもののほか、第一条の規定による中間法人法の廃止に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

第二款　無限責任中間法人に関する経過措置

（旧無限責任中間法人の存続）

第二十四条　旧中間法人法の規定による無限責任中間法人であってこの法律の施行の際現に存するもの（以下「旧無限責任中間法人」という。）は、施行日以後は、この款の定めるところにより、一般社団・財団法人法の規定による一般社団法人として存続するものとする。

2　前項の場合においては、旧無限責任中間法人の定款を同項の規定により存続する一般社団法人の定款とみなす。

（名称に関する特則）

第二十五条　前条第一項の規定により存続する一般社団法人は、一般社団・財団法人法第五条第一項の規定にかかわらず、その名称中に無限責任中間法人という文字を用いなければならない。

2　前項の規定によりその名称中に無限責任中間法人という文字を用いる前条第一項の規定により存続する一般社団法人（以下「特例無限責任中間法人」という。）は、その名称中に特例無限責任中間法人以外の一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3　特例無限責任中間法人以外の一般社団法人は、その名称中に、特例無限責任中間法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

4　次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第二項の規定に違反して、特例無限責任中間法人以外の一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者

二　前項の規定に違反して、特例無限責任中間法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者

（旧無限責任中間法人の設立手続等の効力）

第二十六条　旧無限責任中間法人の設立又は合併について施行日前に行った総社員の同意その他の手続は、施行日前にこれらの行為の効力が生じない場合には、その効力を失う。

（特例無限責任中間法人に関する経過措置）

第二十七条　特例無限責任中間法人に関する次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一　登記及び登記の手続

二　解散命令

三　定款の記載又は記録事項

四　設立の無効又は取消しの訴え

五　社員の資格の得喪

六　社員、退社した社員又は自己を社員であると誤認させる行為をした者の責任

七　業務の執行

八　法人の代表

九　事業譲渡

十　事業の遂行の状況について社員が行う報告又は特例無限責任中間法人の業務及び財産の状況の調査

十一　社員がする旧中間法人法第百六条第一項各号に規定する取引の制限

十二　貸借対照表の作成及び保存並びに提出命令

十三　定款の変更

十四　解散事由及び解散法人の継続

十五　解散を求める訴え

十六　清算

（破産法の準用）

第二十八条　破産法第十六条第二項の規定は、存立中の特例無限責任中間法人について準用する。

（一般社団・財団法人法の適用除外）

第二十九条　特例無限責任中間法人については、一般社団・財団法人法第十四条、第二十三条から第二十五条まで、第二章第二節第二款、同章第三節、第百二十一条、第百二十四条から第百二十九条まで、同章第五節及び第五章の規定は、適用しない。

（一般社団法人への名称変更）

第三十条　特例無限責任中間法人は、第二十五条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間、この款の定めるところにより、その名称中に一般社団法人という文字を用いる名称の変更をすることができる。

（特例無限責任中間法人の通常の一般社団法人への移行）

第三十一条　特例無限責任中間法人が前条の規定による名称の変更（以下この款において「移行」という。）をしようとする場合には、総社員の同意によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　移行後の一般社団法人の一般社団・財団法

人法第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項
二　前号に掲げるもののほか、移行後の一般社団法人の定款で定める事項
三　移行後の一般社団法人の理事の氏名
四　移行後の一般社団法人が監事設置一般社団法人であるときは、監事の氏名
五　移行後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人であるときは、会計監査人の氏名又は名称

（債権者の異議）

第三十二条　前条の場合には、当該特例無限責任中間法人の債権者は、当該特例無限責任中間法人に対し、移行について異議を述べることができる。

2　前項の特例無限責任中間法人は、前条各号に掲げる事項を定めた日から二週間以内に、移行をする旨及び債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、債権者が異議を述べることができる期間は、一箇月を下ることができない。

3　債権者が前項の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、移行について承認をしたものとみなす。

4　債権者が第二項の期間内に異議を述べたときは、第一項の特例無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。第七十条第六項において同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該移行をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5　第一項の特例無限責任中間法人の社員（定款によって特例無限責任中間法人の業務を行うべき社員を定めているときは、当該社員に限る。）が、第二項又は前項の規定に違反したときは、百万円以下の過料に処する。

（移行の登記）

第三十三条　前条の規定による手続が終了したときは、特例無限責任中間法人は、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、当該特例無限責任中間法人については解散の登記をし、移行後の一般社団法人については設立の登記をしなければならない。

2　移行後の一般社団法人についてする登記においては、特例無限責任中間法人の成立の年月日、特例無限責任中間法人の名称並びに名称の変更をした旨及びその年月日をも登記しなければならない。

（移行の効力の発生等）

第三十四条　移行は、前条第一項の設立の登記（主たる事務所の所在地におけるものに限る。）をすることによって、その効力を生ずる。

2　移行をする特例無限責任中間法人は、前項の登記の日に、第三十一条第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

（移行の登記の申請）

第三十五条　前条第一項の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　第三十一条各号に掲げる事項を定めたことを証する書面
二　定款（前条第二項の変更が記載されたもの）
三　移行後の一般社団法人の理事（移行後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合にあっては、理事及び監事）が就任を承諾したことを証する書面
四　移行後の一般社団法人の会計監査人を定めたときは、一般社団・財団法人法第三百十八条第二項第四号に掲げる書面
五　第三十二条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該移行をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

第三十六条　移行をした特例無限責任中間法人についての解散の登記の申請と移行後の一般社団法人についての設立の登記の申請とは、同時にしなければならない。

2　前項の解散の登記の申請については、旧中間法人法第百五十一条において準用する商業登記法の申請書の添付書面に関する規定は、適用しない。

3　登記官は、第一項の登記の申請のいずれかにつき商業登記法第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

（特例無限責任中間法人のみなし解散）

第三十七条　特例無限責任中間法人が施行日から起算して一年を経過する日までに第三十三条第一項の登記の申請をしないときは、当該特例無限責任中間法人は、その日が経過した時に解散したものとみなす。

2　前項の規定により解散した場合には、次に掲げる者が清算人となる。

一　社員（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除き、定款によって特例無限責任中間法人の業務を行うべき社員を定めているときは、当該社員に限る。）
二　定款に定める者
三　社員の過半数によって選任された者

3　商業登記法第七十二条の規定は、第一項の規定による解散の登記について準用する。

第三節　民法及び民法施行法の一部改正

（民法の一部改正）

第三十八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　法人　第一節　法人の設立（第三十三条―第三十八条）　第二節　法人の管理（第五十二条―第五十一条）　第三節　法人の解散（第六十八条―第八十条）　第四節　補則（第八十四条・第八十四条の二）　第五節　罰則（第八十四条の三）」を「第三章　法人（第三十三条―第四十四条の二）」に改める。

第一編第三章第一節から第五節までの節名を削る。

第三十三条の見出しを「（法人の成立等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

第三十四条から第八十四条までを次のように改める。

（法人の能力）

第三十四条　法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

（外国法人）

第三十五条　外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

2　前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでな

い。

（登記）

第三十六条　法人及び外国法人は、この法律その他の法令の定めるところにより、登記をするものとする。

（外国法人の登記）

第三十七条　外国法人（第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人に限る。以下この条において同じ。）が日本に事務所を設けたときは、三週間以内に、その事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一　外国法人の設立の準拠法

二　目的

三　名称

四　事務所の所在場所

五　存続期間を定めたときは、その定め

六　代表者の氏名及び住所

2　前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、登記前にあっては、その変更をもって第三者に対抗することができない。

3　代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4　前二項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した日から起算する。

5　外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができる。

6　外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

7　同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。

8　外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠ったときは、五十万円以下の過料に処する。

第三十八条から第八十四条まで　削除

第八十四条の二及び第八十四条の三を削る。

第六百八十八条第一項を次のように改める。

清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

第六百八十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第九百二十七条第二項を次のように改める。

2　前項の規定による公告には、相続債権者及び受遺者がその期間内に申出をしないときは弁済から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、限定承認者は、知れている相続債権者及び受遺者を除斥することができない。

第九百二十七条に次の二項を加える。

3　限定承認者は、知れている相続債権者及び受遺者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第九百五十七条第二項中「第七十九条第二項」を「第九百二十七条第二項」に改める。

（民法施行法の一部改正）

第三十九条　民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条から第二十八条までを次のように改める。

第十九条乃至第二十八条　削除

第四節　民法及び民法施行法の一部改正に伴う経過措置

第一款　社団法人、財団法人等の存続等

（社団法人及び財団法人の存続）

第四十条　第三十八条の規定による改正前の民法（以下「旧民法」という。）第三十四条の規定により設立された社団法人又は財団法人であってこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後は、この節の定めるところにより、それぞれ一般社団・財団法人法の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続するものとする。

2　前項の場合においては、同項の社団法人の定款を同項の規定により存続する一般社団法人の定款と、同項の財団法人の寄附行為を同項の規定により存続する一般財団法人の定款とみなす。

（民法施行法社団法人及び民法施行法財団法人の存続）

第四十一条　第三十九条の規定による改正前の民法施行法（以下この節において「旧民法施行法」という。）第十九条第二項の認可を受けた法人であってこの法律の施行の際現に存するもの（以下この節において、当該法人のうち社団であるものを「民法施行法社団法人」、財団であるものを「民法施行法財団法人」という。）は、施行日以後は、この節の定めるところにより、それぞれ一般社団・財団法人法の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続するものとする。

2　前項の場合においては、旧民法施行法第十九条第二項の認可を受けた書面を前項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人の定款とみなす。

（名称に関する特則）

第四十二条　第四十条第一項又は前条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって第百六条第一項（第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（以下それぞれ「特例社団法人」又は「特例財団法人」という。）については、一般社団・財団法人法第五条第一項の規定は、適用しない。

2　特例社団法人又は特例財団法人（以下「特例民法法人」と総称する。）については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第　号。以下この節及び附則第一項において「公益法人認定法」という。）第九条第四項の規定は、適用しない。

3　特例社団法人は、その名称中に、一般社団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人という文字を用いてはならない。

4　特例財団法人は、その名称中に、一般財団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人という文字を用いてはならない。

5　特例社団法人でない者は、その名称又は商号中に、特例社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

6　特例財団法人でない者は、その名称又は商号中に、特例財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（旧民法第三十四条の許可の申請等に関する経過措置）

第四十三条　施行日前に旧民法第三十四条の許可の申請があった場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。

2　施行日前に旧民法第三十四条の許可を受けた場合における設立の登記については、なお従前の例による。

（公益社団法人又は公益財団法人への移行）

第四十四条　公益法人認定法第二条第四号に規定する公益目的事業（以下この節において単に「公益目的事業」という。）を行う特例社団法人又は特例財団法人は、施行日から起算して五年を経

過する日までの期間（以下この節において「移行期間」という。）内に、第四款の定めるところにより、行政庁の認定を受け、それぞれ公益法人認定法の規定による公益社団法人又は公益財団法人となることができる。

（通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行）

第四十五条　特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間内に、第五款の定めるところにより、行政庁の認可を受け、それぞれ通常の一般社団法人又は一般財団法人となることができる。

（移行期間の満了による解散等）

第四十六条　移行期間内に第四十四条の認定又は前条の認可を受けなかった特例民法法人は、移行期間の満了の日に解散したものとみなす。ただし、第四十四条の認定又は前条の認可の申請があった場合において、移行期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、この限りでない。

2　前項本文の場合には、第九十六条第一項に規定する旧主務官庁（以下この款及び次款において単に「旧主務官庁」という。）は、前項本文の日後遅滞なく、同項本文の規定により解散したものとみなされた特例民法法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

（行政庁）

第四十七条　この節における行政庁は、次の各号に掲げる特例民法法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

一　次に掲げる特例民法法人　内閣総理大臣

イ　二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの

ロ　第四十四条の認定を受ける特例民法法人にあっては、公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款又は第百三条第二項第二号の定款の変更の案で定めるもの

ハ　第四十五条の認可を受ける特例民法法人（第百十九条第一項に規定する公益目的支出計画において同条第二項第一号イ又はハに規定する事業を定めるものに限る。）にあっては、当該事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款又は第百二十条第二項第二号の定款の変更の案で定めるもの

ニ　第四十五条の認可を受ける特例民法法人（ハに掲げるもの以外のものに限る。）にあっては、同条の認可の申請の際における旧主務官庁が旧民法第八十四条の二第一項に規定する都道府県の執行機関でないもの

ホ　ロに規定する特例民法法人にあっては公益目的事業、ハに規定する特例民法法人にあっては第百十九条第二項第一号イ又はハに規定する事業が国の事務又は事業と密接な関連を有する事業であって政令で定めるものであるもの

二　前号に掲げる特例民法法人以外の特例民法法人　その事務所が所在する都道府県の知事

第二款　経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

第一目　特例民法法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

（理事及び監事に関する経過措置）

第四十八条　この法律の施行の際現に旧社団法人（第四十条第一項に規定する社団法人又は民法施行法社団法人をいう。以下この章において同じ。）又は旧財団法人（同項に規定する財団法人又は民法施行法財団法人をいう。以下この章において同じ。）に置かれている理事又は監事は、それぞれ一般社団・財団法人法第六十三条第一項（一般社団・財団法人法第百七十七条において準用する場合を含む。）の規定によって選任された理事又は監事とみなす。

2　特例民法法人の理事（理事会を置く特例民法法人が選任するものを除く。）の選任及び解任、資格並びに任期については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現に監事を置くこととしていた特例民法法人の監事（次に掲げる特例民法法人が選任するものを除く。）についても、前項と同様とする。

一　理事会を置く特例社団法人（以下この款において「理事会設置特例社団法人」という。）

二　会計監査人を置く特例社団法人（以下この款において「会計監査人設置特例社団法人」という。）

三　評議員を置く特例財団法人（以下この款において「評議員設置特例財団法人」という。）

4　旧社団法人又は旧財団法人が定款（旧民法施行法第十九条第二項の認可を受けた書面を含む。以下この項及び第八十条において同じ。）若しくは寄附行為（旧民法施行法第十九条第二項の認可を受けた書面を含む。以下この項及び第八十九条において同じ。）、定款若しくは寄附行為の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって定めた当該法人を代表する理事は、一般社団・財団法人法に規定する代表理事の地位を有しない。

（理事の代理行為の委任等に関する経過措置）

第四十九条　特例民法法人（理事会を置く特例民法法人を除く。以下この条において同じ。）の理事の代理行為の委任及び特例民法法人と理事との利益が相反する取引の制限については、なお従前の例による。

（理事及び理事会に関する規定の適用除外）

第五十条　特例民法法人については、一般社団・財団法人法第七十六条第四項、第八十六条から第八十九条まで及び第九十条第五項（これらの規定を一般社団・財団法人法第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2　理事会を置かない特例民法法人については、一般社団・財団法人法第八十条から第八十三条まで及び第八十五条（これらの規定を一般社団・財団法人法第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（理事及び監事の行為に関する経過措置）

第五十一条　ある者が旧社団法人又は旧財団法人の理事又は監事として施行日前にした又はすべきであった旧民法に規定する行為については、当該行為をした又はすべきであった日に、それぞれその者が第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人の理事又は監事としてした又はすべきであった一般社団・財団法人法の相当規定に規定する行為とみなす。

（監事の権限に関する経過措置）

第五十二条　この法律の施行の際現に監事を置くこととしていた特例民法法人の監事（次に掲げる特例民法法人が選任するものを除く。）の職務及び権限（第六十一条第一項及び第二項、第八十七条第三項の規定により適用する一般社団・財団法人法第百二十四条第一項及び第二項並びに一般社団・財団法人法第七十五条（一般社団・財団法人法第百七十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものを除く。）については、なお従前の例による。

一　理事会設置特例社団法人

二　会計監査人設置特例社団法人

三　評議員設置特例財団法人

（会計監査人の権限等に関する特則）

第五十三条　特例民法法人の会計監査人の権限及び社員総会における意見の陳述については、一般社団・財団法人法第百七条第一項（一般社団・財団法人法第百九十七条において準用する場合を含む。）中「会計監査人は、次節の定めるところにより」とあるのは「会計監査人は」と、「計算書類（第百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。第百十七条第二項第一号イにおいて同じ。）」とあるのは「財産目録並びに基金を引き受ける者の募集をする特例社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法

律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十二条第一項に規定する特例社団法人をいう。）の貸借対照表」と、「会計監査人は、法務省令で定めるところにより」とあるのは「会計監査人は」と、一般社団・財団法人法第百九条第一項中「に規定する書類」とあるのは「の貸借対照表及びその附属明細書」と、「定時社員総会」とあるのは「社員総会」とする。

（会計監査人の設置義務に関する規定の適用除外）

第五十四条　特例民法法人については、一般社団・財団法人法第六十二条及び第百七十一条の規定は、適用しない。

（理事及び監事の損害賠償責任に関する経過措置）

第五十五条　特例民法法人の理事又は監事の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

（会計帳簿の作成に関する特則）

第五十六条　特例民法法人の会計帳簿の作成における一般社団・財団法人法第百二十条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、一般社団・財団法人法第百二十条第一項中「法務省令で定めるところにより、適時に」とあるのは、「適時に」とする。

（会計帳簿に関する規定の適用除外）

第五十七条　特例民法法人については、一般社団・財団法人法第二十条第二項、第百二十一条及び第百二十二条（これらの規定を一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（財産目録の作成等に関する経過措置）

第五十八条　特例民法法人の財産目録の作成及び備置きについては、なお従前の例による。

（計算書類等に関する規定の適用除外）

第五十九条　特例民法法人については、一般社団・財団法人法第百二十三条第二項及び第百二十四条から第百三十条まで（これらの規定を一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（計算書類等の作成及び保存に関する特則）

第六十条　第四十四条の認定又は第四十五条の認可の申請をする特例民法法人は、内閣府令で定めるところにより、計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この節において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2　前項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録（一般社団・財団法人法第十条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この節において同じ。）をもって作成することができる。

（計算書類等の監査等に関する特則）

第六十一条　監事を置く特例民法法人においては、前条第一項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、監事の監査を受けなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、会計監査人を置く特例民法法人においては、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一　前条第一項の計算書類及びその附属明細書　監事及び会計監査人

二　前条第一項の事業報告及びその附属明細書　監事

3　理事会を置く特例民法法人においては、第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

（計算書類等の社員総会への提出等に関する特則）

第六十二条　次の各号に掲げる特例社団法人においては、理事は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

一　監事設置特例社団法人（理事会設置特例社団法人及び会計監査人設置特例社団法人を除く。）　前条第一項の監査を受けた計算書類及び事業報告

二　会計監査人設置特例社団法人（理事会設置特例社団法人を除く。）　前条第二項の監査を受けた計算書類及び事業報告

三　理事会設置特例社団法人　前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告

四　前三号に掲げるもの以外の特例社団法人　第六十条第一項の計算書類及び事業報告

2　前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、社員総会の承認を受けなければならない。

3　理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を社員総会に報告しなければならない。

4　第一項（第三号に係る部分に限る。）及び前二項の規定は、評議員設置特例財団法人について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と読み替えるものとする。

（解散の事由に関する特則）

第六十三条　特例民法法人の解散については、一般社団・財団法人法第百四十八条第七号及び第二百二条第一項第六号中「第二百六十一条第一項又は第二百六十八条の規定による解散を命ずる裁判」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第九十六条第二項の規定による解散命令」とする。

（休眠一般社団法人及び休眠一般財団法人のみなし解散等に関する規定の適用除外）

第六十四条　特例民法法人については、一般社団・財団法人法第百四十九条、第百五十条、第二百二条第二項、第二百三条及び第二百四条の規定は、適用しない。

（清算に関する経過措置）

第六十五条　特例民法法人の清算については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第百三十一条の規定により基金を引き受ける者の募集を行った特例社団法人については、一般社団・財団法人法第二百三十六条の規定を適用する。

（特例民法法人の合併）

第六十六条　特例民法法人は、他の特例民法法人と合併（吸収合併に限る。）をすることができる。この場合においては、一般社団・財団法人法第二百四十二条、第二百四十四条第二号、第二百四十六条第二項第三号、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十条第二項第三号、第二百五十一条第一項及び第二百五十二条の規定は、適用しない。

2　合併をする特例民法法人は、吸収合併契約を締結しなければならない。

（特例民法法人の吸収合併契約の承認に関する特則）

第六十七条　合併をする特例社団法人は、第六十九条第一項の認可の申請前に、社員総会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。この場合において、社員総会の決議は、総社員の四分の三（定款の変更の要件についてこれと異なる割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2　合併をする特例財団法人（評議員設置特例財団法人を除く。）は、第六十九条第一項の認可の申請前に、定款に定款の変更に関する定めがある場合にあっては当該定め（旧主務官庁の認可を要する旨の定めがあるときは、これを除く。）の例により、定款に定款の変更に関する定めがない場合にあっては旧主務官庁の承認を受けて理事の定める手続により、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

3　合併をする評議員設置特例財団法人は、第六十九条第一項の認可の申請前に、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。この場合において、評議員会の決

議は、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(特例民法法人の合併に伴う定款の変更に関する特則)

第六十八条　特例民法法人の合併に伴い定款の変更をする場合においては、旧主務官庁の認可を要しない。

(特例民法法人の合併の認可)

第六十九条　特例民法法人の合併は、合併後存続する特例民法法人(以下この目において「合併存続特例民法法人」という。)の当該合併後の業務の監督を行う旧主務官庁(以下この条及び第七十二条第二項において「合併後旧主務官庁」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　前項の認可の申請は、政令で定めるところにより、合併をする特例民法法人が、次に掲げる事項を記載した申請書をそれぞれ合併後旧主務官庁に提出してしなければならない。

一　申請をする特例民法法人の代表者の氏名

二　合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所

三　合併存続特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合にあっては、変更後のこれらの事項

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　吸収合併契約書

二　吸収合併契約の承認を受けたことを証する書面

三　合併をする特例民法法人の定款

四　合併存続特例民法法人の定款の案

五　前各号に掲げるもののほか、政令で定める書類

4　合併をする特例民法法人の業務の監督を行う旧主務官庁(以下この条及び第七十二条第二項において「合併前旧主務官庁」という。)と合併後旧主務官庁とが異なる場合においては、第二項の申請書は、合併前旧主務官庁を経由して提出しなければならない。

5　合併前旧主務官庁は、前項の規定により第二項の申請書を受理したときは、その意見を付して、速やかに、これを合併後旧主務官庁に送付しなければならない。

(特例民法法人の合併に伴う債権者の異議に関する特則)

第七十条　合併により消滅する特例民法法人(以下この条において「合併消滅特例民法法人」という。)の債権者は、合併消滅特例民法法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2　合併消滅特例民法法人は、前条第一項の認可があったときは、当該認可の通知のあった日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表(次項及び第百四十八条第二号において「財産目録等」という。)を作成し、その主たる事務所に備え置かなければならない。

3　債権者は、次項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日から同項第三号の期間の満了の日までの間、合併消滅特例民法法人に対して、その業務時間内は、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該合併消滅特例民法法人の定めた費用を支払わなければならない。

一　財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を一般社団・財団法人法第二百四十六条第三項第三号の法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(一般社団・財団法人法第十四条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第八十五条において同じ。)であって合併消滅特例民法法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4　合併消滅特例民法法人は、第二項の期間内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、二箇月を下ることができない。

一　合併をする旨

二　合併存続特例民法法人の名称及び住所

三　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

5　債権者が前項第三号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

6　債権者が第四項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併消滅特例民法法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

7　前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

第七十一条　前条の規定は、合併存続特例民法法人について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「合併存続特例民法法人」とあるのは、「合併消滅特例民法法人」と読み替えるものとする。

(特例民法法人の合併の時期等)

第七十二条　特例民法法人の合併は、合併存続特例民法法人の主たる事務所の所在地において一般社団・財団法人法第三百六条第一項の登記をすることによって、その効力を生ずる。

2　合併存続特例民法法人は、一般社団・財団法人法第三百六条第一項の登記をしたときは、遅滞なく、当該合併存続特例民法法人の登記事項証明書を添付して合併前旧主務官庁及び合併後旧主務官庁にその旨を届け出なければならない。

(特例民法法人の合併に関する特則)

第七十三条　特例民法法人の合併については、一般社団・財団法人法第二百四十五条第一項、第二百四十六条第一項、第二百五十条第一項並びに第二百五十三条第一項及び第二項中「効力発生日」とあるのは「吸収合併の登記の日」と、一般社団・財団法人法第二百四十六条第一項、第二百五十条第一項、第二百五十一条第二項及び第二百五十三条第一項中「法務省令」とあるのは「政令」と、一般社団・財団法人法第二百四十六条第二項及び第二百五十条第二項中「次に掲げる日のいずれか早い日」とあるのは「次に掲げる日」と、一般社団・財団法人法第二百四十六条第二項第一号中「次条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第六十七条第一項」と、同項第二号中「にあっては、次条」とあるのは「のうち、評議員を置かないものにあっては整備法第六十七条第二項の規定により吸収合併契約の承認を受ける日の二週間前の日、評議員を置くものにあっては同条第三項」と、同条第三項中「いつでも」とあるのは「いつでも(債権者にあっては、整備法第七十条第四項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日からに限る。)」と、一般社団・財団法人法第二百五十条第二項第一号中「次条第一項」とあるのは「整備法第六十七条第一項」と、同項第二号中「にあっては、次条第一項」とあるのは「のうち、評議員を置かないものにあっては整備法第六十七条第二項の規定により吸収合併契約の承認を受ける日の二週間前の日、評議員を置くものにあっては同条第三項」と、同条第三項中「いつでも」とあるのは「いつでも(債権者にあっては、整備法第七十一条において読み替え

て準用する整備法第七十条第四項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日からに限る。）と、一般社団・財団法人法第二百五十一条第二項中「前項」とあるのは「整備法第六十七条第一項又は第三項」とする。

（解散命令に関する規定の適用除外）

第七十四条　特例民法法人については、一般社団・財団法人法第六章第一節の規定は、適用しない。

（訴訟に関する規定の適用除外）

第七十五条　特例民法法人については、一般社団・財団法人法第六章第二節（吸収合併の無効の訴えに係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

（非訟事件に関する経過措置）

第七十六条　施行日前に申立てがあった第百五十三条の規定による改正前の非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手続については、なお従前の例による。

2　この節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手続についても、前項と同様とする。

（登記に関する経過措置）

第七十七条　旧民法の規定による旧社団法人及び旧財団法人の登記は、一般社団・財団法人法の相当規定（次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）による特例民法法人の登記とみなす。

2　この法律の施行の際現にされている特例民法法人の登記（旧民法第四十六条第一項第四号に掲げる事項に限る。）については、なお従前の例による。

3　特例社団法人が一般社団・財団法人法第七十七条第三項の規定により代表理事を定め、又は理事会を置く旨の定款の変更をするまでの間における当該特例社団法人の登記については、一般社団・財団法人法第三百一条第二項第五号中「氏名」とあるのは、「氏名及び住所」とし、同項第六号の規定は、適用しない。

4　この法律の施行の際現に監事を置くこととしていた特例社団法人（理事会設置特例社団法人及び会計監査人設置特例社団法人を除く。）については、一般社団・財団法人法第三百一条第二項第八号の規定は、適用しない。

5　特例財団法人（評議員設置特例財団法人を除く。）の登記については、一般社団・財団法人法第三百二条第二項第五号中「評議員、理事及び監事の氏名」とあるのは、「理事の氏名及び住所」とし、同項第六号の規定は、適用しない。

6　第六十五条第一項の規定にかかわらず、特例民法法人の解散及び清算に関する登記の登記事項（施行日前に解散をした場合にあっては清算結了の旨を除き、施行日前に清算人の登記をした場合にあっては清算人及び代表清算人の氏名及び住所並びに監事を置く旨を除く。）については、一般社団・財団法人法の定めるところによる。

（登記に関する特則）

第七十八条　特例民法法人の登記については、一般社団・財団法人法第三百六条第一項中「その効力が生じた日」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「整備法」という。）第七十条の規定による手続が終了した日又は整備法第七十一条において読み替えて準用する整備法第七十条の規定による手続が終了した日のいずれか遅い日」とする。

（公告に関する規定の適用除外）

第七十九条　特例民法法人については、一般社団・財団法人法第六章第五節の規定は、適用しない。

第二目　特例社団法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

（定款の記載等に関する経過措置）

第八十条　旧社団法人の定款における旧民法第三十七条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項（同条第三号に掲げる事項にあっては、主たる事務所に係る部分に限る。）の記載は、それぞれ第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人の定款における一般社団・財団法人法第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項の記載とみなす。

2　特例社団法人については、一般社団・財団法人法第十一条第一項第六号及び第七号の規定は、適用しない。

3　旧社団法人の定款における理事会又は会計監査人を置く旨の定めは、それぞれ一般社団・財団法人法に規定する理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しない。

4　旧社団法人の定款における監事を置く旨の定めは、一般社団・財団法人法に規定する監事を置く旨の定めとみなす。

5　社員総会の決議によって監事を置く旧社団法人の定款には、監事を置く旨の定めがあるものとみなす。

（定款の備置き及び閲覧に関する規定の適用除外）

第八十一条　特例社団法人については、一般社団・財団法人法第十四条の規定は、適用しない。

（社員名簿に関する経過措置）

第八十二条　旧社団法人の社員名簿は、一般社団・財団法人法第三十一条に規定する社員名簿とみなす。

2　特例社団法人の社員名簿の記載又は記録事項及び閲覧については、なお従前の例による。

3　特例社団法人については、一般社団・財団法人法第三十三条及び第三十四条の規定は、適用しない。

（社員総会の権限及び手続に関する経過措置）

第八十三条　施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会に相当する第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人の社員総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

（社員総会の決議に関する経過措置）

第八十四条　施行日前に旧社団法人の社員総会が旧民法の規定に基づいてした決議は、当該決議があった日に、第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人の社員総会が一般社団・財団法人法の相当規定に基づいてした決議とみなす。

（社員の議決権等に関する経過措置）

第八十五条　特例社団法人の社員の議決権、社員総会の決議及び議決権の行使（電磁的方法により行使する場合を除く。）については、なお従前の例による。ただし、理事会設置特例社団法人については、一般社団・財団法人法第四十九条第三項の規定を適用する。

（社員総会の権限等に関する特則）

第八十六条　特例社団法人の社員総会の権限、招集、理事等の説明義務及び決議の省略については、一般社団・財団法人法第三十五条第一項、第二項及び第四項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」と、同条第一項及び第二項中「及び」とあるのは「並びに」と、一般社団・財団法人法第三十六条第一項中「毎事業年度の終了後一定の時期に」とあるのは「少なくとも毎年一回」と、一般社団・財団法人法第三十七条第一項中「議決権の十分の一（五分の一以下の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する」とあるのは「五分の一（これと異なる割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の」と、「事項及び招集の理由」とあるのは「事項」と、一般社団・財団法人法第三十九条第一項中「一週間（理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを

下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間」前」とあるのは「五日前」と、「対して」とあるのは「対して、定款で定めた方法に従って」と、同条第四項中「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項第一号、第二号及び第四号」と、一般社団・財団法人法第五十三条中「理事（監事設置一般社団法人にあっては、理事及び監事）」とあるのは「理事会若しくは会計監査人を置く特例社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十二条第一項に規定する特例社団法人をいう。以下この条において同じ。）又は施行日以後に監事を置いた特例社団法人の理事及び監事」と、一般社団・財団法人法第五十八条第一項中「理事又は社員」とあるのは「理事」とする。

2　特例社団法人については、一般社団・財団法人法第三十七条第二項、第三十八条第一項第三号及び第五号、第四十三条から第四十七条まで、第五十五条並びに第五十七条の規定は、適用しない。

（基金を引き受ける者の募集に関する特則）

第八十七条　特例社団法人の基金を引き受ける者の募集については、一般社団・財団法人法第百三十一条中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び事業年度」とする。

2　一般社団・財団法人法第百三十一条の規定により基金を引き受ける者の募集をした特例社団法人は、第五十九条の規定にかかわらず、当該募集をした日の属する事業年度以降の各事業年度に係る一般社団・財団法人法第百二十三条第二項の貸借対照表及びその附属明細書を作成しなければならない。

3　前項の規定により作成された貸借対照表及びその附属明細書については、第五十九条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第百二十四条から第百二十七条まで及び第百二十九条の規定を適用する。

4　第二項の規定により貸借対照表及びその附属明細書を作成した特例社団法人は、第六十条第一項の貸借対照表及びその附属明細書を作成することを要しない。

（定款の変更に関する経過措置）

第八十八条　特例社団法人の定款の変更については、なお従前の例による。

第三目　特例財団法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

（定款の記載等に関する経過措置）

第八十九条　旧財団法人の寄附行為における旧民法第三十七条第一号から第三号までに掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、主たる事務所に係る部分に限る。）の記載は、それぞれ第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般財団法人の定款における一般社団・財団法人法第百五十三条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の記載とみなす。

2　特例財団法人については、一般社団・財団法人法第百五十三条第一項第八号から第十号までの規定は、適用しない。

3　前項の規定にかかわらず、評議員設置特例財団法人は、一般社団・財団法人法第百五十三条第一項第八号に掲げる事項を定款で定めなければならない。

4　旧財団法人の寄附行為における評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めは、それぞれ一般社団・財団法人法に規定する評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しない。

5　旧財団法人の寄附行為における監事を置く旨の定めは、一般社団・財団法人法に規定する監事を置く旨の定めとみなす。

6　旧財団法人の寄附行為における基本財産に関する定めは、一般社団・財団法人法第百七十二条第二項の基本財産に関する定めとしての効力を有しない。

7　特例財団法人の定款の記載については、一般社団・財団法人法第百五十四条中「この法律」とあるのは「この法律及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。

（定款の備置き及び閲覧に関する規定の適用除外）

第九十条　特例財団法人については、一般社団・財団法人法第百五十六条の規定は、適用しない。

（機関の設置に関する特則）

第九十一条　一般社団・財団法人法第百七十七条において準用する一般社団・財団法人法第六十五条第三項の規定にかかわらず、理事会を置かない特例財団法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2　監事を置いていない特例財団法人は、評議員、評議員会、理事会及び監事を置く定款の変更をすることができる。

3　監事を置いている特例財団法人は、評議員、評議員会及び理事会を置く定款の変更をすることができる。

4　会計監査人を置く特例財団法人は、前二項の規定による定款の変更により評議員、評議員会、理事会及び監事を置くものでなければならない。

5　第二項又は第三項の規定により変更した定款の定めは、これを変更することができない。

6　特例財団法人については、一般社団・財団法人法第百七十条第一項の規定は、適用しない。

（最初の評議員の選任に関する特則）

第九十二条　特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによる。

（評議員会の権限等に関する特則）

第九十三条　特例財団法人の評議員会の権限については、一般社団・財団法人法第百七十八条第二項及び第三項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」と、同条第二項中「及び」とあるのは「並びに」とする。

2　特例財団法人については、一般社団・財団法人法第百八十条第二項、第百八十七条及び第百八十八条の規定は、適用しない。

（定款の変更に関する経過措置）

第九十四条　特例財団法人（評議員設置特例財団法人を除く。次項及び第三項において同じ。）については、一般社団・財団法人法第二百条の規定は、適用しない。

2　その定款に定款の変更に関する定めがある特例財団法人は、当該定めに従い、定款の変更をすることができる。

3　その定款に定款の変更に関する定めがない特例財団法人は、理事（清算中の特例財団法人にあっては、清算人）の定めるところにより、定款の変更に関する定めを設ける定款の変更をすることができる。

4　評議員設置特例財団法人の定款の変更については、一般社団・財団法人法第二百条第二項中「設立者が同項ただし書」とあるのは「同項ただし書」と、「旨を第百五十二条第一項又は第二項の」とあるのは「旨を」と、「前項ただし書に」とあるのは「同項ただし書に」とする。

5　評議員設置特例財団法人については、一般社団・財団法人法第二百条第三項の規定は、適用しない。

6　特例財団法人の定款の変更は、旧主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三款　特例民法法人の業務の監督

（特例民法法人の業務の監督に関する経過措置）

第九十五条　特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散及び清算人に係る届出並びに清算結了の届出に係るものを含む。）に

ついては、なお従前の例による。

（解散命令）

第九十六条　前条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督を行う行政機関（以下この節において「旧主務官庁」という。）は、特例民法法人がその目的以外の事業をし、若しくは設立の許可若しくは旧民法施行法第十九条第二項の認可を受けた条件若しくは旧主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合又は特例民法法人が移行期間の満了の日までに第百九条第一項の規定により第四十四条の認定を取り消された場合若しくは第百三十一条第一項の規定若しくは同条第二項において読み替えて準用する第百九条第一項の規定により第四十五条の認可を取り消された場合において、必要があると認めるときは、当該特例民法法人に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　旧主務官庁は、特例民法法人が前項の規定による命令に違反した場合又は当該命令をしてもその改善を期待することができないことが明らかな場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないときは、当該特例民法法人の解散を命ずることができる。特例民法法人が正当な理由がないのに引き続き三年（施行日前の期間を含む。）以上その事業を休止したときも、同様とする。

3　前項の規定による命令を行おうとする場合において理事が欠けているとき又はその所在が知れないときは、旧主務官庁は、当該命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

4　前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

（解散の登記の嘱託）

第九十七条　旧主務官庁は、前条第二項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、当該特例民法法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

第四款　公益社団法人又は公益財団法人への移行

（公益法人認定法による公益認定の申請の制限）

第九十八条　特例民法法人は、公益法人認定法第七条の規定による公益認定の申請をすることができない。

（移行の認定の申請）

第九十九条　公益目的事業を行う特例民法法人は、第四十四条の認定の申請をすることができる。

2　第四十五条の認可の申請をした特例民法法人は、同条の認可をしない処分を受けた後でなければ、前項の申請をすることができない。

（認定の基準）

第百条　行政庁は、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人（以下この款及び第百三十三条第二項において「認定申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定申請法人について第四十四条の認定をするものとする。

一　第百三条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであること。

二　公益法人認定法第五条各号に掲げる基準に適合するものであること。

（欠格事由）

第百一条　公益法人認定法第六条（第一号イ及び第二号を除く。）の規定は、第四十四条の認定について準用する。

2　第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる旧主務官庁の監督上の命令に違反している特例民法法人は、第四十四条の認定を受けることができない。

（定款の変更に関する特則）

第百二条　第四十四条の認定を受けようとする特例民法法人が第百六条第一項の登記をするまでを停止条件としてしたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第百条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

（認定の申請手続）

第百三条　第四十四条の認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、公益法人認定法第七条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を、行政庁に提出してしなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　公益法人認定法第七条第二項第一号から第五号までに掲げる書類

二　定款の変更の案（認定申請法人において定款の変更について必要な手続を経ているものに限る。）

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

（認定に関する意見聴取）

第百四条　公益法人認定法第八条の規定は、行政庁が第四十四条の認定をしようとする場合について準用する。この場合において、公益法人認定法第八条第一号中「第六条第三号及び第四号」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」という。）第百一条第一項において準用する第六条第四号」と、同条第二号中「第六条第一号ニ」とあるのは「整備法第百一条第一項において準用する第六条第一号ニ」と、同条第三号中「第六条第五号」とあるのは「整備法第百一条第一項において準用する第六条第五号」と読み替えるものとする。

2　行政庁は、第四十四条の認定をしようとするときは、第百一条第一項において準用する公益法人認定法第六条第三号の規定及び第百一条第二項に規定する事由の有無について、旧主務官庁の意見を聴くものとする。

（旧主務官庁への通知）

第百五条　行政庁は、第百三条第一項の申請書の提出を受け、又は第四十四条の認定をし、若しくはしない処分をしたときは、直ちに、その旨を旧主務官庁に通知しなければならない。

（移行の登記）

第百六条　特例民法法人が第四十四条の認定を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人（公益法人認定法第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）については設立の登記をしなければならない。この場合においては、一般社団・財団法人法第三百三条の規定は、適用しない。

2　第四十四条の認定を受けた特例民法法人は、前項の規定により解散の登記及び設立の登記をしたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、行政庁及び旧主務官庁に、その旨を届け出なければならない。

（特例民法法人の公益法人への移行）

第百七条　第四十四条の認定を受けた特例民法法人については、同条の認定を公益法人認定法第四条の認定とみなして、前条第一項の登記をした日以後、公益法人認定法の規定（公益法人認定法第九条第一項及び第二項を除く。）を適用する。

（認定の公示等）

第百八条　行政庁は、第百六条第二項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

2　行政庁は、前項に規定する場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、旧主務官庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（登記を怠ることによる認定の取消し）

第百九条　行政庁は、第四十四条の認定を受けた

特例民法法人が、当該認定を受けた日から起算して三十日を経過しても第百六条第二項の規定による届出をしない場合において、行政庁が相当の期間を定めて同条第一項の登記をすべき旨を催告したにもかかわらず、当該登記をしないときは、その認定を取り消さなければならない。

2　行政庁は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を旧主務官庁に通知しなければならない。

3　公益法人認定法第二十九条第四項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

4　移行期間の満了の日後に第一項の規定により第四十四条の認定を取り消す処分の通知を受けた特例民法法人は、当該通知を受けた日に解散したものとみなす。

5　前項の場合において、旧主務官庁は、第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、前項の処分を受けた特例民法法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

（移行期間満了後の認定をしない処分）

第百十条　移行期間の満了の日後に第四十四条の認定をしない処分の通知を受けた認定申請法人は、当該通知を受けた日に解散したものとみなす。

2　前項の場合において、旧主務官庁は、第百五条の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、同項の処分を受けた認定申請法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

（計算書類等の作成等に関する経過措置）

第百十一条　第百六条第一項の登記をした公益法人が、当該登記をした日前に、第六十条第一項の規定に基づいて作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第六十一条の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。）は、その作成の日に、当該法人が一般社団・財団法人法の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

2　第百六条第一項の登記をした日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の作成の方法については、第六十条第一項の内閣府令で定めるところによる。

3　第六十一条、第六十二条及び第一項の規定は、前項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について準用する。

4　一般社団・財団法人法第百二十八条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により一般社団・財団法人法の相当規定に基づいて作成したものとみなされた貸借対照表（第百六条第一項の登記をした法人が一般社団・財団法人法第二条第二号の大規模一般社団法人又は同条第三号の大規模一般財団法人である場合にあっては、貸借対照表及び損益計算書）については、適用しない。

（移行の登記をした公益財団法人に関する経過措置）

第百十二条　第百六条第一項の登記をした公益財団法人の定款の変更については、一般社団・財団法人法第二百条第二項中「設立者が同項ただし書」とあるのは「同項ただし書」と、「旨を第百五十二条第一項又は第二項の定款で定めたとき」とあるのは「旨を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次項において「整備法」という。）第百六条第一項の登記の日以前に定款で定めているとき」と、同条第三項中「その設立の」とあるのは「整備法第百六条第一項の登記をした」とする。

2　一般社団・財団法人法第二百二条第二項の規定は、第百六条第一項の登記をした公益財団法人については、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

（公益目的事業財産等に関する特則）

第百十三条　第百六条第一項の登記をした公益法人については、公益法人認定法第十八条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十一条第一項及び第二項中「公益認定を受けた日」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百六条第一項の登記をした日」と、同条第一項及び第二項中「公益認定を受けた後」とあるのは「登記をした日以後」とする。

（認定の取消し等に伴う贈与に関する特則）

第百十四条　第百六条第一項の登記をした公益法人については、公益法人認定法第三十条第二項各号中「公益認定を受けた日」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百六条第一項の登記をした日」とする。

第五款　通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行

（移行の認可の申請）

第百十五条　特例民法法人は、第四十五条の認可の申請をすることができる。

2　第四十四条の認定の申請をした特例民法法人は、同条の認定をしない処分を受けた後でなければ、前項の申請をすることができない。

（移行期間満了後における認可の申請の特例）

第百十六条　前条第二項の規定にかかわらず、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人は、移行期間の満了の日後において当該申請に対する処分がされていないときに限り、第四十五条の認可の申請をすることができる。

2　前項の規定により第四十五条の認可の申請があった場合において、第四十四条の認定をする処分があったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

3　第一項の規定により第四十五条の認可の申請を受けた行政庁は、第四十四条の認定の申請の取下げがあった後又は同条の認定をしない処分をした後遅滞なく、第四十五条の認可の申請に対する審査を開始しなければならない。

4　第一項の規定により第四十五条の認可の申請をした特例民法法人については、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第四十四条の認定の申請を取り下げた場合　第四十六条第一項本文

二　第四十四条の認定をしない処分の通知を受けた場合　第百十条第一項

（認可の基準）

第百十七条　行政庁は、第四十五条の認可の申請をした特例民法法人（以下この款において「認可申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認可申請法人について同条の認可をするものとする。

一　第百二十条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。

二　第百十九条第一項に規定する公益目的財産額が内閣府令で定める額を超える認可申請法人にあっては、同項に規定する公益目的支出計画が適正であり、かつ、当該認可申請法人が当該公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるものであること。

（定款の変更に関する特則）

第百十八条　第百二条の規定は、第四十五条の認可を受けようとする特例民法法人の定款の変更について準用する。この場合において、第百二条中「第百六条第一項」とあるのは「第百二十一条第一項において読み替えて準用する第百六条第一項」と、「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは「一般社団法人又は一般財団法人」と、「第百条各号」とあるのは「第百十七条各号」と読み替えるものとする。

（公益目的支出計画の作成）

第百十九条　第四十五条の認可を受けようとする

特例民法法人は、当該認可を受けたときに解散するものとした場合において旧民法第七十二条の規定によれば当該特例民法法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国庫に帰属すべきものとされる残余財産の額に相当するものとして当該特例民法法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額が内閣府令で定める額を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、当該算定した額（以下この款において「公益目的財産額」という。）に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画（以下この款において「公益目的支出計画」という。）を作成しなければならない。

2　公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　公益の目的のための次に掲げる支出

イ　公益目的事業のための支出

ロ　公益法人認定法第五条第十七号に規定する者に対する寄附

ハ　第四十五条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出（イに掲げるものを除く。）その他の内閣府令で定める支出

二　公益目的財産額に相当する金額から前号の支出の額（当該支出をした事業に係る収入があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを控除した額に限る。）を控除して得た額（以下この款において「公益目的財産残額」という。）が零となるまでの各事業年度ごとの同号の支出に関する計画

三　前号に掲げるもののほか、第一号の支出を確保するために必要な事項として内閣府令で定める事項

（認可の申請手続等）

第百二十条　第四十五条の認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

一　名称及び代表者の氏名

二　主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　定款の変更の案（認可申請法人において定款の変更について必要な手続を経ているものに限る。）

三　公益目的財産額及びその計算を記載した内閣府令で定める書類

四　財産目録、貸借対照表その他の認可申請法人の財務内容を示す書類として内閣府令で定めるもの

五　前条第一項の規定により公益目的支出計画を作成しなければならない認可申請法人にあっては、公益目的支出計画を記載した書類

六　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3　前項の規定にかかわらず、第四十五条の認可の申請が第百十六条第一項の規定によりされたものである場合には、第一項の申請書には、内閣府令で定める書類の添付を省略することができる。

4　行政庁は、認可申請法人が作成した公益目的支出計画が第百十七条第二号に掲げる基準に適合するかどうかを判断するために必要な場合には、当該認可申請法人の事業活動の内容について、旧主務官庁の意見を聴くものとする。

5　行政庁は、第一項の申請書の提出を受け、又は第四十五条の認可をし、若しくはしない処分をしたときは、直ちに、その旨を旧主務官庁に通知しなければならない。

（認定に関する規定の準用）

第百二十一条　第百六条の規定は、第四十五条の認可を受けた場合の登記について準用する。この場合において、第百六条第一項中「公益法人（公益法人認定法第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替えるものとする。

2　第百十条の規定は、移行期間の満了の日後に第四十五条の認可をしない処分の通知を受けた認可申請法人について準用する。この場合において、第百十条第二項中「第百五条」とあるのは、「第百二十条第五項」と読み替えるものとする。

3　第百十一条の規定は、第一項において読み替えて準用する第百六条第一項の登記をした一般社団法人及び一般財団法人について準用する。

（移行の登記をした一般財団法人に関する経過措置）

第百二十二条　前条第一項において読み替えて準用する第百六条第一項の登記をした一般財団法人の定款の変更については、一般社団・財団法人法第二百条第二項中「設立者が同項ただし書」とあるのは「同項ただし書」と、「旨を第百五十二条第一項又は第二項の定款で定めたとき」とあるのは「旨を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」という。）第百二十一条第一項において「整備法第百六条第一項の登記の日以前に定款で定めているとき」と、同条第三項中「その設立の」とあるのは「整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記をした」とする。

2　一般社団・財団法人法第二百二条第二項の規定は、前条第一項において読み替えて準用する第百六条第一項の登記をした一般財団法人については、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

（移行法人の義務等）

第百二十三条　第百二十一条第一項において読み替えて準用する第百六条第一項の登記をした一般社団法人又は一般財団法人であってその作成した公益目的支出計画の実施について次条の確認を受けていないもの（以下この節において「移行法人」という。）は、同条の確認を受けるまで、公益目的支出計画（第百二十五条第一項の変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下この款において同じ。）に定めたところに従って第百十九条第二項第一号の支出をしなければならない。

2　第四十五条の認可をした行政庁（以下この節において「認可行政庁」という。）は、移行法人の公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において、移行法人を監督するものとする。

（公益目的支出計画の実施が完了したことの確認）

第百二十四条　移行法人は、第百十九条第二項第一号の支出により公益目的財産残額が零となったときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁に公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を求めることができる。

（公益目的支出計画の変更の認可等）

第百二十五条　移行法人は、公益目的支出計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の認可を受けなければならない。

2　第百十七条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の変更の認可について準用する。

3　移行法人は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認可行政庁に届け出なければならない。

一　名称若しくは住所又は代表者の氏名を変更したとき。

二　公益目的支出計画について第一項の内閣府令で定める軽微な変更をしたとき。

三　定款で残余財産の帰属に関する事項を定めたとき又はこれを変更したとき。

四　定款で移行法人の存続期間若しくは解散の事由を定めたとき又はこれらを変更したとき。

五　解散（合併による解散を除く。）をしたとき。

（合併をした場合の届出等）

第百二十六条　移行法人が合併をした場合には、合併後存続する法人（公益法人を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）又は合併により設立する法人（公益法人を除く。次項から第四項までにおいて同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる合併の場合の区分に応じ、当該各号に定める認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

一　移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が移行法人であるとき　当該移行法人に係る認可行政庁及び合併により消滅する移行法人がある場合にあっては、当該移行法人に係る認可行政庁

二　移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が移行法人以外の法人であるとき　合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁

三　移行法人が新設合併をした場合　合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁

2　前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款

二　合併をする移行法人の最終事業年度（一般社団法人である移行法人にあっては一般社団・財団法人法第二条第二号に規定する最終事業年度をいい、一般財団法人である移行法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度をいう。次号において同じ。）に係る貸借対照表その他の財務内容を示す書類として内閣府令で定めるもの

三　合併をする移行法人の最終事業年度に係る次条第一項に規定する公益目的支出計画実施報告書

四　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3　第一項第二号又は第三号に掲げる場合における同項の規定による届出をした一般社団法人又は一般財団法人は、同項第二号に掲げる場合にあっては当該吸収合併がその効力を生ずる日以後、同項第三号に掲げる場合にあっては合併により設立する法人の成立の日以後、同項第二号又は第三号に定める認可行政庁（認可行政庁が二以上あるときは、これらの認可行政庁が内閣府令で定めるところにより協議して定める一の認可行政庁）を認可行政庁とする移行法人とみなして、第百二十三条から第百三十条まで及び第百三十二条の規定を適用する。

4　移行法人が合併をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人についての公益目的財産額は、合併をする移行法人の公益目的財産額の合計額とする。

5　次の各号に掲げる場合にあっては、合併により消滅する移行法人は、当該各号に定める日において第百二十四条の確認を受けたものとみなす。

一　移行法人が吸収合併をした場合であって合併後存続する法人が公益法人であるとき　当該吸収合併がその効力を生ずる日

二　移行法人が新設合併をした場合であって合併により設立する法人が公益法人であるとき　当該新設合併により設立する法人の成立の日

6　前項の場合には、合併後存続する公益法人又は合併により設立する公益法人は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該合併により消滅した移行法人が第百二十四条の確認を受けたものとみなされた旨を当該移行法人に係る従前の認可行政庁に届け出なければならない。

（公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出等）

第百二十七条　移行法人は、各事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする書類（以下この節において「公益目的支出計画実施報告書」という。）を作成しなければならない。

2　一般社団・財団法人法第百二十三条第三項及び第四項、第百二十四条第一項及び第三項、第百二十五条並びに第百二十六条第一項及び第三項（これらの規定を一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定は、移行法人の公益目的支出計画実施報告書について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第百二十四条第一項及び第百二十五条中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

3　移行法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内に、当該事業年度の一般社団・財団法人法第百二十九条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を認可行政庁に提出しなければならない。

4　認可行政庁は、移行法人から提出を受けた公益目的支出計画実施報告書について閲覧又は謄写の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。

5　移行法人は、次の各号に掲げる移行法人の区分に応じ、公益目的支出計画実施報告書を、当該各号に定める日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

一　一般社団法人である移行法人　定時社員総会の日の一週間（理事会を置く移行法人にあっては、二週間）前の日（一般社団・財団法人法第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

二　一般財団法人である移行法人　定時評議員会の日の二週間前の日（一般社団・財団法人法第百九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

6　何人も、移行法人の業務時間内は、いつでも、公益目的支出計画実施報告書について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該移行法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一　公益目的支出計画実施報告書が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二　公益目的支出計画実施報告書が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

（報告及び検査）

第百二十八条　認可行政庁は、移行法人が次のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、この款の規定の施行に必要な限度において、移行法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一　正当な理由がなく、第百十九条第二項第一号の支出をしないこと。

二　各事業年度ごとの第百十九条第二項第一号の支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。

三　公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、第百二十五条第一項の変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告及び命令）

第百二十九条　認可行政庁は、移行法人が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該移行法人に対し、期限を定めて、必要

な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2　認可行政庁は、前項の勧告を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（移行法人の清算時の残余財産の帰属の制限）

第百三十条　移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産（当該残余財産の額が当該公益目的財産残額を下回っているときは、当該残余財産）については、一般社団・財団法人法第二百三十九条の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の承認を受けて、公益法人認定法第五条第十七号に規定する者に帰属させなければならない。

（認可の取消し）

第百三十一条　認可行政庁は、第四十五条の認可を受けた認可申請法人が、偽りその他不正の手段により当該認可を受けたときは、その認可を取り消さなければならない。この場合において、同条の認可を取り消す処分を受けた当該認可申請法人は、特例民法法人とみなす。

2　第百九条第一項の規定は、第四十五条の認可を受けた特例民法法人について準用する。この場合において、同項中「第百六条第二項」とあるのは、「第百二十一条第一項において準用する第百六条第二項」と読み替えるものとする。

3　第百九条第二項の規定は、第一項の規定又は前項において読み替えて準用する同条第一項の規定により認可を取り消した場合について準用する。

4　移行期間の満了の日後に第一項の規定又は第二項において読み替えて準用する第百九条第一項の規定により第四十五条の認可を取り消す処分の通知を受けた特例民法法人は、当該通知を受けた日に解散したものとみなす。

5　第百九条第五項の規定は、旧主務官庁が第三項において準用する同条第二項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第百三十一条第四項」と読み替えるものとする。

（移行法人が公益法人の認定を受けた場合の特則）

第百三十二条　移行法人が公益法人認定法第四条の認定を受けた場合には、当該認定を受けた日において第百二十四条の確認を受けたものとみなす。

2　前項の場合には、公益法人認定法第四条の認定を受けた公益法人は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第百二十四条の確認を受けたものとみなされた旨を従前の認可行政庁に届け出なければならない。

第六款　雑則

（委員会への諮問等）

第百三十三条　公益法人認定法第三十二条第一項に規定する公益認定等委員会（以下この款において「委員会」という。）は、公益法人認定法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この款の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　内閣総理大臣は、第四十四条の認定の申請に対する処分をしようとする場合（認定申請法人が第百一条第一項において準用する公益法人認定法第六条各号（第一号イ及び第二号を除く。）のいずれかに該当するものである場合及び第百一条第二項に規定するものである場合並びに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第七条の規定に基づき当該認定を拒否する場合を除く。）には、第百四条第一項において読み替えて準用する公益法人認定法第八条の規定による同条第一号に規定する許認可等行政機関の意見（第百一条第一項において準用する公益法人認定法第六条第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

3　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一　第四十五条の認可の申請又は第百二十五条第一項の変更の認可の申請に対する処分をしようとする場合（行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認可を拒否する場合を除く。）

二　第百二十九条第二項の規定による命令又は第百三十一条第一項の規定による認可の取消しをしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ　第百二十五条第三項若しくは第百二十六条第一項の規定による届出又は第百二十七条第三項の規定による計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の提出をしなかったことを理由としてこれらの処分をしようとする場合

ロ　第百三十六条第一項の勧告に基づいてこれらの処分をしようとする場合

三　第百三十八条第二項において読み替えて準用する前項ただし書、この項ただし書及び次項ただし書の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第六十条第一項、第百三条第一項及び第二項第三号、第百十七条第二号、第百十九条第一項並びに第二項第一号ハ、第二号及び第三号、第百二十条第一項、第二項第三号、第四号及び第六号並びに第三項、第百二十五条第一項（軽微な変更を定める内閣府令に係る部分を除く。）及び第三項（第二号を除く。）、第百二十六条第一項並びに第二項第二号及び第四号、第百二十七条第一項、同条第二項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百二十四条第一項及び第百二十五条、次条及び第百三十九条において準用する公益法人認定法第四十四条第一項並びに第百三十六条第二項（第百四十一条において準用する場合を含む。）の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

4　内閣総理大臣は、第二項若しくは前項第一号に規定する処分又は同項第二号に規定する命令若しくは認可の取消しについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一　異議申立てが不適法であるとして却下する場合

二　異議申立てをした特例民法法人が第百一条第一項において準用する公益法人認定法第六条各号のいずれかに該当するものである場合又は第百一条第二項に規定するものである場合

三　前項第二号イに規定する理由による処分についての異議申立てである場合

（答申の公表等）

第百三十四条　公益法人認定法第四十四条の規定は、前条第二項から第四項までの規定による諮問に対する答申について準用する。

（内閣総理大臣による送付等）

第百三十五条　内閣総理大臣は、第百二十五条第三項、第百二十六条第一項若しくは第六項又は第百三十二条第二項の規定による届出に係る書類の写し並びに第百二十七条第三項の規定により提出を受けた計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の写しを委員会に送付しなければならない。

2　内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一　第四十四条の認定の申請に対する処分（行政手続法第七条の規定に基づく拒否を除く。）

二　第四十五条の認可の申請又は第百二十五条第一項の変更の認可の申請に対する処分（行政手続法第七条の規定に基づく拒否を除く。）

三　第百二十九条第二項の規定による命令又は

第百三十一条第一項の規定による認可の取消し（次条第一項の勧告に基づく命令又は認可の取消しを除く。）

四　第百三十三条第三項第三号の政令の制定又は改廃の立案及び同号の内閣府令の制定又は改廃

五　第百三十三条第四項に規定する異議申立てに対する決定（異議申立てが不適法であることによる却下の決定を除く。）

（委員会による勧告等）

第百三十六条　委員会は、前条第一項若しくは第二項（第一号及び第四号を除く。）の場合又は第百四十三条第一項の規定に基づき第百二十八条第一項の規定による報告の徴収、検査若しくは質問を行った場合には、移行法人が第百十七条第二号に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第百二十九条第一項の勧告若しくは同条第二項の規定による命令又は第百三十一条第一項の規定による認可の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。

2　委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（資料提出その他の協力）

第百三十七条　公益法人認定法第四十七条の規定は、この款の規定により委員会の権限に属させられた事務を処理する場合について準用する。

（合議制の機関への諮問等）

第百三十八条　公益法人認定法第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この款において単に「合議制の機関」という。）は、同項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この款の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　第百三十三条第二項、第三項（第三号を除く。）及び第四項の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第二項中「委員会に」とあるのは「第百三十八条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同条第三項中「委員会に」とあるのは「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同項第二号ロ中「第百三十六条第一項」とあるのは「第百四十一条において読み替えて準用する第百三十六条第一項」と、同条第四項中「委員会に」とあるのは「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と読み替えるものとする。

（答申の公表等）

第百三十九条　公益法人認定法第四十四条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（都道府県知事による通知等）

第百四十条　第百三十五条（第二項第四号を除く。）の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第一項中「委員会」とあるのは「第百三十八条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）」と、同条第二項中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、同項第三号中「次条第一項」とあるのは「第百四十一条において読み替えて準用する次条第一項」と、同項第五号中「第百三十三条第四項」とあるのは「第百三十八条第二項において読み替えて準用する第百三十三条第四項」と読み替えるものとする。

（合議制の機関による勧告等）

第百四十一条　第百三十六条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項若しくは第二項（第一号及び第四号を除く。）」とあるのは「第百四十条において読み替えて準用する前条第一項又は第二項（第一号を除く。）」と、「第百四十三条第一項の規定に基づき」とあるのは「第百四十三条第二項の規定により読み替えて適用する」と、同項及び同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（資料提出その他の協力）

第百四十二条　公益法人認定法第四十七条の規定はこの款の規定により合議制の機関の権限に属させられた事務を処理する場合について、公益法人認定法第五十六条の規定はこの節の規定の施行について、それぞれ準用する。

（権限の委任等）

第百四十三条　内閣総理大臣は、第百二十八条第一項の規定による権限を委員会に委任する。

2　認可行政庁が都道府県知事である場合には、第百二十八条第一項中「認可行政庁」とあるのは「第百三十八条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

第七款　罰則

第百四十四条　次のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により第四十四条の認定、第四十五条の認可又は第百二十五条第一項の変更の認可を受けた者

二　第百二十九条第二項の規定による命令に違反した者

第百四十五条　次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第四十二条第三項の規定に違反して、公益社団法人又は公益財団法人という文字をその名称中に用いた者

二　第四十二条第四項の規定に違反して、公益財団法人又は公益社団法人という文字をその名称中に用いた者

第百四十六条　第百三条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類又は第百二十条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百四十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百四十八条　特例民法法人の理事又は監事は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一　第六十条第一項の規定に違反して、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二　第七十条第二項（第七十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録等を備え置かず、又は財産目録等に虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三　正当な理由がないのに、第七十条第三項各号（第七十一条において準用する場合を含む。）に掲げる請求を拒んだとき。

四　第七十条第四項又は第六項（これらの規定を第七十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五　第六条第一項（第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による登記をすることを怠ったとき。

第百四十九条　移行法人の理事、監事又は清算人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一　第百二十七条第一項の規定に違反して、公益目的支出計画実施報告書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二　第百二十七条第五項の規定に違反して、公

益目的支出計画実施報告書を備え置かなかったとき。

三　正当な理由がないのに、第百二十七条第六項各号に掲げる請求を拒んだとき。

第百五十条　特例民法法人の理事又は監事は、第七十二条第二項又は第百六条第二項（第百二十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、五十万円以下の過料に処する。

第百五十一条　移行法人又は公益法人の理事、監事又は清算人は、次のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一　第百二十五条第三項、第百二十六条第一項若しくは第六項又は第百三十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第百二十七条第三項の規定に違反して、一般社団・財団法人法第百二十九条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等又は公益目的支出計画実施報告書を提出せず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

三　第百二十八条第一項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百五十二条　次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第四十二条第三項の規定に違反して、一般社団法人という文字をその名称中に用いた者

二　第四十二条第四項の規定に違反して、一般財団法人という文字をその名称中に用いた者

三　第四十二条第五項の規定に違反して、特例社団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

四　第四十二条第六項の規定に違反して、特例財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

第五節　非訟事件手続法の一部改正

第百五十三条　非訟事件手続法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条ノ三」を「第七十一条」に、「第一章　法人ニ関スル事件（第三十四条―第七十一条）」を「第一章　裁判上ノ代位ニ関スル事件（第七十二条―第七十九条）」に、「第二章　裁判上ノ代位ニ関スル事件（第七十二条―第七十九条）」を「第二章　保存、供託、保管及ビ鑑定ニ関スル事件（第八十条―第百十六条）」に、「第三章　保存、供託、保管及ビ鑑定ニ関スル事件（第八十条―第百十六条）」を「第三章　外国法人及ビ夫婦財産契約ノ登記（第百十七条―第百四十条）」に改める。

第百四十条）」を「第百十六条）」に改める。

第二編の編名及び同編第一章の章名を削る。

第三十四条から第七十一条までを次のように改める。

第三十四条乃至第七十一条　削除

第七十一条の次に次の編名を付する。

第二編　民事非訟事件

第二編第二章を同編第一章とする。

第八十条第一項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第二編第三章を同編第二章とする。

第二編第四章の章名中「法人」を「外国法人」に改める。

第百十七条第一項中「法人ノ登記ニ付テハ法人ノ」を「日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ付テハ其」に改め、同条第二項を削る。

第百十九条中「法人登記簿」を「外国法人登記簿」に改める。

第百二十条から第百四十条までを次のように改める。

第百二十条　夫婦財産契約ニ関スル登記ハ契約者双方ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

前項ノ登記ノ申請ヲスルニハ其申請情報ト併セテ夫婦財産契約ヲ為シタルコトヲ証スル情報又ハ管理者ノ変更若クハ共有財産ノ分割ニ関スル審判ガアリタルコト若クハ之ニ関スル契約ヲ為シタルコトヲ証スル情報ヲ提供スルコトヲ要ス

第百二十一条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条、第十八条、第十九条の二乃至第二十三条の二、第二十四条（第十五号及ビ第十六号ヲ除ク）、第二十六条、第二十七条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十条第一項及ビ第三項並ニ第百三十二条乃至第百四十八条ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

第百二十二条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条乃至第十一条、第十三条、第十六条第一項、第十八条、第二十四条、第二十五条第一号乃至第九号及ビ第十二号、第六十七条第一項乃至第三項、第七十一条、第百十九条、第百二十一条第二項及ビ第三項、第百五十二条乃至第百五十六条、第百五十七条第一項乃至第三項並ニ第百五十八条ノ規定ハ夫婦財産契約ニ関スル登記ニ之ヲ準用ス

申請情報ノ内容其他夫婦財産契約ニ関スル登記ニ関シ必要ナル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第百二十三条乃至第百四十条　削除

第二編第四章を同編第三章とする。

第六節　法人の登記に関する経過措置

（法人の登記）

第百五十四条　一般社団・財団法人法第六章第四節の規定は、この節に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、前条による改正前の非訟事件手続法（以下「旧非訟事件手続法」という。）の規定によって生じた効力を妨げない。

2　施行日前にした旧非訟事件手続法の規定又は旧非訟事件手続法第百二十四条において準用する商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、一般社団・財団法人法の相当規定又は一般社団・財団法人法第三百三十条において準用する商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。

3　第四十三条第二項又は第四十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特例民法法人の設立又は理事に関する登記の申請その他の登記に関する手続については、なお従前の例による。

4　施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

5　施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

6　特例財団法人が登記すべき事項につき第九十四条第二項の定めによる手続又は同条第三項により理事若しくは清算人の定める手続を要するときは、申請書にこれらの手続があったことを証する書面を添付しなければならない。

7　特例民法法人の合併による変更の登記については、一般社団・財団法人法第三百二十二条第二号中「第二百五十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」という。）第七十一条において読み替えて準用する整備法第七十条第四項」と、同号及び同条第五号中「催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十一条第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によってした場合にあっては、これらの方法による公告）」とあるのは「催告」と、同条第四号中「第二百四十七条」とあるのは「整備法第六十七条」と、同条第五号中「第二百四十八条第二項」とあるのは「整備法第七十条第四項」とする。

（登記簿）
第百五十五条　この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧非訟事件手続法第百十九条に規定する法人登記簿のうち、旧社団法人に係る部分及び旧財団法人に係る部分は、それぞれ一般社団・財団法人法第三百十六条に規定する一般社団法人登記簿及び一般財団法人登記簿とみなす。
（法務大臣の指定）
第百五十六条　この法律の施行の際現に存する旧非訟事件手続法第百二十四条において準用する商業登記法第四十九条第一項の規定による指定は、一般社団・財団法人法第三百三十条において準用する商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。
（移行の登記）
第百五十七条　第百六条第一項（第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の設立の登記においては、特例民法法人の成立の年月日、特例民法法人の名称並びに名称を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならない。
（移行の登記の申請）
第百五十八条　前条の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　第四十四条の認定又は第四十五条の認可を受けたことを証する書面
二　定款
三　新たに選任する評議員、理事又は監事がいる場合は、第九十二条の認可を受けたことを証する書面及び当該者が就任を承諾したことを証する書面
四　前条の登記をする者が次のイ又はロに掲げるものである場合において、新たに選任する会計監査人がいるときは、当該イ又はロに定める書面
イ　特例社団法人　一般社団・財団法人法第三百十八条第二項第四号に掲げる書面
ロ　特例財団法人　一般社団・財団法人法第三百十九条第二項第六号に掲げる書面
第百五十九条　第四十四条の認定又は第四十五条の認可の申請の登記の申請と名称の変更後の公益法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人についての設立の登記の申請とは、同時にしなければならない。
2　前項の解散の登記の申請については、一般社団・財団法人法第三百三十条において準用する商業登記法の申請書の添付書面に関する規定は、適用しない。
3　登記官は、第一項の登記の申請のいずれかにつき一般社団・財団法人法第三百三十条において準用する商業登記法第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。
（法務省令への委任）
第百六十条　第百五十四条から前条までに定めるもののほか、法人の登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

第二章　内閣府関係

第一節　本府関係

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）
第百六十一条　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。
第七条を次のように改める。
（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）
第七条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、公庫について準用する。
第二十七条第六項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。
（総合研究開発機構法の一部改正）
第百六十二条　総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第九条を次のように改める。
（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）
第九条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、機構について準用する。
（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）
第百六十三条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
第五条第五項を次のように改める。
5　第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。
（特定非営利活動促進法の一部改正）
第百六十四条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十五条」を「第十四条の二」に改める。
第八条を次のように改める。
（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）
第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。
第十一条第三項第二号を次のように改める。
二　公益社団法人又は公益財団法人
第十四条を次のように改める。
（財産目録の作成及び備置き）
第十四条　特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。
第二章第三節中第十五条の前に次の七条を加える。
（通常社員総会）
第十四条の二　理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。
（臨時社員総会）
第十四条の三　理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
2　総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。
（社員総会の招集）
第十四条の四　社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。
（社員総会の権限）
第十四条の五　特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。
（社員総会の決議事項）
第十四条の六　社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。
（社員の表決権）
第十四条の七　各社員の表決権は、平等とする。
2　社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
3　社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で

あって内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

4　前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（表決権のない場合）

第十四条の八　特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

第十六条に次の一項を加える。

2　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第十七条の見出しを「（業務の執行）」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（理事の代理行為の委任）

第十七条の二　理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第十七条の三　理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第十七条の四　特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第二十六条第二項及び第二十八条第二項中「において準用する民法第五十一条第一項の設立の時」を削る。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

第三十一条の次に次の十一条を加える。

（解散の決議）

第三十一条の二　特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の三　特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の特定非営利活動法人の能力）

第三十一条の四　解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第三十一条の五　特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第三十一条の六　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第三十一条の七　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第三十一条の八　清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第三十一条の九　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十一条の十　清算人は、その就任の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3　清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第三十一条の十一　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の十二　清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第三十二条の次に次の七条を加える。

（裁判所による監督）

第三十二条の二　特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第三十二条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第三十二条の四　特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第三十二条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第三十二条の六　裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第三十二条の七　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第三十二条の八　裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十四条の三中「において準用する民法第五十一条第一項」を削る。

第四十九条第二号中「において準用する民法第五十一条第一項」を削り、同条第六号から第九号までを次のように改める。

六　第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七　第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八　第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九　第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

（特定非営利活動促進法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十五条　前条の規定による改正後の特定非営利活動促進法第十一条第三項第二号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

2　この法律の施行の際現に存する特定非営利活動法人の定款における旧民法第三十四条の規定により設立された法人を残余財産の帰属すべき者とする旨の記載は、公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を残余財産の帰属すべき者とする旨の記載とみなす。

（被災者生活再建支援法の一部改正）

第百六十六条　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（消費者契約法の一部改正）

第百六十七条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第一号中「民法第三十四条に規定する法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改め、同項第四号イ中「又は寄附行為」を削る。

第十四条第二項第一号、第二十八条第六項、第二十九条第一項及び第三十一条第三項第一号中「又は寄附行為」を削る。

（食品安全基本法の一部改正）

第百六十八条　食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第百六十九条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号の二の次に次の一号を加える。

五十四の三　公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

第三十七条第三項の表に次のように加える。

公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第　号）

附則第二条第一項に次の一号を加える。

三　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第　号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整及び同法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行に関すること。

第二節　国家公安委員会関係

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第百七十条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第五項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第三十九条第一項及び第四十条第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第百七十一条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の三第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同条第十三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第百八条の四第三項第一号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第百八条の十三第一項、第百八条の三十一第一項及び第百八条の三十二第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（自動車安全運転センター法の一部改正）

第百七十二条　自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、センターについて準用する。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第百七十三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号及び第三十二条第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第三節　金融庁関係

（無尽業法の一部改正）

第百七十四条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条ノ十第四項中「民法第四十四条第一項」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第百七十五条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の十の三に次の一項を加える。

5　監査法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第三十四条の二十一の次に次の四条を加える。

（裁判所による監督）

第三十四条の二十一の二　監査法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　監査法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　内閣総理大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第三十四条の二十一の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）

第三十四条の二十一の四　監査法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（検査役の選任）

第三十四条の二十一の五　裁判所は、監査法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3　裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、監査法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該監査法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4　前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第三十四条の二十二の見出し中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改め、同条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条」に、「民法第五十五条並びに会社法」を「同法」に改め、同条第二項中「民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに」を削り、同条第三項後段、第五項後段、第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする。

第四十六条の四に次の一項を加える。

4　会長は、会則又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第四十六条の十四を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第四十六条の十四　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第百七十六条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の二・」を「第七条の二―」に、第八章　雑則（第二十五条の二―第二十五条）を第九章　罰則（第二十六条―第二十八条）を「第七章　解散（第十四条の二―第十四条の四）　第八章　登記（第十五条―第二十五条）　第九章　雑則（第二十五条の二―第二十五条の十九）　第十章　罰則（第二十六条―第二十八条）」に改める。

第七章　登記等（第十五条―第二十五条）を第七章の二　登記等（第十五条―第二十五条の二十）に改める。

第七条の二・二十五条の四）を「第七条の二―二十五条の四）」に改める。

第三条第三項を次のように改める。

3　前項に規定する定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在場所

四　資産に関する規定

五　理事の任免に関する規定

六　会員の加入及び脱退に関する規定

七　参考純率又は基準料率の算出を行う保険の種類

第四条の次に次の一条を加える。

（住所）

第四条の二　料率団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第五条を次のように改める。

（定款の変更）

第五条　定款は、総会員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2　定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六条の次に次の一条を加える。

（財産目録及び会員名簿）

第六条の二　料率団体は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2　料率団体は、会員名簿を備え置き、会員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第七条の二の次に次の十三条を加える。

（理事）

第七条の二の二　料率団体には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2　理事が二人以上ある場合において、定款に別段の定めがないときは、料率団体の事務は、理事の過半数で決する。

（料率団体の代表）

第七条の二の三　理事は、料率団体のすべての事務について、料率団体を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（理事の行為についての損害賠償責任）

第七条の二の四　料率団体は、理事がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（理事の代理権の制限）

第七条の二の五　理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（監事）

第七条の二の六　料率団体には、定款又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

（監事の職務）

第七条の二の七　監事の職務は、次のとおりとする。

一　料率団体の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は内閣総理大臣に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

（通常総会）

第七条の二の八　料率団体の理事は、少なくとも毎年一回、会員の通常総会を開かなければならない。

（臨時総会）

第七条の二の九　料率団体の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2　総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事

は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（総会の招集）

第七条の二の十　総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

（料率団体の事務の執行）

第七条の二の十一　料率団体の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

（総会の決議事項）

第七条の二の十二　総会においては、第七条の二の十の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（会員の表決権）

第七条の二の十三　各会員の表決権は、平等とする。

2　総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3　前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（表決権のない場合）

第七条の二の十四　料率団体と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、表決権を有しない。

第二十八条第二号から第十二号までを次のように改める。

二　第六条の二の規定に違反して、財産目録若しくは会員名簿を備え置かず、又はこれらに虚偽の記載をした者

三　第七条の規定に違反して、届出をすることを怠り、又は虚偽の届出をした者

四　第九条の三第二項の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは虚偽の通知をした者

五　第十条第一項の規定に違反して、資料を閲覧させず、又は虚偽の資料を閲覧させた者

六　第十条第二項の規定に違反した者

七　第十条の五第三項、第十条の六第三項若しくは第五項又は第十四条の規定による命令に違反した者

八　第十条の五第五項の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

九　第十条の五第七項の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくはこれに虚偽の記載をし、又は利害関係人の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記載をした書類を利害関係人の縦覧に供した者

十　第十四条の四第二項又は第十四条の十三第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠つた者

十一　第十四条の十一第一項若しくは第二項又は第十四条の十三第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不正の公告をした者

十二　この法律に定める登記を怠つた者

第九章を第十章とし、第八章を第九章とする。

第七章の章名中「登記等」を「登記」に改める。

第十六条の見出しを「（設立の登記）」に改め、同条第一項中「登記は」の下に「、その主たる事務所の所在地において」を加え、「、これを」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第十七条中「この法律の規定により登記した事項中」を「料率団体において前条第二項各号に掲げる事項」に、「主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において」に改める。

第十七条の二を削る。

第十八条から第二十四条までを次のように改める。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第十八条　料率団体がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十六条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第十九条　理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（解散の登記）

第二十条　第十四条の二（第三号を除く。）の規定により料率団体が解散したときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

2　解散の登記においては、解散の旨並びにその事由及び年月日を登記しなければならない。

（清算人の登記）

第二十一条　理事が清算人となつたときは、解散の日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所を登記しなければならない。

2　清算人が選任されたときは、二週間以内に、主たる事務所の所在地において、前項に規定する事項を登記しなければならない。

（清算結了の登記）

第二十二条　清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

（従たる事務所の所在地における登記）

第二十三条　次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一　料率団体の設立に際して従たる事務所を設けた場合　主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二　料率団体の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から二週間以内

2　従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3　前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内にある従たる事務所の移転の登記）

第二十四条　料率団体がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務

所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

第二十四条の次に次の六条を加える。

（従たる事務所における清算結了の登記）

第二十四条の二　第二十二条に規定する場合には、同条に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしなければならない。

（登記簿）

第二十四条の三　各登記所に、損害保険料率算出団体登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第二十四条の四　設立の登記は、料率団体を代表すべき者の申請によつてする。

2　料率団体の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、定款、資産の総額を証する書面及び料率団体を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第二十四条の五　第十六条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

（解散の登記の申請）

第二十四条の六　料率団体の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面及び理事が清算人とならない場合にあつては、清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

（登記の期間）

第二十四条の七　登記すべき事項で内閣総理大臣の認可を要するものは、その認可書の到達した日から登記の期間を起算する。

第二十五条中「第百二十五号）」の下に「第一条の三、」を加え、「、第四十七条第一項」を削り、「損害保険料率算出団体に関する法律第十六条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において損害保険料率算出団体に関する法律第十六条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」を「、「損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条第二項各号」に改める。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　解散

（料率団体の解散事由）

第十四条の二　料率団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

一　定款で定めた解散事由の発生

二　料率団体の目的である事業の成功又はその成功の不能

三　破産手続開始の決定

四　設立の認可の取消し

五　総会の決議

六　会員が欠けたこと。

（料率団体の解散の決議）

第十四条の三　料率団体は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（料率団体についての破産手続の開始）

第十四条の四　料率団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の料率団体の能力）

第十四条の五　解散した料率団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第十四条の六　料率団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第十四条の七　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第十四条の八　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人及び解散の届出）

第十四条の九　清算人は、破産手続開始の決定の場合を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第十四条の十　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第十四条の十一　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第十四条の十二　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、料率団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の料率団体についての破産手続の開始）

第十四条の十三　清算中に料率団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の料率団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の料率団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（残余財産の帰属）

第十四条の十四　解散した料率団体の財産は、定款で指定した者に帰属する。

2　定款で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経、かつ、内閣総理大臣の認可を得て、その料率団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分する

ことができる。

3　前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（裁判所による監督）

第十四条の十五　料率団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

（清算結了の届出）

第十四条の十六　清算が結了したときは、清算人は、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第十四条の十七　料率団体の解散及び清算の監督並びにその清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第十四条の十八　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（即時抗告）

第十四条の十九　清算人の解任についての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第百七十七条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第四号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）」に改める。

第六条の二第一項中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百七十八条　前条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下この条において「新協同組合金融事業法」という。）第五条の四第四号（新協同組合金融事業法第六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（前章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第百七十九条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第四項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）の規定並びに」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定及び」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　第一項又は第二項の規定により組合を代表する理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

5　第一項又は第二項の規定により組合を代表する理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第三十七条第一項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第百八十条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第五号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百八十一条　前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「新投信法」という。）第九十八条第五号（新投信法第百五十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（前章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下この条において同じ。）に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、罰金の刑に処せられたものとみなす。

（信用金庫法の一部改正）

第百八十二条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）」に改める。

第三十五条の九第二項中「民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）及び」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3　代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第六十三条中「までの規定、」を「までの規定並びに」に改め、「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査をすべき者の選任の裁判）の規定」を削る。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十三条　前条の規定による改正後の信用金庫法（以下この条において「新信用金庫法」という。）第三十四条第四号（新信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（前章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（労働金庫法の一部改正）

第百八十四条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）」に改める。

第三十七条の七第二項中「民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）及び」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3　代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第六十七条中「第五十九条の三の規定並びに」に改め、「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査をすべき者の選任の裁判）の規定」を削る。

第八十九条の二を次のように改める。

（全国労働金庫協会）

第八十九条の二　その名称中に全国労働金庫協会という文字を用いる一般社団法人は、全国の金庫の全部を社員とし、かつ、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営に資するため、社員たる労働金庫の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするものでなければならない。

2　前項に規定する一般社団法人（以下この条において「全国労働金庫協会」という。）の設立の登記の申請書には、全国の金庫の全部を社員とすることについての内閣総理大臣及び厚生労働大臣の証明書を添付しなければならない。

3　全国労働金庫協会以外の者は、その名称中に全国労働金庫協会という文字を用いてはならない。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十五条　前条の規定による改正後の労働金庫法（以下この条において「新労働金庫法」という。）第三十四条第四号（新労働金庫法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（前章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（金融機関の合併及び転換に関する法律等の一部改正）

第百八十六条　次に掲げる法律の規定中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

一　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二十二条第七項

二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第四十条第四項

三　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第九十四条第二項

（預金保険法の一部改正）

第百八十七条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第四十二条第六項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第七十七条第五項中「民法第四十四条第一項の」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の」に、「民法第四十四条第一項中「理事その他の代理人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」に改める。

（貸金業の規制等に関する法律の一部改正）

第百八十八条　貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第五十二条」を「第五十三条」に改める。

第二十五条第一項を次のように改める。

その名称中に貸金業協会という文字を用いる公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条の認定をした行政庁が都道府県の知事であるものに限る。）は、当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有する貸金業者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあり、かつ、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とするものでなければならない。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「協会は、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし」を「前項に規定する公益社団法人（以下「協会」という。）は、同項の目的を達成するため」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三条を次のように改める。

（全国貸金業協会連合会）

第三十三条　その名称中に全国貸金業協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、すべての協会のうち政令で定める割合以上の協会を社員とし、かつ、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的とするものでなければならない。

2　前項に規定する一般社団法人（以下「連合会」という。）の設立の登記の申請書には、同項に規定する政令で定める割合以上の協会を社員とすることについての内閣総理大臣の証明書を添付しなければならない。

3　連合会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第四章中第三十五条の次に次の一条を加える。

（監督命令）

第三十五条の二　内閣総理大臣は、連合会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、連合会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一　第三十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十五条の二の規定による命令に違反した者

（貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百八十九条　前条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律第二十五条第一項に規定する公益社団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人（都道府県知事の許可により設立されたものに限る。）を含むものとする。

（前払式証票の規制等に関する法律の一部改正）

第百九十条　前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の三」に改める。

第二十三条第一項を次のように改める。

その名称中に前払式証票発行協会という文字を用いる公益社団法人は、自家型発行者等を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあり、かつ、前払式証票の購入者等の利益の保護を図るとともに、前払式証票の発行に係る業務の健全な発展に資することを目的とするものでなければならない。

第二十三条第二項中「法人」を「公益社団法人」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（届出）

第二十三条の二　協会は、第二十五条各号に掲げる業務を開始したときは、その旨を、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六章中第二十六条の次に次の二条を加える。

（立入検査等）

第二十六条の二　内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該協会の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

（監督命令）

第二十六条の三　内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

第三十四条に次の一号を加える。

九　第二十六条の二第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十七条に次の二号を加える。

三　第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四　第二十六条の三の規定による命令に違反した者

（前払式証票の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百九十一条　前条の規定による改正後の前払式証票の規制等に関する法律第二十三条第一項に規定する公益社団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人を含むものとする。

（保険業法の一部改正）

第百九十二条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百六十五条の二十七」を「第二百六十五条の二十七の五」に改める。

第五十三条の二第一項第三号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）」に改める。

第百二十二条の二第一項中「民法第三十四条（公益法人の設立）の規定による法人」を「一般社団法人」に改める。

第百四十八条第四項を次のように改める。

4　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、委託会社について準用する。この場合において、同条中「代表理事その他の代表者」とあるのは、「保険業法第百四十四条第一項に規定する受託会社」と読み替えるものとする。

第二百四十二条第六項中「民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）」に、「民法第四十四条第一項中「理事その他の代理人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」に改める。

第二百六十五条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第二百六十五条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、機構について準用する。

第二百六十五条の七第六項中「民法第六十五条及び第六十六条（表決権）」を「第二百六十五条の二十七の四及び第二百六十五条の二十七の五」に改める。

第二百六十五条の二十七を次のように改める。

（臨時総会）

第二百六十五条の二十七　総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

第二編第十章第四節第一款第五目中第二百六十五条の二十七の次に次の四条を加える。

（総会の招集）

第二百六十五条の二十七の二　総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

（総会の決議事項）

第二百六十五条の二十七の三　総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（会員の議決権）

第二百六十五条の二十七の四　各会員の議決権は、平等とする。

2　総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によって議決をすることができる。

3　前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（議決権のない場合）

第二百六十五条の二十七の五　機構と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第三百九条第一項第三号中「民法第三十四条（公益法人の設立）の規定に基づき設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十三条　前条の規定による改正後の保険業法（以下この条において「新保険業法」という。）第五十三条の二第一項第三号（新保険業法第五十三条の五第一項、第五十三条の二十六第四項及び第百八十条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（前章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第百九十四条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第五号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百九十五条　前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下この条において「新資産流動化法」という。）第七十条第一項第五号（新資産流動化法第七十二条第二項及び第百六十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（前章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下この条において同じ。）に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられたものとみなす。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第百九十六条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十三条の五」に改める。

第十条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第十四条第七項中「民法第六十五条及び第六十六条」を「第三十三条の四及び第三十三条の五」に改める。

第三十三条を次のように改める。

（臨時総会）

第三十三条　総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事長は、臨時総会を招集しなければな

らない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

第三章第五節中第三十三条の次に次の四条を加える。

（総会の招集）

第三十三条の二　総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

（総会の決議事項）

第三十三条の三　総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（会員の議決権）

第三十三条の四　各会員の議決権は、平等とする。

2　総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によって議決をすることができる。

3　前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（議決権のない場合）

第三十三条の五　機構と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第五十条第四項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百九十七条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「規定する者及び」の下に「附則第五条第一項各号に掲げる者並びに」を加える。

附則第五条第一項中「法人」の下に「（次に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第　号。以下「整備法」という。）第四十四条の認定を受けて整備法第百六条第一項の登記（第五項において「公益法人移行登記」という。）をした法人

二　整備法第四十五条の認可を受けて整備法第百二十一条第一項において準用する整備法第百六条第一項の登記（第五項において「一般社団法人等移行登記」という。）をした法人

附則第五条第四項中「民法第六十七条、第八十四条及び第八十四条の二」を「整備法第九十五条及び第九十六条」に、「同法第六十七条第一項」を「整備法第九十五条」に、「法人」を「特例民法法人」に、「第三項」を「次条」に、「同条第二項」を「整備法第九十六条第一項」に、「監督上必要な命令」を「命令」に、「同法第八十四条及び第八十四条の二第一項中「この章」とあるのは「この章（保険業法等の一部を改正する法律附則第五条第四項の規定により読み替えて適用する第六十七条」を「同条第二項中「による命令」とあるのは「による命令（保険業法第三百条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定を遵守させるための命令」に改め、同条に次の四項を加える。

5　この法律の施行の際現に特定保険業を行っていた民法第三十四条の規定により設立された法人であって第一項各号に掲げるもの（新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下この条において「移行法人」という。）は、公益法人移行登記又は一般社団法人等移行登記（以下この条において「移行登記」と総称する。）をした日から起算して一年を経過する日までの間（次項の保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うことができないことについて内閣総理大臣がやむを得ない事由があると認めるときは、内閣総理大臣の指定する日までの間）は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

6　前項の場合において、当該移行法人は、同項に規定する一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

7　第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人は、少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の二十二、第二百七十二条の二十三、第二百七十二条の二十五第一項、第二百七十二条の二十六及び第二百七十二条の二十七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新保険業法第二百七十二条の二十六第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第三号から第五号まで」と、「第二百七十二条第一項の登録を取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、同項第一号中「第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号」とあるのは「第二百七十二条の四第一項第八号」と、同項第三号中「小規模事業者でなくなったとき、その他法令」とあるのは「法令」と、同項第四号中「第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）」と、同条第二項中「取締役、執行役、会計参与又は監査役」とあるのは「役員」と、「第二百七十二条の四第一項第十号イからヘまでのいずれかに該当することとなったとき、法令」とあるのは「法令」と、新保険業法第二百七十二条第一項の登録を取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、新保険業法第三百三十三条第一項中「発起人、設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」とあるのは「役員」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8　第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人は、附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者とみなして、附則第三条（第二項を除く。）、前条（第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。）、次条（第二項及び第五項に限る。）並びに附則第八条及び第十六条の規定を適用する。この場合において、附則第三条第一項中「施行日から起算して六月を経過する日（同日後に施行日後初めて保険の引受けを行う場合には、当該引受けを行う日。以下この項において同じ。）までに」とあるのは「附則第五条第一項に規定する移行登記をした日以後遅滞なく」と、「しなければならない。ただし、当該六月を経過する日までに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者については、この限りでない」とあるのは「しなければならない」と、次条第二項中「施行日から起算して二年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項の規定により適用する」と、同項並びに附則第八条第二項及び第十六条第十八項中「施行日から起算して五年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して八年」と、附則第八条第二項並びに第十六条第一項、第十七項及び第十八項中「施行日から起算して二年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行

の日から起算して六年を経過する日までの間に附則第五条第八項の規定により適用する」と、同条第一項中「施行日から起算して七年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して十年」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律の一部改正）

第百九十八条　証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第　号）第五十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条第三号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般財団法人」に改める。

第三章　総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第百九十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二第三項第四号中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同条第七項中「地縁による団体」の下に「（以下「認可地縁団体」という。）」を加え、同条第八項、第九項、第十一項、第十三項及び第十四項中「第一項の認可を受けた地縁による団体」を「認可地縁団体」に改め、同条第十五項を次のように改める。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

第二百六十条の二第十六項及び第十七項中「第一項の認可を受けた地縁による団体は」を「認可地縁団体は」に改め、同条第十八項を削り、同条の次に次の三十七条を加える。

第二百六十条の三　認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四　認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五　認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六　認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七　認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九　認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一　認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二　認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

一　財産の状況を監査すること。

二　代表者の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三　認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四　認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五　認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第二百六十条の十六　認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七　認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八　認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九　認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の二十　認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

一　規約で定めた解散事由の発生

二　破産手続開始の決定

三　認可の取消し

四　総会の決議

五　構成員が欠けたこと。

第二百六十条の二十一　認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二　認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三　解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四　認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。た

だし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七　認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八　認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十　清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一　解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二　認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三　認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四　認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一　仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二　解散及び清算の監督に関する事件

三　清算人に関する事件

第二百六十条の三十五　認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六　裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第二百六十条の三十七　認可地縁団体の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百六十条の三十八　裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第二百六十条の三十六中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十九　次の各号のいずれかに該当する場合においては、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）により、五十万円以下の過料に処する。

一　第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二　第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

別表第一私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の項中「第四十五条」を「第四十条の三（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条」に、「第五十二条第二項」を「第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項」に改め、「、第五十八条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第三項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び「並びに第四十九条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十六条及び第五十七条並びに第五十八条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第八十三条」を削り、同表社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項第一号中「第四十三条第一項」を「第三十九条の三、第四十三条第一項」に、「及び第三項」を「及び第三項、第四十六条の七、第四十七条の三」に、「、第百二十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び第三項」を「並びに第百二十一条第一項」の下に「、第三十九条の三」を、「第二項及び第三項」の下に「、第四十六条の七、第四十七条の三」を加え、「、第百二十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条」を「並びに第百二十一条」に改め、同表宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の項中「第四十九条第二項、第五十一条第二項及び第三項」を「第四十九条第三項、

第五十一条第五項及び第六項」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

第二百条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第百八条の四を次のように改める。

第百八条の四　削除

（国家公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第二百一条　前条の規定による改正前の国家公務員法（次項において「旧国家公務員法」という。）第百八条の四（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。同項において同じ。）の規定に基づく法人である職員団体であってこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後は、第二百十八条の規定による改正後の職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号。同項、第二百八条及び第二百十九条において「新法人格付与法」という。）第二条第五項に規定する法人である登録職員団体として存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧国家公務員法第百八条の四において準用する旧非訟事件手続法第百十九条に規定する法人登記簿は、新法人格付与法第五十三条に規定する職員団体等登記簿とみなす。

（消防法の一部改正）

第二百二条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の六第二項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第十六条の十五中「民法第四十四条及び第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第四条及び第七十八条」に改める。

第二十一条の二十三中「民法第四十四条及び第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二百三条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　公益認定等委員会の常勤の委員

第一条第五十七号の次に次の一号を加える。

五十七の二　公益認定等委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員」を「情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員　公益認定等委員会の常勤の委員　」に改める。

（電波法の一部改正）

第二百四条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第五項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第四十六条第四項第一号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第百二条の十七第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（放送法の一部改正）

第二百五条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の四条を加える。

（会長等の代表権の制限）

第二十九条の二　会長、副会長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（仮理事）

第二十九条の三　会長、副会長及び理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第二十九条の四　協会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、会長、副会長又は理事は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

（仮理事又は特別代理人の選任に関する事件の管轄）

第二十九条の五　仮理事又は特別代理人の選任に関する事件は、協会の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第三十一条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第三十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。

第五十三条第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第二百六条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項の表中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第　　号）第三十八条の規定による改正前の民法」に改め、同条第二項の表中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定による改正前の民法」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第二百七条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条　削除

（地方公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八条　前条の規定による改正前の地方公務員法（次項において「旧地方公務員法」という。）第五十四条の規定に基づく法人である職員団体であってこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後は、新法人格付与法第二条第五項に規定する法人である登録職員団体として存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧地方公務員法第五十四条において準用する旧非訟事件手続法第百十九条に規定する法人登記簿は、新法人格付与法第五十三条に規定する職員団体等登記簿とみなす。

（行政書士法の一部改正）

第二百九条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第十三条の十三に次の一項を加える。

3　行政書士法人を代表する社員は、定款によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第十三条の十九の次に次の三条を加える。

（裁判所による監督）

第十三条の十九の二　行政書士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　行政書士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政書士法人を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　前項に規定する都道府県知事は、同項に規

定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）

第十三条の十九の三　行政書士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（検査役の選任）

第十三条の十九の四　裁判所は、行政書士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3　裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、行政書士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該行政書士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4　前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第十三条の二十一の見出し中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改め、同条第一項中「民法第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条」に、「民法第五十五条並びに会社法」を「同法」に改め、同条第二項中「民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに」を削り、「民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「日本行政書士会連合会」と、会社法」を「同法」に改め、同条第三項後段及び第五項後段を削り、同条第六項を次のように改める。

6　清算が結了したときは、清算人は、その旨を日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

第十三条の二十一第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

第十五条第四項中「民法第四十四条及び第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条」に改める。

（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正）

第二百十条　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第二十条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。

第三十八条第一項第四号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百十一条　前条の規定による改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第三十八条第一項第四号の公益社団法人又は公益財団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

（公営企業金融公庫法の一部改正）

第二百十二条　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、公庫について準用する。

第二十四条第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二百十三条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条」に改める。

第三十八条の九第二項中「民法第四十四条及び第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条」に改める。

第百四十四条の二十三第四項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第百五十四条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第百五十四条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、共済会について準用する。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二百十四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十二第一項第三号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般財団法人」に改める。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第二百十五条　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第七条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。

第五十八条第一項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

第二百十六条　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中第五項を第十項とし、第四項を第九項とし、第三項の次に次の五項を加える。

4　理事が数人ある場合において、定款に別段の定めがないときは、土地開発公社の事務は、理事の過半数で決する。

5　理事は、土地開発公社のすべての事務について、土地開発公社を代表する。ただし、定款の規定に反することはできない。

6　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

7　理事は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

8　監事の職務は、次のとおりとする。

一　土地開発公社の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、土地開発公社の業務を監督する主務大臣又は都道府県知事に報告をすること。

第二十二条の次に次の十五条を加える。

（清算中の土地開発公社の能力）

第二十二条の二　解散した土地開発公社は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第二十二条の三　土地開発公社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでな

い。

（裁判所による清算人の選任）

第二十二条の四　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第二十二条の五　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第二十二条の六　清算人は、その氏名及び住所を土地開発公社の業務を監督する主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第二十二条の七　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第二十二条の八　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第二十二条の九　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、土地開発公社の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（裁判所による監督）

第二十二条の十　土地開発公社の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

（清算結了の届出）

第二十二条の十一　清算が結了したときは、清算人は、その旨を土地開発公社の業務を監督する主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第二十二条の十二　土地開発公社の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第二十二条の十三　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第二十二条の十四　裁判所は、第二十二条の四の規定により清算人を選任した場合には、土地開発公社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第二十二条の十五　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第二十二条の十六　裁判所は、土地開発公社の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第二十二条の十四中「清算人及び監事」とあるのは、「土地開発公社及び検査役」と読み替えるものとする。

第二十三条の見出しを「（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の準用）」に改め、同条第一項を次のように改める。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、土地開発公社について準用する。

第三十三条第八号及び第九号中「第二十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項」を「第二十二条の八第一項」に改める。

（飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要な資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律の一部改正）

第二百十七条　飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要な資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律（昭和四十七年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（寄附金付郵便葉書等の発行の特例）」に改め、同条中「寄附金つき郵便葉書等」を「寄附金付郵便葉書等」に、「設立された財団法人飛鳥保存財団」を「財団法人飛鳥保存財団という名称で設立された法人」に改める。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第二百十八条　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　職員団体等に対する法人格の付与

第一節　法人格の取得等（第三条―第十二条）

第二節　機関（第十三条―第二十六条）

第三節　解散及び清算（第二十七条―第四十四条）

第三章　雑則

第一節　登記（第四十五条―第五十八条）

第二節　法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体への移行（第五十九条）

第四章　罰則（第六十条）

附則

第一章　総則

第二条第一項中「において、」を「において」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　この法律において「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する職員団体をいう。

第二条第三項中「において、」を「において」に、「にいう職員団体（同法第五十三条の規定により登録されているものを除く。）」を「第五十二条第一項に規定する職員団体」に改め、同条第四項中「において、」を「において」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項各号中「国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体」を「国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体」に改め、同条に次の一項を加える。

5　この法律において「法人である職員団体等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた職員団体（以下「法人である登録職員団体」という。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた職員団体等（以下「法人である認証職員団体等」という。）をいう。

第二条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　職員団体等に対する法人格の付与

第一節　法人格の取得等

第三条を次のように改める。

（法人格の取得）

第三条　次の各号に掲げる職員団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関（以下「登録機関」という。）に申し出ることにより法人となることができる。

一　国家公務員法第百八条の三の規定により登録された職員団体　人事院

二　裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第百八条の三の規定により登録された職員団体　最高裁判所

三　地方公務員法第五十三条の規定により登録された職員団体　当該登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

2　職員団体等（前項各号に掲げる職員団体を除く。次条から第十条までにおいて同じ。）で、規約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

第九条第五号中「国家公務員法にいう職員団体」を「国家公務員法にいう職員団体」に改め、同条第六号中「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法にいう職員団体」を「裁判所職員が組織する国家公務員職員団体」に、「国家公務員法にいう職員団体を含み」を「国家公務員職員団体を含み」に改める。

第十一条を次のように改める。

（財産目録及び構成員名簿）

第十一条　法人である職員団体等は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2　法人である職員団体等は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第十二条の見出しを削り、同条第一項及び第二項を次のように改める。

法人である認証職員団体等が国家公務員法第百八条の三（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、その法人である認証職員団体等は、その登録の日において、法人である登録職員団体となる。

2　前項の規定に基づく法人である登録職員団体に関する第四十七条第一項第四号及び第五十四条第二項第二号の規定の適用については、これらの規定中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員法第百八条の三（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三条の規定による登録」とする。

第十二条第三項中「国家公務員法等による法人」を「法人である登録職員団体」に、「当該法人」を「当該法人である登録職員団体」に、「この法律による法人」を「法人である認証職員団体等」に改め、同条第四項中「国家公務員法等による法人」を「法人である登録職員団体」に、「この法律による法人」を「法人である認証職員団体等」に改め、同条を第五十九条とする。

第十一条の次に次の一条、二節、章名、一節及び節名を加える。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十二条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、法人である職員団体等について準用する。

第二節　機関

（理事）

第十三条　法人である職員団体等には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2　理事が二人以上ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である職員団体等の事務は、理事の過半数で決する。

（法人である職員団体等の代表）

第十四条　理事は、法人である職員団体等のすべての事務について、法人である職員団体等を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（理事の代理権の制限）

第十五条　理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第十六条　理事は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（利益相反行為）

第十七条　法人である職員団体等と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

（監事）

第十八条　法人である職員団体等には、規約又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

（監事の職務）

第十九条　監事の職務は、次のとおりとする。

一　法人である職員団体等の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

（通常総会）

第二十条　法人である職員団体等の理事は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

（臨時総会）

第二十一条　法人である職員団体等の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2　総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

（総会の招集）

第二十二条　総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

（法人である職員団体等の事務の執行）

第二十三条　法人である職員団体等の事務は、規約で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

（総会の決議事項）

第二十四条　総会においては、第二十二条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（構成員の表決権）

第二十五条　各構成員の表決権は、平等とする。

2　総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3　前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

（表決権のない場合）

第二十六条　法人である職員団体等と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第三節　解散及び清算

（法人である職員団体等の解散事由）

第二十七条　法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解散する。
一　規約で定めた解散事由の発生
二　破産手続開始の決定
三　法人である登録職員団体にあつては、国家公務員法第百八条の三第六項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し
四　法人である認証職員団体等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し
五　総会の決議
六　構成員が欠けたこと。

（法人である職員団体等についての破産手続の開始）

第二十八条　法人である職員団体等がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の法人である職員団体等の能力）

第二十九条　解散した法人である職員団体等は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第三十条　法人である職員団体等が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第三十一条　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第三十二条　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第三十三条　清算人の職務は、次のとおりとする。
一　現務の結了
二　債権の取立て及び債務の弁済
三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十四条　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第三十五条　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である職員団体等の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の法人である職員団体等についての破産手続の開始）

第三十六条　清算中に法人である職員団体等の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の法人である職員団体等が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の法人である職員団体等が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（残余財産の帰属）

第三十七条　解散した法人である職員団体等の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2　規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経て、当該法人である職員団体等の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3　前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（裁判所による監督）

第三十八条　法人である職員団体等の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

（清算結了の届出）

第三十九条　清算が結了したときは、清算人は、その旨を登録認証機関（法人である登録職員団体にあつては登録機関、法人である認証職員団体等にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。）に届け出なければならない。

（特別代理人の選任等に関する事件の管轄）

第四十条　次に掲げる事件は、法人である職員団体等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
一　特別代理人の選任に関する事件
二　法人である職員団体等の解散及び清算の監督に関する事件
三　清算人に関する事件

（不服申立ての制限）

第四十一条　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四十二条　裁判所は、第三十一条の規定により清算人を選任した場合には、法人である職員団体等が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く法人である職員団体等にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第四十三条　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第四十四条　裁判所は、法人である職員団体等の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十二条中「清算人（監事を置く法人である職員団体等にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「法人である職員団体等及び検査役」と読み替えるものとする。

第三章　雑則

第一節　登記

（法人である登録職員団体の設立の登記）

第四十五条　法人である登録職員団体は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

（登記の効力）

第四十六条　法人である登録職員団体の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2　前項に規定するもののほか、法人である職員団体等に関して登記すべき事項は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

（主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記）

第四十七条　法人である職員団体等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一　目的

二　名称

三　主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

四　法人である登録職員団体にあつては、第三条第一項の規定による申出の年月日

五　法人である認証職員団体等にあつては、第五条の規定による認証の年月日

六　法人である職員団体等の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

七　資産の総額

八　出資の方法を定めたときは、その方法

九　理事の氏名及び住所

2　法人である職員団体等において前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四十八条　法人である職員団体等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2　新所在地における登記においては、法人である職員団体等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第四十九条　法人である職員団体等の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（清算人及び解散の登記及び届出）

第五十条　清算人は、破産手続開始の決定の場合を除き、解散後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を登記認証機関に届け出なければならない。

2　清算中に就職した清算人は、就職後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これらの事項を登記認証機関に届け出なければならない。

（従たる事務所の所在地における登記）

第五十一条　次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一　法人である職員団体等の設立に際して従たる事務所を設けた場合　主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から三週間以内

二　法人である職員団体等の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内

2　従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3　従たる事務所の所在地において前二項の規定により前項各号に掲げる事項を登記する場合には、法人である職員団体等の成立の年月日並びに従たる事務所を設置した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

4　第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第五十二条　法人である職員団体等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この項において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

2　従たる事務所の所在地において前項の規定により前条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、法人である職員団体等の成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

（職員団体等登記簿）

第五十三条　各登記所に、職員団体等登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第五十四条　法人である職員団体等の設立の登記は、法人である登録職員団体にあつては理事、法人である認証職員団体等にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2　法人である職員団体等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　規約

二　法人である登録職員団体にあつては、理事の資格を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三　法人である認証職員団体等にあつては、法人を代表すべき者の資格を証する書面及び第五条の規定による通知を証する書面

（変更の登記の申請）

第五十五条　第四十七条第一項各号に掲げる事項又は第五十条の規定により登記すべき事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

（解散の登記の申請）

第五十六条　法人である職員団体等の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面及び理事が清算人とならない場合にあつては清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

（従たる事務所の所在地における登記の申請）

第五十七条　主たる事務所及び従たる事務所の所在地において登記すべき事項について従たる事務所の所在地においてする登記の申請書には、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他の書面の添付を要し

ない。

（商業登記法の準用）

第五十八条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条、第四十九条から第五十二条まで、第九十九条第一項、第百条第三項及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、法人である職員団体等の登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。）中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第九十九条第一項第一号中「会社法第六百四十七条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）」と、同項第二号中「会社法第六百四十七条第一項第二号に掲げる者」とあるのは「規約で定める者」と、同項第三号中「会社法第六百四十七条第一項第三号に掲げる者」とあるのは「総会において選任された者」と読み替えるものとする。

第二節　法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体への移行

本則に次の一章を加える。

第四章　罰則

第六十条　法人である職員団体等の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

二　第十一条の規定に違反し、又は財産目録若しくは構成員名簿に不正の記載をしたとき。

三　第二十八条第二項又は第三十六条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四　第三十四条第一項又は第三十六条第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五　第三十八条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

六　官庁又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百十九条　この法律の施行の際現に登記所に備えられている前条の規定による改正前の職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第十一条において準用する旧非訟事件手続法第百十九条に規定する法人登記簿は、新法人格付与法第五十三条に規定する職員団体等登記簿とみなす。

（電気通信事業法の一部改正）

第二百二十条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第二項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第百六条中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第二百二十一条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条―第九条の六」に、「・第十五条」を「―第十五条の三」に改める。

第七条の見出しを「（設立の登記）」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定による登記の申請書には、第五条第一項の規定による中央選挙管理会の確認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

第七条の次に次の二条を加える。

（変更の登記）

第七条の二　第四条第一項の規定による法人である政党（当該政党が第三条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となつた場合における当該政治団体（第十二条第一項の規定により法人でなくなつたものを除く。）を含む。以下「法人である政党等」という。）において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2　前項の規定による登記の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項の変更があつたことを証する代表権を有する者の記名押印した書面（代表権を有する者の変更があつた場合には、他に代表権を有する者があるときは当該変更があつたことを証するその者の記名押印した書面とし、他に当該書面を作成することができる代表権を有する者がないときは当該変更があつたことを証する代表権を有していた者及び代表権を有するに至つた者の記名押印した書面とする。）を添付しなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第七条の三　法人である政党等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2　前項の規定による登記の申請書には、主たる事務所の移転があつたことを証する代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

第八条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、法人である政党等について準用する。

第九条を次のように改める。

（代表権を有する者）

第九条　法人である政党等には、一人又は数人の代表権を有する者を置かなければならない。

第三章中第九条の次に次の五条を加える。

（法人である政党等の代表）

第九条の二　代表権を有する者は、法人である政党等のすべての事務について、法人である政党等を代表する。ただし、党則等の規定に違反してはならない。

（代表権を有する者の代表権の制限）

第九条の三　代表権を有する者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（利益相反行為）

第九条の四　法人である政党等と代表権を有する者との利益が相反する事項については、代表権を有する者は、代表権を有しない。この場合においては、党則等の定めるところにより、特別代理人を選任しなければならない。

（監事）

第九条の五　法人である政党等には、党則等で、一人又は数人の監事を置くことができる。

（監事の職務）

第九条の六　監事は、法人である政党等の財産の状況を監査する。

第十条の見出しを「（解散）」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前項の規定による登記の申請書には、解散の事由の発生を証する代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

第十条第五項及び第六項を削り、同条の次に次の十三条を加える。

（清算中の法人である政党等の能力）

第十条の二　解散した法人である政党等は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第十条の三　法人である政党等が解散したときは、代表権を有する者がその清算人となる。ただし、党則等に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第十条の四　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第十条の五　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第十条の六　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第十条の七　清算人は、その就職の日の翌日から起算して二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第十条の八　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である政党等の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の法人である政党等についての破産手続の開始）

第十条の九　清算中に法人である政党等の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の法人である政党等が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の法人である政党等が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（残余財産の帰属）

第十条の十　解散した法人である政党等の財産は、党則等で指定した者に帰属する。

2　党則等で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表権を有する者は、その法人である政党等の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3　前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（清算人に関する事件の管轄）

第十条の十一　清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第十条の十二　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第十条の十三　裁判所は、第十条の四の規定により清算人を選任した場合には、法人である政党等が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く法人である政党等にあっては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第十条の十四　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第十一条の見出しを「（清算結了の登記）」に改め、同条第二項を削る。

第十二条を次のように改める。

（政党でなくなった政治団体として存続する場合の措置）

第十二条　第四条第一項の規定による法人である政党が第三条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合において、当該政治団体が同項各号のいずれにも該当することなくその日の翌日から起算して四年を経過したときは、当該政治団体は、法人でなくなるものとする。この場合において、当該団体は、政治団体として、なお存続するものとする。

2　前項の規定により法人である政治団体が法人でなくなったときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、法人でなくなった旨の登記をしなければならない。この場合においては、法人でなくなった旨、その事由及びその年月日を登記しなければならない。

3　前項の規定による登記の申請書には、当該政治団体が法人でなくなった旨を証する当該政治団体の代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

4　第十条の二から第十条の六まで、第十条の七（第二項を除く。）、第十条の九、第十条の十第一項及び第十条の十一から前条までの規定は、第一項の規定により法人である政治団体が法人でなくなった場合について準用する。この場合において、第十条の二中「清算の目的」とあるのは「第十二条第四項において準用する第十条の十第一項の規定による当該法人の財産の帰属に係る財産の整理（以下「財産の整理」という。）の目的」と、「清算の結了」とあるのは「財産の整理の結了」と、第十条の三から第十条の六まで、第十条の七第一項及び第三項、第十条の九第一項及び第二項並びに第十条の十一から第十条の十四までの規定中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、第十条の六第一項第二号中「債務」とあるのは「第十二条第四項において準用する次条第一項の申出をした者に対する債務」と、第十条の七第一項中「一定の期間内」とあるのは「第十二条第四項において準用する第十条の十第一項の規定による財産の帰属について異議があれば一定の期間内」と、第十条の九第一項中「清算中」とあるのは「第十二条第四項において準用する第十条の七第一項の一定の期間後」と、第十条の十第一項中「財産は、党則等で指定した者」とあるのは「一切の財産

は、当該法人である政治団体が法人でなくなるに至った場合においてなお存続することとなる政治団体」と、前条中「清算が結了した」とあるのは「財産の整理が結了した」と、「清算結了の登記」とあるのは「整理結了の登記」と読み替えるものとする。

第十三条第一項中「第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を「第七条の二に規定する法人である政党等」に改める。

第六章中第十五条の次に次の二条を加える。

（登記簿）

第十五条の二　各登記所に、政党等登記簿を備える。

（商業登記法の準用）

第十五条の三　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三、第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条（第三項を除く。）、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十三号、第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条から第百四十八条までの規定は、法人である政党等に関する登記について準用する。この場合において、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号、第五十一条第一項及び第五十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第十七条第二項第一号、第二十一条第一項及び第二十四条第十四号中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

第十六条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に、「民法第七十三条」を「第十条の二」に改め、同項第三号中「第十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第八条において準用する民法第四十八条」を「第七条の二、第七条の三、第十条第三項、第十一条（第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第八十一条第一項」を「第十条の七第一項又は第十条の九第一項（これらの規定を第十二条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第五号中「第十二条第一項又は第二項において準用する民法第八十一条第一項」を「第十条の九第一項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十二条　この法律の施行の際現に登記所に備えられている前条の規定による改正前の政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条並びに第十二条第一項及び第二項において準用する旧非訟事件手続法第百十九条に規定する法人登記簿は、前条の規定による改正後の政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の二に規定する政党等登記簿とみなす。

（総務省設置法の一部改正）

第二百二十三条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第八十七号中「公益法人及び」を削る。

（独立行政法人通則法の一部改正）

第二百二十四条　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第二百二十五条　公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

第一条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第二条第一項中「（以下この項及び第三項において「公益法人等」という。）」を削り、「条例で定めるもの」の下に「（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）」を加え、「当該公益法人等」を「当該公益的法人等」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　一般社団法人又は一般財団法人

第二条第三項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第七条第三項及び第十二条第二項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部改正）

第二百二十六条　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人」に、「会員」を「社員」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第二百二十七条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、地方独立行政法人について準用する。

第九十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（解散）」を付し、同条の次に次の十五条を加える。

（清算中の地方独立行政法人の能力）

第九十二条の二　解散した地方独立行政法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第九十二条の三　地方独立行政法人が解散したときは、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第九十二条の四　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第九十二条の五　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第九十二条の六　清算人は、その氏名及び住所を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第九十二条の七　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第九十二条の八　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第九十二条の九　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、地方独立行政法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（裁判所による監督）

第九十二条の十　地方独立行政法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　地方独立行政法人の解散及び清算を監督する裁判所は、地方独立行政法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第九十二条の十一　清算が結了したときは、清算人は、その旨を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第九十二条の十二　地方独立行政法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第九十二条の十三　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第九十二条の十四　裁判所は、第九十二条の四の規定により清算人を選任した場合には、地方独立行政法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第九十二条の十五　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第九十二条の十六　裁判所は、地方独立行政法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第九十二条の十四中「清算人及び監事」とあるのは、「地方独立行政法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第九十三条に見出しとして「（費用の負担）」を付する。

第九十四条の見出しを「（不動産登記法等の準用）」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項を同条とする。

第九十九条第十三号及び第十四号中「第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項」を「第九十二条の八第一項」に改める。

第四章　法務省関係

（公証人法の一部改正）

第二百二十八条　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「準用規定」の下に「並一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第十三条及第百五十五条ノ規定」を加える。

第六十二条ノ二中「準用規定」の下に「並一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十三条及第百五十五条ノ規定」を加え、「会社ノ本店」を「法人ノ本店又ハ主タル事務所」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第二百二十九条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十三に次の一項を加える。

5　弁護士法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第三十条の二十五第一項後段及び第二項後段を削る。

第三十条の二十六の次に次の三条を加える。

（裁判所による監督）

第三十条の二十六の二　弁護士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　弁護士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、日本弁護士連合会に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　日本弁護士連合会は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）

第三十条の二十六の三　弁護士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる法律事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（検査役の選任）

第三十条の二十六の四　裁判所は、弁護士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3　裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、弁護士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該弁護士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4　前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第三十条の三十の見出し中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改め、同条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条」に、「民法第五十五条並びに会社法」を「同法」に改め、同条第二項中「民法第八十二条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

第四十三条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第四十三条の二を第四十三条の十五とする。

第四十三条の次に次の十三条を加える。

（清算中の弁護士会の能力）

第四十三条の二　解散した弁護士会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第四十三条の三　弁護士会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、会長がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は総会において会長以外の者を選任したときは、この限りでない。

2　次に掲げる者は、清算人となることができない。

一　死刑又は無期若しくは六年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、復権を得ない者

二　六年未満の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を

受けることがなくなるまでの者

（裁判所による清算人の選任）

第四十三条の四　前条第一項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第四十三条の五　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第四十三条の六　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第四十三条の七　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第四十三条の八　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、弁護士会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（裁判所による監督）

第四十三条の九　弁護士会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第四十三条の十　弁護士会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第四十三条の十一　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四十三条の十二　裁判所は、第四十三条の四の規定により清算人を選任した場合には、弁護士会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第四十三条の十三　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第四十三条の十四　裁判所は、弁護士会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十三条の十二中「清算人の」とあるのは、「弁護士会及び検査役の」と読み替えるものとする。

第八十九条第三項中「第六項まで」を「第五項まで及び第四十三条の二から第四十三条の十四まで」に改める。

（司法書士法の一部改正）

第二百三十条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条に次の一項を加える。

5　第一項の規定により司法書士法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第四十四条の次に次の三条を加える。

（裁判所による監督）

第四十四条の二　司法書士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　司法書士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、法務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　法務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）

第四十四条の三　司法書士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（検査役の選任）

第四十四条の四　裁判所は、司法書士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3　裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、司法書士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該司法書士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4　前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第四十六条の見出し中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改め、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第四条」に、「民法第五十五条並びに会社法」を「同法」に改め、同条第三項中「民法第八十二条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに」を削り、同条第四項後段、第六項後段、第七項及び第八項を削り、同条第九項を同条第七項とする。

第五十二条第四項中「民法第四十四条及び第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条」に、「に準用する」を「について準用する」に改める。

第六十八条を次のように改める。

（設立及び組織）

第六十八条　その名称中に公共嘱託登記司法書士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である司法書士及び司法書士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

一　社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人でなければならないものとすること。

二　前号に規定する司法書士又は司法書士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとすること。

三　理事の員数の過半数は、社員（社員である司法書士法人の社員を含む。）でなければならないものとすること。

2　前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（成立の届出）

第六十八条の二　前条第一項の一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及びその管轄区域内に設立された司法書士会に届け出なければならない。

第六十九条第一項中「前条第一項の」を「第六十八条第一項に規定する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（協会の業務の監督）

第六十九条の二　協会の業務は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長の監督に属する。

2　前項の法務局又は地方法務局の長は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第七十条を次のように改める。

（司法書士及び司法書士法人に関する規定の準用）

第七十条　第二十一条の規定は協会の業務について、第四十八条、第四十九条及び第五十一条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。

（司法書士法の一部改正に伴う経過措置）

第二百三十一条　第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であってその名称中に公共嘱託登記司法書士協会という文字を使用するものの定款に前条の規定による改正後の司法書士法（次項において「新司法書士法」という。）第六十八条第一項各号に掲げる内容の定めがない場合においては、当該定款にこれらの定めがあるものとみなす。

2　前項の一般社団法人であって第四十二条第一項に規定する特例社団法人であるものについては、新司法書士法第六十九条の二及び第七十条（新司法書士法第四十八条、第四十九条及び第五十一条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、適用しない。

3　前項の一般社団法人が第百六条第一項（第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしたときは、当該一般社団法人は、当該登記をした日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及びその管轄区域内に設立された司法書士会に届け出なければならない。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第二百三十二条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二に次の一項を加える。

5　第一項の規定により調査士法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第三十九条の次に次の三条を加える。

（裁判所による監督）

第三十九条の二　調査士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　調査士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、法務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　法務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）

第三十九条の三　調査士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（検査役の選任）

第三十九条の四　裁判所は、調査士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3　裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、調査士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該調査士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4　前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第四十一条の見出し中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改め、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条」に、「民法第五十五条並びに会社法」を「同法」に改め、同条第三項中「民法第八十二条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに」を削り、同条第四項後段、第六項後段、第七項及び第八項を削り、同条第九項を同条第七項とする。

第四十七条第四項中「民法第四十四条及び第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条」に、「に準用する」を「について準用する」に改める。

第六十三条を次のように改める。

（設立及び組織）

第六十三条　その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

一　社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならないものとすること。

二　前号に規定する調査士又は調査士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとすること。

三　理事の員数の過半数は、社員（社員である調査士法人の社員を含む。）でなければならないものとすること。

2　前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

第六十三条の次に次の一条を加える。

（成立の届出）

第六十三条の二　前条第一項の一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及びその管轄区域内に設立された調査士会に届け出なければならない。

第六十四条第一項中「前条第一項の」を「第六十三条第一項に規定する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（協会の業務の監督）

第六十四条の二　協会の業務は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長の監督に属する。

2　前項の法務局又は地方法務局の長は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第六十五条を次のように改める。

（調査士及び調査士法人に関する規定の準用）

第六十五条　第二十二条の規定は協会の業務について、第四十三条、第四十四条及び第四十

六条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。

（土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置）

第二百三十三条　第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であってその名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用するものの定款に前条の規定による改正後の土地家屋調査士法（次項において「新土地家屋調査士法」という。）第六十三条第一項各号に掲げる内容の定めがない場合においては、当該定款にこれらの定めがあるものとみなす。

2　前項の一般社団法人であって第四十二条第一項に規定する特例社団法人であるものについては、新土地家屋調査士法第六十四条の二及び第六十五条（新土地家屋調査士法第四十三条、第四十四条及び第四十六条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、適用しない。

3　前項の一般社団法人が第百六条第一項（第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしたときは、当該一般社団法人は、当該登記をした日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及びその管轄区域内に設立された土地家屋調査士会に届け出なければならない。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第二百三十四条　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第五十六条の七」に改める。

第四十七条第十項中「民法第四十三条、第四十四条、第五十条及び第五十一条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（財産目録及び区分所有者名簿）

第四十八条の二　管理組合法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2　管理組合法人は、区分所有者名簿を備え置き、区分所有者の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第四十九条第七項中「、民法第五十二条第二項及び第五十四条から第五十六条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第一項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「次項において準用する民法第五十六条」を「第四十九条の四第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　理事が数人ある場合において、規約に別段の定めがないときは、管理組合法人の事務は、理事の過半数で決する。

第四十九条の次に次の三条を加える。

（理事の代理権）

第四十九条の二　理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第四十九条の三　理事は、規約又は集会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第四十九条の四　理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

2　仮理事の選任に関する事件は、管理組合法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五十条第三項中「並びに前条第五項及び第六項、民法第五十六条及び第五十九条並びに非訟事件手続法第三十五条第一項」を「、第四十九条第六項及び第七項並びに前条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　監事の職務は、次のとおりとする。

一　管理組合法人の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、集会に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、集会を招集すること。

第五十五条第三項を削り、同条の次に次の八条を加える。

（清算中の管理組合法人の能力）

第五十五条の二　解散した管理組合法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第五十五条の三　管理組合法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は集会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第五十五条の四　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第五十五条の五　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第五十五条の六　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第五十五条の七　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第五十五条の八　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、管理組合法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の管理組合法人についての破産手続の開始）

第五十五条の九　清算中に管理組合法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産

手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の管理組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の管理組合法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第一章第六節中第五十六条の次に次の六条を加える。

（裁判所による監督）

第五十六条の二　管理組合法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第五十六条の三　管理組合法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第五十六条の四　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第五十六条の五　裁判所は、第五十五条の四の規定により清算人を選任した場合には、管理組合法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第五十六条の六　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第五十六条の七　裁判所は、管理組合法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十六条の五中「清算人及び監事」とあるのは、「管理組合法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第六十六条中「第五十六条まで」を「第五十六条の七まで」に改める。

第七十一条第六号中「第四十七条第十項」を「第四十八条の二第一項」に改め、「において準用する民法第五十一条第一項」を削り、同条第八号中「第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項」を「第五十五条の七第一項又は第五十五条の九第一項（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第九号中「第五十五条第三項」を「第五十五条の九第一項」に改め、「において準用する民法第八十一条第一項」を削り、同条第十号中「第五十五条第三項」を「第五十六条の二第二項」に改め、「において準用する民法第八十二条第二項」を削る。

（民法及び民法施行法の一部を改正する法律の一部改正）

第二百三十五条　民法及び民法施行法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

（民事保全法の一部改正）

第二百三十六条　民事保全法（平成元年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「及び支店又は従たる事務所の所在地の」を「の所在地（外国法人にあっては、各事務所の所在地）を管轄する」に改める。

（更生保護事業法の一部改正）

第二百三十七条　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第九条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条の規定は、更生保護法人について準用する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（財産目録の作成及び備置き）

第十四条の二　更生保護法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

第十五条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十五条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五十八条及び第百六十四条の規定は、更生保護法人の設立について準用する。

第十八条の次に次の二条を加える。

（理事長の代理行為の委任）

第十八条の二　理事長は、定款によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第十八条の三　理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、法務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

第三十一条の次に次の十条を加える。

（更生保護法人についての破産手続の開始）

第三十一条の二　更生保護法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事長若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、理事長は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の更生保護法人の能力）

第三十一条の三　解散した更生保護法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第三十一条の四　更生保護法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事長がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第三十一条の五　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第三十一条の六　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第三十一条の七　清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を法務大臣に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第三十一条の八　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十一条の九　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3　清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第三十一条の十　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、更生保護法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の更生保護法人についての破産手続の開始）

第三十一条の十一　清算中に更生保護法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の更生保護法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の更生保護法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第三十二条の次に次の七条を加える。

（裁判所による監督）

第三十二条の二　更生保護法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　更生保護法人の解散及び清算を監督する裁判所は、更生保護法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第三十二条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第三十二条の四　更生保護法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第三十二条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第三十二条の六　裁判所は、第三十一条の五の規定により清算人を選任した場合には、更生保護法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第三十二条の七　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第三十二条の八　裁判所は、更生保護法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「更生保護法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第四十条　削除

第四十五条第七号中「、寄附行為」を削る。

第四十六条第一項第五号中「公益法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第四十七条の二第四号中「、寄附行為」を削る。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条　削除

第六十九条第二号中「第十五条において準用する民法第五十一条第一項」を「第十四条の二」に改め、同条第五号から第八号までを次のように改める。

五　第三十一条の二第二項又は第三十一条の十一第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

六　第三十一条の九第一項又は第三十一条の十一第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

七　第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八　第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

（民事再生法の一部改正）

第二百三十八条　民事再生法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「各営業所又は各事務所（法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。）の所在地の」を「本店又は主たる事務所の所在地を管轄する」に改め、同項ただし書中「外国会社であるときは、」を「外国法人であるときは、」に、「所在地）の」を「所在地）、その他の外国法人にあっては各事務所の所在地を管轄する」に改める。

第百七十三条第一項中「社団法人にあっては定款の変更に関する規定に従い、財団法人にあっては主務官庁の認可を得て」を「定款その他の基本約款の変更に関する規定に従い」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の一部改正）

第二百三十九条　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正）

第二百四十条　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「各営業所又は各事務所（法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。）の所在地の」を「本店又は主たる事務所の所在地を管轄する」に改め、同項ただし書中「外国会社であるときは、」を「外国法人であるときは、外国会社にあっては」に、「所在地）の」を「所在地）、その他の外国法人にあっては各事務所の所在地を管轄する」に改める。

（総合法律支援法の一部改正）

第二百四十一条　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

（破産法の一部改正）

第二百四十二条　破産法の一部を次のように改正

する。

第十九条第一項第一号を次のように改める。

一　一般社団法人又は一般財団法人　理事

第四十五条第一項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第二百十九条第一項中「当該破産者が社団法人である場合には定款の変更に関する規定に従い、財団法人である場合には主務官庁の認可を得て」を「定款その他の基本約款の変更に関する規定に従い」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二百五十七条第一項中「各営業所又は各事務所（法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。）の所在地の」を「本店又は主たる事務所の所在地を管轄する」に改め、同項ただし書中「外国会社であるときは、」を「外国法人であるときは、外国会社にあっては」に、「所在地」の」を「所在地）、その他の外国法人にあっては各事務所の所在地を管轄する」に改め、同条第八項中「各営業所又は各事務所（法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。）」を「本店又は主たる事務所」に改める。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第二百四十三条　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号及び第十三条第一項第三号中「、寄付行為」を削る。

（会社法の一部改正）

第二百四十四条　会社法の一部を次のように改正する。

第三百三十一条第一項第三号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）」に改める。

第九百四十三条第一号中「並びに信託業法第五十七条第六項」を「、信託業法第五十七条第六項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三条」に改める。

（会社法の一部改正に伴う経過措置）

第二百四十五条　前条の規定による改正後の会社法（以下この条において「新会社法」という。）第三百三十一条第一項（新会社法第三百三十五条第一項、第四百二条第四項及び第四百七十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（信託法の一部改正）

第二百四十六条　信託法（平成十八年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第二百四十七条中「及び支店又は従たる事務所の所在地」を「の所在地（外国法人にあっては、各事務所の所在地）」に改める。

第五章　外務省関係

（独立行政法人国際協力機構法の一部改正）

第二百四十七条　独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

第六章　財務省関係

（閉鎖機関令の一部改正）

第二百四十八条　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二十五第三項中「民法第四十四条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第七十八条」に改める。

（国民生活金融公庫法の一部改正）

第二百四十九条　国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第九条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第四条及び第七十八条の規定は、公庫について準用する。

第十五条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総裁、副総裁又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二十二条の三第四項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（税理士法の一部改正）

第二百五十条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の十一に次の一項を加える。

2　税理士法人の社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第四十八条の十八の次に次の四条を加える。

（裁判所による監督）

第四十八条の十八の二　税理士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　税理士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第四十八条の十八の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）

第四十八条の十八の四　税理士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（検査役の選任）

第四十八条の十八の五　裁判所は、税理士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3　裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、税理士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該税理士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4　前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第四十八条の二十一の見出し中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改め、同条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第四条」に、「民法第五十五条並びに会社法」を「同法」に改め、同条第二項中「民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに」を削り、「民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「日本税理士会連合会」と、会社法」を「同法」に改め、同条第三項後段、第五項後段、第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする。

第四十九条の七に次の一項を加える。

4　役員は、会則又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第四十九条の十二第三項を次のように改める。

3　第四十八条の十九の二の規定は、税理士会が合併をする場合について準用する。

第四十九条の十二の次に次の八条を加える。

（清算中の税理士会の能力）

第四十九条の十二の二　解散した税理士会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第四十九条の十二の三　税理士会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、会長及び副会長がその清算人となる。ただし、会則に別段の定めがあるとき、又は総会において会長及び副会長以外の者を選任したときは、この限りでない。

2　次に掲げる者は、清算人となることができない。

一　死刑又は無期若しくは六年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、復権を得ない者

二　六年未満の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（裁判所による清算人の選任）

第四十九条の十二の四　前条第一項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第四十九条の十二の五　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第四十九条の十二の六　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第四十九条の十二の七　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第四十九条の十二の八　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、税理士会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（裁判所による監督）

第四十九条の十二の九　税理士会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第四十九条の二十を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第四十九条の二十　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、税理士会及び日本税理士会連合会について準用する。

第五十条第一項ただし書中「民法第三十四条の規定による法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十一条　前条の規定による改正後の税理士法第五十条第一項ただし書に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第二百五十二条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条」を「第五十八条の三」に改める。

第二十二条中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」を「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」に改める。

第二十六条の二第二項を次のように改める。

2　前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二十六条の二に次の二項を加える。

3　酒類業組合を代表する理事は、定款又は総会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

4　第二十四条の二、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）及び会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定は、酒類業組合を代表する理事について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十九条及び第五十六条第六項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」を「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」に改める。

第五十七条中「第三号に係る部分に限る。）」の下に「及び第四項」を加え、「第九百三十七条第三項中「本店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」を「第九百三十七条第四項中「第九百三十七条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」に改める。

第五十八条第一項中「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十八条から第四十条まで（法人の清算）」を削り、同条第三項後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二章第六節中第五十八条の次に次の二条を加える。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第五十八条の二　裁判所は、前条第一項において準用する会社法第四百七十八条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、酒類業組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第五十八条の三　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第六十条第一項中「酒類業組合は」を「酒類業組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地においては」に、「引継ぎ」を「引継ぎ」に改め、「主たる事務所の所在地において設立の登記を」を削り、同条第二項中「設立の登記には」を「前項の登記においては」に、「掲げなければ」を「登

記しなければ」に改め、同条第三項を削る。

第六十一条から第六十三条までを次のように改める。

（変更の登記）

第六十一条　酒類業組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第六十二条　酒類業組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第六十三条　酒類業組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第六十三条の二を削り、第六十四条から第七十七条までを次のように改める。

（解散の登記）

第六十四条　第五十三条（第二号及び第三号を除く。）の規定により酒類業組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第六十五条　酒類業組合が合併をするときは、第五十四条第四項において準用する第十九条第一項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する酒類業組合については解散の登記をし、合併後存続する酒類業組合については変更の登記をし、合併により設立する酒類業組合については設立の登記をしなければならない。

（清算結了の登記）

第六十六条　酒類業組合の清算が結了したときは、第五十八条第一項において準用する会社法第五百七条第三項（清算事務の終了等）の承認があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

（従たる事務所の所在地における登記）

第六十七条　次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一　酒類業組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。）　主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二　合併により設立する酒類業組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合　第五十四条第四項において準用する第十九条第一項の認可があつた日から三週間以内

三　酒類業組合の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内

2　従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3　前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第六十八条　酒類業組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第六十九条　第六十五条及び第六十六条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する酒類業組合についての変更の登記は、第六十七条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（登記簿）

第七十条　各登記所に、酒類業組合登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第七十一条　酒類業組合の設立の登記は、当該酒類業組合を代表すべき者の申請によつてする。

2　酒類業組合の設立の登記の申請書には、定款及び酒類業組合を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第七十二条　第六十条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

（一時役員の職務を行うべき者の登記の手続）

第七十三条　第二十四条の二第二項（第二十六条の二第四項及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により一時役員の職務を行うべき者を選任した場合には、財務大臣は、酒類業組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

（解散の登記の申請）

第七十四条　第六十四条の規定による酒類業組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2　第九十条の規定による命令に基づく解散の登記は、財務大臣の嘱託によつてする。

（合併による変更の登記の申請書）

第七十五条　合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　当該合併について第三十八条第一項の議決があつたことを証する書面

二　第五十四条の二第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

三　合併により消滅する酒類業組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

（合併による設立の登記の申請）

第七十六条　合併による酒類業組合の設立の登記の申請書には、第七十一条第二項に規定する書面のほか、前条各号に掲げる書面を添付

しなければならない。

（清算結了の登記の申請）

第七十七条　酒類業組合の清算結了の登記の申請書には、第五十八条第一項において準用する会社法第五百七条第三項（清算事務の終了等）の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

第七十八条中「第二条から第五条まで（」を「第一条の三から第五条まで（登記所、」に改め、「第四十七条第一項（設立の登記）」を削り、「第六十条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」を「第六十七条第二項各号」に改める。

第八十三条中「第六十五条まで、第六十七条から第六十九条まで、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条及び第七十八条」を「第七十八条まで」に、「第六十八条第二項」を「第七十条」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二百五十三条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第二十六条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条の規定は、連合会について準用する。

第三十四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

理事長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（たばこ耕作組合法の一部改正）

第二百五十四条　たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の次に次の三条を加える。

（組合の事務の決定）

第十八条の三　組合の事務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。

（組合の代表）

第十八条の四　理事は、組合のすべての事務について、組合を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第十八条の五　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二十二条に次の一項を加える。

2　組合の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

第二十九条の次に次の二条を加える。

（理事の代理行為の委任）

第二十九条の二　理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（監事の職務）

第二十九条の三　監事の職務は、次のとおりとする。

一　組合の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は財務大臣に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第三十条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第二項（理事の業務執行）、第五十三条から第五十五条まで（理事の代表権）及び第六十一条第一項（臨時総会の招集）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）」に改め、「及び同法第五十九条（監事の職務）」を削る。

第三十四条に次の一項を加える。

4　総会においては、第二十五条の規定により、あらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十六条を次のように改める。

（議決権のない場合）

第三十六条　組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第三十九条第九項を次のように改める。

9　創立総会については、第十条、第三十四条第二項及び第三項並びに第三十六条の規定を準用する。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（清算中の組合の能力）

第四十九条の二　解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第五十条の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第五十条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第五十条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第五十条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第五十一条の次に次の三条を加える。

（債権の申出の催告等）

第五十一条の二　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第五十一条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の組合についての破産手続の開始）

第五十一条の四　清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産

管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第五十三条の次に次の七条を加える。

（裁判所による監督）

第五十三条の二　組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　組合の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第五十三条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第五十三条の四　組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第五十三条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第五十三条の六　裁判所は、第五十条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第五十三条の七　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第五十三条の八　裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十三条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第五十四条を次のように改める。

（清算人についての準用）

第五十四条　清算人については、第十七条の二、第十九条から第二十四条まで、第二十七条及び第二十八条並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。

第六十一条第五号中「第五十四条第一項」を「第五十四条」に改め、同条第六号中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に、「第五十四条第一項」を「第五十四条」に改め、同条第七号及び第八号中「第五十四条第一項」を「第五十四条」に改め、同条第十一号から第十四号までを次のように改める。

十一　第五十一条の二第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十二　第五十一条の二第一項又は第五十一条の四第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十三　第五十一条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十四　第五十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

（国税徴収法の一部改正）

第二百五十五条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「若しくは合資会社又は無限責任中間法人」を「又は合資会社」に改める。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十六条　旧中間法人法の規定による無限責任中間法人及び第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人に係る前条の規定による改正前の国税徴収法第三十三条の規定による第二次納税義務については、なお従前の例による。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正）

第二百五十七条　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第十一号中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（塩事業法の一部改正）

第二百五十八条　塩事業法（平成八年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（日本銀行法の一部改正）

第二百五十九条　日本銀行法（平成九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の二条を加える。

（代表権の制限）

第二十二条の二　総裁又は副総裁の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（利益相反行為）

第二十二条の三　日本銀行と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁又は副総裁は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第六十条の次に次の一条を加える。

（特別代理人の選任に関する事件の管轄）

第六十条の二　特別代理人の選任に関する事件は、日本銀行の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第六十一条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第六十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、日本銀行について準用する。

（国際協力銀行法の一部改正）

第二百六十条　国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、国際協力銀行について準用する。

第四十五条第十項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（日本政策投資銀行法の一部改正）

第二百六十一条　日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第七条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、日本政策投資銀行について準用する。

第四十三条第六項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第七章　文部科学省関係

（社会教育法の一部改正）

第二百六十二条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「除く外」を「除くほか」に、「公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人（この章中以下」を「公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において」に改める。

第五十一条第一項中「民法第三十四条の規定による法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第二百六十三条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条（法人の能力）及び第四十四条（法人の不法行為能力等）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（財産目録の作成及び備置き）

第三十三条の二　学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

第三十四条を次のように改める。

（準用規定）

第三十四条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五十八条及び第百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の拠出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第四十条の次に次の三条を加える。

（理事の代理行為の委任）

第四十条の二　理事は、寄附行為によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第四十条の三　理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第四十条の四　学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条　削除

第五十条の次に次の十六条を加える。

（学校法人についての破産手続の開始）

第五十条の二　学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の学校法人の能力）

第五十条の三　解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第五十条の四　学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第五十条の五　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第五十条の六　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第五十条の七　清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第五十条の八　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第五十条の九　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3　清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第五十条の十　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の学校法人についての破産手続の開始）

第五十条の十一　清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第五十条の十二　裁判所は、第五十条の五の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（裁判所による監督）

第五十条の十三　学校法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

4　前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「学校法人及び検査役」と読み替えるものとする。

5　学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

6　所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第五十条の十四　清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第五十条の十五　学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（即時抗告）

第五十条の十六　清算人又は検査役の解任についての裁判及び第五十条の十二（第五十条の十三第四項において準用する場合を含む。）の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（不服申立ての制限）

第五十条の十七　清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条　削除

第六十五条の三中「第四十五条」を「第四十条の三（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項」に改め、「、第五十八条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第三項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」及び「並びに第四十九条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十六条及び第五十七条並びに第五十八条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第八十三条」を削る。

第六十六条第二号中「第三十四条において準用する民法第五十一条第一項」を「第三十三条の二」に改め、同条第五号から第七号までを次のように改める。

五　第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六　第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七　第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

（図書館法の一部改正）

第二百六十四条　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改め、同条第二項中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（宗教法人法の一部改正）

第二百六十五条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条」を「第五十一条の四」に改める。

第四十一条中「因つて」を「よつて」に、「第五十七条」を「第五十六条」に改める。

第四十七条を削る。

第四十八条中「因つて」を「よつて」に改め、同条を第四十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（破産手続の開始）

第四十八条　宗教法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表役員若しくはその代務者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、代表役員又はその代務者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の宗教法人の能力）

第四十八条の二　解散した宗教法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第四十九条第五項中「第二項」を「第三項」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「別段の定」を「別段の定め」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

第四十九条第二項中「因つて」を「よつて」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第四十九条の次に次の五条を加える。

（清算人の職務及び権限）

第四十九条の二　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第四十九条の三　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第四十九条の四　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、宗教法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の宗教法人についての破産手続の開始）

第四十九条の五　清算中に宗教法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の宗教法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の宗教法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四十九条の六　裁判所は、第四十九条第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、宗教法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（当該宗

教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員の職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関）の陳述を聴かなければならない。

第五十一条の見出しを「（裁判所による監督）」に改め、同条第一項を次のように改める。

宗教法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

第五十一条中第三項を第六項とし、第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

4　第四十九条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人（当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員の職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関）」とあるのは、「宗教法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第六章中第五十一条の次に次の三条を加える。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第五十一条の二　宗教法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（即時抗告）

第五十一条の三　清算人又は検査役の解任についての裁判及び第四十九条の六（第五十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（不服申立ての制限）

第五十一条の四　清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第五十二条第三項を削る。

第五十三条から第六十三条までを次のように改める。

（変更の登記）

第五十三条　宗教法人において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第五十四条　宗教法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五十五条　代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（合併の登記）

第五十六条　宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併後存続する宗教法人については変更の登記をし、合併により解散する宗教法人については解散の登記をし、合併により設立する宗教法人については設立の登記をしなければならない。

（解散の登記）

第五十七条　第四十三条第一項又は第二項（第二号及び第三号を除く。以下この条において同じ。）の規定により宗教法人が解散したときは、同条第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第二項の規定による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（清算結了の登記）

第五十八条　宗教法人の清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

（従たる事務所の所在地における登記）

第五十九条　次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一　宗教法人の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。）　主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二　合併により設立する宗教法人が合併に際して従たる事務所を設けた場合　当該合併に関する認証書の交付を受けた日から三週間以内

三　宗教法人の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内

2　従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3　前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第六十条　宗教法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第六十一条　第五十六条及び第五十八条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する宗教法人についての変更の登記は、第五十九条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（管轄登記所及び登記簿）

第六十二条　宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2　各登記所に宗教法人登記簿を備える。

（登記の申請）

第六十三条　設立の登記は、宗教法人を代表すべき者の申請によつてする。

2　設立の登記の申請書には、所轄庁の証明が

ある認証を受けた規則の謄本及び宗教法人を代表すべき者の資格を証する書類を添付しなければならない。

3　第五十二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書類を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

4　合併による変更又は設立の登記の申請書には、前二項に規定する書類のほか、第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併により解散する宗教法人（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

5　第五十七条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添付しなければならない。

6　この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、第二項から前項までに規定する書類のほか、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添付しなければならない。

第六十五条中「、第四十七条第一項」を削り、「第五十二条第二項各号」を「第五十九条第二項各号」に改め、「、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において宗教法人法第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と」を削る。

第八十一条第七項中「前五項」を「第二項から前項まで」に、「除く外」を「除くほか」に改め、「非訟事件手続法」の下に「（明治三十一年法律第十四号）」を加える。

第八十七条の二中「第四十九条第二項、第五十一条第二項及び第三項」を「第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第六項」に改める。

第八十八条第六号中「第五十一条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項」を「第四十八条第二項又は第四十九条の五第一項」に改め、同条第七号中「第五十一条第一項において準用する民法第七十九条の三第一項又は第八十一条第一項」を「第四十九条の三第一項又は第四十九条の五第一項」に改め、同条第八号中「第五十一条第一項において準用する民法第八十二条第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

（民間学術研究機関の助成に関する法律の一部改正）

第二百六十六条　民間学術研究機関の助成に関する法律（昭和二十六年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第四条中「当該研究機関」の下に「の事業」を加える。

（博物館法の一部改正）

第二百六十七条　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改め、同条第二項中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第十一条第二項中「左に」を「次に」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「写」を「写し」に、「見積」を「見積り」に改め、同項第二号中「若しくは寄附行為」を削り、「写」を「写し」に、「見積」を「見積り」に改める。

（財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律の一部改正）

第二百六十八条　財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「財団法人労働科学研究所」の下に「（昭和二十年十一月三十日に財団法人労働科学研究所という名称で設立された法人をいい、以下「財団」という。）」を加える。

第二条中「財団法人労働科学研究所（以下「財団」という。）」を「財団」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第二百六十九条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の十二第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第六十一条の二十三の四第三号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（スポーツ振興法の一部改正）

第二百七十条　スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「財団法人日本体育協会」の下に「（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項において同じ。）」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第十四条第二項中「うち、財団法人日本オリンピック委員会」の下に「（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

（著作権法の一部改正）

第二百七十一条　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第二号中「民法第七十二条第三項」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第二百三十九条第三項」に改める。

第百四条の三第一号中「民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を「一般社団法人」に改める。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）

第二百七十二条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（技術士法の一部改正）

第二百七十三条　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十五条」を「―第五十五条の二」に、「第六十三条」を「第六十四条」に改める。

第十一条第四項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

（設立）

第五十四条　その名称中に日本技術士会という文字を使用する一般社団法人は、技術士を社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国の技術士の品位の保持、資質の向上及び業務の進歩改善に資するため、技術士の研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするものに限り、設立することができる。

2　前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

（成立の届出）

第五十五条　前条の一般社団法人（以下「技術士会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、文部科学大臣に届け出なければならない。

第六章中第五十五条の次に次の一条を加える。

（技術士会の業務の監督）

第五十五条の二　技術士会の業務は、文部科学大臣の監督に属する。

2　文部科学大臣は、技術士会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び技術士会の財産の状況を検査し、又は技術士会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

本則に次の一条を加える。

第六十四条　技術士会の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一　第五十五条の規定に違反して、成立の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第五十五条の二第二項の規定による文部科学大臣の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による文部科学大臣の監督上の命令に違反したとき。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正）

第二百七十四条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人及び一般財団法人」に改める。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第二百七十五条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第四条及び第七十八条の規定は、事業団について準用する。

第三十七条第九項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正）

第二百七十六条　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「目的として設立された民法第三十四条の社団法人」を「目的とする一般社団法人」に改める。

（独立行政法人大学入試センター法の一部改正）

第二百七十七条　独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第八章　厚生労働省関係

（児童福祉法の一部改正）

第二百七十八条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の九第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第三十三条の六中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第五十六条の二第一項第一号及び第七十二条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二百七十九条　前条の規定による改正後の児童福祉法第五十六条の二第一項第一号及び第七十二条第一項に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部改正）

第二百八十条　次に掲げる法律の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

一　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の四第四項第一号

二　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第四条の三第二項第一号

三　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第八条の二第四項第一号

四　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の三第二項第一号

五　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条の三第二項第一号

六　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の十三第二項第一号

七　製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第二項

八　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八条の二第四項第一号

九　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第十条第四項第一号

十　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十七条第四項第一号

十一　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十七条第四項第一号

十二　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二十二条第二項第一号

十三　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第十二条第四項第一号

十四　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第十条第四項第一号

十五　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第十二条第四項第一号

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第二百八十一条　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第四条及び第七十八条」に改める。

（母体保護法の一部改正）

第二百八十二条　母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

（母体保護法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八十三条　前条の規定による改正後の母体保護法第十四条第一項に規定する公益社団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人を含むものとする。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第二百八十四条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の五条を加える。

（組合の事務の決定）

第三十一条の二　組合の事務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。

（組合の代表）

第三十一条の三　理事は、組合のすべての事務について、組合を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第三十一条の四　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第三十一条の五　理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができ

る。

（仮理事）

第三十一条の六　理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、当該行政庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

第四十二条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第四十二条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条の規定は、組合について準用する。

第六十七条中「因つて」を「よつて」に、「第七十九条」を「第七十八条」に改める。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（清算中の組合の能力）

第六十八条の二　解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第六十九条の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第六十九条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第六十九条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第六十九条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第七十条の次に次の三条を加える。

（債権の申出の催告等）

第七十条の二　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第七十条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の組合についての破産手続の開始）

第七十条の四　清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（裁判所による監督）

第七十一条の二　組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十二条の次に次の一条を加える。

（清算結了の届出）

第七十二条の二　清算が結了したときは、清算人は、その旨を当該行政庁に届け出なければならない。

第七十三条を次のように改める。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第七十三条　組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第六章中第七十三条の次に次の四条を加える。

（不服申立ての制限）

第七十三条の二　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第七十三条の三　裁判所は、第六十九条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第七十三条の四　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第七十三条の五　裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七十三条の三中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第七十四条の見出しを「（設立の登記）」に改め、同条第一項中「設立の登記は」を「組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において」に、「払込」を「払込み」に改め、「、主たる事務所の所在地においてこれを」を削り、同条第二項中「設立」を「前項」に改め、同項第一号中「までの」を「までに掲げる」に改め、同条第三項を削る。

第七十五条から第七十七条までを次のように改める。

（変更の登記）

第七十五条　組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2　前条第二項第三号に掲げる事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地において、毎事業年度末現在により事業年度終了後四週間以内にこれをすることができる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第七十六条　組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第七十七条　代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選

任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第七十七条の二を削る。

第七十八条から第八十九条までを次のように改める。

（合併の登記）

第七十八条　組合が合併をするときは、第六十五条第二項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併によつて消滅する組合については解散の登記をし、合併後存続する組合については変更の登記をし、合併によつて設立する組合については設立の登記をしなければならない。

（解散の登記）

第七十九条　第六十二条第一項（第四号及び第五号を除く。）の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（清算結了の登記）

第八十条　清算が結了したときは、第七十二条の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

（従たる事務所の所在地における登記）

第八十一条　次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一　組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。）　主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二　合併によつて設立する組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合　第六十五条第二項の認可があつた日から三週間以内

三　組合の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内

2　従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3　前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第八十二条　組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第八十三条　第七十八条及び第八十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合についての変更の登記は、第八十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（登記簿）

第八十四条　各登記所に、消費生活協同組合登記簿及び消費生活協同組合連合会登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第八十五条　設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。

2　設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の払込みのあつたことを証する書面並びに組合を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第八十六条　第七十四条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2　第七十四条第二項第三号に掲げる事項中出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項に規定する書面のほか、第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による変更の登記の申請）

第八十七条　合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　第六十五条第一項の規定による総会の議決があつたことを証する書面

二　第六十五条第三項において準用する第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

三　合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

（合併による設立の登記の申請）

第八十八条　合併による設立の登記の申請書には、第八十五条第二項に規定する書面のほか、前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

（解散の登記の申請）

第八十九条　第七十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2　行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の嘱託によつてこれをする。

第八十九条の次に次の一条を加える。

（清算結了の登記の申請）

第八十九条の二　清算結了の登記の申請書には、第七十二条の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

第九十二条中「第二条」を「第一条の三」に改め、「、第四十七条第一項」を削り、「第七十四条第二項各号」を「第八十一条第二項各号」に改め、「、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において消費生活協同組合法第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と」を削る。

第百条第十三号から第十六号までを次のように改める。

十三　第七十条の二第一項の期間内に債権者

に弁済をしたとき。

十四　第七十条の二第一項又は第七十条の四第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五　第七十条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十六　第七十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

（医療法の一部改正）

第二百八十五条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条の十一第三項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

第四十四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　財団たる医療法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めないで死亡したときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、これを定めなければならない。

第四十六条に次の一項を加える。

2　医療法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

第四十六条の四中第三項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3　医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。

4　理事は、定款若しくは寄附行為又は社員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

5　理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

6　医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第四十八条の三中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、第五項を第九項とし、第四項を第五項とし、同項の次に次の三項を加える。

6　社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

7　社団たる医療法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によつて行う。

8　社員総会においては、第六項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第四十八条の三中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第四十八条の四に次の二項を加える。

2　社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3　社団たる医療法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、議決権を有しない。

第四十九条の二第一項第五号中「第五十五条第二項第二号」を「第五十五条第三項第二号」に改める。

第五十条第四項中「第四十四条第四項」を「第四十四条第五項」に改める。

第五十一条の二第一項第二号中「第四十六条の四第三項第三号」を「第四十六条の四第七項第三号」に改める。

第五十五条第五項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　医療法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

5　前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第五十五条第一項の次に次の一項を加える。

2　社団たる医療法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、前項第三号の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第五十六条の次に次の十六条を加える。

第五十六条の二　解散した医療法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第五十六条の三　医療法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

第五十六条の四　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第五十六条の五　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

第五十六条の六　清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

第五十六条の七　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第五十六条の八　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3　清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

第五十六条の九　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、医療法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第五十六条の十　清算中に医療法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の医療法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の医療法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第五十六条の十一　清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第五十六条の十二　医療法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　医療法人の解散及び清算を監督する裁判所は、医療法人の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十六条の十三　医療法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五十六条の十四　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第五十六条の十五　裁判所は、第五十六条の四の規定により清算人を選任した場合には、医療法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第五十六条の十六　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第五十六条の十七　裁判所は、医療法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十六条の十五中「清算人及び監事」とあるのは、「医療法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第五十七条第五項中「第五十五条第四項」を「第五十五条第七項」に改める。

第六十七条第一項中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改める。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第四条、第七十八条、第百五十八条及び第百六十四条並びに会社法第六百六十二条、第六百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、医療法人について準用する。この場合において、同法第六百六十四条中「社員に分配する」とあるのは、「残余財産の帰属すべき者又は国庫に帰属させる」と読み替えるものとする。

第六十八条の二第一項中「第四十四条第一項」を「第四十四条第一項及び第三項」に、「第四十六条の四第三項第四号」を「第四十六条の四第五項、第六項及び第七項第四号」に、「第五十五条第三項、第四項（第五十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第五項」を「第五十五条第六項、第七項（第五十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八項、第五十六条の六、第五十六条の十一、第五十六条の十二第三項及び第四項」に、「、第六十七条第一項及び第三項並びに前条第一項」を「並びに第六十七条第一項及び第三項」に、「第五十五条第四項」を「第五十五条第七項」に改め、同条第二項中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改める。

第七十六条各号を次のように改める。

一　この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

二　第四十六条第二項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三　第五十条第三項又は第五十二条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第五十一条の二の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき。

五　第五十四条の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。

六　第五十五条第五項又は第五十六条の十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七　第五十六条の八第一項又は第五十六条の十第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

八　第五十八条又は第五十九条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。

九　第六十三条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十　第六十四条第二項又は第六十四条の二第一項の規定による命令に違反して業務を行つたとき。

（労働組合法の一部改正）

第二百八十六条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の十四」に改める。

第十二条を次のように改める。

（代表者）

第十二条　法人である労働組合には、一人又は数人の代表者を置かなければならない。

2　代表者が数人ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である労働組合の事務は、代表者の過半数で決する。

第十二条の次に次の五条を加える。

（法人である労働組合の代表）

第十二条の二　代表者は、法人である労働組合のすべての事務について、法人である労働組合を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（代表者の代表権の制限）

第十二条の三　法人である労働組合の管理については、代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表者の代理行為の委任）

第十二条の四　法人である労働組合の管理については、代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（利益相反行為）

第十二条の五　法人である労働組合が代表者の債務を保証することその他代表者以外の者との間において法人である労働組合と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十二条の六　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第四条及び第七十八条（第八条に規定する場合を除く。）の規定は、法人である労働組合について準用する。

第十三条を次のように改める。

（清算中の法人である労働組合の能力）

第十三条　解散した法人である労働組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二章中第十三条の次に次の十三条を加える。

（清算人）

第十三条の二　法人である労働組合が解散したときは、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第十三条の三　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第十三条の四　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、清算人を解任することができる。

（清算人及び解散の登記）

第十三条の五　清算人は、解散後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をしなければならない。

2　清算中に就職した清算人は、就職後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所の登記をしなければならない。

（清算人の職務及び権限）

第十三条の六　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第十三条の七　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第十三条の八　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である労働組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の法人である労働組合についての破産手続の開始）

第十三条の九　清算中に法人である労働組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の法人である労働組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の法人である労働組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（残余財産の帰属）

第十三条の十　解散した法人である労働組合の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2　規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、総会の決議を経て、当該法人である労働組合の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3　前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（特別代理人の選任等に関する事件の管轄）

第十三条の十一　次に掲げる事件は、法人である労働組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一　特別代理人の選任に関する事件

二　法人である労働組合の清算人に関する事件

（不服申立ての制限）

第十三条の十二　法人である労働組合の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第十三条の十三　裁判所は、第十三条の三の規定により法人である労働組合の清算人を選任した場合には、法人である労働組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第十三条の十四　法人である労働組合の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第三十三条第一項を次のように改める。

法人である労働組合の清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一　第十三条の五に規定する登記を怠つたとき。

二　第十三条の七第一項又は第十三条の九第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三　第十三条の九第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四　官庁又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

（労働組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八十七条　施行日前に生じた法人である労働組合と代表者との利益が相反する事項についての特別代理人の選任の手続については、なお従前の例による。

2　施行日前に解散した法人である労働組合の清算人の裁判所による選任及び解任の手続については、なお従前の例による。

3　施行日前に解散した法人である労働組合の解散及び清算に関する裁判所の監督については、なお従前の例による。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第二百八十八条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第五十一条の十一の二中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（社会福祉法の一部改正）

第二百八十九条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

（準用規定）

第二十九条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、社会福祉法人について準用す

る。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（財産目録の作成及び備置き）

第三十四条の二　社会福祉法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

第三十五条を次のように改める。

（準用規定）

第三十五条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五十八条（贈与又は遺贈に関する規定の準用）及び第百六十四条（財産の帰属時期）の規定は、社会福祉法人の設立について準用する。

第三十九条の次に次の三条を加える。

（理事の代理行為の委任）

第三十九条の二　理事は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第三十九条の三　理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第三十九条の四　社会福祉法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条　削除

第四十六条の次に次の十条を加える。

（社会福祉法人についての破産手続の開始）

第四十六条の二　社会福祉法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の社会福祉法人の能力）

第四十六条の三　解散した社会福祉法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第四十六条の四　社会福祉法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第四十六条の五　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第四十六条の六　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第四十六条の七　清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第四十六条の八　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第四十六条の九　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3　清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第四十六条の十　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、社会福祉法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の社会福祉法人についての破産手続の開始）

第四十六条の十一　清算中に社会福祉法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の社会福祉法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の社会福祉法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第四十七条の次に次の七条を加える。

（裁判所による監督）

第四十七条の二　社会福祉法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第四十七条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第四十七条の四　社会福祉法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第四十七条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四十七条の六　裁判所は、第四十六条の五の規定により清算人を選任した場合には、社会福祉法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第四十七条の七　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第四十七条の八　裁判所は、社会福祉法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十七条の六中「清算

人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条　削除

第百三十四条第二号中「第三十五条において準用する民法第五十一条第一項」を「第三十四条の二」に改め、同条第五号から第七号までを次のように改める。

五　第四十六条の二第二項又は第四十六条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六　第四十六条の九第一項又は第四十六条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

七　第五十条又は第五十一条第二項の規定に違反したとき。

別表都道府県の項中「第四十九条第三項において準用する場合を含む。」の下に「、第三十九条の三」を、「第二項及び第三項」の下に「、第四十六条の七、第四十七条の三」を加え、「、第百二十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条」を「並びに第百二十一条」に改める。

（日本赤十字社法の一部改正）

第二百九十条　日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、日本赤十字社について準用する。この場合において、同条中「代表理事その他の代表者」とあるのは、「社長、副社長、理事その他の代理人」と読み替えるものとする。

第十七条の次に次の三条を加える。

（副社長又は理事の代表権の制限）

第十七条の二　副社長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（仮理事）

第十七条の三　社長、副社長及び理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第十七条の四　日本赤十字社と社長、副社長又は理事との利益が相反する事項については、社長、副社長又は理事は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本赤十字社を代表する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

（厚生年金保険法の一部改正）

第二百九十一条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十六条の次に次の一条を加える。

（清算中の基金の能力）

第百四十六条の二　解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第百四十七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（清算人等）」を付し、同条第六項及び第七項を削り、同条の次に次の四条を加える。

（清算人の職務及び権限）

第百四十七条の二　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の分配

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第百四十七条の三　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第百四十七条の四　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、基金の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（準用規定等）

第百四十七条の五　第百二十一条の規定は、基金の清算人について準用する。

2　この款に定めるもののほか、解散した基金の清算に関し必要な事項は、政令で定める。

第百四十八条に見出しとして「（清算に係る報告の徴収等）」を付する。

第百六十八条第三項を次のように改める。

3　第百四十六条の二、第百四十七条第二項（第二号を除く。）及び第三項並びに第百四十七条の二から第百四十八条までの規定は、連合会の清算について準用する。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第二百九十二条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第三項中「民法第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

4　組合を代表する理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第五十二条中「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条」を削り、「並びに会社法」を「並びに同法」に改める。

第五十七条の三第一項中「目的として設立された民法第三十四条の財団法人」を「目的とする一般財団法人」に改める。

第五十七条の六中「寄附行為」を「定款」に改める。

第五十七条の九第一項中「目的として設立された民法第三十四条の財団法人」を「目的とする一般財団法人」に改める。

（調理師法の一部改正）

第二百九十三条　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第五条の二第二項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一

般財団法人」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第二百九十四条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の四条を加える。

（理事の代表権の制限）

第二十四条の二　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第二十四条の三　理事は、規約又は組合会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第二十四条の四　理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第二十四条の五　組合と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（議決権のない場合）

第二十九条の二　組合と特定の組合会議員との関係について議決をする場合には、その組合会議員は、議決権を有しない。

第三十一条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第三十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条の規定は、組合について準用する。

第三十二条の次に次の十六条を加える。

（残余財産の帰属）

第三十二条の二　解散した組合の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2　規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、都道府県知事の許可を得て、その組合の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、組合会の決議を経なければならない。

3　前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（清算中の組合の能力）

第三十二条の三　解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第三十二条の四　組合が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は組合会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第三十二条の五　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第三十二条の六　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人及び解散の届出）

第三十二条の七　清算人は、破産手続開始の決定及び第百八条第四項の規定による解散命令の場合を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を都道府県知事に届け出なければならない。

2　清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

3　前項の規定は、第百八条第四項の規定による解散命令の際に就職した清算人について準用する。

（清算人の職務及び権限）

第三十二条の八　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十二条の九　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第三十二条の十　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（裁判所による監督）

第三十二条の十一　組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第三十二条の十二　清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第三十二条の十三　組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第三十二条の十四　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第三十二条の十五　裁判所は、第三十二条の五の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第三十二条の十六　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第三十二条の十七　裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の十五中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

第四十五条第六項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第百十条第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（国民年金法の一部改正）

第二百九十五条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十七条）」を「第百三十七条の二の四）」に、「第百三十七条の二―」を「第百三十七条の二の五―」に改める。

第百二条第四項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第百三十六条の次に次の一条を加える。

（清算中の基金の能力）

第百三十六条の二　解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第百三十七条の見出しを「（清算人等）」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第百三十七条の二を第百三十七条の二の五とし、第十章第一節第七款中第百三十七条の次に次の四条を加える。

（清算人の職務及び権限）

第百三十七条の二　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の分配

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第百三十七条の二の二　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第百三十七条の二の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、基金の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（準用規定等）

第百三十七条の二の四　第百二十六条の規定は、基金の清算人について準用する。

2　この款に定めるもののほか、解散した基金の清算に関し必要な事項は、政令で定める。

第百三十七条の二十四第三項を次のように改める。

3　第百三十六条の二、第百三十七条第二項（第二号を除く。）及び第三項並びに第百三十七条の二から第百三十七条の二の四までの規定は、連合会の清算について準用する。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第二百九十六条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第三十三条中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第六十三条第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（老人福祉法の一部改正）

第二百九十七条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の四」を「第三十一条の五」に改める。

第二十八条の二第一項中「目的として設立された民法第三十四条の規定による法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第三十条を次のように改める。

（有料老人ホーム協会）

第三十条　その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いる一般社団法人は、有料老人ホームの入居者の保護を図るとともに、有料老人ホームの健全な発展に資することを目的とし、かつ、有料老人ホームの設置者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

2　前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

3　第一項に規定する一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第三十一条の四第二項中「これらの規定中「前二項」とあるのは「前一項」と、「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と」を「同条第三項中「前二項」とあり、及び同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第三十一条の五第一項」と」に改め、第四章中同条を第三十一条の五とする。

第三十一条の三を第三十一条の四とし、第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（監督）

第三十一条の三　協会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

2　厚生労働大臣は、前条第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第四十条第四号中「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の五第一項」に改める。

第四十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一　第三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十条第四項の規定に違反して、同項の会員の名簿を公衆の縦覧に供しない者

三　第三十一条の三第二項の命令に違反した者

（労働災害防止団体法の一部改正）

第二百九十八条　労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）」に改める。

第十一条第二項第四号中「民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第十八条第四項中「民法第六十五条及び第六十六条（表決権）」を「第三十一条及び第三十一条の二」に改める。

第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十八条の二　総会員の五分の一以上から総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（総会の招集の通知）

第二十八条の三　総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

2　総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十条ただし書中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第三十一条を次のように改める。

（会員の議決権）

第三十一条　各会員の議決権は、平等とする。

2　総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

3　前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（議決権のない場合）

第三十一条の二　中央協会と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第三十二条の次に次の二条を加える。

（中央協会についての破産手続の開始）

第三十二条の二　中央協会がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の中央協会の能力）

第三十二条の三　解散した中央協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第三十三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（清算人）」を付し、同条中「前条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「同条同項第三号」を「同項第三号」に改め、同条の次に次の六条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第三十三条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第三十三条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第三十三条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十三条の五　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第三十三条の六　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、中央協会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の中央協会についての破産手続の開始）

第三十三条の七　清算中に中央協会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の中央協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の中央協会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第三十四条に見出しとして「（財産処分の方法等）」を付し、同条の次に次の六条を加える。

（裁判所による監督）

第三十四条の二　中央協会の清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　中央協会の清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第三十四条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（清算の監督等に関する事件の管轄）

第三十四条の四　中央協会の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第三十四条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第三十四条の六　裁判所は、第三十三条の二の規定により清算人を選任した場合には、中央協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第三十四条の七　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第三十五条を次のように改める。

（検査役の選任）

第三十五条　裁判所は、中央協会の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十四条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「中央協会及び検査役」と読み替えるものとする。

第四十八条第四項を次のように改める。

4　第二十八条の二、第二十八条の三、第二十九条第二項及び第三十条から第三十一条の二までの規定は、協会の総会に準用する。この場合において、第三十条ただし書中「前条第一項第一号、第三号及び第四号」とあるのは、「第四十八条第三項第一号及び第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

第五十条を次のように改める。

（解散及び清算に関する準用）

第五十条　第三十二条から第三十五条までの規定は、協会の解散及び清算に準用する。

第六十二条第四号から第六号までを次のように改める。

四　第三十二条の二第二項又は第三十三条の七第一項（これらの規定を第五十条において準用する場合を含む。）の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

五　第三十三条の五第一項又は第三十三条の七第一項（これらの規定を第五十条において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

六　第三十四条（第五十条において準用する場合を含む。）の認可を受けないで財産処分をしたとき。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第二百九十九条　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「同法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（石炭鉱業年金基金法の一部改正）

第三百条　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第五条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。

第三十四条第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）

第三百一条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の十五の二に次の一項を加える。

5　第一項の規定により社会保険労務士法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二十五条の二十二の次に次の四条を加える。

（裁判所による監督）

第二十五条の二十二の二　社会保険労務士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　社会保険労務士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第二十五条の二十二の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を連合会に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）

第二十五条の二十二の四　社会保険労務士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（検査役の選任）

第二十五条の二十二の五　裁判所は、社会保険労務士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3　裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、社会保険労務士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該社会保険労務士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4　前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第二十五条の二十五の見出し中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改め、同条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条」に、「民法第五十五条並びに会社法」を「同法」に改め、同条第二項中「民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに」を削り、「民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「全国社会保険労務士会連合会」と、会社法」を「同法」に改め、同条第三項後段、第五項後段、第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする。

第二十五条の二十六第四項中「民法第四十四条及び第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第三百二条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第二十六条の六第二項第二号中「民法第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第三十五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　財団である職業訓練法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は役員に関する事項を定めないで死亡したときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、これを定めなければならない。

第三十七条の次に次の九条を加える。

（財産目録及び社員名簿）

第三十七条の二　職業訓練法人は、成立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、成立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2　社団である職業訓練法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（理事）

第三十七条の三　職業訓練法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2　理事が二人以上ある場合において、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、職業訓練法人の事務は、理事の過半数で決する。

（職業訓練法人の代表）

第三十七条の四　理事は、職業訓練法人のすべての事務について、職業訓練法人を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団である職業訓練法人にあつては総会の決議に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第三十七条の五　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第三十七条の六　理事は、定款、寄附行為又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第三十七条の七　理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第三十七条の八　職業訓練法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権

を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

（監事）

第三十七条の九　職業訓練法人には、定款、寄附行為又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

（監事の職務）

第三十七条の十　監事の職務は、次のとおりとする。

一　職業訓練法人の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第三十八条の次に次の七条を加える。

（通常総会）

第三十八条の二　社団である職業訓練法人の理事は、少なくとも毎年一回、社員の通常総会を開かなければならない。

（臨時総会）

第三十八条の三　社団である職業訓練法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2　総社員の五分の一以上から総会の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（総会の招集）

第三十八条の四　総会の招集の通知は、その総会の日より少なくとも五日前に、その総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

（社団である職業訓練法人の事務の執行）

第三十八条の五　社団である職業訓練法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

（総会の決議事項）

第三十八条の六　総会においては、第三十八条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（社員の表決権）

第三十八条の七　各社員の表決権は、平等とする。

2　総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3　前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（表決権のない場合）

第三十八条の八　社団である職業訓練法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（職業訓練法人の業務の監督）

第三十九条の二　職業訓練法人の業務は、都道府県知事の監督に属する。

2　都道府県知事は、職権で、いつでも職業訓練法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

第四十条第一項第三号中「議決」を「決議」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　社団である職業訓練法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第四十条の次に次の一条を加える。

（職業訓練法人についての破産手続の開始）

第四十条の二　職業訓練法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第四十一条を次のように改める。

（設立の認可の取消し）

第四十一条　都道府県知事は、職業訓練法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その設立の認可を取り消すことができる。

一　正当な理由がないのに一年以上認定職業訓練を行わないとき。

二　その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当であると認められる場合においてその改善を期待することができないとき。

第四十一条の次に次の九条を加える。

（清算中の職業訓練法人の能力）

第四十一条の二　解散した職業訓練法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第四十一条の三　職業訓練法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第四十一条の四　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第四十一条の五　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第四十一条の六　清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第四十一条の七　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第四十一条の八　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第四十一条の九　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、職業訓練法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の職業訓練法人についての破産手続の開始）

第四十一条の十　清算中に職業訓練法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明

らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の職業訓練法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の職業訓練法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第四十二条を次のように改める。

（残余財産の帰属）

第四十二条　解散した職業訓練法人の残余財産は、定款又は寄附行為で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。この場合において、社団である職業訓練法人に係る出資者に帰属すべき残余財産の額は、当該出資者の出資額を限度とする。

2　社団である職業訓練法人の残余財産のうち、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を得、かつ、都道府県知事の認可を受けて定めた者に帰属させる。

3　財団である職業訓練法人の残余財産のうち、第一項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて、他の職業訓練の事業を行う者に帰属させる。

4　前二項の規定により処分されない残余財産は、都道府県に帰属する。

第四十二条の次に次の八条を加える。

（裁判所による監督）

第四十二条の二　職業訓練法人の清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　職業訓練法人の清算を監督する裁判所は、職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第四十二条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（清算の監督等に関する事件の管轄）

第四十二条の四　職業訓練法人の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第四十二条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四十二条の六　裁判所は、第四十一条の四の規定により清算人を選任した場合には、職業訓練法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第四十二条の七　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第四十二条の八　裁判所は、職業訓練法人の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十二条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「職業訓練法人及び検査役」と読み替えるものとする。

（都道府県の執行機関による厚生労働大臣の事務の処理）

第四十二条の九　厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、職業訓練法人に対する監督上の命令又は設立の認可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。

第四十三条を次のように改める。

（準用）

第四十三条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条、第七十八条、第百五十八条及び第百六十四条の規定は、職業訓練法人について準用する。

第四十七条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第七十八条を次のように改める。

（準用）

第七十八条　第三十四条の規定は中央協会の登記について、第三十七条、第三十七条の七、第三十八条の三第二項、第三十八条の四及び第三十八条の六から第三十八条の八まで並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は中央協会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の七から第四十一条の十まで及び第四十二条の二から第四十二条の八までの規定は中央協会の解散及び清算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十七条第二項、第三十七条の七及び第四十二条の三中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十一条の四中「前条」とあるのは「第七十一条」と、第四十二条の二第三項中「職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第四項中「前項に規定する都道府県知事は、同項」とあるのは「厚生労働大臣は、前項」と読み替えるものとする。

第九十条第一項を次のように改める。

第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第三十七条、第三十七条の七、第三十八条の三第二項、第三十八条の四、第三十八条の六から第三十八条の八まで、第五十八条、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第三項、第五項（理事長に係る部分を除く。）、第六項及び第八項（理事長に係る部分を除く。）、第六十四条、第六十五条（理事長に係る部分を除く。）、第六十六条第二項から第四項まで、第六十八条、第六十九条並びに第七十三条から第七十五条まで並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の七から第四十一条の十まで、第四十二条の二から第四十二条の八まで、第七十条から第七十二条まで及び第七十五条の規定は都道府県協会の解散及び清算について、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第一項において準用する第七十一条と、第六十一条、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第七十条第二項、第七十一条、第七十二条第一項、第七十三条、第七十四条第一項及び第七十五条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六十二条第一項第九号中「中央技能検定委員」とあるのは「都道府県技能検定委員」と、第七十二条第三項中「国」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

第九十条第四項及び第五項を削る。

第百六条第七号中「第七十八条第一項」を「第七十八条」に改め、同条第八号中「第七十八条第一項」を「第七十八条」に、「民法第七十条第二項又は第八十一条第一項」を「第四十条の二第二項又は第四十一条の十第一項」に改め、同条第九号中「第七十八条第一項」を「第七十八条」に、

「民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項」を「第四十一条の八第一項又は第四十一条の十第一項」に改め、同条第十号中「第七十八条第一項」を「第七十八条」に、「民法第八十二条第二項」を「第四十二条の二第二項」に改める。

第百七条第三号を削り、同条第二号の二を同条第三号とし、同条第四号中「第四十三条第一項において準用する民法第五十一条第一項」を「第三十七条の二第一項」に改め、同条第五号中「第四十三条第一項において準用する民法第六十七条第三項又は第八十二条第二項」を「第三十九条の二第二項又は第四十二条の二第二項」に改め、同条第六号中「第四十三条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項」を「第四十条の二第二項又は第四十一条の十第一項」に改め、同条第七号中「第四十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項」を「第四十一条の八第一項又は第四十一条の十第一項」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　第四十二条第二項又は第三項の認可を受けないで残余財産を処分したとき。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正）

第三百三条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第十二条の六第一項中「民法第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第三百四条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項及び第四十六条中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第三百五条　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の六第四項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条」に改める。

第七条の二十六の次に次の一条を加える。

（清算中の基金の能力）

第七条の二十六の二　解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第七条の二十七中「前条第一項第一号」を「第七条の二十六第一項第一号」に改め、同条の次に次の十一条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第七条の二十七の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第七条の二十七の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第七条の二十七の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第七条の二十七の五　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第七条の二十七の六　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、基金の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（裁判所による監督）

第七条の二十七の七　基金の清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　基金の清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第七条の二十七の八　清算が結了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（清算の監督等に関する事件の管轄）

第七条の二十七の九　基金の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第七条の二十七の十　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第七条の二十七の十一　裁判所は、第七条の二十七の二の規定により清算人を選任した場合には、基金が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第七条の二十七の十二　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第七条の二十八を次のように改める。

（検査役の選任）

第七条の二十八　裁判所は、基金の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七条の二十七の十一中「清算人及び監事」とあるのは、「基金及び検査役」と読み替えるものとする。

第二十一条第五号中「第七条の二十八第一項において準用する民法第七十九条第一項」を「第七条の二十七の五第一項」に改め、同条第六号中「第七条の二十八第一項において準用する民法第八十二条第二項」を「第七条の二十七の七第二項」に改める。

（労働安全衛生法の一部改正）

第三百六条　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第二項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財

団法人」に改める。

第八十七条第一項及び第二項を次のように改める。

その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いる一般社団法人は、コンサルタントを社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国のコンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするものに限り、設立することができる。

2　前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

第八十七条第三項中「第一項の法人」を「コンサルタント会」に、「の文字」を「という文字」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　第一項の一般社団法人（以下「コンサルタント会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　コンサルタント会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

5　厚生労働大臣は、コンサルタント会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及びコンサルタント会の財産の状況を検査し、又はコンサルタント会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第百二十条第一号中「第八十七条第三項」を「第八十七条第六項」に改める。

第百二十二条の次に次の一条を加える。

第百二十二条の二　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をしたコンサルタント会の理事、監事又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。

一　第八十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第八十七条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反したとき。

（作業環境測定法の一部改正）

第三百七条　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「の文字」を「という文字」に改める。

第二十一条第二項第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第三十六条を次のように改める。

（日本作業環境測定協会）

第三十六条　その名称中に日本作業環境測定協会という文字を用いる一般社団法人は、作業環境測定士及び作業環境測定機関を社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国の作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定の業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするものに限り、設立することができる。

2　前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

3　第一項の一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　協会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

5　厚生労働大臣は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第三十七条第二項中「前条第一項の法人」を「協会」に、「の文字」を「という文字」に改める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした協会の理事、監事又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。

一　第三十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第三十六条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反したとき。

（港湾労働法等の一部改正）

第三百八条　次に掲げる法律の規定中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

一　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二十八条第一項

二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第三十六条第一項

三　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第一項

四　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第十三条第一項

五　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三号）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十二条第一項

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正）

第三百九条　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百十条　前条の規定による改正後の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第二十条第一項に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第三百十一条　次に掲げる法律の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

一　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第二条第二項

二　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第二項

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第三百十二条　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第二十条中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）

第三百十三条　福祉用具の研究開発及び普及の促

進に関する法律（平成五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正）

第三百十四条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百十五条　前条の規定による改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第四十条第二項に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第三百十六条　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の次に次の一条を加える。

（清算中の基金の能力）

第八十八条の二　解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第八十九条の見出しを「（清算人等）」に改め、同条第八項を削り、同条の次に次の三条を加える。

（清算人の職務及び権限）

第八十九条の二　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済（規約型企業年金にあっては、確定給付企業年金に係るものに限る。）

三　残余財産の分配

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第八十九条の三　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第八十九条の四　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、事業主等の債務（規約型企業年金にあっては、確定給付企業年金に係るものに限り、資産管理運用機関の債務を含む。）が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第百三条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（身体障害者補助犬法及び母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の一部改正）

第三百十七条　次に掲げる法律の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

一　身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十五条第一項

二　母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成十五年法律第百二十六号）第六条

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第三百十八条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第十七条第四項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

附則第八条中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）」と」の下に「、「民法第三十四条（公益法人）の法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人」と、「及び民法第三十四条の法人」とあるのは「、一般社団法人及び一般財団法人」と」を加える。

第九章　農林水産省関係

（農業倉庫業法の一部改正）

第三百十九条　農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「公益法人」を「一般社団法人及一般財団法人」に改める。

第五条第三項中「公益法人」を「一般社団法人又ハ一般財団法人」に改める。

（農村負債整理組合法の一部改正）

第三百二十条　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条　各登記所ニ負債整理組合登記簿ヲ備フ

第二十条の次に次の二条を加える。

第二十条ノ二　事務所ノ移転其ノ他登記事項ノ変更登記ノ申請書ニハ登記事項ノ変更ヲ証スル書面ヲ添付スベシ

負債整理組合ノ解散登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ノ発生ヲ証スル書面及理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スベシ

第二十条ノ三　本法ニ依リ登記スベキ事項ニシテ官庁ノ認可ヲ要スルモノノ登記ノ期間ハ其ノ認可書ノ到達シタル日ヨリ起算ス

第二十三条の次に次の十五条を加える。

第二十三条ノ二　解散シタル負債整理組合ハ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テハ其ノ清算ノ結了ニ至ルマデ尚ホ存続スルモノト看做ス

第二十三条ノ三　負債整理組合ガ解散シタルトキハ破産手続開始ノ決定ニ因ル解散ノ場合ヲ除クノ外理事ガ其ノ清算人ト為ル但シ規約ニ別段ノ定アルトキ又ハ総会ニ於テ理事以外ノ者ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三条ノ四　前条ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ欠ケタル為損害ヲ生ズル虞アルトキハ裁判所ハ利害関係人若ハ検察官ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第二十三条ノ五　重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害関係人若ハ検察官ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第二十三条ノ六　清算人ハ破産手続開始ノ決定ノ場合ヲ除クノ外解散後二週間以内ニ其ノ氏名及住所並ニ解散ノ原因及年月日ノ登記ヲ為シ且此等ノ事項ヲ官庁ニ届出ヅルコトヲ要ス

清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後二週間以内ニ其ノ氏名及住所ノ登記ヲ為シ且此等ノ事項ヲ官庁ニ届出ヅルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ設立認可ノ取消ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ニ之ヲ準用ス

第二十三条ノ七　清算人ハ次ノ職務ヲ行フ

一　現務ノ結了

二　債権ノ取立及債務ノ弁済

三　残余財産ノ引渡

清算人ハ前項各号ニ掲グル職務ヲ行フ為必要ナル一切ノ行為ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ八　清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二月以内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其ノ債権ノ申出ヲ為スベキ旨ノ催告ヲスルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ

其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ
前項ノ公告ニハ債権者ガ其ノ期間内ニ申出ヲ為サザルトキハ清算ヨリ除斥セラルベキ旨ヲ付記スルコトヲ要ス但シ清算人ハ知レタル債権者ヲ除斥スルコトヲ得ズ
清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其ノ申出ヲ催告スルコトヲ要ス
第一項ノ公告ハ官報ニ掲載シテ為ス
第二十三条ノ九　前条第一項ノ期間ノ経過後ニ申出ヲ為シタル債権者ハ負債整理組合ノ債務完済後未ダ帰属権利者ニ引渡サザル財産ニ対シテノミ請求ヲ為スコトヲ得
第二十三条ノ十　清算中ニ負債整理組合ノ財産ガ其ノ債務ヲ完済スルニ不足スルコト明トナリタルトキハ清算人ハ直チニ破産手続開始ノ申立ヲ為シ其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス
清算人ハ清算中ノ負債整理組合ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタル場合ニ於テ破産管財人ニ其ノ事務ヲ引継ギタルトキハ其ノ任務ヲ終了シタルモノトス
前項ニ規定スル場合ニ於テ清算中ノ負債整理組合ガ既ニ債権者ニ支払ヒ又ハ帰属権利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得
第一項ノ規定ニ依ル公告ハ官報ニ掲載シテ為ス
第二十三条ノ十一　負債整理組合ノ解散及清算ハ裁判所ノ監督ニ属ス
裁判所ハ職権ヲ以テ何時ニテモ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為スコトヲ得
負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ハ負債整理組合ノ業務ヲ監督スル官庁ニ対シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ嘱託スルコトヲ得
前項ニ規定スル官庁ハ負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ニ対シ意見ヲ述ブルコトヲ得
第二十三条ノ十二　負債整理組合ノ解散及清算ノ監督並ニ清算人ニ関スル事件ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄トス
第二十三条ノ十三　清算人ノ選任ノ裁判ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ
第二十三条ノ十四　第二十三条ノ四ノ規定ニ依リ裁判所ガ負債整理組合ノ清算人ヲ選任シタル場合ニ於テハ負債整理組合ヲシテ之ニ報酬ヲ与ヘシムルコトヲ得其ノ額ハ当該清算人及監事ノ陳述ヲ聴キ裁判所之ヲ定ム
第二十三条ノ十五　清算人ノ解任ニ付テノ裁判及前条ノ裁判ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得
第二十三条ノ十六　裁判所ハ負債整理組合ノ解散及清算ノ監督ニ必要ナル調査ヲ為サシムル為検査役ヲ選任スルコトヲ得
前三条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ裁判所ガ検査役ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ第二十三条ノ十四中清算人及監事トアルハ負債整理組合及検査役トス
第二十四条第一項中「、民法第四十七条、第四十八条、第六十条、第七十三条乃至第八十二条及第八十四条の三第一項第一号、非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条乃至第四十条、第百十七条第一項及第百十九条乃至第百二十二条」を「第一条の三」に、「、第十七条」を「、第十七条（第三項ヲ除ク）、第十八条乃至第十九条の二、第二十条（第三項ヲ除ク）、第二十一条」に、「第四十七条第一項、第四十八条」を「第五十一条」に、「及第百三十二条」を「、第百三十二条乃至第百三十七条及第百三十九条」に改め、同項ただし書中「トシ商業登記法第四十八条第二項中会社法第九百三十条第二項各号トアルハ農村負債整理組合法第十七条第二項各号トシ同法第五十三条中新所在地における登記トアルハ新所在地において農村負債整理組合法第十七条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合」を削り、同条第三項及び第四項を削る。
本則に次の一条を加える。
第二十六条　負債整理組合ノ理事又ハ清算人ハ本法ニ規定スル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキハ五十万円以下ノ過料ニ処ス
（農村負債整理組合法の一部改正に伴う経過措置）
第三百二十一条　この法律の施行の際現に登記所に備えられている前条の規定による改正前の農村負債整理組合法第二十四条第一項において準用する旧非訟事件手続法第百十九条に規定する法人登記簿は、前条の規定による改正後の農村負債整理組合法第十九条に規定する負債整理組合登記簿とみなす。
（農業協同組合法の一部改正）
第三百二十二条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。
第三十条の四第一項第三号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）」に改める。
第三十五条の三に次の一項を加える。
代表理事は、定款又は総会若しくは経営管理委員会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
第三十五条の四第二項中「民法第五十五条並びに」及び「、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と」を削り、「前項」とあるのは「前項」とあるのは」に改める。
第七十二条の二の二中「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条」を削り、「第三十五条の三第二項」の下に「及び第三項」を加え、「並びに会社法」を「並びに同法」に改める。
第七十二条の十の次に次の二条を加える。
第七十二条の十の二　組合員は、各々一個の議決権を有する。
総会に出席しない組合員は、書面又は代理人をもつて、議決権を行うことができる。
第七十二条の十の三　農事組合法人と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。
第七十二条の十二の二第二項中「次条」を「第七十二条の十三」に改め、同条を第七十二条の十二の九とし、同条の次に次の三条を加える。
第七十二条の十二の十　理事は、少なくとも毎年一回、通常総会を開かなければならない。
第七十二条の十二の十一　理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
総組合員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総組合員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。
第七十二条の十二　総会の招集の通知は、その総会の日の五日前までに、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。
総会においては、前項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
第七十二条の十二の次に次の七条を加える。
第七十二条の十二の二　理事が二人以上ある場合において、定款に特別の定めがないときは、農事組合法人の業務は、理事の過半数で決する。
第七十二条の十二の三　理事は、農事組合法人のすべての業務について、農事組合法人を代表する。ただし、定款の定めに反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。
第七十二条の十二の四　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
第七十二条の十二の五　理事は、定款又は総会

の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第七十二条の六　理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、農事組合法人の組合員その他利害関係人の請求により、一時理事の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第七十二条の七　農事組合法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、総会の決議により、特別代理人を選任しなければならない。

第七十二条の八　監事は、次に掲げる職務を行う。

一　農事組合法人の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「次条第四項」を「第七十三条第四項」に改め、同条の次に次の十四条を加える。

第七十二条の十八の二　解散した農事組合法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第七十二条の十八の三　第七十三条第四項において準用する第七十一条第一項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第七十二条の十八の四　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

第七十二条の十八の五　清算人は、次に掲げる職務を行う。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第七十二条の十八の六　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

第七十二条の十八の七　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、農事組合法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第七十二条の十八の八　清算中に農事組合法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の農事組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

前項に規定する場合において、清算中の農事組合法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第七十二条の九　農事組合法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

行政庁は、農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十二条の十　清算が結了したときは、清算人は、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十二条の十一　農事組合法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第七十二条の十二　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第七十二条の十三　裁判所は、第七十二条の十八の三の規定により清算人を選任した場合には、農事組合法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く農事組合法人にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第七十二条の十八の十四　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第七十二条の十八の十五　裁判所は、農事組合法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七十二条の十八の十三中「清算人（監事を置く農事組合法人にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「農事組合法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第七十三条第一項中「並びに民法第六十五条第一項及び第二項」を削り、同条第二項中「民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十四条及び第六十六条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条」に、「第七十二条の十二の二第一項」を「第七十二条の十二の九第一項」に改め、「の職務を行うべき者」を削り、「第七十三条第二項において準用する民法第五十六条の仮理事」を「第七十二条の十二の六の一時理事」に、「第七十三条第二項において準用する民法第六十二条及び第六十四条」を「第七十二条の十二の十二」に改め、「、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求」とあるのは「行政庁は、農事組合法人の組合員その他利害関係人」と、同法第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求」とあるのは「総会の決議」と」を削り、同条第四項中「、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、」を「並びに」に改め、「並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条まで」を削り、「民法第七十五条中「前条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第七十一条第一項」と、会社法」を「同法」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第七十三条の三第三項中「第七十三条第二項において準用する民法第六十二条」を「第七十二条の十二の十二第一項」に、「同条」を「同項」に

改める。

第七十三条の三十七中「第七十二条の十二の二」を「第七十二条の十二の九」に、「民法第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条」を「第七十二条の十二の四、第七十二条の十二の五及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条」に、「同法第五十九条」を「第七十二条の十二の八」に改める。

第七十三条の四十三第三項中「及び第四十六条の五並びに民法第六十六条」を「、第四十六条の五及び第七十二条の十の三」に改める。

第七十三条の四十四第五項中「並びに第五十八条第五項及び第六項、民法第六十六条」を「、第五十八条第五項及び第六項並びに第七十二条の十の三」に改める。

第七十三条の四十八第三項中「及び第七十二条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで」を「、第七十二条第一項及び第七十二条の十八の二から第七十二条の十八の十五まで並びに」に改め、「並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条まで」を削り、「民法第七十五条中「前条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条の四十八第三項において準用する同法第七十一条第一項」と、会社法」を「第七十二条の十八の三中「第七十三条第四項」とあるのは「第七十三条の四十八第三項」と、同法」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第九十一条の三中「第七十四条第二項各号又は第四項各号」を「第八十二条第二項各号」に改める。

第百一条第一項第二号の十一中「第七十二条の十二の二第三項」を「第七十二条の十二の九第三項」に改め、同項第二号の十二中「第七十二条の十二の二第四項」を「第七十二条の十二の九第四項」に改め、同項第二号の十三を次のように改める。

二の十三　第十一条の四十三第一項若しくは第十一条の四十四第一項の規定、第七十二条の二において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第七十二条の十八の六第一項若しくは第七十二条の十八の八第一項（これらの規定を第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

第百一条第一項第十二号中「第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第八十一条第一項」を「第七十二条の十八の八第一項（第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第十五号及び第十六号中「第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項」を「第七十二条の十八の六第一項（第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百二十三条　前条の規定による改正後の農業協同組合法第三十条の四第一項（同法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（農業災害補償法の一部改正）

第三百二十四条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条の二」を「第四十五条」に、「第五十八条」を「第五十八条の六」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二　農業共済団体と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第二十三条第七項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条」を「第十八条の二」に改める。

第三十二条第三項中「第四十二条において準用する民法第五十六条」を「第三十三条の六」に改める。

第三十三条の次に次の五条を加える。

第三十三条の二　農業共済団体の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

第三十三条の三　理事は、農業共済団体のすべての業務について、農業共済団体を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会又は総代会の議決に従わなければならない。

第三十三条の四　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第三十三条の五　理事は、定款又は総会若しくは総代会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第三十三条の六　理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二　監事の職務は、次のとおりとする。

一　農業共済団体の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条　役員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第七十八条の規定を準用する。

第四十四条に次の一項を加える。

総会においては、第三十八条第三項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第四十五条を削り、第四十五条の二を第四十五条とする。

第五十三条の二の次に次の一条を加える。

第五十三条の三　解散した農業共済団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第五十四条の次に次の三条を加える。

第五十四条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第五十四条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

第五十四条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第五十五条の次に次の三条を加える。

第五十五条の二　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月

を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

第五十五条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、農業共済団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第五十五条の四　清算中に農業共済団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の農業共済団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

前項に規定する場合において、清算中の農業共済団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二　農業共済団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所は、農業共済団体の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

前項に規定する行政庁は、農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条　清算が結了したときは、清算人は、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第二章第四節中第五十八条の次に次の五条を加える。

第五十八条の二　農業共済団体の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五十八条の三　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第五十八条の四　裁判所は、第五十四条の二の規定により清算人を選任した場合には、農業共済団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第五十八条の五　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第五十八条の六　裁判所は、農業共済団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十八条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「農業共済団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第五十九条第三項を削る。

第六十条及び第六十一条を次のように改める。

第六十条　農業共済団体において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第六十一条　農業共済団体がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十九条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

第六十二条を削る。

第六十三条の二中「理事」を「代表権を有する者」に改め、「及び従たる事務所」を削り、同条を第六十二条とする。

第六十三条を削る。

第六十三条の三中「これを置いた」を「その主たる」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十四条及び第六十五条を次のように改める。

第六十四条　農業共済組合が合併をするときは、第四十八条第二項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併によつて消滅する農業共済組合については解散の登記をし、合併後存続する農業共済組合については変更の登記をし、合併によつて設立する農業共済組合については設立の登記をしなければならない。

第六十五条　第四十六条第一項の規定により農業共済団体が解散したとき（同項第二号又は第三号の事由によつて解散したときを除く。）は、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

第六十六条中「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、」に改める。

第六十七条から第七十条までを次のように改める。

第六十七条　次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一　農業共済団体の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。）　主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二　合併によつて設立する農業共済組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合　第四十八条第二項の認可があつた日から三週間以内

三　農業共済団体の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内

従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第六十八条　農業共済団体がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地

を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

第六十九条　第六十四条及び第六十六条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する農業共済組合についての変更の登記は、第六十七条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第七十条　各登記所に、農業共済組合登記簿及び農業共済組合連合会登記簿を備える。

第七十条の二を削る。

第七十一条から第七十三条までを次のように改める。

第七十一条　設立の登記は、農業共済団体を代表すべき者の申請によつてする。

設立の登記の申請書には、定款及び農業共済団体を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

第七十二条　第五十九条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

第七十三条　農業共済組合の合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二　合併によつて消滅する農業共済組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

第七十三条の次に次の二条を加える。

第七十三条の二　合併による農業共済組合の設立の登記の申請書には、定款及び当該農業共済組合を代表すべき者の資格を証する書面のほか、前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

第七十三条の三　第六十五条の規定による農業共済団体の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

行政庁が農業共済団体の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政庁の嘱託によつてこれをする。

第七十七条中「第二条」を「第一条の三」に改め、「、第四十七条第一項」を削り、「第五十九条第二項各号」を「第六十七条第二項各号」に改め、「、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において農業災害補償法第五十九条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合」と」を削る。

第八十七条の二第六項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第百四十七条第七号中「第四十五条の二第四項」を「第四十五条第四項」に改め、同条第十号から第十三号までを次のように改める。

十　第五十五条の二第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十一　第五十五条の二第一項又は第五十五条の四第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

十二　第五十五条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十三　第五十六条の規定に違反して農業共済団体の財産を分配したとき。

（農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第三百二十五条　施行日前に農業共済団体がその従たる事務所の所在地でした参事の選任の登記は、その登記をした日に、農業共済団体がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

2　登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における参事の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、前条の規定による農業災害補償法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（競馬法の一部改正）

第三百二十六条　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の十五を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第二十三条の十五　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、協会について準用する。

（水産業協同組合法の一部改正）

第三百二十七条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の四第一項第三号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）」に改める。

第三十九条の三に次の一項を加える。

3　代表理事は、定款又は総会若しくは経営管理委員会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第三十九条の四の見出し中「及び民法」を削り、同条第二項中「民法第五十五条並びに」を削り、「民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは「同項中「前項」とあるのは」を「同項中「前項」とあるのは」に改める。

第七十七条中「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条」を削り、「第三十九条の三第二項」の下に「及び第三項」を加え、「並びに会社法」を「並びに同法」に改める。

第八十三条の次に次の四条を加える。

（組合の業務の決定）

第八十三条の二　組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

（組合の代表）

第八十三条の三　理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めに反することはできず、また、総会の議決に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第八十三条の四　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第八十三条の五　理事は、定款又は総会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第八十四条の次に次の四条を加える。

（監事の職務）

第八十四条の二　監事は、次に掲げる職務を行う。

一　組合の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

（通常総会）

第八十四条の三　理事は、少なくとも毎年一回、通常総会を開かなければならない。

（臨時総会）

第八十四条の四　理事は、必要があると認める

ときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

（議決権のない場合）

第八十四条の五　組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第八十五条第一項中「次条第二項」を「第八十六条第二項」に改め、同条の次に次の十四条を加える。

（清算中の組合の能力）

第八十五条の二　解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（裁判所による清算人の選任）

第八十五条の三　第八十六条第四項において準用する第七十四条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第八十五条の四　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第八十五条の五　清算人は、次に掲げる職務を行う。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第八十五条の六　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第八十五条の七　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の組合についての破産手続の開始）

第八十五条の八　清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（裁判所による監督）

第八十五条の九　組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第八十五条の十　清算が結了したときは、清算人は、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第八十五条の十一　組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第八十五条の十二　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第八十五条の十三　裁判所は、第八十五条の三の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第八十五条の十四　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第八十五条の十五　裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第八十五条の十三中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第八十六条第二項中「前三条」を「第八十三条から第八十五条まで」に、「民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十六条の規定は」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は、」に改め、「、同法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条までの規定は理事について、同法第五十九条の規定は監事について」を削り、同条第三項中「並びに民法第六十六条」を削り、「七人」との下に「、第六十二条第五項中「議決権」とあるのは「議決権（組合と特定の者との関係について議決をする場合には、その者の議決権を除く。）」と」を加え、同条第四項中「第六十八条」を「第八十五条の二から前条までに規定するもののほか、第六十八条」に、「、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで」を「並びに」に改め、「並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条まで」及び「、民法第七十五条中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条」と」を削り、同条第五項及び第六項を削る。

第百二十条中「第百一条第二項各号」を「第百十条第二項各号」に改める。

第百三十条第一項第二十七号中「第八十六条第二項において準用する民法第六十条」を「第八十四条の三」に改め、同項第三十三号中「第八十六条第四項において準用する民法第八十一条第一項」を「第八十五条の八第一項」に改め、同項第三十四号中「若しくは第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する」を「の規定若しくは第八十五条の六第一項若しくは第八十五条の八第一項の規定による」に改め、同項第三十六号及び第三十七号中「第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項」を「第八十五条の六第一項」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百二十八条　前条の規定による改正後の水産業協同組合法第三十四条の四第一項（同法第七十七条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百

条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（土地改良法の一部改正）

第三百二十九条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二を第十九条の五とし、第十九条の次に次の三条を加える。

（理事の代表権の制限）

第十九条の二　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第十九条の三　理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（監事の職務）

第十九条の四　監事の職務は、次のとおりとする。

一　土地改良区の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（議決権のない場合）

第三十一条の二　土地改良区と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第三十五条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第三十五条　土地改良区には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。

第三十九条第八項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第六十七条の次に次の一条を加える。

（清算中の土地改良区の能力）

第六十七条の二　解散した土地改良区は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第六十八条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

3　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（清算人の職務及び権限）

第六十八条の二　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第六十九条の次に次の二条を加える。

（債権の申出の催告等）

第六十九条の二　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第六十九条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、土地改良区の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第七十条の次に次の一条を加える。

（裁判所による監督）

第七十条の二　土地改良区の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十一条の次に次の六条を加える。

（清算結了の届出）

第七十一条の二　清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第七十一条の三　土地改良区の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第七十一条の四　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第七十一条の五　裁判所は、第六十八条第二項の規定により清算人を選任した場合には、土地改良区が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第七十一条の六　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第七十一条の七　裁判所は、土地改良区の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七十一条の五中「清算人及び監事」とあるのは、「土地改良区及び検査役」と読み替えるものとする。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条　削除

第百十一条の二十二第三項中「とき」の下に「又は定款で定める解散事由が発生したとき」を、「その旨」の下に「及び解散の年月日」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（清算中の連合会についての破産手続の開始）

第百十一条の二十二の二　清算中に連合会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の連合会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の連

合会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第百十一条の二十三を次のように改める。

（準用規定）

第百十一条の二十三　連合会には、第十八条第十二項から第十五項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十八条まで、第二十九条第一項本文及び第四項、第三十一条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条並びに第六十七条の二から第七十一条の七までの規定を準用する。この場合において、第十九条の四第三号の規定、第六十八条第四項において準用する第十八条第十六項の規定及び第七十一条の二の規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六十八条第四項中「第十八条第十六項から第十八項まで」とあるのは「第十八条第十六項」と読み替えるものとする。

第百四十三条第九号中「第七十六条第一項（第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する民法第七十九条」を「第六十九条の二第一項（第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）」に改める。

（森林病害虫等防除法及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正）

第三百三十条　次に掲げる法律の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

一　森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第十一条の二第一項

二　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十五条第二号

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第三百三十一条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の次に次の二条を加える。

（会長の代表権の制限）

第四十六条の二　会長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（会長の代理行為の委任）

第四十六条の三　会長は、会則又は総会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第四十七条を次のように改める。

（会長に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第四十七条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、会長について準用する。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（議決権のない場合）

第六十一条の二　全国農業会議所と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第六十八条に次の一項を加える。

4　監事の職務は、次のとおりとする。

一　全国農業会議所の財産の状況を監査すること。

二　会長、副会長及び理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は農林水産大臣に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第六十八条の次に次の二条を加える。

（会長、副会長及び理事の代表権の制限）

第六十八条の二　会長、副会長及び理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（会長、副会長及び理事の代理行為の委任）

第六十八条の三　会長、副会長及び理事は、定款又は総会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第七十一条を次のように改める。

（役員に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第七十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、役員について準用する。

第七十二条に次の一項を加える。

5　総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、総会に付議すべき事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

第七十五条第一項中「特別の定」を「特別の定め」に改め、同条に次の一項を加える。

4　総会においては、第七十二条第五項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条　削除

第八十三条の次に次の一条を加える。

（清算中の全国農業会議所の能力）

第八十三条の二　解散した全国農業会議所は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第八十四条の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第八十四条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第八十四条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第八十四条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第八十五条の見出しを「（清算人の財産調査義務）」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（債権の申出の催告等）

第八十五条の二　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第八十五条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、全国農業会議所の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の全国農業会議所についての破産手続の開始）

第八十五条の四　清算中に全国農業会議所の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の全国農業会議所が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の全国農業会議所が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第八十六条の次に次の一条を加える。

（裁判所による監督）

第八十六条の二　全国農業会議所の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　全国農業会議所の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　農林水産大臣は、全国農業会議所の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（清算結了の届出）

第八十七条の二　清算が結了したときは、清算人は、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第八十八条を次のように改める。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第八十八条　全国農業会議所の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第八十八条の次に次の四条を加える。

（不服申立ての制限）

第八十八条の二　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第八十八条の三　裁判所は、第八十四条の二の規定により清算人を選任した場合には、全国農業会議所が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第八十八条の四　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第八十八条の五　裁判所は、全国農業会議所の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第八十八条の三中「清算人及び監事」とあるのは、「全国農業会議所及び検査役」と読み替えるものとする。

第九十三条第四号から第七号までを次のように改める。

四　第八十五条の二第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

五　第八十五条の二第一項又は第八十五条の四第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

六　第八十五条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七　第八十六条の規定に違反して全国農業会議所の財産を処分したとき。

（国有林野の管理経営に関する法律の一部改正）

第三百三十二条　国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の六第二項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第十一条第四項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（森林法の一部改正）

第三百三十三条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の十一の八第二項中「目的として設立された」を「目的とする」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

第二百条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第三百三十四条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「第六十二条」を「第六十二条の六」に改める。

第十六条第七項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条（表決権のない場合）」を「第二十九条の二」に改める。

第二章第三節中第二十九条の次に次の一条を加える。

（議決権のない場合）

第二十九条の二　組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第三十一条第四項中「第四十一条において準用する民法第五十六条」を「第三十二条の六」に改める。

第三十二条の次に次の五条を加える。

（組合の業務の決定）

第三十二条の二　組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数によつて決する。

（組合の代表）

第三十二条の三　理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めに反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第三十二条の四　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第三十二条の五　理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第三十二条の六　理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、農林水産大臣は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（監事の職務）

第三十三条の二　監事の職務は、次のとおりとする。

一　組合の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は農林水産大臣に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第四十一条を次のように改める。

（理事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第四十一条　理事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。

第四十三条に次の一項を加える。

4　総会においては、第三十七条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条　削除

第五十六条中「第六十九条」を「第六十八条」に改める。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（清算中の組合の能力）

第五十七条の二　解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第五十八条の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第五十八条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第五十八条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第五十八条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第五十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（清算人の財産調査義務）」を付し、同条の次に次の三条を加える。

（債権の申出の催告等）

第五十九条の二　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第五十九条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の組合についての破産手続の開始）

第五十九条の四　清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第六十条に見出しとして「（残余財産の分配）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（裁判所による監督）

第六十条の二　組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十一条に見出しとして「（決算報告書）」を付する。

第六十二条を次のように改める。

（清算結了の届出）

第六十二条　清算が結了したときは、清算人は、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第二章第五節中第六十二条の次に次の五条を加える。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第六十二条の二　組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第六十二条の三　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第六十二条の四　裁判所は、第五十八条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第六十二条の五　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第六十二条の六　裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十二条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第六十三条第三項を削る。

第六十四条及び第六十五条を次のように改める。

（変更の登記）

第六十四条　組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第六十五条　組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十三条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

第六十六条の二中「理事」を「代表権を有する者」に改め、「及び従たる事務所」を削り、同条を第六十六条とする。

第六十七条中「これを置いた」を「その主たる」に改める。

第六十八条から第七十九条までを次のように改める。

（合併の登記）

第六十八条　組合が合併をするときは、第五十二条第二項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併によつて消滅する組合については解散の登記をし、合併後存続する組合については変更の登記をし、合併によつて設立する組合については設立の登記をしなければならない。

（解散の登記）

第六十九条　第五十条第一項の規定により組合が解散したとき（同項第三号又は第四号の事由によつて解散したときを除く。）は、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（清算結了の登記）

第七十条　組合の清算が結了したときは、第六十一条の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

（従たる事務所の所在地における登記）

第七十一条　次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一　組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。）　主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二　合併によつて設立する組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合　第五十二条第二項の認可があつた日から三週間以内

三　組合の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内

2　従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3　前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第七十二条　組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第七十三条　第六十八条及び第七十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合についての変更の登記は、第七十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（登記簿）

第七十四条　各登記所に、漁船保険組合登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第七十五条　設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。

2　設立の登記の申請書には、定款及び組合を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第七十六条　第六十三条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

（合併による変更の登記の申請）

第七十七条　合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　第五十四条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二　合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

（合併による設立の登記の申請）

第七十八条　合併による設立の登記の申請書には、定款及び組合を代表すべき者の資格を証する書面のほか、前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

（解散の登記の申請）

第七十九条　第六十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

2　農林水産大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その嘱託によつてする。

第八十三条中「第二条」を「第一条の三」に改め、「、第四十七条第一項」を削り、「第六十三条第二項各号」を「第七十一条第二項各号」に改め、「、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において漁船損害等補償法第六十三条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合」と」を削る。

第百三十七条の六第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第百三十八条第三項中「、第二十八条及び第二十九条」を「並びに第二十八条から第二十九条の二まで」に改め、同条第四項中「から第四十五条まで」を「、第四十四条の四」に改め、同条第五項中「第五十八条から第六十二条まで」を「第五十七条の二から第六十二条の六まで」に改め、同条第六項中「第六十六条の二まで、第六十八条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十五条第一項、第七十七条、第八十条、第八十一条」を「第六十六条まで、第六十九条、第七十条、第七十一条（第一項第二号を除く。）、第七十二条、第七十三条（ただし書を除く。）、第七十四条から第七十六条まで、第七十九条から第八十一条まで」に、「第六十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定」を「第六十九条中「第三号又は第四号」とあるのは「第四号」に、「第七十二条第二項」を「第七十四条」に改める。

第百四十五条第十号から第十三号までを次のように改める。

十　第五十九条の二第一項（第百三十八条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十一　第五十九条の二第一項又は第五十九条の四第一項（第百三十八条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二　第五十九条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十三　第六十条（第百三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財産を分配したとき。

（漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十五条　施行日前に組合がその従たる事務所の所在地でした参事の選任の登記は、その登記をした日に、組合がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

2　登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における参事の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、前条の規定による漁船損害等補償法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第三百三十六条　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条」を「第六十四条の六」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（議決権のない場合）

第十三条の二　協会と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第二十六条の次に次の五条を加える。

（協会の業務の決定）

第二十六条の二　協会の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

（協会の代表）

第二十六条の三　理事は、協会のすべての業務について、協会を代表する。ただし、定款の定めに反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第二十六条の四　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第二十六条の五　理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第二十六条の六　理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、主務大臣は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（監事の職務）

第二十七条の二　監事は、次に掲げる職務を行う。

一　協会の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務大臣に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第三十五条を次のように改める。

（役員に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第三十五条　役員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。

第三十九条に次の一項を加える。

4　総会においては、第三十一条第三項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

第四十八条第九項中「民法第六十六条（表決権のない場合）」を「第十三条の二」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（清算中の協会の能力）

第五十九条の二　解散した協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第六十条の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第六十条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第六十条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第六十条の四　清算人は、次に掲げる職務を行う。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第六十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（清算人の財産調査義務）」を付し、同条の次に次の三条を加える。

（債権の申出の催告等）

第六十一条の二　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第六十一条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、協会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の協会についての破産手続の開始）

第六十一条の四　清算中に協会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の協会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第六十二条に見出しとして「（残余財産の分配）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（裁判所による監督）

第六十二条の二　協会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　主務大臣は、協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十三条に見出しとして「（決算報告書）」を付する。

第六十四条を次のように改める。

（清算結了の届出）

第六十四条　清算が結了したときは、清算人

は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第二章第五節中第六十四条の次に次の五条を加える。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第六十四条の二　協会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第六十四条の三　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第六十四条の四　裁判所は、第六十条の二の規定により清算人を選任した場合には、協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第六十四条の五　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第六十四条の六　裁判所は、協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十四条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。

第八十九条第十二号から第十五号までを次のように改める。

十二　第六十一条の二第一項又は第六十一条の四第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三　第六十一条の二第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四　第六十一条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十五　第六十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

第三百三十七条　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第七条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、公庫について準用する。

第十四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総裁、副総裁又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二十四条の二第四項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第三百三十八条　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第三号、第六号、第十二号から第十六号まで、第十九号及び第二十三号から第二十六号までの規定中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一部改正）

第三百三十九条　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三の五中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第二十四条の三の六中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（日本中央競馬会法の一部改正）

第三百四十条　日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十九条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、競馬会について準用する。

（分収林特別措置法の一部改正）

第三百四十一条　分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「社団法人」を「一般社団法人」に、「表決権」を「議決権」に、「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

（果樹農業振興特別措置法の一部改正）

第三百四十二条　果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の四中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同条第二号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（農業協同組合合併助成法の一部改正）

第三百四十三条　農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第十二条中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第三百四十四条　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四条の六」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（議決権のない場合）

第十七条の二　基金協会と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第二十四条第八項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条（表決権のない場合）」を「第十七条の二」に改める。

第三十五条の次に次の六条を加える。

（基金協会の業務の決定）

第三十五条の二　基金協会の業務は、定款に特別の定めがある場合を除き、理事の過半数で決する。

（基金協会の代表）

第三十五条の三　理事は、基金協会のすべての業務について、基金協会を代表する。ただし、定款の定めに反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第三十五条の四　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第三十五条の五　理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていない場合に限り、特定の行為の代理を他人に委任することができ

る。

（代理人の選任）

第三十五条の六　理事は、基金協会の職員のうちから、基金協会の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（仮理事の選任）

第三十五条の七　理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、主務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

第三十六条の二を次のように改める。

（監事の職務）

第三十六条の二　監事の職務は、次のとおりとする。

一　基金協会の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務大臣に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第四十四条を次のように改める。

（役員に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第四十四条　役員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。

第四十六条に次の一項を加える。

3　総会においては、第四十条第三項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条　削除

第四十八条の九第六項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（清算中の基金協会の能力）

第四十九条の二　解散した基金協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第五十条の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第五十条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第五十条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第五十条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（清算人の財産調査義務）」を付し、同条の次に次の三条を加える。

（債権の申出の催告等）

第五十一条の二　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第五十一条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、基金協会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の基金協会についての破産手続の開始）

第五十一条の四　清算中に基金協会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の基金協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の基金協会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第五十二条に見出しとして「（残余財産の分配）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（裁判所による監督）

第五十二条の二　基金協会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　基金協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　主務大臣は、基金協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十三条に見出しとして「（決算報告書）」を付し、同条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第五十四条を次のように改める。

（清算結了の届出）

第五十四条　清算が結了したときは、清算人は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第二章第六節中第五十四条の次に次の五条を加える。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第五十四条の二　基金協会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第五十四条の三　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第五十四条の四　裁判所は、第五十条の二の規定により清算人を選任した場合には、基金協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第五十四条の五　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第五十四条の六　裁判所は、基金協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。

この場合において、第五十四条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「基金協会及び検査役」と読み替えるものとする。

第七十七条中「第三十六条の二」を「第三十五条の六」に改め、同条第十一号から第十四号までを次のように改める。

十一　第五十一条の二第一項又は第五十一条の四第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二　第五十一条の二第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十三　第五十一条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十四　第五十二条の規定に違反して残余財産を処分したとき。

（漁業災害補償法の一部改正）

第三百四十五条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十一条の六」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（議決権のない場合）

第十六条の二　組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第二十六条第四項中「第三十七条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条」を「第二十八条の六」に改める。

第二十八条の次に次の五条を加える。

（組合の業務の決定）

第二十八条の二　組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

（組合の代表）

第二十八条の三　理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めに反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第二十八条の四　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第二十八条の五　理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第二十八条の六　理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、農林水産大臣は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（監事の職務）

第二十九条の二　監事の職務は、次に掲げるものとする。

一　組合の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は農林水産大臣に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第三十七条を次のように改める。

（理事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第三十七条　理事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。

第四十一条に次の一項を加える。

4　総会においては、第三十三条第三項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第四十三条を削り、第二章第二節第二款中第四十二条の三を第四十三条とする。

第四十五条第九項中「第十六条」の下に「、第十六条の二」を加え、「、第四十二条の三」を削り、「民法第六十六条」を「第四十三条」に改める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（清算中の組合の能力）

第五十六条の二　解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第五十七条の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第五十七条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第五十七条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第五十七条の四　清算人の職務は、次に掲げるものとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第五十八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（清算人の財産調査義務）」を付し、同条の次に次の三条を加える。

（債権の申出の催告等）

第五十八条の二　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第五十八条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の組合についての破産手続の開始）

第五十八条の四　清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第五十九条に見出しとして「（残余財産の分配）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（裁判所による監督）

第五十九条の二　組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に

必要な検査をすることができる。

3　組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十条に見出しとして「（決算報告書）」を付する。

第六十一条を次のように改める。

（清算結了の届出）

第六十一条　清算が結了したときは、清算人は、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第二章第二節第四款中第六十一条の次に次の五条を加える。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第六十一条の二　組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第六十一条の三　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第六十一条の四　裁判所は、第五十七条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第六十一条の五　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第六十一条の六　裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十一条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第六十七条第一項中「第十六条」の下に「、第十六条の二」を加え、同条第四項中「第五十七条から第六十一条まで」を「第五十六条の二から第六十一条の六まで」に改める。

第二百条第十三号から第十六号までを次のように改める。

十三　第五十八条の二第一項又は第五十八条の四第一項（これらの規定を第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四　第五十八条の二第一項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五　第五十八条の四第一項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十六　第五十九条（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して残余財産を処分したとき。

（野菜生産出荷安定法等の一部改正）

第三百四十六条　次に掲げる法律の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

一　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十四条

二　沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第十五条第一項第一号

三　独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第一項第三号ハ

（漁業協同組合合併促進法等の一部改正）

第三百四十七条　次に掲げる法律の規定中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

一　漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第九条第一項

二　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項

三　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十一条第一項

四　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十七条第一項

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第三百四十八条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第六十九条の四第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第八十五条第五項中「民法第四十四条第一項の」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の」に、「民法第四十四条第一項中「理事その他の代理人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」に改める。

第八十七条第一項中「及び従たる事務所」を削る。

（森林組合法の一部改正）

第三百四十九条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第一項第三号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）」に改める。

第四十八条に次の一項を加える。

3　代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第四十九条の見出し中「及び民法」を削り、同条第二項中「民法第五十五条並びに」を削る。

第九十二条中「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条」を削り、「第四十八条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「並びに会社法」を「並びに同法」に改める。

第九十八条の三を第九十八条の九とし、同条の次に次の二条を加える。

（通常総会）

第九十八条の十　理事は、少なくとも毎年一回、通常総会を開かなければならない。

（臨時総会）

第九十八条の十一　理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

第九十八条の二を第九十八条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（監事の職務）

第九十八条の八　監事は、次に掲げる職務を行う。

一　組合の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第九十八条の次に次の五条を加える。

（組合の業務の決定）

第九十八条の二　組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

（組合の代表）

第九十八条の三　理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めに反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第九十八条の四　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第九十八条の五　理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（一時理事の職務を行うべき者）

第九十八条の六　理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、利害関係人の請求により、一時理事の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第九十九条第一項中「次条第二項」を「第百条第二項」に改め、同条の次に次の十四条を加える。

（清算中の組合の能力）

第九十九条の二　解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（裁判所による清算人の選任）

第九十九条の三　第百条第四項において準用する第八十九条第一項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第九十九条の四　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第九十九条の五　清算人は、次に掲げる職務を行う。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第九十九条の六　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第九十九条の七　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の組合についての破産手続の開始）

第九十九条の八　清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（裁判所による監督）

第九十九条の九　組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第九十九条の十　清算が結了したときは、清算人は、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第九十九条の十一　組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第九十九条の十二　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第九十九条の十三　裁判所は、第九十九条の三の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第九十九条の十四　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第九十九条の十五　裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第九十九条の十三中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第百条の見出しを「（準用規定）」に改め、同条第二項中「、民法第六十条及び第六十一条第一項」を削り、「並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条まで」を「及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条」に改め、「及び同法第五十九条」及び「の職務を行うべき者」を削り、「第百条第二項において準用する民法第五十六条の仮理事」を「第九十八条の六の一時理事」に改め、「、同法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「行政庁は、利害関係人」と」を削り、同条第四項中「、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで」を「並びに」に改め、「並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで」を削り、「民法第七十五条中「前条」とあるのは「森林組合法第百条第四項において準用する同法第八十九条第一項」と、会社法」を「同法」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第百二十二条第一項第六号の二中「第九十八条の三第三項」を「第九十八条の九第三項」に改め、同項第六号の三中「第九十八条の三第四項」を「第九十八条の九第四項」に改め、同項第十二号中「第百条第二項において準用する民法第六十条」を「第九十八条の十」に改め、同項第十七号中「第百条第四項において準用する民法第八十一条第一項」を「第九十九条の八第一項」に改め、同項第十八号中「第百条第四項において準用する民法第七十九条第一項」を「第九十九条の六第一項」に改め、同項第十九号中「第百条第四

項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第八十一条第一項」を「第九十九条の六第一項若しくは第九十九条の八第一項」に改め、同項第二十号中「第百条第四項において準用する民法第七十九条第一項」を「第九十九条の六第一項」に改める。

（森林組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百五十条　前条の規定による改正後の森林組合法第四十四条の三第一項（同法第九十二条（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第三百五十一条　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号ロ中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第六条第三項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第十一条の二第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第二十七条の八第三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正）

第三百五十二条　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第二百三十九条第三項」に改める。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正）

第三百五十三条　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人、一般財団法人」に改める。

第十八条第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人、一般財団法人」に改める。

（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律の一部改正）

第三百五十四条　緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第十三条中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第三百五十五条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（種苗法の一部改正）

第三百五十六条　種苗法（平成十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号中「民法第七十二条第三項」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第二百三十九条第三項」に改める。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第三百五十七条　商工組合中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条」に改める。

第二十二条第五項中「民法第五十五条並びに」及び「、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と」を削り、「前項」とあるのは「前項」とあるのは、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　代表理事は、定款又は総会若しくは経営管理委員会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二十四条の四第四号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改める。

第三十条第三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第九十五条中「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条」を削り、「第二十二条第四項及び第五項」を「第二十二条第四項から第六項まで」に、「並びに会社法」を「並びに同法」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第三百五十八条　前条の規定による改正後の農林中央金庫法第二十四条の四（同法第九十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第十章　経済産業省関係

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第三百五十九条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の五条を加える。

第十一条ノ二　理事長ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時総会ヲ招集スルコトヲ得

第十一条ノ三　総会ノ招集ノ通知ハ会日ヨリ少クトモ五日前ニ其ノ会議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ従ヒテ之ヲ為スコトヲ要ス

第十一条ノ四　総会ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ予メ通知ヲ為シタル事項ニ付テノミ決議ヲ為スコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一条ノ五　各出資者ノ議決権ハ平等トス

第十一条ノ六　商工組合中央金庫ト或出資者トノ関係ニ付議決ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ出資者ハ議決権ヲ有セズ

第十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ノ設立ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十五条に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ガ其ノ主タル事務所ヲ他ノ登記所ノ管轄区域内ニ移転シタルトキハ二週間以内ニ旧所在地ニ於テハ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ第三項各号ニ掲ゲタル事項ヲ登記スベシ

第十五条ノ三に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ガ其ノ従タル事務所ヲ他ノ登記所ノ管轄区域内ニ移転シタルトキハ旧所在地（主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ存スル場合ヲ除ク）ニ於テハ三週間以内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地（主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ

管轄区域内ニ存スル場合ヲ除ク以下本項ニ於テ同ジ）ニ於テハ四週間以内ニ第二項各号ニ掲ゲタル事項ヲ登記スベシ但シ従タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ新タニ従タル事務所ヲ移転シタルトキハ新所在地ニ於テハ同項第三号ニ掲ゲタル事項ヲ登記スルヲ以テ足ル

第二十三条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第四十五条第二項第三項、第四十八条、第五十条、第五十三条乃至第五十五条、第五十九条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十条、第七十三条、第七十四条及第七十八条乃至第八十一条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及第七十八条」に改め、「、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十八条及第三十九条」を削り、同条ただし書中「民法及産業組合法」及び「民法第五十九条並ニ産業組合法」を「同法」に改める。

第二十五条第一項に次のただし書を加える。

但シ定款ノ規定ニ反スルコトヲ得ズ又総会ノ決議ニ従フコトヲ要ス

第二十六条の次に次の三条を加える。

第二十六条ノ二　理事長ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第二十六条ノ三　理事長ハ定款又ハ総会ノ決議ニ依リテ禁止セラレザルトキニ限リ特定ノ行為ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

第二十六条ノ四　監事ハ次ニ掲グル職務ヲ行フ

一　商工組合中央金庫ノ財産ノ状況ヲ監査スルコト

二　理事長、副理事長及理事ノ業務ノ執行ノ状況ヲ監査スルコト

三　財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不当ナル事項アリト認ムルトキハ之ヲ総会又ハ主務大臣ニ報告スルコト

四　前号ノ報告ヲ為ス為必要アルトキハ総会ヲ招集スルコト

第八章を第九章とする。

第七章中第四十九条ノ二を第四十九条ノ十とし、同章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　清算

第四十九条ノ二　商工組合中央金庫ガ其ノ債務ニ付其ノ財産ヲ以テ完済スルコト能ハザルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事長若ハ債権者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ破産手続開始ノ決定ヲ為ス

前項ニ規定スル場合ニ於テ理事長ハ直チニ破産手続開始ノ申立ヲ為スコトヲ要ス

第四十九条ノ三　解散シタル商工組合中央金庫ハ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テ其ノ清算ノ結了ニ至ルマデ尚ホ存続スルモノト看做ス

第四十九条ノ四　商工組合中央金庫ガ解散シタルトキハ破産手続開始ノ決定ニ因ル解散ノ場合ヲ除クノ外理事長ガ其ノ清算人ト為ル但シ定款ニ別段ノ定アルトキ又ハ総会ニ於テ理事長以外ノ者ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十九条ノ五　清算人ハ次ニ掲グル職務ヲ行フ

一　現務ノ結了

二　債権ノ取立及債務ノ弁済

三　残余財産ノ引渡

清算人ハ前項各号ニ掲ゲタル職務ヲ行フ為ニ必要ナル一切ノ行為ヲ為スコトヲ得

第四十九条ノ六　清算中ニ商工組合中央金庫ノ財産ガ其ノ債務ヲ完済スルニ足ラザルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産手続開始ノ申立ヲ為シテ其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人ハ商工組合中央金庫ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタル場合ニ於テ破産管財人ニ其ノ事務ヲ引継ギタルトキハ其ノ任務ヲ終了シタルモノトス

前項ニ規定スル場合ニ於テ商工組合中央金庫ガ既ニ債権者ニ支払ヒ又ハ権利ノ帰属スベキ者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル公告ハ官報ニ掲載シテ為ス

第四十九条ノ七　清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二月以内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其ノ債権ノ申出ヲ為スベキ旨ノ催告ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ニハ債権者ガ其ノ期間内ニ申出ヲ為サザルトキハ清算ヨリ除斥セラルベキ旨ヲ付記スルコトヲ要ス但シ清算人ハ知レタル債権者ヲ除斥スルコトヲ得ズ

清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其ノ申出ノ催告ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ公告ハ官報ニ掲載シテ為ス

第四十九条ノ八　前条第一項ノ期間ノ経過後ニ申出ヲ為シタル債権者ハ商工組合中央金庫ノ債務ガ完済サレタル後未ダ権利ノ帰属スベキ者ニ引渡サザル財産ニ対シテノミ請求ヲ為スコトヲ得

第四十九条ノ九　第二十三条ニ於テ準用スル産業組合法第七十三条ノ二ノ規定ニ依リ主務大臣ガ商工組合中央金庫ノ清算人ヲ選任シタル場合ニ於テハ商工組合中央金庫ヲシテ之ニ報酬ヲ与ヘシムルコトヲ得其ノ額ハ清算人及監事ノ陳述ヲ聴キ主務大臣之ヲ定ム

（自転車競技法の一部改正）

第三百六十条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の六を次のように改める。

第十二条の六　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、日本自転車振興会について準用する。

第十三条の十一の次に次の一条を加える。

第十三条の十一の二　解散した自転車競技会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第十三条の十二の次に次の一条を加える。

第十三条の十二の二　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第十三条の十三の次に次の三条を加える。

第十三条の十三の二　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

第十三条の十三の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、自転車競技会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第十三条の十三の四　清算中に自転車競技会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の自転車競技会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任

務を終了したものとする。

前項に規定する場合において、清算中の自転車競技会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第十三条の十五中「公益法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第十三条の十七中「並びに民法第七十三条及び第七十八条から第八十一条まで」を削り、「準用する」を「ついて準用する」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第三百六十一条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の四第一項第三号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）」に改める。

第三十六条の八第三項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条及び」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

4　代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第三十八条第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第六十八条第二項中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

第六十九条の見出しを「（会社法等の準用）」に改め、同条第一項中「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査をすべき者の選任の裁判）」を削り、「並びに会社法」を「並びに同法」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第八十二条の八中「第三十八条並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）」を「第三十六条の八第四項及び第三十八条並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条」に改める。

第八十二条の十三の次に次の一条を加える。

（清算中の中央会の能力）

第八十二条の十三の二　解散した中央会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第八十二条の十四の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第八十二条の十四の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第八十二条の十四の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第八十二条の十四の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第八十二条の十五の次に次の三条を加える。

（清算中の中央会についての破産手続の開始）

第八十二条の十五の二　清算中に中央会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の中央会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の中央会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（債権の申出の催告等）

第八十二条の十五の三　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第八十二条の十五の四　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、中央会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第八十二条の十七の次に次の六条を加える。

（裁判所による監督）

第八十二条の十七の二　中央会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　中央会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央会の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　前項に規定する行政庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第八十二条の十七の三　中央会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第八十二条の十七の四　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第八十二条の十七の五　裁判所は、第八十二条の十四の二の規定により清算人を選任した場合には、中央会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第八十二条の十七の六　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第八十二条の十七の七　裁判所は、中央会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第八十二条の十七の五中「清算人及び監事」とあるのは、「中央会及び検査役」と読み替えるものとする。

第八十二条の十八の見出しを「（準用規定）」に改め、同条第一項中「解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条

及び第七十八条から第八十二条まで（法人の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条まで（法人の清算の監督）の規定を、」を削り、「民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条」に改め、「、同法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第九十二条第一号及び第百一条中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

第百十五条第一項第七号、第十号及び第十六号から第二十号までの規定中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改め、同項第二十三号中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に、「第八十二条の十八第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項」を「第八十二条の十五の二第一項若しくは第八十二条の十五の三第一項」に改め、同項第二十七号中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に、「第八十二条の十八第一項において準用する民法第八十一条第一項」を「第八十二条の十五の二第一項」に改め、同項第二十八号から第三十号までの規定中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百六十二条　前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法第三十五条の四第一項（同法第六十九条（輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十九条第一項、輸出水産業の振興に関する法律第二十条、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五条の二十三第四項及び第四十七条第三項並びに鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十六条において準用する場合を含む。）、輸出入取引法第十九条第一項、輸出水産業の振興に関する法律第二十条、中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項並びに鉱工業技術研究組合法第十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（火薬類取締法等の一部改正）

第三百六十三条　次に掲げる法律の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第四十五条の六第三号

二　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十六条の四第三号

三　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第二条第四項

四　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第七条の三第三号

五　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の十六第三号

六　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第八条の四第三号

七　金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第十八条第二号

八　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十三条第三号

（小型自動車競走法の一部改正）

第三百六十四条　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の五を次のように改める。

第十九条の五　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、日本小型自動車振興会について準用する。

第二十条の十一の次に次の一条を加える。

第二十条の十一の二　解散した小型自動車競走会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二十条の十二の次に次の一条を加える。

第二十条の十二の二　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二十条の十三の次に次の三条を加える。

第二十条の十三の二　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二十条の十三の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、小型自動車競走会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二十条の十三の四　清算中に小型自動車競走会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の小型自動車競走会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の小型自動車競走会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二十条の十五中「公益法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第二十条の十七中「並びに民法第七十三条（清算法人）及び第七十八条から第八十一条まで（清算人の職務権限等）」を削り、「準用する」を「ついて準用する」に改める。

（商品取引所法の一部改正）

第三百六十五条　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項中「及び従たる事務所」を「（第一号ト に規定する場合であつて当該決議によつて商品取引所法第二十四条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）」に改める。

第二十条第一項中「第九条の許可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において」を「その主たる事務所の所在地において、第九条の許可があつた日から二週間以内に」に改め、同条第三項を削る。

第二十一条から第二十四条までを次のように改める。

（変更の登記）

第二十一条　会員商品取引所において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、

二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第二十二条　会員商品取引所がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二十条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第二十三条　会員商品取引所を代表すべき者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（従たる事務所の所在地における登記）

第二十四条　次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一　会員商品取引所の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。）　主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二　新設合併により設立する会員商品取引所が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合　第百四十七条の二第一項に規定する日から三週間以内

三　会員商品取引所の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内

2　従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3　前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第二十四条の二　会員商品取引所がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

第二十五条の見出しを「（管轄登記所及び登記簿）」に改め、同条第二項中「各登記所」を「登記所」に改める。

第二十六条中「代表権を有する」を「会員商品取引所を代表すべき」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

会員商品取引所の設立の登記は、会員商品取引所を代表すべき者の申請によつてする。

第二十七条中「会員商品取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他」を削り、「従たる事務所の新設又は登記事項」を「当該事項」に改める。

第二十八条中「及び従たる事務所」を削る。

第二十九条中「、第四十七条第一項」を削り、「「商品取引所法第二十条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において商品取引所法第二十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」を「、「商品取引所法第二十四条第二項各号」に改める。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（理事長及び理事の代理行為の委任）

第四十七条の二　理事長及び理事は、定款又は会員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第五十八条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五条並びに会社法」を「同法」に改める。

第六十三条中「及び従たる事務所」を「（第一号トに規定する場合であつて当該決議によって商品取引所法第二十四条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）」に改める。

第七十二条中「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において」に改める。

第七十三条中「会員商品取引所の」を削り、「主たる」を「その主たる」に、「従たる」を「その従たる」に改める。

第七十七条第一項中「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条」を削り、「会社法第四百九十二条第一項」を「同法第四百九十二条第一項」に改める。

第九十条第一項中「及び支店」を削る。

第百三十一条の五第一項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第百三十四条第一項中「の組織変更の登記については」を「が組織変更をしたときは」に、「主たる」を「その主たる」に、「従たる」を「その従たる」に改める。

第百四十七条第一項中「主たる」を「その主たる」に、「従たる」を「その従たる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、従たる事務所の所在地における変更の登記は、吸収合併存続商品取引所について、第二十四条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第百四十七条第二項及び第百四十七条の二中「主たる」を「その主たる」に、「従たる」を「その従たる」に改める。

第百五十三条後段を次のように改める。

この場合において、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは「各株式会社商品取引所の本店又は各会員商品取引所の主たる事務所」と、同条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「第九百三十条第二項各号又は商品取引所法第二十四条第二項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商品取引所の支店又は各会員商品取引所の従たる事務所」と読み替えるものとする。

第二百七十二条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第二百七十二条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、委託者保護会員制法人について準用する。

第二百七十三条第六項中「第二百八十五条第一項」を「第二百八十五条第二項」に改め、同条

第八項中「民法第六十五条及び第六十六条」を「第二百八十五条の二及び第二百八十五条の三」に改める。

第二百八十四条に次の一項を加える。

3　総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百八十四条の次に次の一条を加える。

（総会の招集）

第二百八十四条の二　総会（前条第一項の通常総会及び同条第二項の臨時総会をいう。以下この章において同じ。）の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

第二百八十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（前条第一項の通常総会及び同条第二項の臨時総会をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百八十五条の次に次の二条を加える。

（会員の議決権）

第二百八十五条の二　各会員の議決権は、平等とする。

2　総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

3　前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（議決権のない場合）

第二百八十五条の三　委託者保護会員制法人と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第二百八十六条ただし書中「前条第一項第一号」を「第二百八十五条第二項第一号」に改める。

第二百八十七条を次のように改める。

第二百八十七条　削除

第三百二十八条第五項中「非訟事件手続法」の下に「（明治三十一年法律第十四号）」を加える。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第三百六十六条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の五第三号を次のように改める。

三　一般社団法人又は一般財団法人であること。

第五十九条の八を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第五十九条の八　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、協会について準用する。

（輸出入取引法の一部改正）

第三百六十七条　輸出入取引法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改め、「、第六十九条第二項及び第三項」を削り、「並びに第百六条第一項中」を「及び第百六条第一項中」に改める。

第五十条第一項第四号、第七号、第十二号から第十六号まで及び第十九号から第二十三号までの規定中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第三百六十八条　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、公庫について準用する。

第二十五条の二第四項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（商工会議所法の一部改正）

第三百六十九条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十条の七の次に次の二条を加える。

（商工会議所についての破産手続の開始）

第六十条の八　商工会議所がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、会頭若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、会頭は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の商工会議所の能力）

第六十条の九　解散した商工会議所は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第六十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（清算人）」を付し、同条の次に次の六条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第六十一条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第六十一条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第六十一条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第六十一条の五　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第六十一条の六　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、商工会議所の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の商工会議所についての破産手続の開始）

第六十一条の七　清算中に商工会議所の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の商工会議所が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財

人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の商工会議所が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第六十二条に見出しとして「(財産処分の方法等)」を付し、同条の次に次の六条を加える。

(裁判所による監督)

第六十二条の二　商工会議所の清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算結了の届出)

第六十二条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第六十二条の四　商工会議所の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第六十二条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第六十二条の六　裁判所は、第六十一条の二の規定により清算人を選任した場合には、商工会議所が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第六十二条の七　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第六十三条を次のように改める。

(検査役の選任)

第六十三条　裁判所は、商工会議所の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十二条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「商工会議所及び検査役」と読み替えるものとする。

第七十八条第二項前段を次のように改める。

第六十条第二項から第四項まで及び第六十条の八から第六十三条までの規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。

第九十一条第五号及び第六号を次のように改める。

五　第六十条の三第二項の規定又は第六十一条の五第一項若しくは第六十一条の七第一項(これらの規定を第七十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

六　第六十条の八第二項又は第六十一条の七第一項(これらの規定を第七十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

(信用保証協会法の一部改正)

第三百七十条　信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の五」に改める。

第五条を次のように改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第五条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第　号)第四条(住所)及び第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定は、協会について準用する。

第十条を次のように改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五十八条(贈与又は遺贈に関する規定の準用)及び第百六十四条(財産の帰属時期)の規定は、協会について準用する。

第十一条に次の一項を加える。

2　理事が数人ある場合において、定款に別段の定めがないときは、協会の事務は、理事の過半数で決する。

第十二条の次に次の四条を加える。

(協会の代表)

第十二条の二　理事は、協会のすべての事務について、協会を代表する。ただし、定款の規定に反することはできない。

(理事の代理権の制限)

第十二条の三　理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の代理行為の委任)

第十二条の四　理事は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十二条の五　理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、主務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

第十三条第一項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

第十九条を削り、第三章中第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(監事の職務)

第十八条　監事の職務は、次のとおりとする。

一　協会の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、主務大臣に報告をすること。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(清算中の協会の能力)

第二十七条の二　解散した協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二十八条の次に次の五条を加える。

(裁判所による清算人の選任)

第二十八条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第二十八条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第二十八条の四　清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を主務大臣に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第二十八条の五　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(清算中の協会についての破産手続の開始)

第二十八条の六　清算中に協会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の協会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（財産目録等の作成等）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

（債権の申出の催告等）

第二十九条の二　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第二十九条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、協会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第三十条に見出しとして「（残余財産の分配等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（裁判所による監督）

第三十条の二　協会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第三十一条に見出しとして「（清算事務の結了）」を付し、同条に次の一項を加える。

2　清算事務が結了したときは、清算人は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第三十二条を次のように改める。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第三十二条　協会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五章中第三十二条の次に次の四条を加える。

（不服申立ての制限）

第三十二条の二　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第三十二条の三　裁判所は、第二十八条の二の規定により清算人を選任した場合には、協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第三十二条の四　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第三十二条の五　裁判所は、協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の三中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。

第四十一条第九号から第十四号までを次のように改める。

九　第二十八条の六第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十　第二十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十一　第二十九条の二第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二　第二十九条の二第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十三　第三十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十四　第三十一条第一項に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第三百七十一条　中小企業団体の組織に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条の二十三第四項中「、第六十六条第一項並びに第六十九条第二項及び第三項」を「及び第六十六条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

第四十七条第三項中「、第六十六条第一項並びに第六十九条第二項及び第三項」を「及び第六十六条第一項」に、「協同組合法第六十九条第一項」を「協同組合法第六十九条」に改める。

第百十三条第一項第二号、第三号、第九号から第十三号まで、第十六号及び第二十号から第二十三号までの規定中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

（航空機工業振興法の一部改正）

第三百七十二条　航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された財団法人」を「一般財団法人」に改める。

（商標法の一部改正）

第三百七十三条　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第十三条の二第五項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（商工会法の一部改正）

第三百七十四条　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、商工会について準用する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（会長の代理行為の委任）

第三十一条の二　会長は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第五十二条の七の次に次の二条を加える。

（商工会についての破産手続の開始）

第五十二条の八　商工会がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、会長若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、会長は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の商工会の能力）

第五十二条の九　解散した商工会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第五十三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（清算人）」を付し、同条の次に次の六条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第五十三条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第五十三条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第五十三条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第五十三条の五　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第五十三条の六　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、商工会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の商工会についての破産手続の開始）

第五十三条の七　清算中に商工会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の商工会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の商工会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第五十四条に見出しとして「（財産処分の方法等）」を付し、同条の次に次の六条を加える。

（裁判所による監督）

第五十四条の二　商工会の清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

（清算結了の届出）

第五十四条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（清算の監督等に関する事件の管轄）

第五十四条の四　商工会の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第五十四条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第五十四条の六　裁判所は、第五十三条の二の規定により清算人を選任した場合には、商工会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第五十四条の七　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第五十五条を次のように改める。

（検査役の選任）

第五十五条　裁判所は、商工会の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十四条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「商工会及び検査役」と読み替えるものとする。

第五十八条第二項中「第三十一条」の下に「及び第三十二条」を加え、同条第三項中「第三十七条、第三十九条及び第四十条」を「第三十一条の二、第三十七条及び第三十九条」に改める。

第六十五条第三号中「第五十五条（第五十八条第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法の規定又は第五十二条の三第二項」を「第五十二条の三第二項の規定又は第五十三条の五第一項若しくは第五十三条の七第一項（これらの規定を第五十八条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第八号中「第五十五条（第五十八条第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法」を「第五十二条の八第二項又は第五十三条の七第一項（これらの規定を第五十八条第六項において準用する場合を含む。）」に改める。

（鉱工業技術研究組合法の一部改正）

第三百七十五条　鉱工業技術研究組合法の一部を次のように改正する。

第十六条中「、第六十九条第二項及び第三項」を削る。

第二十三条第四号、第六号、第十一号から第十五号まで及び第十七号から第二十一号までの規定中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第三百七十六条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三第三号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）」に改める。

第五十一条の五第三項中「民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

4　組合を代表する理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第七十八条中「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査人の選任の裁判）」を削り、「会社法第三百五十七条第一項」を「同法第三百五十七条第一項」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百七十七条　前条の規定による改正後の商店街振興組合法第四十五条の三（同法第七十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用に

ついては、旧中間法人法の規定（第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（中小企業支援法の一部改正）

第三百七十八条　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号を次のように改める。

一　申請者が一般社団法人又は一般財団法人であること。

第十二条第二項及び第七項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（日本電気計器検定所法の一部改正）

第三百七十九条　日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、検定所について準用する。

（電気事業法の一部改正）

第三百八十条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第三号を次のように改める。

三　一般社団法人又は一般財団法人であること。

（下請中小企業振興法の一部改正）

第三百八十一条　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「次の各号に」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改める。

（中小小売商業振興法の一部改正）

第三百八十二条　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に、「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第五条の四中「公益法人（その出資金額又は拠出された金額」を「一般社団法人等（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額」に改め、「出資又は」を削り、「当該公益法人」を「当該一般社団法人等」に改める。

（伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正）

第三百八十三条　伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額」を「一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額」に、「中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項」を「同項」に改め、「出資又は」を削り、「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（伝統的工芸品産業振興協会の設立）

第二十三条　その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いる一般社団法人又は一般財団法人は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とし、かつ、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とするものに限り、設立することができる。

2　前項の一般社団法人又は一般財団法人（以下「協会」という。）の設立の登記の申請書には、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とすることについての経済産業大臣の証明書を添付しなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（成立の届出）

第二十三条の二　協会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十四条中「その目的」を「第二十三条第一項に規定する目的」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（協会の業務の監督）

第二十四条の二　協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

2　経済産業大臣は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第二十五条中「伝統的工芸品産業振興協会という名称」を「その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字」に改める。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

（協会の理事、監事又は清算人）

第三十一条　協会の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一　第二十三条の二の規定に違反して、協会の成立の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第二十四条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による監督上の命令に違反したとき。

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第三百八十四条　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

第二十七条中「訪問販売を業として営む者は」を「その名称中に訪問販売協会という文字を用いる一般社団法人は」に、「として、」を「とし、かつ、」に、「会員とし、その名称中に訪問販売協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を」を「社員とする旨の定款の定めがあるものに限り、」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

第二十七条の次に次の二条を加える。

（成立の届出）

第二十七条の二　前条第一項の一般社団法人（以下「訪問販売協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（変更の届出）

第二十七条の三　訪問販売協会は、その名称、住所その他の経済産業省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第二十八条第一項中「前条に規定する法人（以下「訪問販売協会」という。）」を「訪問販売協会」

に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（訪問販売協会の業務の監督）

第二十九条の二　訪問販売協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

2　経済産業大臣は、前条の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び訪問販売協会の財産の状況を検査し、又は訪問販売協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3　経済産業大臣は、前項の命令をした場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該命令をした旨を公表することができる。

第三十条中「通信販売を業として営む者は」を「その名称中に通信販売協会という文字を用いる一般社団法人は」に、「として、」を「とし、かつ、」に、「会員とし、その名称中に通信販売協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を」を「社員とする旨の定款の定めがあるものに限り、」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

第三十条の次に次の二条を加える。

（成立の届出）

第三十条の二　前条第一項の一般社団法人（以下「通信販売協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（変更の届出）

第三十条の三　通信販売協会は、その名称、住所その他の経済産業省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第三十一条第一項中「前条に規定する法人（以下「通信販売協会」という。）」を「通信販売協会」に改める。

第二章第五節中第三十二条の次に次の一条を加える。

（通信販売協会の業務の監督）

第三十二条の二　通信販売協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

2　経済産業大臣は、前条の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び通信販売協会の財産の状況を検査し、又は通信販売協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3　経済産業大臣は、前項の命令をした場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該命令をした旨を公表することができる。

第六十一条第一項中「民法第三十四条の規定による法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第七十五条を第七十六条とし、第七十四条の次に次の一条を加える。

第七十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一　第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十九条の二第二項若しくは第三十二条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十九条の二第二項若しくは第三十二条の二第二項の規定による監督上の命令に違反した者

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正）

第三百八十五条　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十二条第三項」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第二百三十九条第三項」に改め、同条第二号中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の一部改正）

第三百八十六条　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第三百八十七条　エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正）

第三百八十八条　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額」を「一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額」に、「中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額」に、「中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項」を「同項」に改め、「出資され、又は」を削り、「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正）

第三百八十九条　特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額」を「一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額」に改め、「出資又は」を削り、「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第三百九十条　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、組合の主たる事務所の所在地において」に改める。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

（変更の登記）

第十八条　組合において前条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第十九条　組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

第二十条を削る。

第二十一条中「主たる事務所及び従たる」を「その主たる」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条中「組合」を「第十三条の規定により組合」に、「主たる」を「二週間以内に、その主たる」に改め、「は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、同条を第二十一条とする。

第二十三条第一項中「、主たる」を「二週間以内に、その主たる」に改め、「は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、同条第二項中「主たる」を「二週間以内に、その主たる」に改め、「は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、同条第三項中「第二十条」を「第十八条」に、「に、第二十一条」を「について、第二十条」に改め、「ついて」の下に「、それぞれ」を加え、同条を第二十二条とする。

第二十四条中「組合の」を削り、「、主たる」を「二週間以内に、その主たる」に改め、「は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、同条を第二十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（従たる事務所の所在地における登記）

第二十四条　従たる事務所を設けたとき（当該従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）は、当該従たる事務所を設けた日から三週間以内に、その所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

2　従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3　前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第二十四条の二　組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所の所在地における清算結了の登記）

第二十四条の三　清算が結了したときは、清算結了の日から三週間以内に、その従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしなければならない。

第二十六条第一項中「第二十条まで」を「第十九条まで、第二十四条及び第二十四条の二」に、「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十一条から第二十三条まで及び第二十四条の三」に改める。

第二十八条中「事務所の新設若しくは移転又は第十七条」を「第十七条各号」に、「事務所の新設若しくは移転又は登記事項」を「当該事項」に改める。

第三十三条中「第十七条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において投資事業有限責任組合契約に関する法律第十七条各号に掲げる事項を登記すべき場合」を「第二十四条第二項各号」に、「及び支店又は従たる事務所」を「の所在地（外国法人にあっては、各事務所の所在地）」に、「及び従たる事務所」を「の所在地」に改める。

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第三百九十一条　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項第七号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に、「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第十五条第一項第二号ロ中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第四十三条第一項中「公益法人」を「一般社団法人等」に改め、同条第二項中「公益法人（その出資金額又は拠出された金額」を「一般社団法人等（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額」に改め、「出資又は」を削り、「当該公益法人」を「当該一般社団法人等」に改め、同条第三項中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第四十七条第五項中「民法第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第五十一条第一項中「公益法人その他」を削る。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第三百九十二条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第三十六条第一項第三号ロ中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第三百九十三条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（社員の代理行為の委任）

第四十六条の二　特許業務法人を代表する社員は、定款によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第五十二条の次に次の四条を加える。

（裁判所による監督）

第五十二条の二　特許業務法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　特許業務法人の解散及び清算を監督する裁判所は、経済産業大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　経済産業大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第五十二条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）

第五十二条の四　特許業務法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す

る。

（検査役の選任）

第五十二条の五　裁判所は、特許業務法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3　裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、特許業務法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該特許業務法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4　前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第五十五条の見出し中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改め、同条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条」に、「民法第五十五条並びに会社法」を「同法」に改め、同条第二項中「民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに」を削り、同条第三項後段、第五項後段、第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする。

第六十三条に次の一項を加える。

4　役員は、会則又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第七十三条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第七十三条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、弁理士会について準用する。

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正）

第三百九十四条　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第三十八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第七十五条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人その他」を削る。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

第三百九十五条　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他」を削る。

第百五条及び第百十四条中「民法第三十四条の規定により設立された法人その他」を削る。

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正）

第三百九十六条　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、組合の主たる事務所の所在地において」に改める。

第五十八条及び第五十九条を次のように改める。

（変更の登記）

第五十八条　組合において前条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第五十九条　組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十七条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

第六十条を削る。

第六十一条中「主たる事務所及び従たる」を「その主たる」に改め、同条を第六十条とする。

第六十二条中「組合」を「第三十七条の規定により組合」に、「主たる」を「二週間以内に、その主たる」に改め、「は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、同条を第六十一条とする。

第六十三条第一項中「、主たる」を「二週間以内に、その主たる」に改め、「は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、同条第二項中「主たる」を「二週間以内に、その主たる」に改め、「は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、同条第三項中「第六十条」を「第五十八条」に、「に、第六十一条」を「について、第六十条」に改め、「ついて」の下に「、それぞれ」を加え、同条を第六十二条とする。

第六十四条中「組合の」を削り、「、主たる」を「二週間以内に、その主たる」に改め、「は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、同条を第六十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（従たる事務所の所在地における登記）

第六十四条　従たる事務所を設けたとき（当該従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）は、当該従たる事務所を設けた日から三週間以内に、その所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

2　従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3　前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第六十四条の二　組合がその従たる事務所の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所の所在地における清算結了の登記）

第六十四条の三　清算が結了したときは、第五十一条の承認の日から三週間以内に、その従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしなければならない。

第六十六条中「第六十条まで」を「第五十九条まで、第六十四条及び第六十四条の二」に、「第六十二条から第六十四条まで」を「第六十一条から第六十三条まで及び第六十四条の三」に改める。

第六十八条第一項中「事務所の新設若しくは移転又は第五十七条各号」を「第五十七条各号」に、「事務所の新設若しくは移転又は登記事項」を「当該事項」に改める。

第七十一条第二項中「第六十三条第一項各号」を「第六十二条第一項各号」に改める。

第七十三条中「第五十七条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において有限責任事業組合に関する法律第五十七条各号に掲げる事項を登記すべき場合」を「第六十四条第二項各号」に、「及び支店又は従たる事務所」を「の所在地（外国法人にあつては、各事務所の所在地）に、「及び従たる事務所」を「の所在地」に改める。

第十一章　国土交通省関係

（船舶安全法の一部改正）

第三百九十七条　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の八を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第二十五条の八　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

（建設業法の一部改正）

第三百九十八条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第二十七条の十九第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（水先法の一部改正）

第三百九十九条　水先法（昭和二十四年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第四項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条」に改める。

（水防法の一部改正）

第四百条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

第四百一条　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第四百二条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の三中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（建築士法の一部改正）

第四百三条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第二十二条の二を次のように改める。

（建築士会及び建築士会連合会）

第二十二条の二　その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

2　その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、前項に規定する一般社団法人（第四項及び第五項において「建築士会」という。）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

3　前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

4　建築士会及び第二項に規定する一般社団法人（以下この項及び次項において「建築士会連合会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士会にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士会連合会にあつては国土交通大臣に届け出なければならない。

5　国土交通大臣は建築士会連合会に対して、建築士会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士会に対して、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第二十七条の二第一項中「目的として民法第三十四条の規定により設立された法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（建築士法の一部改正に伴う経過措置）

第四百四条　第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつてその名称中に建築士会又は建築士会連合会という文字を用いるものの定款に前条の規定による改正後の建築士法第二十二条の二第一項又は第二項に規定する内容の定めがない場合においては、この定めがあるものとみなす。

（港湾法の一部改正）

第四百五条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（港務局の解散事由）

第九条の二　港務局は、定款で定めた解散事由の発生によつて解散する。

第十条の次に次の十五条を加える。

（清算中の港務局の能力）

第十条の二　解散した港務局は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第十条の三　港務局が解散したときは、委員がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は港務局を組織する地方公共団体の長が、当該地方公共団体の議会の同意を得て、委員以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第十条の四　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第十条の五　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人及び解散の報告）

第十条の六　清算人は、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を港務局を組織する地方公共団体の議会に報告しなければならない。

2　清算中に就職した清算人は、その氏名及び

住所を港務局を組織する地方公共団体の議会に報告しなければならない。

（清算人の職務及び権限）

第十条の七　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第十条の八　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第十条の九　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、港務局の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（残余財産の帰属）

第十条の十　解散した港務局の財産は、定款で指定した者に帰属する。

2　定款で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、清算人は、港務局を組織する地方公共団体の議会の同意を得て、その港務局の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3　前二項の規定により処分されない財産は、港務局を組織する地方公共団体の財産に帰属する。

（裁判所による監督）

第十条の十一　港務局の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

（清算結了の報告）

第十条の十二　清算が結了したときは、清算人は、その旨を港務局を組織する地方公共団体の議会に報告しなければならない。

（特別代理人の選任等に関する事件の管轄）

第十条の十三　次に掲げる事件は、港務局の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一　特別代理人の選任に関する事件

二　港務局の解散及び清算の監督に関する事件

三　清算人に関する事件

（不服申立ての制限）

第十条の十四　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第十条の十五　裁判所は、第十条の四の規定により清算人を選任した場合には、港務局が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く港務局にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第十条の十六　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第十一条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、港務局について準用する。

第二十三条の次に次の二条を加える。

（委員の代理権の制限）

第二十三条の二　委員の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（利益相反行為）

第二十三条の三　港務局と委員との利益が相反する事項については、委員は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第五十四条の三第七項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（道路運送法及び船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第四百六条　次に掲げる法律の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十五条第二項第一号

二　船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第一項第一号

（道路運送車両法の一部改正）

第四百七条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の八を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第七十六条の八　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。

第九十五条中「民法第三十四条の規定により設立される法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（気象業務法の一部改正）

第四百八条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の六第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第二十四条の二十八中「目的として民法第三十四条の規定により設立された法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第四百九条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第三十五条の二中「社団法人の社員」を「一般社団法人の社員」に改め、同条第一号中「もより」を「最寄り」に改め、同条第二号中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第四十条第一項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第五十条の二の五第一項第一号中「目的として民法第三十四条の規定により設立された法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第六十四条の二第一項中「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「民法第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改め、同項第四号イ中「一に」を「いずれかに」に改める。

第七十四条第一項から第三項までを次のよう

に改める。

その名称中に宅地建物取引業協会という文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、一の都道府県の区域内において事業を行う旨及び宅地建物取引業者を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

2　その名称中に宅地建物取引業協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、全国において事業を行う旨及び前項に規定する一般社団法人（以下「宅地建物取引業協会」という。）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

3　前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

第七十四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　宅地建物取引業協会及び第二項に規定する一般社団法人（以下「宅地建物取引業協会連合会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、宅地建物取引業協会にあつては都道府県知事に、宅地建物取引業協会連合会にあつては国土交通大臣に届け出なければならない。

第七十五条中「前条に規定する」を削り、「名称を」を「文字をその名称中に」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置）

第四百十条　第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつてその名称中に宅地建物取引業協会又は宅地建物取引業協会連合会という文字を用いるものの定款に前条の規定による改正後の宅地建物取引業法第七十四条第一項又は第二項に規定する内容の定めがない場合においては、この定めがあるものとみなす。

（旅行業法及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正）

第四百十一条　次に掲げる法律の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

一　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十二条の二第一項第一号

二　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第九条第三項

（土地区画整理法の一部改正）

第四百十二条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（理事の代表権の制限）

第二十八条の二　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第二十八条の三　理事は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（議決権のない場合）

第三十八条の二　組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第四十四条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第四十四条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、組合について準用する。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（清算中の組合の能力）

第四十五条の二　解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第四十六条中「前条第一項第一号」を「第四十五条第一項第一号」に、「一に」を「いずれかに」に、「因り」を「より」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第四十六条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第四十六条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第四十六条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第四十七条の次に次の二条を加える。

（債権の申出の催告等）

第四十七条の二　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第四十七条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（裁判所による監督）

第四十八条の二　組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十九条の次に次の五条を加える。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第四十九条の二　組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第四十九条の三　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四十九条の四　裁判所は、第四十六条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第四十九条の五　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第四十九条の六　裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十九条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条　削除

第百十七条の五第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第四百十三条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の五第一項中「目的として民法第三十四条の規定により設立された法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（内航海運組合法の一部改正）

第四百十四条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第三項を次のように改める。

3　前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第三十四条の二に次の二項を加える。

4　代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

5　代表理事については、第三十三条の二、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第七十八条及び会社法第三百五十四条の規定を準用する。

第三十四条の三第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第五十五条中「並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条」を削り、「並びに会社法」を「並びに同法」に改める。

（地方住宅供給公社法の一部改正）

第四百十五条　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第七条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第四条及び第七十八条の規定は、地方公社について準用する。

第二十三条第三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（清算中の地方公社の能力）

第三十六条の二　解散した地方公社は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第三十七条の次に次の七条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第三十七条の二　前条第一項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第三十七条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第三十七条の四　清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を国土交通大臣に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第三十七条の五　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十七条の六　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第三十七条の七　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、地方公社の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の地方公社についての破産手続の開始）

第三十七条の八　清算中に地方公社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の地方公社が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の地方公社が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第三十八条の次に次の六条を加える。

（裁判所による監督）

第三十八条の二　地方公社の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　地方公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第三十八条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第三十八条の四　地方公社の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、地方公社の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第三十八条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第三十八条の六　裁判所は、第三十七条の二の規定により清算人を選任した場合には、地方公社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、

裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第三十八条の七　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第三十九条を次のように改める。

（検査役の選任）

第三十九条　裁判所は、地方公社の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十八条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「地方公社及び検査役」と読み替えるものとする。

第四十九条第六号及び第七号中「第三十九条第一項において準用する民法第七十九条第一項」を「第三十七条の六第一項」に改め、同条第八号中「第三十九条第一項において準用する民法第八十一条第一項」を「第三十七条の八第一項」に改める。

（日本勤労者住宅協会法の一部改正）

第四百十六条　日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、協会について準用する。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正）

第四百十七条　船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第二十三条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、協会に準用する。

第三十六条第四項中「民法第六十五条及び第六十六条（表決権）」を「第四十九条及び第四十九条の二（議決権）」に改める。

第四十六条に次の二項を加える。

3　総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

4　総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

第四十七条に次の一項を加える。

2　総会においては、前条第四項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第四十八条ただし書中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第四十九条を次のように改める。

（会員の議決権）

第四十九条　各会員の議決権は、平等とする。

2　総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

3　前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（議決権のない場合）

第四十九条の二　協会と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第五十一条の次に次の二条を加える。

（協会についての破産手続の開始）

第五十一条の二　協会がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、会長若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、会長は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の協会の能力）

第五十一条の三　解散した協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第五十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（清算人）」を付し、同条中「前条第一項第一号」を「第五十一条第一項第一号」に改め、同条の次に次の六条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第五十二条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第五十二条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第五十二条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第五十二条の五　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第五十二条の六　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、協会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の協会についての破産手続の開始）

第五十二条の七　清算中に協会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の協会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第五十三条に見出しとして「（財産の処分等）」を付し、同条の次に次の六条を加える。

（裁判所による監督）
第五十三条の二　協会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
3　協会の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣及び国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
4　厚生労働大臣及び国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。
（清算結了の届出）
第五十三条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。
（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）
第五十三条の四　協会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
（不服申立ての制限）
第五十三条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
（裁判所の選任する清算人の報酬）
第五十三条の六　裁判所は、第五十二条の二の規定により清算人を選任した場合には、協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。
（即時抗告）
第五十三条の七　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
第五十四条を次のように改める。
（検査役の選任）
第五十四条　裁判所は、協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十三条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。
第七十一条第五号中「第五十四条第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項」を「第五十一条の二第二項又は第五十二条の七第一項」に改め、同条第六号中「第五十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項」を「第五十二条の五第一項又は第五十二条の七第一項」に改める。
（都市計画法の一部改正）
第四百十八条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。
第二十一条の二第二項中「目的として設立された」を「目的とする」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。
（都市再開発法の一部改正）
第四百十九条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十条、第五十四条及び第五十五条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条」に改める。
第二十七条中第十項を削り、第九項を第十項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。
4　監事の職務は、次のとおりとする。
一　組合の財産の状況を監査すること。
二　理事長及び理事の業務の執行の状況を監査すること。
三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。
四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
第二十七条の次に次の二条を加える。
（理事長の代表権の制限）
第二十七条の二　理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
（理事長の代理行為の委任）
第二十七条の三　理事長は、定款又は総会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
第三十七条中第七項を削り、第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。
3　組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。
第四十二条第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。
第四十五条の次に次の一条を加える。
（清算中の組合の能力）
第四十五条の二　解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。
第四十六条の次に次の三条を加える。
（裁判所による清算人の選任）
第四十六条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。
（清算人の解任）
第四十六条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。
（清算人の職務及び権限）
第四十六条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。
一　現務の結了
二　債権の取立て及び債務の弁済
三　残余財産の引渡し
2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
第四十七条の次に次の二条を加える。
（債権の申出の催告等）
第四十七条の二　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。
2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。
3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
4　第一項の公告は、官報に掲載してする。
（期間経過後の債権の申出）
第四十七条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。
第四十八条の次に次の一条を加える。
（裁判所による監督）
第四十八条の二　組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
3　組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
4　都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十九条の次に次の四条を加える。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第四十九条の二　組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第四十九条の三　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四十九条の四　裁判所は、第四十六条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第四十九条の五　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第五十条を次のように改める。

（検査役の選任）

第五十条　裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十九条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第百四十六条第二号中「第二十七条第八項」を「第二十七条第九項」に改め、同条第三号中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改める。

（タクシー業務適正化特別措置法の一部改正）

第四百二十条　タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された財団法人」を「一般財団法人」に改める。

第三十二条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第三十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「民法第三十四条の規定により設立された財団法人」を「一般財団法人」に改め、同条第四号中「行なう」を「行う」に改める。

（地方道路公社法の一部改正）

第四百二十一条　地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第七条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、道路公社について準用する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（清算中の道路公社の能力）

第三十四条の二　解散した道路公社は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第三十五条の次に次の六条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第三十五条の二　前条第一項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第三十五条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第三十五条の四　清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を国土交通大臣に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第三十五条の五　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十五条の六　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第三十五条の七　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、道路公社の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第三十六条の次に次の六条を加える。

（裁判所による監督）

第三十六条の二　道路公社の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　道路公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第三十六条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第三十六条の四　道路公社の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、道路公社の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第三十六条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第三十六条の六　裁判所は、第三十五条の二の規定により清算人を選任した場合には、道路公社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第三十六条の七　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第三十七条を次のように改める。

（検査役の選任）

第三十七条　裁判所は、道路公社の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十六条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「道路公社及び検査役」と読み替えるものとする。

第四十四条第六号及び第七号中「第三十七条

第一項において準用する民法第七十九条第一項」を「第三十五条の六第一項」に改める。

（日本下水道事業団法の一部改正）

第四百二十二条　日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第七条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、事業団について準用する。

第三十四条第五項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（都市緑地法の一部改正）

第四百二十三条　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正）

第四百二十四条　航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第四百二十五条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「第九項を除く。）」の下に「、第三十八条の二」を加え、「第五十一条」を「第五十条」に改める。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正）

第四百二十六条　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（農住組合法の一部改正）

第四百二十七条　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「第四十四条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条」を「第三十三条の六」に改める。

第三十三条の次に次の六条を加える。

（組合の業務の決定）

第三十三条の二　組合の業務は、定款に特別の定めがある場合を除き、理事の過半数で決する。

（組合の代表）

第三十三条の三　理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第三十三条の四　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第三十三条の五　理事は、定款又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第三十三条の六　理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により、仮理事を選任しなければならない。

（監事の職務）

第三十三条の七　監事の職務は、次のとおりとする。

一　組合の財産の状況を監査すること。

二　理事の職務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は職務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第三十七条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

理事は、必要があると認めるときは、いつでも総会を招集することができる。

第三十八条中「前条」を「前条第二項」に改める。

第四十三条第四項中「第三十七条」を「第三十七条第二項」に改める。

第四十四条を次のように改める。

（役員についての会社法等の準用）

第四十四条　会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十条の規定は理事及び監事について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条の規定は理事について、第三十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と読み替えるものとする。

第四十九条に次の一項を加える。

4　総会においては、第三十九条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第五十一条の見出し中「民法及び」を削り、同条中「民法第六十四条の規定は総会について、」を削り、「総会の」を「、総会の」に改め、「、それぞれ」を削り、同条後段を削る。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（清算中の組合の能力）

第七十五条の二　解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第七十六条の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第七十六条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第七十六条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第七十六条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第七十七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（清算事務）」を付し、同条の次に次の三条を加える。

（債権の申出の催告等）

第七十七条の二　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨

を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第七十七条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の組合についての破産手続の開始）

第七十七条の四　清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第七十八条に見出しとして「（残余財産の分配の制限）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（裁判所による監督）

第七十八条の二　組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十九条に見出しとして「（決算報告）」を付し、同条の次に次の五条を加える。

（清算結了の届出）

第七十九条の二　清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第七十九条の三　組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第七十九条の四　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第七十九条の五　裁判所は、第七十六条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第七十九条の六　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第八十条を次のように改める。

（検査役の選任）

第八十条　裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七十九条の五中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第九十七条第一項第四号中「第三十七条」を「第三十七条第二項」に改め、同項第十二号から第十五号までを次のように改める。

十二　第七十七条の二第一項又は第七十七条の四第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十三　第七十七条の二第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十四　第七十七条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十五　第七十八条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

（広域臨海環境整備センター法の一部改正）

第四百二十八条　広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条の規定は、センターについて準用する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（清算中のセンターの能力）

第二十九条の二　解散したセンターは、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第三十条の次に次の七条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第三十条の二　前条第一項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第三十条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第三十条の四　清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を主務大臣に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第三十条の五　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十条の六　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第三十条の七　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中のセンターについての破産手続の開始）

第三十条の八　清算中にセンターの財産がその

債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中のセンターが破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中のセンターが既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第三十一条の次に次の六条を加える。

（裁判所による監督）

第三十一条の二　センターの解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　センターの解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第三十一条の三　清算が結了したときは、清算人は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第三十一条の四　センターの解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第三十一条の五　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第三十一条の六　裁判所は、第三十条の二の規定により清算人を選任した場合には、センターが当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第三十一条の七　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第三十二条を次のように改める。

（検査役の選任）

第三十二条　裁判所は、センターの解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十一条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「センター及び検査役」と読み替えるものとする。

第三十八条第八号中「第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項」を「第三十条の六第一項又は第三十条の八第一項」に改め、同条第九号中「第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項」を「第三十条の六第一項」に改め、同条第十号中「第三十二条第一項において準用する民法第八十一条第一項」を「第三十条の八第一項」に改める。

（浄化槽法の一部改正）

第四百二十九条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第三項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人」に改める。

第四十三条の十八第三項第一号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部改正）

第四百三十条　特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

第四百三十一条　民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の財団法人」を「目的とする一般財団法人」に改める。

第八条第六項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（関西文化学術研究都市建設促進法の一部改正）

第四百三十二条　関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「財団法人関西文化学術研究都市推進機構」の下に「（昭和六十一年六月十九日に財団法人関西文化学術研究都市推進機構という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（貨物自動車運送事業法の一部改正）

第四百三十三条　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第四十三条中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第四十七条第二項第一号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正）

第四百三十四条　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（大阪湾臨海地域開発整備法の一部改正）

第四百三十五条　大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構（」の下に「平成三年十二月二十五日に財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構という名称で設立された法人をいう。」を加える。

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第四百三十六条　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項を次のように改める。

その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いる一般社団法人は、事業参加者の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発展に資することを目的とし、かつ、不動産特定共同事業者を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

第四十一条第二項中「法人」を「一般社団法人」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第

二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

4　協会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、主務大臣に届け出なければならない。

第四十一条に次の一項を加える。

6　主務大臣は、協会に対して、不動産特定共同事業の適正な運営を確保し、又は不動産特定共同事業の健全な発展を図るため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（不動産特定共同事業法の一部改正に伴う経過措置）

第四百三十七条　第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であってその名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いるものの定款に前条の規定による改正後の不動産特定共同事業法第四十一条第一項に規定する内容の定めがない場合においては、この定めがあるものとみなす。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第四百三十八条　次に掲げる法律の規定中「目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

一　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十七条

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七十八条

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第四百三十九条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二中「第七十五条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条」を「第六十六条の六」に改める。

第六十六条の次に次の六条を加える。

（計画整備組合の業務の決定）

第六十六条の二　計画整備組合の業務は、定款に特別の定めがある場合を除き、理事の過半数で決する。

（計画整備組合の代表）

第六十六条の三　理事は、計画整備組合のすべての業務について、計画整備組合を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第六十六条の四　理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第六十六条の五　理事は、定款又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第六十六条の六　理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により、仮理事を選任しなければならない。

（監事の職務）

第六十六条の七　監事の職務は、次のとおりとする。

一　計画整備組合の財産の状況を監査すること。

二　理事の職務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は職務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第六十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　理事は、必要があると認めるときは、いつでも総会を招集することができる。

第七十四条第四項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第六十九条第三項及び第四項」に改める。

第七十五条を次のように改める。

（役員についての会社法等の準用）

第七十五条　会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十条の規定は理事及び監事について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第七十八条の規定は理事について、第六十六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と読み替えるものとする。

第七十九条に次の一項を加える。

4　総会においては、第七十条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第八十一条の見出し中「民法及び」を削り、同条中「民法第六十四条の規定は総会について、」を削り、「総会の」を「、総会の」に改め、「、それぞれ」を削り、同条後段を削る。

第百一条の次に次の一条を加える。

（清算中の計画整備組合の能力）

第百一条の二　解散した計画整備組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第百二条の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第百二条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第百二条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第百二条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第百三条の次に次の九条を加える。

（債権の申出の催告等）

第百三条の二　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第百三条の三　前条第一項の期間の経過後に申

出をした債権者は、計画整備組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の計画整備組合についての破産手続の開始）

第百三条の四　清算中に計画整備組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の計画整備組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の計画整備組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（裁判所による監督）

第百三条の五　計画整備組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　計画整備組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の届出）

第百三条の六　清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第百三条の七　計画整備組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、計画整備組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第百三条の八　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第百三条の九　裁判所は、第百二条の二の規定により清算人を選任した場合には、計画整備組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第百三条の十　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第百四条を次のように改める。

（検査役の選任）

第百四条　裁判所は、計画整備組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第百三条の九中「清算人及び監事」とあるのは、「計画整備組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第百三十三条第二項中「民法第四十四条第一項、第五十条、第五十四条及び第五十五条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条」に改める。

第百四十八条第三項中「第二十七条第七項及び第八項」を「第二十七条第八項及び第九項」に、「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改める。

第百五十六条中第七項を削り、第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　事業組合と特定の組合員との関係については議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第百六十四条を次のように改める。

（事業組合の解散及び清算についての都市再開発法の準用）

第百六十四条　都市再開発法第四十五条の二から第五十条までの規定は、事業組合の解散及び清算について準用する。

第二百八十九条第一項中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第三百十七条第一項第四号中「第六十九条第二項又は第三項」を「第六十九条第三項又は第四項」に改め、同項第十三号中「第百四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項」を「第百三条の二第一項又は第百三条の四第一項」に改め、同項第十四号中「第百四条第一項において準用する民法第七十九条第一項」を「第百三条の二第一項」に改め、同項第十五号中「第百四条第一項において準用する民法第八十一条第一項」を「第百三条の四第一項」に改める。

第三百十九条第二号中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改め、同条第五号及び第六号中「第百六十四条第一項」を「第百六十四条」に改める。

（アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の一部改正）

第四百四十条　アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人」を「目的とする一般社団法人」に改める。

（外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第四百四十一条　外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

第十四条中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

第二十八条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正）

第四百四十二条　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第八十二条第一項中「目的として民法第三十四条の規定により設立された財団法人」を「目的とする一般財団法人」に改める。

第九十四条第一項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第四百四十三条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法

人」に改める。

第九十一条中「目的として民法第三十四条の規定により設立された財団法人」を「目的とする一般財団法人」に改める。

第九十五条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第四百四十四条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第三項中「目的として設立された」を「目的とする」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）

第四百四十五条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十条、第五十四条及び第五十五条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　号）第四条及び第七十八条」に改める。

第二十四条中第八項を削り、第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　監事の職務は、次のとおりとする。

一　組合の財産の状況を監査すること。

二　理事長及び理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（理事長の代表権の制限）

第二十四条の二　理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事長の代理行為の委任）

第二十四条の三　理事長は、定款又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第三十三条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（清算中の組合の能力）

第三十八条の二　解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第三十九条の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第三十九条の二　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第三十九条の三　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第三十九条の四　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第四十条の次に次の二条を加える。

（債権の申出の催告等）

第四十条の二　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第四十条の三　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（裁判所による監督）

第四十一条の二　組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3　組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十二条の次に次の四条を加える。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第四十二条の二　組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第四十二条の三　清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四十二条の四　裁判所は、第三十九条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第四十二条の五　清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第四十三条を次のように改める。

（検査役の選任）

第四十三条　裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2　前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十二条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第八十八条第三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第百三十八条第二号中「第二十四条第七項」を「第二十四条第八項」に改める。

（景観法の一部改正）

第四百四十六条　景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「目的として設立された」を「目的とする」に、「民法（明治二十九年法律第八

十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第九十二条第一項中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（都市鉄道等利便増進法の一部改正）

第四百四十七条　都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第十三条第五項第二号中「民法第三十四条に規定する法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第四百四十八条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「目的として設立された」を「目的とする」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

第十二章　環境省関係

（自然公園法の一部改正）

第四百四十九条　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第四百五十条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第十三条の十二中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（悪臭防止法の一部改正）

第四百五十一条　悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同条第七項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）

第四百五十二条　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正）

第四百五十三条　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人」を「目的とする一般財団法人」に改める。

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正）

第四百五十四条　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正）

第四百五十五条　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第二十五条第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（土壌汚染対策法の一部改正）

第四百五十六条　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第十三章　罰則に関する経過措置及び政令への委任

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条第一項及び第三項（第三号に係る部分に限る。）、第百三十四条、第百三十五条第二項（第四号に係る部分に限る。）、第百三十七条、第百三十八条第一項、第百四十二条（公益法人認定法第四十七条の規定を準用する部分に限る。）並びに第百六十九条（内閣府設置法附則第二条第一項に一号を加える改正規定中特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整に係る部分を除く。）の規定は、公益法人認定法附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（調整規定）

2　犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第　　号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3　前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

理　由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、中間法人法を廃止し、民法その他の関係法律の規定の整備等をするとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　公共サービス改革基本方針等（第七条・第八条）
第三章　官民競争入札及び民間競争入札
　第一節　国の行政機関等による官民競争入札の実施等（第九条―第十三条）
　第二節　国の行政機関等による民間競争入札の実施等（第十四条・第十五条）
　第三節　地方公共団体による官民競争入札の実施等（第十六条・第十七条）
　第四節　地方公共団体による民間競争入札の実施等（第十八条・第十九条）
第四章　民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等
　第一節　契約（第二十条―第二十三条）
　第二節　公共サービスの実施（第二十四条・第二十五条）
　第三節　監督（第二十六条―第二十八条）
第五章　法令の特例
　第一節　通則（第二十九条―第三十一条）
　第二節　特定公共サービス（第三十二条―第三十四条）
第六章　国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等（第三十五条・第三十六条）
第七章　官民競争入札等監理委員会等
　第一節　官民競争入札等監理委員会（第三十七条―第四十六条）
　第二節　地方公共団体の審議会その他の合議制の機関（第四十七条）
第八章　雑則（第四十八条―第五十三条）
第九章　罰則（第五十四条―第五十六条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関

2　この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものを除く。）をいう。次項において同じ。）をいう。

3　この法律において「国の行政機関等の長等」とは、国の行政機関の長、独立行政法人の長、国立大学法人の学長、大学共同利用機関法人の機構長及び特殊法人の代表者をいう。

4　この法律において「公共サービス」とは、次に掲げるものをいう。

一　国の行政機関等の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）のうち次に掲げるもの

イ　施設の設置、運営又は管理の業務

ロ　研修の業務

ハ　相談の業務

ニ　調査又は研究の業務

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務

二　特定公共サービス

5　この法律において「特定公共サービス」とは、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であって、第五章第二節の規定により、法律の特例が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。

6　この法律において「官民競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一　公共サービス改革基本方針（第七条に規定する公共サービス改革基本方針をいう。次項第一号において同じ。）において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、国の行政機関等と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第一節の規定により行われるもの

二　第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、地方公共団体と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第三節の規定により行われるもの

7　この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一　公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第二節の規定により行われるもの

二　第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第四節の規定により行われるもの

8　この法律において「公共サービス実施民間事業者」とは、第二十条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の契約による委託に基づいて公共サービスを実施する民間事業者をいう。

9　この法律において「法令の特例」とは、公共サービス実施民間事業者が公共サービスを実施する場合において必要とされる資格、国の行政機関等の長等若しくは地方公共団体の長による監督上の措置、規制の緩和その他の特例に関する第五章に規定する法律の特例及び政令又は主務省令により規定された事項についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例をいう。

（基本理念）

第三条　競争の導入による公共サービスの改革は、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

2　前項の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする。

（国の行政機関等の責務）

第四条　国の行政機関等は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国の行政機関等の公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定するほか、国の行政機関等の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2　国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定するほか、地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

（民間事業者の責務）

第六条　公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めなければならない。

第二章　公共サービス改革基本方針等

（公共サービス改革基本方針）

第七条　内閣総理大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　公共サービス改革基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項

二　競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三　競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置（特定公共サービスの範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。以下この条において同じ。）についての計画（次号に掲げるものを除く。）

四　競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画

五　官民競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス（以下「官民競争入札対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

六　民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス（以下「民間競争入札対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

七　廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項

3　内閣総理大臣は、前項第三号から第七号までに掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、民間事業者が公共サービスに関しその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、民間事業者の意見を聴くものとする。

4　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、国の行政機関等の長等に対し、当該国の行政機関等が実施している公共サービスに関し、その内容その他の参考となる情報の提出を求め、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

5　内閣総理大臣は、第二項第四号に掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方公共団体がその特定公共サービスに関しその実施を民間事業者に担わせることが適当と認める業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、地方公共団体の意見を聴くものとする。

6　内閣総理大臣は、公共サービス改革基本方針の案を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会（第三十七条に規定する官民競争入札等監理委員会をいう。以下第五章までにおいて同じ。）の議を経なければならない。

7　内閣総理大臣は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直し、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

8　内閣総理大臣は、前項の見直しに当たっては、第九条第二項第二号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は第十四条第二項第二号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他の業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。

9　第三項から第六項までの規定は、第七項の公共サービス改革基本方針の変更について準用する。

10　内閣総理大臣は、第一項又は第七項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、公共サービス改革基本方針を公表しなければならない。

（地方公共団体における官民競争入札等の実施方針）

第八条　地方公共団体の長は、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を作成するものとする。

2　実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項

二　官民競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容

三　民間競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容

四　前三号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項

3　地方公共団体の長は、前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分を定めようとするときは、あらかじめ、民間事業者が特定公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲について、民間事業者の意見を

聴くものとする。

4　地方公共団体の長は、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

5　地方公共団体の長は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章　官民競争入札及び民間競争入札

第一節　国の行政機関等による官民競争入札の実施等

（官民競争入札実施要項）

第九条　国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において官民競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあっては、その制定又は改廃後遅滞なく）、公共サービス改革基本方針に従って、官民競争入札実施要項を定めなければならない。

2　官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき官民競争入札対象公共サービスの質に関する事項

二　官民競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

三　次条に定めるもののほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

四　官民競争入札に参加する者の募集に関する事項

五　官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

六　官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項

七　官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

八　公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項に規定する国有財産をいう。第十四条第二項第七号において同じ。）に関する事項

九　国の行政機関等の職員のうち、第三十一条第一項に規定する対象公共サービス従事者となることを希望する者に関する事項

十　公共サービス実施民間事業者が官民競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項

十一　公共サービス実施民間事業者が、官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

十二　公共サービス実施民間事業者が官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。第十四条第二項第十号において同じ。）に関する事項

十三　官民競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項

十四　その他官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3　前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十二号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一　知識及び能力

二　経理的基礎

三　技術的基礎

四　その他官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

4　第二項第七号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、次に掲げるものを明らかにするものとする。

一　官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費

二　官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員

三　官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備

四　官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

5　国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

6　国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7　前二項の規定は、官民競争入札実施要項の変更について準用する。

（欠格事由）

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五　第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者

六　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

八　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者

九　その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

十　その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

十一　法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者

十二　官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

（官民競争入札への参加）

第十一条　官民競争入札に参加する民間事業者

は、官民競争入札実施要項に従って、次に掲げる事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして当該国の行政機関等の長等が定めるものをいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）を国の行政機関等の長等に提出することにより、申込みを行うものとする。

一　官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法

二　入札金額

2　官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に従って、前項第一号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。

3　第一項の規定により申込みを受けた国の行政機関等の長等は、遅滞なく、前二項の書類の写しを官民競争入札等監理委員会に送付しなければならない。

（官民競争入札の実施及び落札者等の決定）

第十二条　国の行政機関等の長等は、第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従って、前条第一項及び第二項の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

第十三条　国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として政令で定める場合にあっては、次に有利な者）を落札者として決定するものとする。

2　国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかった場合は、国の行政機関等が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。

3　国の行政機関等の長等は、前二項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

第二節　国の行政機関等による民間競争入札の実施等

（民間競争入札実施要項）

第十四条　国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあっては、その制定又は改廃後遅滞なく）、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めなければならない。

2　民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

二　民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

三　次条において準用する第十条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

四　民間競争入札に参加する者の募集に関する事項

五　落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

六　民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

七　公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

八　公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項

九　公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

十　公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

十一　民間競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項

十二　その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3　前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一　知識及び能力

二　経理的基礎

三　技術的基礎

四　その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

4　第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。

一　民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費

二　民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員

三　民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備

四　民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

5　国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

6　国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7　前二項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

（準用）

第十五条　第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十四条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に

従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

第三節　地方公共団体による官民競争入札の実施等

（官民競争入札実施要項）

第十六条　地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において官民競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、遅滞なく、官民競争入札実施要項を定めるものとする。

2　官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの質に関する事項

二　地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

三　次条において準用する第十条に定めるもののほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

四　官民競争入札に参加する者の募集に関する事項

五　地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

六　官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項

七　地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

八　公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。第十八条第二項第七号において同じ。）に関する事項

九　地方公共団体の職員のうち、公共サービス実施民間事業者に使用される者であって当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに係る業務に従事する者となることを希望する者に関する事項

十　公共サービス実施民間事業者が地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項

十一　公共サービス実施民間事業者が、地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、地方公共団体の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

十二　公共サービス実施民間事業者が地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により地方公共団体が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。第十八条第二項第十号において同じ。）に関する事項

十三　その他地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3　前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十二号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一　知識及び能力

二　経理的基礎

三　技術的基礎

四　その他地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

4　第二項第七号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、次に掲げるものを明らかにするものとする。

一　地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費

二　地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員

三　地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備

四　地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

5　地方公共団体の長は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経るものとする。

6　地方公共団体の長は、官民競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7　前二項の規定は、官民競争入札実施要項の変更について準用する。

（準用）

第十七条　第十条から第十三条までの規定は、地方公共団体の長が実施する官民競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第二十二条第一項」と、同条第十二号、第十一条第三項及び第十二条中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、同条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十六条第二項第五号」と、第十三条第一項中「会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「政令」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

第四節　地方公共団体による民間競争入札の実施等

（民間競争入札実施要項）

第十八条　地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において民間競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、遅滞なく、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2　民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

二　地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

三　次条において準用する第十条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

四　民間競争入札に参加する者の募集に関する事項

五　落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

六　地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開

示に関する事項
七　公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産に関する事項
八　公共サービス実施民間事業者が地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項
九　公共サービス実施民間事業者が、地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、地方公共団体の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
十　公共サービス実施民間事業者が地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項
十一　その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3　前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。
一　知識及び能力
二　経理的基礎
三　技術的基礎
四　その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

4　第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。
一　地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費
二　地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員
三　地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備
四　地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

5　地方公共団体の長は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経るものとする。

6　地方公共団体の長は、民間競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7　前二項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

（準用）

第十九条　第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、地方公共団体の長が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第二十二条第一項」と、同条第十二号中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十八条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も有利な申込みをした者（最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

第四章　民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

第一節　契約

（契約の締結等）

第二十条　国の行政機関等の長等は、第十三条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により民間事業者を落札者として決定した場合には、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。

2　国の行政機関等の長等は、前項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

（契約の変更）

第二十一条　国の行政機関等の長等及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により、前条第一項の契約を変更することができる。

2　国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

3　国の行政機関等の長等は、前二項の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

（契約の解除等）

第二十二条　国の行政機関等の長等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。
一　公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。
イ　偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
ロ　第九条第二項第三号若しくは第十条（第十一号を除く。）の規定による官民競争入札に参加する者に必要な資格の要件又は第十四条第二項第三号若しくは第十五条において準用する第十条（第十一号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
ハ　法令の特例において定められた当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
ニ　第二十条第一項の契約に従って対象公共サービスを実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
ホ　ニに掲げる場合のほか、第二十条第一項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
ヘ　第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
ト　第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。
チ　法令の特例において定められた当該対象公共サービスに係る契約の解除の事由に該当したとき。

二　公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の対象公共サービスに従事する者が、第二十五条第一項の規定に違反して、対象公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

2　国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を解除するときは、前章に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は国の行政機関等が対象公共サービスを実施する措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3　国の行政機関等の長等は、前項の規定による措置を講じようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

4　国の行政機関等の長等は、前二項の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならない。

（地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについての準用）

第二十三条　前三条の規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用する。この場合において、第二十条第一項中「第十三条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十七条及び第十九条において準用する第十三条第一項」と、同条第二項及び「規則」と、同条第二項及び前条第三項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、同条第一項第一号ロ中「第九条第二項第三号若しくは第十条」とあるのは「第十六条第二項第三号若しくは第十七条において準用する第十条」と、「第十四条第二項第三号若しくは第十五条」とあるのは「第十八条第二項第三号若しくは第十九条」と、同号ハ中「第二十六条第一項」とあるのは「第二十八条において準用する第二十六条第一項」と、同号ト中「第二十七条第一項」とあるのは「第二十八条において準用する第二十七条第一項」と、同項第二号中「対象公共サービス」とあるのは「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス若しくは地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」と読み替えるものとする。

第二節　公共サービスの実施

（官民競争入札対象公共サービス等の実施）

第二十四条　公共サービス実施民間事業者は、第二十条第一項（前条において準用する場合を含む。）の契約に従って、官民競争入札対象公共サービス、民間競争入札対象公共サービス、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施しなければならない。

（秘密保持義務等）

第二十五条　公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　前条の公共サービスに従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節　監督

（報告の徴収等）

第二十六条　国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。

（国の行政機関等の長等の指示等）

第二十七条　国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2　前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

（地方公共団体官民競争入札対象公共サービス等についての準用）

第二十八条　前二条の規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用する。この場合において、第二十六条第四項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは、「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と読み替えるものとする。

第五章　法令の特例

第一節　通則

（法令の特例の適用）

第二十九条　公共サービス実施民間事業者が実施する公共サービスについては、法令の特例を適用する。

（財政法の特例）

第三十条　国が対象公共サービスについて債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。

（国家公務員退職手当法の特例）

第三十一条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員（以下この項において「職員」という。）のうち、国の行政機関等の長等が第二十条第一項の契約を締結した日の翌日から当該契約に係る対象公共サービスの第九条第二項第二号に規定する実施期間又は第十四条第二項第二号に規定する実施期間（以下この項において「実施期間」という。）の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に使用される者（当該対象公共サービスに係る業務に従事するものに限る。以下この項において「対象公共サービス従事者」という。）となるための退職（同法第四条第一項又は第五条第一項の規定に該当する退職に限る。次項において「特定退職」という。）をし、かつ、引き続き対象公共サービス従事者として在職した後引き続いて実施期間の末日の翌日までに再び職員となった者（以下この条において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する同法第二条の三の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2　再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の三の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間（以下この項において「基礎在職期間」という。）には、同条第二項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当（以下この条において「先の退職手当」という。）の額の計算の基礎となった基礎在職期間を含むものとする。

3　再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の三の規定

による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。

一　国家公務員退職手当法第二条の三から第六条の四まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第三項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）附則第三条から第六条までの規定により計算した額

二　再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額

三　前二項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額

4　前三項の規定は、再任用職員の退職前に、その者について、国家公務員退職手当法第十二条の規定により先の退職手当を支給しないこととなったとき、又は同法第十二条の三第一項の規定により先の退職手当を返納させることとなったときは、適用しない。

5　再任用職員が退職し、その者に対しまだ当該退職に係る退職手当（その額を第三項本文の規定により計算するものに限る。次項において同じ。）が支払われていない場合において、その者について、国家公務員退職手当法第十二条の規定により先の退職手当を支給しないこととなったとき、又は同法第十二条の三第一項の規定により先の退職手当を返納させることとなったときは、第三項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額（次項において「特例加算額」という。）は、支給しない。

6　再任用職員が退職し、その者に対し当該退職に係る退職手当の支給をした後において、その者について、国家公務員退職手当法第十二条の規定により先の退職手当を支給しないこととなったとき、又は同法第十二条の三第一項の規定により先の退職手当を返納させることとなったときは、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等は、特例加算額に相当する額の全部又は一部を返納させることができる。この場合においては、同法第十二条の三第二項の規定を準用する。

第二節　特定公共サービス

（職業安定法の特例）

第三十二条　次に掲げる公共職業安定所の業務（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者であって特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行うものは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。

一　事業の経営管理に係る業務又は技術的及び専門的な知識を必要とする業務に就く職業に就職を希望する四十歳以上の者を専ら対象とする施設において行う職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務

二　事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に就く職業に就職を希望する四十五歳以上六十歳未満の者その他厚生労働省令で定める者を専ら対象とし、職業の選択及び労働市場の状況に関する理解を深めさせることにより就職活動を行う意欲を増進することを目的とする施設において行う職業指導及びこれに付随する業務

2　前項の公共サービス実施民間事業者が、特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行う場合において当該職業紹介事業に関し国以外の者から手数料又は報酬を受けないときは、当該職業紹介事業については、職業安定法第三十二条の十一の規定は適用しない。

3　前二項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（国民年金法等の特例）

第三十三条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十七条第一項に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の収納に関する業務のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務（以下この条において「納付受託業務」という。）を実施するものとする。

一　国民年金法第八十八条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を納期限までに納付しないもの（以下この条において「保険料滞納者」という。）に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務

二　保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務

三　第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に報告する業務

2　前項の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならない。

3　前項の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第三項から第五項まで並びに同法第九十二条の四及び第九十二条の五の規定を適用する。この場合において、同法第九十二条の三第三項中「第一項第二号の規定による指定をしたときは」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第　号）第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について同法第二十条第一項の契約を締結したときは」と、同法第九十二条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条第一項」とする。

4　第二項の公共サービス実施民間事業者が実施する第一項第二号に規定する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条の規定は適用しない。

5　公共サービス実施民間事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する特定業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

6　公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、社会保険庁長官が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7　特定業務従事者は、特定業務を実施するに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

8　公共サービス実施民間事業者は、特定業務を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いることその他の保険料滞納者の保護に欠け、又は特定業務の適正を害するおそれがあるものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。

9　社会保険庁長官は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

一　公共サービス実施民間事業者が、第五項の

規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二　特定業務従事者が、第六項の規定に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき。

三　特定業務従事者が、第七項の規定に違反したとき。

四　公共サービス実施民間事業者が、前項の規定に違反して、同項の厚生労働省令で定める行為を行ったとき。

五　公共サービス実施民間事業者が、納付受託業務について、次のいずれかに該当するとき。

イ　第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の四第二項又は第九十二条の五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ロ　第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

ハ　第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

10　前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（戸籍法等の特例）

第三十四条　地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第百十七条の四第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二第一項の規定に基づく同項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第百十七条の四第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し

二　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十の規定に基づく同条の証明書（以下この号において「納税証明書」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し

三　外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（以下この号において「登録原票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し

四　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し

五　住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し

六　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

2　前項各号に掲げる業務（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

二　特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令・法務省令で定める施設及び設備を備えていること。

三　個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令・法務省令で定める措置が講じられていること。

四　その他総務省令・法務省令で定める要件に適合するものであること。

3　地方公共団体は、第二十三条において準用する第二十条第一項の契約（以下この条において単に「契約」という。）を締結しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4　地方公共団体は、第二十三条において準用する第二十条第二項の規定にかかわらず、契約を締結したときは、その旨、当該契約の相手方となる公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称、当該公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務の内容及びその期間を、遅滞なく、告示しなければならない。

5　地方公共団体が、第二十三条において準用する第二十一条第一項の規定により契約を変更する場合又は協議により契約を解除する場合には、前二項の規定を準用する。

6　地方公共団体の長は、公共サービス実施民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、その実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　第二項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

二　第二十八条において準用する第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

7　地方公共団体の長は、第二十三条において準用する第二十二条第一項の規定により契約を解除したときは、同条第四項の規定にかかわらず、その旨、その理由及び当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称を、遅滞なく、告示し、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、第四十七条第一項に規定する合議制の機関に通知するとともに、遅滞なく、告示しなければならない。

8　公共サービス実施民間事業者は、特定業務取扱事業所（公共サービス実施民間事業者が特定業務を取り扱う事業所をいう。）に勤務する者が特定業務に関して知り得た情報を当該特定業務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

9　前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項のうち、第一項第二号、第四号又は第六号に掲げる業務に係るものについては総務省令で、同項第一号又は第三号に掲げる業務に係るものについては法務省令で、同項第五号に掲げる業務に係るものについては総務省令・法務省令で定める。

第六章　国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等

（官民競争入札対象公共サービスの実施）

第三十五条　国の行政機関等は、第十三条第二項の場合においては、官民競争入札実施要項及び当該国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に従って、官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

（地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施）

第三十六条　地方公共団体は、第十七条において準用する第十三条第二項の場合においては、官民競争入札実施要項及び当該地方公共団体の長が作成した第十七条において準用する第十一条第二項の書類の内容に従って、地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

第七章　官民競争入札等監理委員会等

第一節　官民競争入札等監理委員会

（設置）

第三十七条　国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に、官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第三十八条　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。

3　委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。

4　内閣総理大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。この場合において、関係する国の行政機関等の長等が行う通知は、内閣総理大臣を通じて行うものとする。

（組織）

第三十九条　委員会は、委員十三人以内をもって組織する。

2　委員は、非常勤とする。

（委員）

第四十条　委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期）

第四十一条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員長）

第四十二条　委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第四十三条　委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（事務局）

第四十四条　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3　事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

（報告の徴収等）

第四十五条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する国の行政機関等又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

（政令への委任）

第四十六条　この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　地方公共団体の審議会その他の合議制の機関

第四十七条　地方公共団体は、地方公共団体の長が官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、当該地方公共団体の特定公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、公共サービスに関して優れた識見を有する者により構成される審議会その他の合議制の機関（次項において「合議制の機関」という。）を置くものとする。

2　合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第八章　雑則

（競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置）

第四十八条　国は、第二十四条の規定により公共サービス実施民間事業者が実施することとなる官民競争入札対象公共サービスの実施に従事していた職員を、定員の範囲内において、他の官職（他の国の行政機関に属する官職を含む。）に任用することの促進その他の競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（事務の委任）

第四十九条　国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該国の行政機関所属の職員又は他の国の行政機関所属の職員に、官民競争入札又は民間競争入札に関する事務を委任することができる。

（解釈規定）

第五十条　この法律のいかなる規定も、国の行政機関の長が実施する官民競争入札及び民間競争入札に対する会計法第四章の規定の適用を妨げるものと解釈してはならない。

第五十一条　この法律のいかなる規定も、地方公共団体の長が実施する官民競争入札及び民間競争入札に対する地方自治法第二編第九章第六節の規定の適用を妨げるものと解釈してはならない。

（主務省令）

第五十二条　この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員中央労働委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。

（政令への委任）

第五十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章　罰則

第五十四条　第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十六条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二　正当な理由なく、第二十七条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者

第五十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

3　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第　号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。

第三十七条第三項の表民間資金等活用事業推進委員会の項の次に次のように加える。

官民競争入札等監理委員会　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

理　由

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年四月十七日印刷
平成十八年四月十八日発行
衆議院事務局
印刷者　国立印刷局
A